厚生·産業常任委員会 資料3 令和6年(2024年)3月12日 健康医療福祉部障害福祉課 子 ど も ・ 青 少 年 局

滋賀県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例 等の一部を改正する条例案 概要資料

1. 改正等の理由

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成 24 年厚生労働省令 第 15 号)等が改正されたため、県の関係基準条例の改正を行う。

2. 改正等の概要

(1)改正条例一覧

- ①滋賀県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例(平成25年3月29日条例第6号)
- ②滋賀県児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例(平成25年3月29日条例第7号)
- ③滋賀県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例(平成24年12月28日条例第64号)
- ④滋賀県児童福祉施設の設置および管理に関する条例(昭和39年3月31日条例第37号)
- ⑤滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの 事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例(平成25年3月29日条例第8号)
- ⑥滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例(平成25年3月29日条例第9号)
- ⑦滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の 設備および運営に関する基準を定める条例(平成25年3月29日条例第10号)
- ⑧滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの 設備および運営に関する基準を定める条例(平成25年3月29日条例第11号)
- ⑨滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備および 運営に関する基準を定める条例(平成25年3月29日条例第12号)
- ⑩滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備および運営に関する基準を定める条例(平成25年3月29日条例第13号)

(2)改正事項(障害児等関係)

- i 児童発達支援の一元化および児童発達支援(児童発達支援センターに限る。)における3類型の区分の 一元化 2.(1)①、③関連【経過措置:従業者の人員等は令和9年3月31日まで、設備基準については 当分の間、なお従前の例による】
 - (一)「医療型児童発達支援」を現行の「児童発達支援」に、児童発達支援センターにおいては「医療型」と「福祉型」の類型を廃止し、それぞれ一元化する。
 - □現行の指定児童発達支援事業の内、児童発達支援センターにおける人員・設備基準等の3類型(障害児、 難聴児、重症心身障害児)の区分を撤廃し、人員・設置基準等を一元化する。

ii 意思決定の支援の促進 2.(1)①、②関連

- ─利用者およびその保護者の意思をできる限り尊重することに配慮しなければならないものとする。
- □個別支援計画等について、次の3点を要件として追加するものとする。

- ・年齢、発達の程度に応じて、意見、最善の利益の考慮および心身の育成に適切な支援の内容を検討
- ・個別支援会議では、利用者の意見が尊重される体制を確保した上で実施
- ・作成後の計画の交付対象者に指定障害児相談支援事業者を含む(指定通所支援のみ)

iii 質の高い発達支援の提供の促進

- ─ 治定通所支援 2. (1)①関連
 - ア 事業者は、提供するサービスの種類に応じて、以下の2点の片方もしくは両方を含めた支援内容を 策定した上で、その公表方法を明確化し、支援の提供を行うものとする。【経過措置:一部サービス の支援内容の策定・公表は令和7年3月31日までは努力義務】
 - ・心身の健康等に関する領域(「健康・生活」、「運動・感覚」、「認知・行動」、「言語・コミュニケーション」、「人間関係・社会性」)
 - ・地域社会への参加等の促進
 - イ 評価対象者を追加するとともに、自己評価の公表方法の明確化を行うものとする。
- □指定入所施設等 2.(1)②関連
 - ア 15歳以上の入所児童に対して、移行支援に係る個別の計画の作成を行うものとする。
 - イ 良好な家庭的環境の整備に努めるものとする。

iv その他 各条例改正事項

- ①指定通所支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例
 - ・管理者の配置について、「同一敷地内に限る」から「他事業所との兼務を可能」に緩和する。
- ②指定障害児入所施設等の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例
 - ・新興感染症発生時に対応できるよう第2種協定指定医療機関との協議を実施するよう努めることと する(協力医療機関が第2種協定指定医療機関の場合は義務)。
- ③児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例
 - ・児童福祉施設の種類の区分に里親支援センターを追加し、設備基準や職員配置基準等、同センターに 必要な規定を整備する。
- ④児童福祉施設の設置および管理に関する条例
 - ・一定の福祉型障害児入所施設を指定障害者支援施設とみなす特例の期間が令和6年3月31日で終了となるため、附則に掲げる規定を削除する。

(3)改正事項(障害者関係)

- i 意思決定の支援の促進 2.(1)⑤、⑥、⑦、⑩関連
 - 一利用者の意思決定の支援に配慮する。
 - □意思の決定が困難な場合は、適切に意思決定が支援できるよう努めるものとする。
 - 三個別支援計画が必要な事業について、以下の4点を要件として追加する
 - ・課題把握時に適切な支援を行うため、意思および選好ならびに判断能力等について把握
 - ・利用者の自己決定の尊重および意思決定の支援に配慮
 - ・個別支援会議には、利用者も参加し、生活に対する意向等を改めて確認
 - ・作成後の計画の交付対象者に指定特定相談支援事業者等を含む
- <u>ii</u> 就労選択支援の円滑な実施 2.(1)⑤、⑦関連【施行日:政令で定める日(令和7年10月予定)】 令和7年10月以降から、就労継続支援B型の利用申請前に、原則として就労選択支援を利用することと なるため、その円滑な事業実施に向けて就労選択支援事業の基準等を定めるものとする。
- <u>iii 支援の質の確保</u> 2.(1)⑤の「共同生活援助」、⑥、⑩関連【※経過措置:令和7年3月31日までは努力義務】
 - ─入所者等の地域生活への移行に関する意向を把握し、適切な支援を実施するものとする。
 - □利用者およびその家族、地域住民の代表者等により構成される協議会の開催の実施するものとする。※

- 三上記協議会の構成員に対して、事業所の見学会を実施するものとする。※
- 四口および回は、おおむね1年に1回以上実施をし、その内容を記録し公表することとする。**
- (国口)から四までと同様の内容を実施していると県が認めた場合は、適用しないこととする。
- iv 地域移行の促進 2.(1)⑥、⑩関連【経過措置:令和8年3月31日までは努力義務】
 - ─設置者は、利用者の地域生活への移行等を円滑に実施するために、必要な措置を実施するものとする。
 - □設置者は、利用者の意向を把握するための担当者(地域移行等意向確認担当者)を選任するものとする。
 - 三個別支援計画は、地域移行等意向確認担当者の意見を踏まえて作成するものとする。
 - 四地域移行等意向確認担当者は、利用者の地域生活への移行に向けて、必要な支援に努めるものとする。
- v 自立訓練(機能訓練)の充実 2.(1)⑤・⑦の「生活介護」「自立訓練(機能訓練)」、⑥、⑩関連
 - ─言語障害を有する者等の支援のため、人員配置基準に言語聴覚士を加えるものとする。
 - □自立訓練(機能訓練)の実施主体に介護保険の通所リハビリテーション事業者および病院または診療 所を加え、各事業者が満たすべき基準を追加するものとする。
 - (三)共生型自立訓練(機能訓練)の事業を行う指定通所リハビリテーション事業者が当該事業に関して満たすべき基準を追加するものとする。
- vi その他 障害者関係の各条例改正事項
- ⑤指定障害福祉サービスの事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例
 - ─訪問系サービスに配置する管理者の配置について、「同一敷地内に限る」から「他事業所との兼務を可能」に緩和する。
 - □就労継続支援B型の工賃の支払に関する規定を追加する。
 - 三就労定着支援事業者の実施主体に障害者就業・生活支援センターを追加する。
 - 四自立生活支援に関する基準の改正を行う。
 - 国新興感染症発生時に対応できるよう第2種協定指定医療機関との協議を実施するよう努めることとする(協力医療機関が第2種協定指定医療機関の場合は義務)。
- ⑦障害福祉サービス事業の設備および運営に関する基準を定める条例
 - ─就労移行支援の定員を 10 名以上に変更する。
 - □viの⑤ 国と同様の改正を行う。
- ⑧地域活動支援センターの設備および運営に関する基準を定める条例
 - ──障害者総合支援法の一部改正に伴う条項ずれによる改正を行う。
- ⑨福祉ホームの設備および運営に関する基準を定める条例
 - →障害者総合支援法の一部改正に伴う条項ずれによる改正を行う。

vii経過措置の延長

指定共同生活援助事業所または日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例が令和9年3月31日まで延長される。

3. 施行日等

- ▶ 令和6年4月1日施行。ただし、施行に際し必要な経過措置を定める。
- ▶ 就労選択支援に係る規定および条例®、⑨等の条項ずれについては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律(令和4年法律第104号)附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日(政令で定める日)から施行。

滋賀県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令(令和6年内閣府令第5号)による児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第15号)等の一部改正等に伴い、必要な規定の整備を行うため、滋賀県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例(平成25年滋賀県条例第6号)ほか9条例の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 滋賀県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例の一部改正
 - ア 児童福祉法等の一部を改正する法律(令和4年法律第66号)の施行により、医療型 児童発達支援を児童発達支援に一元化されることに伴い、医療型児童発達支援の規定 を削除し、従業者ならびに設備および運営の基準を児童発達支援に一元化して規定す ることとします。(第1条による改正後の第5条、別表第1、別表第2および別表第6 関係)
 - イ 児童発達支援における人員・設備基準等の3類型(障害児、難聴児、重症心身障害児)の区分について、主として難聴児または重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターに限る。)以外の人員および設備基準等に一元化して規定することとします。(第1条による改正後の別表第1関係)
 - ウ 児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所、居宅訪問型児童発達支援事業 所および保育所等訪問支援事業所の管理者が兼務をすることができる事業所の範囲に ついて、同一敷地内の事業所に限定しないこととします。(第1条による改正後の別表 第1および別表第3から別表第5関係)
 - エ 児童発達支援計画、放課後等デイサービス計画、居宅訪問型児童発達支援計画および保育所等訪問支援計画の作成に当たっては、利用者の年齢および発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう適切な支援の内容について検討することとします。(第1条による改正後の別表第1および別表第3から別表第5関係)
 - オ 児童発達支援計画および放課後等デイサービス計画の原案の作成は、利用者に対する総合的な支援の目標およびその達成の時期ならびに心身の健康等に関する領域との関連性および利用者の地域社会への参加等の観点を踏まえた支援またはサービスの具

体的内容等を記載したものとすることとします。(第1条による改正後の別表第1および別表第3関係)

- カ 支援またはサービスの提供に当たる担当者等による会議は、利用者の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で開催することとします。 (第1条による改正後の別表第1および別表第3から別表第5関係)
- キ 作成後の児童発達支援計画、放課後等デイサービス計画、居宅訪問型児童発達支援 計画および保育所等訪問支援計画は、通所給付決定保護者だけではなく、支援または サービスを提供する者にも交付することとします。(第1条による改正後の別表第1お よび別表第3から別表第5関係)
- ク 児童発達支援管理責任者、放課後等デイサービス管理責任者、居宅訪問型児童発達 支援管理責任者および保育所等訪問支援管理責任者は、業務を行うに当たっては、利 用者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、利用者およびその 通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するよう努めることとします。(第1条に よる改正後の別表第1および別表第3から別表第5関係)
- ケ 児童発達支援事業者、放課後等デイサービス事業者、居宅訪問型児童発達支援事業者および保育所等訪問支援事業者は、利用者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、利用者および通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をすることとします。(第1条による改正後の別表第1および別表第3から別表第5関係)
- コ 児童発達支援事業者、放課後等デイサービス事業者および居宅訪問型児童発達支援 事業者は、心身の健康等に関する領域を含む総合的な支援を行うこととします。(第1 条による改正後の別表第1、別表第3および別表第4関係)
- サ 児童発達支援事業者、放課後等デイサービス事業者および居宅訪問型児童発達支援 事業者は、自らによる評価を事業所の従事者による評価も受けた上で行うことや、自 らによる評価および利用者の保護者による評価ならびに改善の内容を保護者にも示す ともに、インターネットの利用その他の適切な方法により公表することとします。(第 1条による改正後の別表第1、別表第3および別表第4関係)
- シ 児童発達支援事業者、放課後等デイサービス事業者および居宅訪問型児童発達支援 事業者は、事業所ごとに、心身の健康等に関する領域との関連性を明確にした支援の 内容を策定し、公表することとします。(第1条による改正後の別表第1、別表第3お よび別表第4関係)
- ス 児童発達支援事業者等、放課後等デイサービス事業者および保育所等訪問支援事業者は、障害児が地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加等の推進に努めることとします。(第1条による改正後の別表第1、別表第3および別表第5関係)
- セ 居宅訪問型児童発達支援計画の原案の作成は、利用者に対する総合的な支援の目標 およびその達成の時期ならびに心身の健康等に関する領域との関連性を踏まえた居宅

訪問型児童発達支援の具体的内容等を記載したものとすることとします。(第1条による改正後の別表第4関係)

- ソ 保育所等訪問支援計画の原案の作成は、利用者に対する総合的な支援の目標および その達成の時期および利用者の地域社会への参加等の観点を踏まえた保育所等訪問支 援の具体的内容等を記載したものとすることとします。(第1条による改正後の別表第 5関係)
- タ 保育所等訪問支援事業所ごとに、その提供する保育所等訪問支援の事業について、 指定保育所等訪問支援事業所の従事者による評価を受けた上で、自らによる評価を行 うとともに、利用者の保護者による評価および当該指定保育所等訪問支援事業所の訪 問支援員が利用者に対して保育所等訪問支援を行うに当たって訪問する施設による評 価を受けて常にその改善を図り、保育所等訪問支援事業者は、1年に1回以上、自己 評価、保護者評価および施設評価ならびに当該改善の内容を利用者の保護者に示すと ともに、インターネットの利用その他の適切な方法により公表することとします。(第 1条による改正後の別表第5関係)
- (2) 滋賀県児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の従業者ならびに設備および運営に 関する基準等を定める条例(平成25年滋賀県条例第7号)の一部改正
 - ア 指定福祉型障害児入所施設および指定医療型障害児入所施設の設置者は、15歳以上に達した入所児童について、入所支援計画の作成と同様の手順により、自立した日常生活または社会生活への移行について支援する上で必要な事項を定めた計画(以下「移行支援計画」という。)を作成し、当該移行支援計画に基づき移行支援を進めることとします。(第2条による改正後の第4条関係)
 - イ 指定福祉型障害児入所施設および指定医療型障害児入所施設の管理者は、児童発達 支援管理責任者に入所支援計画および移行支援計画の作成に関する業務を担当させる こととします。(第2条による改正後の別表第1関係および別表第2関係)
 - ウ 指定福祉型障害児入所施設管理責任者および指定医療型障害児入所施設管理責任者は、入所支援計画の作成に当たっては、利用者の年齢および発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、および心身ともに健やかに育成される適切な支援の内容について検討を行うこととします。(第2条による改正後の別表第1および別表第2関係)
 - エ 指定福祉型障害児入所施設管理責任者および指定医療型障害児入所施設管理責任者は、利用者の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で、当該利用者に対する指定入所支援の提供に当たる担当者等による会議を開催することとします。(第2条による改正後の別表第1および別表第2関係)
 - オ 指定福祉型障害児入所施設管理責任者および指定医療型障害児入所施設管理責任者 は、適切に移行支援計画の作成等を行うこととします。(第2条による改正後の別表第 1および別表第2関係)
 - カ 指定福祉型障害児入所施設管理責任者および指定医療型障害児入所施設管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者が自立した日常生活または社会生活を営むこと

- ができるよう、利用者およびその入所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するよう努めることとします。(第2条による改正後の別表第1および別表第2関係)
- キ 指定福祉型障害児入所施設の設置者および指定医療型障害児入所施設の設置者は、 利用者ができる限り良好な家庭的環境において指定入所支援を受けることができるよ う努めることとします。(第2条による改正後の別表第1および別表第2関係)
- ク 指定福祉型障害児入所施設の設置者および指定医療型障害児入所施設の設置者は、 利用者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、利用者およびそ の保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をすることとします。(第2条による 改正後の別表第1および別表第2関係)
- ケ 指定福祉型障害児入所施設の設置者および指定医療型障害児入所施設の設置者は、 第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるよう努 めることとします。(第2条による改正後の別表第1および別表第2関係)
- コ 指定福祉型障害児入所施設の設置者および指定医療型障害児入所施設の設置者は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うこととします。(第2条による改正後の別表第1および別表第2関係)
- (3) 滋賀県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例 (平成 24 年滋賀県条例第 64 号)の一部改正
 - ア 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴い、医療型児童発達支援を児童発達 支援に一元化されることから、医療型児童発達支援に係る規定を削除し、児童発達支 援センターの設備および運営に関する基準に一元化することとします。(第3条による 改正後の第6条、別表第10関係および別表第11関係)
 - イ 里親支援センターが児童福祉施設に位置付けられることに伴い、必要な設備および 運営に関する基準の整備を行うこととします。(第3条の規定による改正後の第6条お よび別表第15関係)
 - ウ 乳児院の長が入所中の乳幼児の自立を支援するための計画を策定するに当たっては、 入所中の乳幼児について、年齢、発達の状況その他の当該乳幼児の事情に応じ意見聴 取その他の措置をとることにより、乳幼児の意見または意向等を勘案することとしま す。(第3条の規定による改正後の別表第3関係)
 - エ 乳児院の長が連携することとする施設に里親支援センターを加えることとします。 (第3条の規定による改正後の別表第3関係)
 - オ 母子生活支援施設の長が入所中の母子の自立を支援するための計画を策定するに当たっては、入所中の母子について、年齢、発達の状況その他の当該母子の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、母子の意見または意向等を勘案することとします。(第3条の規定による改正後の別表第4関係)
 - カ 母子生活支援施設の長が連携することとする施設等に母子・父子自立支援員、児童 家庭支援センター、里親支援センターおよび女性相談支援センターを加えることとし ます。(第3条の規定による改正後の別表第4関係)

- キ 児童養護施設の長が入所中の児童等の自立を支援するための計画を策定するに当たっては、入所中の児童等について、年齢、発達の状況その他の当該児童等の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、児童等の意見または意向等を勘案することとします。(第3条の規定による改正後の別表第7関係)
- ク 児童養護施設の長が連携することとする施設に里親支援センターを加えることとします。(第3条の規定による改正後の別表第7関係)
- ケ 福祉型児童発達支援センターにおける人員および設備基準等の3類型(障害児、難聴児、重症心身障害児)の区分を、主として難聴児または重症心身障害児を通わせる児童発達支援センター以外の人員および設備基準等に一元化することとします。(第3条による改正後の別表第10関係)
- コ 障害児に対して行う心理学的および精神医学的診査は児童の福祉に有害な実験にな らないこととします。(第3条による改正後の別表第10関係)
- サ 児童心理治療施設の長が入所中の児童等の自立を支援するための計画を策定するに 当たっては、入所中の児童等について、年齢、発達の状況その他の当該児童等の事情 に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、児童等の意見または意向等を勘案す ることとします。(第3条の規定による改正後の別表第12関係)
- シ 児童心理治療施設の長が連携することとする施設に児童家庭支援センターおよび里 親支援センターを加えることとします。(第3条の規定による改正後の別表第12関係)
- ス 児童心理治療施設の長が入所中の児童等の自立を支援するための計画を策定するに 当たっては、入所中の児童等について、年齢、発達の状況その他の当該児童等の事情 に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、児童等の意見または意向等を勘案す ることとします。(第3条の規定による改正後の別表第13関係)
- セ 児童自立支援施設の長が連携することとする施設に里親支援センターを加えることとします。(第3条の規定による改正後の別表第13関係)
- (4) 滋賀県児童福祉施設の設置および管理に関する条例(昭和39年滋賀県条例第37号)の一部改正
 - 一定の指定障害者支援施設等を福祉型障害児入所施設とみなす特例の期間が令和6年3月31日をもって終了することに伴い、規定の整備をすることとします。(第4条による改正後の付則関係)
- (5) 滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例 (平成25年滋賀県条例第8号)の一部改正
 - ア 指定共同生活援助事業所または日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する命令(平成26年厚生労働省令第5号。以下「区分命令」という。)第1条各号で規定する障害支援区分の4から6に該当する等の者が、当該事業所の従業者以外の者による居宅介護または重度訪問介護の利用を希望する場合の特例の経過措置期間を令和9年3月31日まで延長することとします。(第5条による改正後の付則関係)

- イ 居宅介護、重度訪問介護、同行援護および行動援護(以下「居宅介護等」という。) および重度障害者等包括支援の事業所の管理者が兼務をすることができる事業所の範 囲について、同一敷地内の事業所に限定しないこととします。(第5条による改正後の 別表第1および別表第5関係)
- ウ 作成後の居宅介護計画および重度障害者等包括支援計画を利用者およびその同居の 家族ならびに当該利用者または障害児の保護者に対して指定計画相談支援または指定 障害児相談支援(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条の26第2項に規定す る指定障害児相談支援をいう。)を行う者(以下これらを「指定特定相談支援事業者等」 という。)に交付することとします。(第5条による改正後の別表第1および別表第5 関係)
- エ サービス提供責任者 (障害福祉サービスの提供に係るサービスの管理を行う者として厚生労働大臣が定める者をいう。以下この号において同じ。)は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めることとします。(第5条による改正後の別表第1および別表第5関係)
- オ 居宅介護等事業者、療養介護事業者、生活介護事業者、短期入所事業者、重度障害者等包括支援事業者、自立訓練(機能訓練)事業者、自立訓練(生活訓練)事業者、就 労移行支援事業者、就労継続支援 A型事業者、就労継続支援 B型事業者、就労定着支援事業者、自立生活援助事業者および共同生活援助事業者は、利用者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮することとします。(第5条による改正後の別表第1から別表第5までおよび別表第7から別表第14まで関係)
- カ サービス管理責任者 (障害福祉サービスの提供に係るサービスの管理を行う者として厚生労働大臣が定める者をいう。以下この号において同じ。) は、利用者の希望する生活および課題等の把握に当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思および選好ならびに判断能力等について丁寧に把握することとします。(第5条による改正後の別表第2から別表第4までおよび別表第7から別表第14まで関係)
- キ 療養介護計画、生活介護計画、自立訓練(機能訓練)計画、自立訓練(生活訓練)計画、就労移行支援計画、就労継続支援A型計画、就労継続支援B型計画、就労定着支援計画、自立生活援助計画、共同生活援助計画、日中サービス支援型共同生活援助計画および外部サービス利用型指定共同生活援助計画の作成に当たっては、利用者の自己決定の尊重および意思決定の支援に配慮することとします。(第5条による改正後の別表第1から別表第5までおよび別表第7から別表第14まで関係)
- ク 療養介護の提供に当たる担当者等による会議は、利用者の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で開催し、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに、療養介護計画の原案について意見を求めることとします。(第5条による改正後の別表第2関係)

- ケ 作成後の療養介護計画、生活介護計画、自立訓練(機能訓練)計画、自立訓練(生活 訓練)計画、就労移行支援計画、就労継続支援A型計画、就労継続支援B型計画、就労 定着支援計画、共同生活援助計画、日中サービス支援型共同生活援助計画、外部サー ビス利用型指定共同生活援助計画は、利用者だけではなく、指定特定相談支援事業者 等にも交付することとします。(第5条による改正後の別表第2から別表第4までおよ び別表第7から別表第14まで関係)
- コ 生活介護および自立訓練(機能訓練)の人員配置基準に、言語聴覚士を加えること とします。(第5条による改正後の別表第3および別表第7関係)
- サ 指定生活介護の提供に当たる担当者等による会議は、利用者の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で開催し、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに、生活介護計画の原案について意見を求めることとします。(第5条による改正後の別表第3関係)
- シ 指定自立訓練(機能訓練)の提供に当たる担当者等による会議は、利用者の意見が 尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で開催し、当該利 用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに、自立訓練(機能訓練)計画の 原案について意見を求めることとします。(第5条による改正後の別表第7関係)
- ス 指定通所リハビリテーション事業者が共生型自立訓練(機能訓練)の事業を行う場合において当該事業に関して満たすべき基準を定めることとします。(第5条による改正後の別表第7関係)
- セ 自立訓練(機能訓練)に係る基準該当障害福祉サービスが当該事業に関して満たすべき基準を定めることとします。(第5条による改正後の別表第7関係)
- ソ 地域において自立訓練(機能訓練)が提供されていないことその他の事由により自立訓練(機能訓練)を受けることが困難な障害者に対して病院または診療所が行う自立訓練(機能訓練)に係る基準該当障害福祉サービスに関して満たすべき基準を定めることとします。(第5条による改正後の別表第7関係)
- タ 指定自立訓練(生活訓練)の提供に当たる担当者等による会議は、利用者の意見が 尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で開催し、当該利 用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに、自立訓練(生活訓練)計画の 原案について意見を求めることとします。(第5条による改正後の別表第8関係)
- チ 指定就労移行支援の提供に当たる担当者等による会議は、利用者の意見が尊重され、 その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で開催し、当該利用者の生活 に対する意向等を改めて確認するとともに、就労移行支援計画の原案について意見を 求めることとします。(第5条による改正後の別表第9関係)
- ツ 指定就労継続支援A型支援の提供に当たる担当者等による会議は、利用者の意見が 尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で開催し、当該利 用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに、就労継続支援A型計画の原案 について意見を求めることとします。(第5条による改正後の別表第10関係)
- テ 指定就労継続支援B型支援の提供に当たる担当者等による会議は、利用者の意見が

尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で開催し、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに、就労継続支援B型計画の原案について意見を求めることとします。(第5条による改正後の別表第11関係)

- ト 就労継続支援B型事業者の工賃の支払に要する費用は、災害その他やむを得ない理 由がある場合を除き、自立支援給付をもって充ててはならないこととします。(第5条 による改正後の別表第11関係)
- ナ 指定就労定着支援事業者は、生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、 就労移行支援、就労継続支援A型または就労継続支援B型に係る指定障害福祉サービ ス事業者であって、過去3年以内に当該事業者の事業所の3人以上の利用者が新たに 通常の事業所に雇用されたものまたは障害者就業・生活支援センターであることとし ます。(第5条による改正後の別表第12関係)
- 二 指定就労定着支援の提供に当たる担当者等による会議は、利用者の意見が尊重され、 その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で開催し、当該利用者の生活 に対する意向等を改めて確認するとともに、就労定着支援計画の原案について意見を 求めることとします。(第5条による改正後の別表第12関係)
- ヌ 自立生活援助事業の実施主体に係る規定を削除し、実施主体を拡充することとします。(第5条による改正後の別表第13関係)
- ネ サービス管理責任者を常勤専従で自立生活援助事業所に配置する場合には、配置基準を利用者 60 に対し1人とすることとします。(第5条による改正後の別表第 13 関係)
- ノ 相談支援事業所において提供される地域相談支援との支援の継続性の確保や自立生活援助の整備を促進する観点から、指定地域移行支援事業者または指定地域定着支援事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域移行支援または指定地域定着支援の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合には、当該事業所に配置された相談支援専門員を自立生活援助のサービス管理責任者とみなすことができることとします。(第5条による改正後の別表第13関係)
- ハ 指定自立生活援助事業者は、定期的に利用者の居宅の訪問によるほか、テレビ電話 装置等を活用することにより、障害者が地域における自立した日常生活または社会生 活を営むために必要な援助を行うこととします。(第5条による改正後の別表第13関係)
- ヒ 指定自立生活援助の提供に当たる担当者等による会議は、利用者の意見が尊重され、 その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で開催し、当該利用者の生活 に対する意向等を改めて確認するとともに、自立生活援助計画の原案について意見を 求めることとします。(第5条による改正後の別表第13関係)
- フ 指定共同生活援助事業者、日中サービス支援型指定共同生活援助事業者および外部 サービス利用型指定共同生活援助事業者は、日常生活上の援助を適切かつ効果的に行 うことに併せて、居宅における自立した日常生活への移行を希望する入居者につき当 該日常生活への移行および移行後の定着に関する相談、住居の確保に係る援助その他

- 居宅における自立した日常生活への移行および移行後の定着に必要な援助を適切かつ 効果的に行うこととします。(第5条による改正後の別表第14関係)
- へ 指定共同生活援助事業者は、利用者の退居に当たっては、居宅における自立した日常生活への移行後の定着に必要な援助を行うこととします。(第5条による改正後の別表第14関係)
- ホ 指定共同生活援助の提供に当たる担当者等による会議は、利用者の意見が尊重され、 その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で開催し、当該利用者の生活 に対する意向等を改めて確認するとともに、共同生活援助計画の原案について意見を 求めることとします。(第5条による改正後の別表第14関係)
- マ 指定共同生活援助事業者および日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、指 定共同生活援助の提供に当たっては、地域住民等との連携および協力を行う等の地域 との交流を図ることとします。(第5条による改正後の別表第14関係)
- ミ 指定共同生活援助事業者および日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助の提供にあたっては、利用者およびその家族、地域住民の代表者、共同生活援助について知見を有する者ならびに市町の担当者等により構成される協議会(以下「地域連携推進会議」という。)を開催し、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けることとします。(第5条による改正後の別表第14関係)
- ム 指定共同生活援助事業者および日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、地域連携推進会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議の構成員が指定共同生活援助事業所を見学する機会を設けることとします。(第5条による改正後の別表第14関係)
- メ 指定共同生活援助事業者および日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表することとします。(第5条による改正後の別表第14関係)
- モ 指定共同生活援助事業者は、第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生 時等の対応を取り決めるよう努めることとします。(第5条による改正後の別表第14 関係)
- ヤ 指定共同生活援助事業者は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合に おいては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応につ いて協議を行うこととします。(第5条による改正後の別表第14関係)
- ユ 日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たる担当者等による会議は、利用者の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で開催し、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに、日中サービス支援型指定共同生活援助計画の原案について意見を求めることとします。(第5条による改正後の別表第14関係)
- ヨ 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所のサービス管理責任者は、外部サービ ス利用型指定共同生活援助計画の作成に当たっては、利用者の自己決定の尊重および

意思決定の支援に配慮することとします。(第5条による改正後の別表第14関係)

- ラ 外部サービス利用型指定共同生活援助の提供に当たる担当者等による会議は、利用者の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で開催し、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに、外部サービス利用型指定共同生活援助の原案について意見を求めることとします。(第5条による改正後の別表第14関係)
- リ 障害福祉サービスの種類の区分に就労選択支援を加え、必要な設備および運営に関する基準を定めることとします。(第6条の規定による改正後の第4条および別表第8の2関係)
- ル 指定就労移行支援事業者、就労継続支援A型事業者または就労継続支援B型事業者は、利用者に対し、指定計画相談支援を行う者と連携し、定期的に就労選択支援に関する情報提供を行うこととします。(第6条の規定による改正後の別表第9から別表第11関係)
- (6) 滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例(平成25年滋賀県条例第9号)の一部改正
 - ア 指定障害者支援施設の設置者は、利用者の自己決定の尊重および意思決定の支援に 配慮しつつ、利用者の地域生活への移行に関する意向を把握する等(以下「地域移行 等意向確認等」という。)、地域生活への移行に向けた措置を講じなければならないこ ととします。(第7条による改正後の別表関係)
 - イ 指定障害者支援施設の設置者は、利用者の指定障害福祉サービス等の利用状況を把握するとともに、指定障害福祉サービス等の利用に関して、一般相談支援事業所等と連携を図りつつ必要な援助を行うこととします。(第7条による改正後の別表関係)
 - ウ 施設障害福祉サービス管理責任者は、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思および選好ならびに判断能力等について丁寧に把握することとします。(第7条による改正後の別表関係)
 - エ 施設障害福祉サービス管理責任者は、利用者の自己決定の尊重および意思決定の支援に配慮しつつ、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう、適切な支援の内容について検討を行い、地域移行等意向確認担当者(当該指定障害者支援施設において地域移行等意向確認等を行う者をいう。以下同じ。)が把握した利用者の地域生活への移行に関する意向等を踏まえて、施設障害福祉サービス計画を作成することとします。(第7条による改正後の別表関係)
 - オ 施設障害福祉サービス等の提供に当たる担当者等による会議を開催し、当該利用者 の生活に対する意向等を改めて確認するとともに、施設障害福祉サービス計画の原案 について意見を求めることとします。(第7条による改正後の別表関係)
 - カ 施設障害福祉サービス計画を利用者だけではなく、当該利用者に対して指定計画相 談支援を行う者に交付することとします。(第7条による改正後の別表関係)

- キ 施設障害福祉サービス管理責任者は、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、 利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決 定の支援が行われるよう努めることとします。(第7条による改正後の別表関係)
- ク 指定障害者支援施設の設置者は、利用者の地域移行等意向確認等を行うため、その 指針を定めるとともに、地域移行等意向確認担当者を選任することとします。(第7条 による改正後の別表関係)
- ケ 地域移行等意向確認担当者は、地域移行等意向確認等において把握または確認をした内容をサービス管理責任者に報告するとともに、当該内容を個別支援会議にて報告することとします。(第7条による改正後の別表関係)
- コ 地域移行等意向確認担当者は、一般相談支援事業等と連携し、利用者に対して地域 における障害福祉サービスの体験的な利用に係る支援その他の地域生活への移行に向 けた支援を行うよう努めることとします。(第7条による改正後の別表関係)
- サ アからコまで掲げるもののほか、(5)コおよびミからヤまでと同様の基準を定めることとします。(第7条による改正後の別表関係)
- (7) 滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備および運営に関する基準を定める条例(平成25年滋賀県条例第10号)の一部改正
 - ア サービス管理責任者は、療養介護計画、生活介護計画、自立訓練(機能訓練)計画、 自立訓練(生活訓練)計画、就労移行支援計画、就労継続支援A型計画、就労継続支援 B型計画を利用者の自己決定の尊重および意思決定の支援に配慮しつつ作成し、当該 計画を利用者および当該利用者または障害児の保護者に対して指定計画相談支援また は指定障害児相談支援に交付することとします。(第8条による改正後の別表第1から 別表第7まで関係)
 - イ 療養介護事業者、生活介護事業者、自立訓練(機能訓練)事業者、自立訓練(生活訓練)事業者、就労移行支援事業者、就労継続支援A型事業者、就労継続支援B型事業者は、利用者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めることとします。(第8条による改正後の別表第1から別表第7まで関係)
 - ウ 療養介護、生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、 就労継続支援A型、就労継続支援B型の提供に当たる担当者等による会議は、利用者 の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で開催し、 当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに、個別支援計画の原案に ついて意見を求めることとします。(第8条による改正後の別表第1から別表第7まで 関係)
 - エ 生活介護および自立訓練(機能訓練)の人員配置基準に、言語聴覚士を加えること とします。(第8条による改正後の別表第2および別表第3関係)
 - オ 就労移行支援事業所の規模は、10人以上の人員が利用できるものとすることとします。(第8条による改正後の別表第5関係)

- カ アから才まで掲げるもののほか、(5)エおよびカと同様の基準を定めることとします。 (第8条による改正後の別表第1から別表第7まで関係)
- キ 障害福祉サービスの種類の区分に就労選択支援を加え、必要な設備および運営に関する基準の整備を行うこととします。(第9条の規定による改正後の第4条および別表第4の2関係)
- ク 就労移行支援事業者、就労継続支援A型事業者および就労継続支援B型事業者は、 利用者に対し、指定計画相談支援を行う者と連携し、定期的に就労選択支援に関する 情報提供を行うこととします。(第9条による改正後の別表第5から別表第7まで関係)
- (8) 滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備および運営に関する基準を定める条例(平成25年滋賀県条例第11号) および滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備および運営に関する基準を定める条例(平成25年滋賀県条例第12号)の一部改正

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律(令和4年法律第104号。以下「令和4年改正法」という。)による障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正による条項の移動に伴い、必要な規定の整理を行うこととします。(第10条による改正後の第1条および第11条による改正後の第1条関係)

- (9) 滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者 支援施設の設備および運営に関する基準を定める条例(平成25年滋賀県条例第13号) の一部改正
 - (5) コおよびミからヤまでならびに(6) アからコまでと同様の基準を定めることとします。(第12条による改正後の別表関係)

(10) その他

- ア この条例は、令和6年4月1日から施行することとします。ただし、2(5)リおよびル、(7)キならびに(8)ならびにウの一部については、令和4年改正法附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日から施行することとします。
- イ この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとします。
- ウ その他必要な規定の整備を行うこととします。

議第70号

滋賀県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準 等を定める条例等の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和6年3月11日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する 基準等を定める条例等の一部を改正する条例

(滋賀県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第1条 滋賀県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例(平成25年滋賀県条例第6号)の一部を次のように改正する。

第3条ただし書を削る。

第4条中「指定障害児通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改める。 第5条第1項第2号を次のように改める。

(2) 削除

第5条第2項中「、別表第2第1項第1号に規定する指定医療型児童発達支援の事業」を削る。

別表第1第1項第1号中「指導および訓練」を「支援をし、またはこれに併せて治療(上肢、下肢または体幹の機能の障害のある児童に対して行われるものに限る。以下同じ。)」に改め、同項第2号ただし書中「通わせる指定児童発達支援事業所」の右に「(児童発達支援センターであるものを除く。)」を加え、同項第3号ア(グ)中「指導訓練室」を「発達支援室」に改め、同号ア(イ)中「指導訓練室」を「発達支援室」に、「訓練に」を「支援に」に改め、同号イ(グ)中「指導訓練室」を「発達支援室」に改め、「イにおいて同じ。」を削り、「および便所」を「、便所および静養室」に改め、同号イ(グ)ただし書を削り、同号イ(イ)を次のように改める。

(イ) 指定児童発達支援事業所において、治療を行う場合には、(ア) に規定する設備(医務室を除く。)に加えて、診療所(医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第2項に規定する診療所をいう。以下同じ。)として必要な設備を設けること。

別表第1第1項第3号イ(ウ)中「(主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所または主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所を除く。)」を削り、同号イ

- (ウ) a 中「指導訓練室」を「発達支援室」に改め、同号イ(エ)ただし書中「場合は」の右に「、(イ)に規定する設備を除き」を加え、同項第4号アただし書中「同一の敷地内にある他」を「当該指定児童発達支援事業所以外」に改め、同号ウ(ブ)から(ウ)までを次のように改める。
 - (ア) 指定児童発達支援事業者は、嘱託医、児童指導員、保育士、栄養士、調理員および 児童発達支援管理責任者を置くこと。ただし、通わせる障害児の数が40人以下である 指定児童発達支援事業所にあっては栄養士を、調理業務の全部を委託する指定児童発 達支援事業所にあっては調理員を、それぞれ置かないことができる。
 - (イ) 嘱託医の数は、1人以上とすること。
 - (ウ) 児童指導員および保育士の総数は、指定児童発達支援の単位ごとに、おおむね障害 児の数を4で除して得た数以上とすること。

別表第1第1項第4号ウ(オ)中「(エ)」を「(ク) および(ケ)」に改め、同号ウ(オ) を同号ウ(コ) とし、同号ウ(エ)中「および嘱託医」を「、嘱託医および(キ) に規定する従業者」に改め、同号ウ(エ) を同号ウ(ク) とし、同号ウ(ク) の次に次のように加える。

(ケ) (キ) に規定する従業者は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者とすること。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、障害児の保護に直接従事する従業者を除き、当該指定児童発達支援事業所に併設する社会福祉施設の職務に従事することができる。

別表第1第1項第4号ウ(ウ)の次に次のように加える。

- (エ) 児童指導員、保育士、栄養士、調理員および児童発達支援管理責任者の数は、それ ぞれ1人以上とすること。
- (オ) 指定児童発達支援事業所において、日常生活を営むために必要な機能訓練を提供する場合は機能訓練担当職員を、日常生活および社会生活を営むために必要な医療的ケアを行う場合は看護職員を、それぞれ置くこと。ただし、次に掲げる場合には、看護職員を置かないことができる。
 - a 医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合
 - b 当該指定児童発達支援事業所(社会福祉士及び介護福祉士法第48条の3第1項の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち同法第2条第2項に規定する喀痰吸引等のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業またはその一環として同法第48条の3第1項に規定する喀痰吸引等業務を行う場合
 - c 当該指定児童発達支援事業所(社会福祉士及び介護福祉士法附則第27条第1項の 登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち同法附則第10 条第1項に規定する特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者 が自らの事業またはその一環として同法附則第27条第1項に規定する特定行為業務

を行う場合

- (効) (対) の規定により、機能訓練担当職員等を置いた場合においては、当該機能訓練担当職員等の数を(ウ) の児童指導員および保育士の総数に含めることができる。この場合において、機能訓練担当職員等の数は、児童指導員および保育士の合計数を超えてはならない。
- (*) 指定児童発達支援事業所において、治療を行う場合には、診療所として必要とされる数の従業者を置くこと。

別表第1第1項第5号ウ中「指導訓練室」を「発達支援室」に改め、同項第6号ウ(ア)中「指定障害児通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改め、同号ウ(イ)中「当該指定児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額(法第21条の5の3第2項第1号(法第21条の5の13第2項の規定により、放課後等デイサービス障害児通所給付費等の支給について適用する場合を含む。)に掲げる額をいう。以下同じ。)」を「次のaまたはbに掲げる場合の区分に応じ、当該aまたはbに定める額」に改め、同号ウ(イ)に次のように加える。

- a bに掲げる場合以外の場合 当該指定児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額(法第21条の5の3第2項第1号(法第21条の5の13第2項の規定により、放課後等デイサービス障害児通所給付費等の支給について適用する場合を含む。)に掲げる額をいう。以下同じ。)
- b 治療を行う場合 a に掲げる額のほか、当該指定児童発達支援のうち肢体不自由 児通所医療(食事療養(健康保険法(大正11年法律第70号)第63条第2項第1号に 規定する食事療養をいう。)を除く。以下同じ。)に係るものにつき健康保険の療 養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額

別表第1第1項第6号エ中「指定障害児通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改め、同号オ中「の支給」を「または肢体不自由児通所医療費の支給」に、「の額」を「および肢体不自由児通所医療費の額」に改め、同項第7号イ(ウ)中「当たっては、」の右に「利用者の年齢および発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう」を加え、「ことができるよう、」を「上での」に改め、同号イ(エ)中「その内容等」を「オ(オ)に規定する領域との関連性および利用者の地域社会への参加等の観点を踏まえた指定児童発達支援の具体的内容等」に改め、同号イ(オ)中「利用者」の右に「の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で、当該利用者」を加え、同号イ(キ)中「通所給付決定保護者」の右に「および当該通所給付決定保護者に対して指定障害児相談支援を提供する者」を加え、同号エ(ウ)中「自ら評価」を「指定児童発達支援事業所の従業者による評価を受けた上で、自らによる評価(以下(コ)において「自己評価」という。)」に改め、「による評価」の右に「(以下(コ)において「保護者評価」という。)」を加え、「当該評価および改善の内容を」を「自己評価および保護者評

価ならびに当該改善の内容を利用者の保護者に示すとともに、」に改め、同号エ (ク) を同号エ (コ) とし、同号エ中 (中) を (ケ) とし、 (エ) から (カ) までを (カ) から (ク) までとし、 (ウ) の次に次のように加え、同号エを同号オとする。

- (エ) 利用者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、利用者および 通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をすること。
- (オ) 利用者の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた指定児童発達支援(治療に係る部分を除く。以下(オ)および(コ)ならびにカにおいて同じ。)の確保ならびに(コ)の規定による指定児童発達支援の事業の評価およびその改善の適切な実施の観点から、指定児童発達支援の提供に当たっては、心身の健康等に関する領域を含む総合的な支援を行うこと。

別表第1第1項第7号ウの次に次のように加える。

エ 児童発達支援管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、利用者および通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するよう努めること。

別表第1第1項第7号に次のように加える。

- カ 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに指定児童発達支援プログラム (オ (オ) に規定する領域との関連性を明確にした指定児童発達支援の実施に関する計画をいう。)を策定し、インターネットの利用その他の適切な方法により公表すること。
- キ 指定児童発達支援事業者は、利用者が指定児童発達支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、利用者の地域社会への参加等の推進に努めること。

別表第1第1項第8号中「指導、訓練等」および「生活指導」を「支援」に改め、同項第16号イ(ウ)中「第7号エ(カ)」を「第7号オ(ク)」に改め、同項第18号ア中「第5条第18項」を「第5条第19項」に改め、同項第21号イ中「もしくは特例障害児通所給付費」を「、特例障害児通所給付費もしくは肢体不自由児通所医療費」に改め、同号ウ中「指定児童発達支援事業者」の右に「(治療を行うものを除く。)」を加え、同表第3項第1号ア中「指導訓練」を「発達支援」に改め、同号イ中「指導訓練」を「発達支援」に、「訓練に」を「支援に」に改め、同項第3号中「第7号エ(カ)」を「第7号オ(ク)」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2 削除

別表第3第1項第1号中「訓練」を「支援」に改め、「指導および」を削り、同項第2号ならびに同表第2項および第3項中「第7号エ(カ)」を「第7号オ(ク)」に改める。

別表第4第3項第3号中「心理指導担当職員」を「心理担当職員」に、「の指導、知識技能

の付与」を「および知識技能の習得」に、「必要な訓練」を「必要な支援」に改め、「以下」の右に「この号において」を加え、「訓練等」を「支援」に、「)を行い、および」を「)を行い、ならびに」に、「職業訓練または」を「職業訓練もしくは」に改め、同表第5項第2号中「別表第1第1項第6号」の右に「ア、イおよび」を加え、同表第6項第3号中「オ」を「キ」に改め、「ならびに別表第2第3項第3号および第4号」を削り、同号に後段として次のように加える。

この場合において、同号カ中「行う」とあるのは、「行うよう努める」と読み替えるものとする。

別表第4第7項中「、第7号」の右に「(キを除く。)」を加え、「同項第7号ウ(ア)」を「同項第7号イ(エ)中「オ(オ)」とあるのは「別表第4第7項において準用するオ(オ)」と、「関連性および利用者の地域社会への参加等の観点」とあるのは「関連性」と、同号ウ(ア)」に、「同号エ(ク)中「事業」を「同号オ(コ)中「事業について、指定児童発達支援事業所の従業者による評価を受けた上で」に改め、「「内容」の右に「について」を、「による評価」の右に「(以下(コ)において「保護者評価」という。)」を加え、「当該評価および改善の内容を」を「自己評価および保護者評価ならびに当該改善の内容を利用者の保護者に示すとともに、」に、「第7号エ(カ)」を「第7号オ(ク)」に改める。

別表第5第3項中「、第7号」の右に「(オ (オ) およびカを除く。)」を加え、「からオ」を「からキ」に改め、「、別表第2第3項第3号および第4号」を削り、「同項第7号ウ (グ)」を「同項第7号イ (エ) 中「オ (オ) に規定する領域との関連性および利用者」とあるのは「利用者」と、同号イ (オ) 中「当たる担当者等」とあるのは「当たる担当者および当該利用者に係る訪問先施設の担当者等」と、「当該担当者等」とあるのは「これらの者」と、同号ウ (グ)」に、「同号エ (グ) 中「事業」を「同号オ (コ) 中「の事業」に、「「内容」を「「の内容」に、「利用者の保護者による評価を受けて常に」を「を受けて」に、「「常に」を「「および当該指定保育所等訪問支援事業所の訪問支援員が利用者に対して保育所等訪問支援を行うに当たって訪問する施設による評価 (以下 (コ) において「施設評価」という。)を受けて」に、「図ること。この場合において、指定児童発達支援事業者は、1年に1回以上、当該評価および改善の内容をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない」を「および保護者評価」に、「図ること」」を「、保護者評価および施設評価」と、同項第11号カ中「行う」とあるのは「行うよう努める」」に、「第7号エ (カ)」を「第7号オ (ク)」に改める。

別表第6第1項第1号中「別表第2第3項および」を削り、同項第2号中「、多機能型による指定医療型児童発達支援事業所」および「、指定医療型児童発達支援の事業」を削り、同表第3項第1号中「、別表第2第2項第1号および第4号」および「、別表第2第2項第1号および第4号中「指定医療型児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と」を削る。

(滋賀県児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の従業者ならびに設備および運営に関する 基準等を定める条例の一部改正) 第2条 滋賀県児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例(平成25年滋賀県条例第7号)の一部を次のように改正する。

第4条中「第24条の24第2項」を「第24条の24第3項」に改め、「いう。)」の右に「ならびに障害児(15歳以上の障害児に限る。)が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)第5条第1項に規定する障害福祉サービス(以下「障害福祉サービス」という。)その他のサービスを利用しつつ自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、自立した日常生活または社会生活への移行について支援する上で必要な事項を定めた計画(以下「移行支援計画」という。)」を加える。

別表第1第1項第3号アおよび同項第4号中「訓練室」を「支援室」に改め、同項第5号ア中「訓練室」を「支援室」に、「屋外訓練場」を「屋外遊戯場」に改め、同表第2項第6号中「、心理指導」を「、心理支援」に、「心理指導担当職員」を「心理担当職員」に改め、同項第6号の2中「心理指導担当職員」を「心理担当職員」に改め、同表第3項第1号中「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)」を「障害者総合支援法」に改め、同表第4項第3号アおよびイ中「第24条の24第2項」を「第24条の24第3項」に改め、同表第5項第1号中「入所支援計画」の右に「および移行支援計画」を加え、同項第2号ウ中「当たっては、」の右に「利用者の年齢および発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう」を加え、「ことができるよう、」を「上での」に改め、同号オ中「利用者」の右に「の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で、当該利用者」を加え、同号ク中「以下」の右に「この号において」を加え、同項第4号中「入所支援計画」の右に「および移行支援計画」を加え、同号中クをコとし、エからキまでを力からケまでとし、ウの次に次のように加え、同号を同項第6号とする。

- エ 利用者ができる限り良好な家庭的環境において指定入所支援を受けることができるよう努めること。
- オ 利用者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、利用者および入 所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をすること。

別表第1第5項第3号中「前号」を「前2号」に改め、同号を同項第4号とし、同号の次に 次の1号を加える。

(5) 児童発達支援管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者が自立した日常生活また は社会生活を営むことができるよう、利用者および入所給付決定保護者の意思をできる限 り尊重するよう努めること。

別表第1第5項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 児童発達支援管理責任者は、次に掲げるところにより、移行支援計画の作成等を行うこと。

- ア 適切な方法により、課題把握を行うこと。
- イ 移行支援計画の作成に当たっては、利用者が障害福祉サービスその他のサービスを利 用しつつ自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、自立した日常生活 または社会生活への移行について支援する上で必要な支援の内容について検討を行うこ と。
- ウ 課題把握および支援の内容に係る検討の結果に基づき、利用者が障害福祉サービスそ の他のサービスを利用しつつ自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、 自立した日常生活または社会生活への移行について支援する上で必要な取組等を記載し た移行支援計画の原案を作成すること。
- エ 移行支援計画の作成後、移行支援計画の実施状況の評価(利用者に対する継続的な課題把握を含む。)を行うこと。
- オ 少なくとも6月に1回以上、移行支援計画の見直しを行うこと。この場合において、 必要があると認められるときは、移行支援計画の変更を行うものとする。
- カ 前号イおよびオからキまでの規定は、移行支援計画の作成について準用する。
- キ 前号イ、オからキまでおよびケならびにアからウまでの規定は、オ後段の変更につい て準用する。

別表第1第6項中「指導、訓練等」を「支援」に改め、同表第17項第2号ア中「入所支援計画」の右に「および移行支援計画」を加え、同号ウ中「第5項第4号カ」を「第5項第6号ク」に改め、同表第19項第1号中「第5条第18項」を「第5条第19項」に改め、同表第22項に次の2号を加える。

- (5) 設置者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関(以下「第2種協定指定医療機関」という。)との間で、新興感染症(同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症または同条第9項に規定する新感染症をいう。以下同じ。)の発生時等の対応を取り決めるよう努めること。
- (6) 設置者は、第3号に規定する医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、 当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行う こと。

別表第2第1項第1号中「訓練室」を「支援室」に改め、同項第3号中「屋外訓練場」を「屋外遊戯場」に改め、同項第5号中「訓練室」を「支援室」に改め、同表第2項第3号アおよびイ中「心理指導担当職員」を「心理担当職員」に改め、同表第4項中「同表第5項第3号イ」を「同表第5項第4号イ」に、「第5項第4号カ」を「第5項第6号ク」に改める。

(滋賀県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例の一部 改正)

第3条 滋賀県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例

(平成24年滋賀県条例第64号)の一部を次のように改正する。

第3条中「指導」の右に「または支援」を加える。

第6条第9号および第10号を次のように改める。

- (9) 児童発達支援センター 別表第10
- (10) 削除

第6条に次の1号を加える。

(14) 里親支援センター 別表第15

別表第1第5項第4号中「の児童福祉施設の長(以下この表において「施設長」という。)」を「の施設長」に改め、同表第8項第1号および第2号ならびに同表第11項第1号中「および 児童家庭支援センター」を「、児童家庭支援センターおよび里親支援センター」に改める。

別表第3第4項中「ついて」の右に「、年齢、発達の状況その他の当該乳幼児の事情に応じ 意見聴取その他の措置をとることにより、乳幼児の意見または意向」を加え、同表第7項中 「児童家庭支援センター」の右に「、里親支援センター」を加える。

別表第4第4項中「福祉事務所」の右に「、母子・父子自立支援員」を加え、「公共職業安定所等」を「公共職業安定所、児童家庭支援センター、里親支援センター、女性相談支援センター等」に改める。

別表第7第6項中「児童家庭支援センター」の右に「、里親支援センター」を加える。

別表第8第1項第3号アおよび第4号中「訓練室」を「支援室」に改め、同項第5号ア中「訓練室」を「支援室」に、「屋外訓練場」を「屋外遊戯場」に改め、同表第2項第5号中「、心理指導」を「、心理支援」に、「心理指導担当職員」を「心理担当職員」に改め、同項第6号中「心理指導担当職員」を「心理担当職員」に改める。

別表第9第1項第1号中「訓練室」を「支援室」に改め、同項第3号中「屋外訓練場」を 「屋外遊戯場」に、「指導する」を「支援する」に改め、同表第2項第3号ア中「心理指導担 当職員」を「心理支援担当職員」に改める。

別表第10中「福祉型児童発達支援センターの設備」を「児童発達支援センターの設備」に改め、同表第1項第1号から第3号までを次のように改める。

- (1) 児童発達支援センターの設置者は、発達支援室、遊戯室、屋外遊戯場(当該児童発達支援センターの付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。)、医務室、相談室、調理室、便所、静養室ならびに児童発達支援の提供に必要な設備および備品を設けること。
- (2) 肢体不自由のある児童に対して治療を行う児童発達支援センターの設置者は、前号に規定する設備(医務室を除く。)に加えて、診療所として必要な設備を設けること。
- (3) 児童発達支援センターの設備の基準は、次に掲げるとおりとすること。

ア 発達支援室

- ⑦ 定員は、おおむね10人とすること。
- (イ) 児童1人当たりの床面積は、2.47平方メートル以上とすること。

イ 遊戯室の児童1人当たりの床面積は、1.65平方メートル以上とすること。

別表第10第1項第4号および第5号を削り、同表第2項第1号から第3号までを次のように 改める。

- (1) 児童発達支援センターの設置者は、嘱託医、児童指導員、保育士、栄養士、調理員および児童発達支援管理責任者を置くこと。ただし、通わせる児童の数が40人以下である児童発達支援センターにあっては栄養士を、調理業務の全部を委託する児童発達支援センターにあっては調理員を、それぞれ置かないことができる。
- (2) 児童発達支援センターの設置者は、日常生活を営むために必要な機能訓練を行う場合には機能訓練を担当する職員(以下この項において「機能訓練担当職員」という。)を、日常生活および社会生活を営むために必要な医療的ケア(人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他こども家庭庁長官が定める医療行為をいう。以下この号において同じ。)を行う場合には看護職員を、それぞれ置くこと。ただし、次に掲げる場合には、看護職員を置かないことができる。
 - ア 医療機関等との連携により、看護職員を児童発達支援センターに訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合
 - イ 当該児童発達支援センター(社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第 48条の3第1項の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち 同法第2条第2項に規定する喀痰吸引等のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業またはその一環として同法第48条の3第1項に規定する喀痰吸引等 業務を行う場合
 - ウ 当該児童発達支援センター(社会福祉士及び介護福祉士法附則第27条第1項の登録に 係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち同法附則第10条第1項に 規定する特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業ま たはその一環として同法附則第27条第1項に規定する特定行為業務を行う場合
- (3) 肢体不自由のある児童に対して治療を行う児童発達支援センターの設置者は、前2号に 規定する職員(嘱託医を除く。)に加えて、診療所として必要な職員を置くこと。

別表第10第2項第4号中「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改め、同号を同項第6号とし、同項第3号の次に次の2号を加える。

- (4) 児童指導員、保育士、機能訓練担当職員および看護職員の総数は、おおむね児童の数を 4 で除して得た数以上とすること。この場合において、機能訓練担当職員および看護職員 の合計数は、児童指導員および保育士の合計数を超えてはならない。
- (5) 児童発達支援センターの嘱託医は、精神科または小児科の診療に相当の経験を有する者とすること。

別表第10第3項中「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改め、同表第4項を次のように改める。

4 障害児に対して行う心理学的および精神医学的診査は、児童の福祉に有害な実験にわたらないこと。

別表第10第5項中「は福祉型児童発達支援センター」を「は、児童発達支援センター」に改め、「、同表第6項の規定は主として知的障害のある児童を通わせる福祉型児童発達支援センターについて、それぞれ」を削る。

別表第11を次のように改める。

別表第11 削除

別表第12第4項中「児童相談所」の右に「、児童家庭支援センター、里親支援センター」を加える。

別表第13第3項中「児童家庭支援センター」の右に「、里親支援センター」を加える。 別表第14の次に次の1表を加える。

別表第15(第6条関係)

里親支援センターの設備および運営に関する基準

1 里親支援センターの設置者は、事務室、相談室等の里親および里親に養育される児童等ならびに里親になろうとする者(以下この表において「里親等」という。)が訪問できる設備 その他事業を実施するために必要な設備を設けること。

2 職員

- (1) 里親支援センターの設置者は、里親制度等普及促進担当者、里親等支援員および里親研修等担当者を置くこと。
- (2) 里親制度等普及促進担当者は、次のいずれかに該当する者とすること。
 - ア 法第13条第3項各号のいずれかに該当する者
 - イ 里親として5年以上の委託児童等(法第27条第1項第3号または第31条第2項の規定により里親に委託された児童等をいう。)の養育の経験を有する者または小規模住居型児童養育事業の養育者等(児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)第1条の10に規定する養育者等をいう。)もしくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設もしくは児童自立支援施設の職員として、児童等の養育に5年以上従事した者であって、里親に関する制度その他の児童等の養育に必要な制度への理解およびソーシャルワークの視点を有するもの
 - ウ 里親に関する制度その他の児童等の養育に必要な制度の普及の促進および新たに里親 になることを希望する者の開拓に関して知事がアまたはイに該当する者と同等以上の能 力を有すると認める者
- (3) 里親等支援員は、前号アもしくはイに該当する者または里親等への支援の実施に関して 知事が同号アもしくはイに該当する者と同等以上の能力を有すると認める者とすること。
- (4) 里親研修等担当者は、第2号アもしくはイに該当する者または里親および里親になろうとする者への研修の実施に関して知事が同号アもしくはイに該当する者と同等以上の能力

を有すると認める者とすること。

- 3 里親支援センターの長は、前項第2号アもしくはイに該当する者または知事が同号アもしくはイに該当する者と同等以上の能力を有すると認める者に該当し、かつ、法第11条第4項に規定する里親支援事業の業務の十分な経験を有する者であって、里親支援センターを適切に運営する能力を有するものとすること。
- 4 里親支援センターにおける支援は、里親に関する制度その他の児童等の養育に必要な制度 の普及の促進、新たに里親になることを希望する者の開拓、里親、小規模住居型児童養育事 業に従事する者および里親になろうとする者への研修の実施、法第27条第1項第3号の規定 による児童の委託の推進、里親、小規模住居型児童養育事業に従事する者、里親または小規 模住居型児童養育事業に従事する者に養育される児童等および里親になろうとする者への支 援その他の必要な支援を包括的に行うことにより、里親に養育される児童等が心身ともに健 やかに育成されるよう、その最善の利益を実現することを目的として行うこと。
- 5 里親支援センターの長は、里親等への支援に当たっては、都道府県、市町村、児童相談所、 里親に養育される児童等の通学する学校、児童福祉施設、児童委員等と連携すること。
- 6 別表第3第6項の規定は、里親支援センターについて準用する。

(滋賀県児童福祉施設の設置および管理に関する条例の一部改正)

第4条 滋賀県児童福祉施設の設置および管理に関する条例(昭和39年滋賀県条例第37号)の一部を次のように改正する。

付則第2項から第4項までを削り、付則第1項の見出しおよび項番号を削る。

(滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉 サービスの事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第5条 滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害 福祉サービスの事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例(平成25年 滋賀県条例第8号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「、指定通所支援基準条例別表第2第1項第1号に規定する指定医療型児童 発達支援の事業」を削る。

付則第2項中「理学療法士または作業療法士」を「理学療法士等(理学療法士、作業療法士 または言語聴覚士をいう。以下同じ。)」に改める。

付則第5項中「別表第2第6項第2号ウ」を「別表第2第6項第2号エ」に、「同号エ」を「同号オ」に改める。

付則第13項および第14項中「令和6年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

別表第1第1項第3号オ中「同一の敷地内にある他」を「当該指定居宅介護事業所以外」に 改め、同項第6号イ(イ)中「当該居宅介護計画を」の右に「利用者およびその同居の家族なら びに当該利用者または障害児の保護者に対して指定計画相談支援または指定障害児相談支援 (児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条の26第2項に規定する指定障害児相談支援をい

- う。)を行う者(以下これらを「指定特定相談支援事業者等」という。)に」を加え、同号エ中(コ)を(サ)とし、(エ)から(ケ)までを(オ)から(コ)までとし、(ウ)の次に次のように加え、同号エを同号オとする。
 - (エ) 利用者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、利用者の意思 決定の支援に配慮すること。

別表第1第1項第6号ウの次に次のように加える。

エ サービス提供責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則と した上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、利用者への意思 決定の支援が適切に行われるよう努めること。

別表第1第3項第2号および第4項第2号中「第6号エ(ア)」を「第6号オ(ア)」に改め、同表第6項第1号イ(エ)中「同一の敷地内にある他」を「当該基準該当居宅介護事業所以外」に改め、同号エならびに同項第2号および第3号中「第6号エ(ア)および(キ)から(ケ)」を「第6号オ(ア)および(ク)から(コ)」に改める。

別表第2第2項第3号中「(昭和22年法律第164号)」を削り、同表第3項第11号中「第6条の2の2第3項」を「第7条第2項」に改め、同表第6項第2号サ中「キ」を「ク」に、「コ後段」を「サ後段」に改め、同号サを同号シとし、同号中コをサとし、ケをコとし、クをケとし、同号キ中「利用者」の右に「および指定特定相談支援事業者等」を加え、同号キを同号クとし、同号カを同号キとし、同号オ中「利用者」の右に「および当該利用者」を、「開催し」の右に「、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに」を加え、同号オを同号カとし、同号エを同号オとし、同号ウ中「当たっては」の右に「、利用者の自己決定の尊重および意思決定の支援に配慮しつつ」を加え、同号ウを同号エとし、同号中イをウとし、アの次に次のように加える。

イ 課題把握に当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、 意思決定の支援を適切に行うため、当該利用者の意思および選好ならびに判断能力等に ついて丁寧に把握すること。

別表第2第6項第3号の次に次の1号を加える。

(3)の2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、利用者への意思決定の支援が適切に行われるよう努めること。

別表第2第6項第4号中オをカとし、エをオとし、ウの次に次のように加える。

エ 利用者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮すること。

別表第2第6項第5号中「別表第1第1項第6号エ(特)から(分)」を「別表第1第1項第6号オ(ク)から(コ)」に改め、同表第11項第2号ウ中「別表第1第1項第6号エ(ク)」を「別表第1第1項第6号オ(ク)」に改める。

別表第3第1項第3号イ、エおよびカ中「理学療法士または作業療法士」を「理学療法士等」に改め、同項第9号および同表第2項第1号中「第6号エ(中)から(ケ)」を「第6号オ(ケ)から(コ)」に改め、同項第4号アおよびイ中「別表第7第2項第3号」を「別表第7第2項第4号」に改める。

別表第4第1項第5号中才を力とし、イからエまでをウから才までとし、アの次に次のよう に加える。

イ 利用者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決 定の支援に配慮すること。

別表第4第1項第7号および同表第2項第1号中「第6号エ (キ) から (ケ)」を「第6号オ (ク) から (コ)」に改める。

別表第5第6項第1号イ中「当該重度障害者等包括支援計画を」の右に「利用者およびその同居の家族ならびに指定特定相談支援事業者等に」を加え、同項第2号中工をオとし、ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ 利用者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決 定の支援に配慮すること。

別表第5 第7 項中「第6 号エ (中) から (ケ) までおよび」を「第6 号エおよびオ (ク) から (コ) までならびに」に改める。

別表第7第1項第2号ア、イおよびエ中「理学療法士または作業療法士」を「理学療法士等」に改め、同項第5号および同表第2項第1号中「第6号エ(や)から(ウ)」を「第6号オ(ク)から(コ)」に、「同項第2号コ」を「同項第2号サ」に改め、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 指定通所リハビリテーション事業者(指定居宅サービス基準条例別表第7第1項に規定する指定通所リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。)が共生型自立訓練(機能訓練)の事業を行う場合において当該事業に関して満たすべき基準は、第1号に定めるもののほか、次のアからウまでに定めるところによること。
 - ア 指定通所リハビリテーション事業所(指定居宅サービス基準条例別表第7第2項第1号に規定する指定通所リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。)の専用の部屋等の面積(当該指定通所リハビリテーション事業所が介護老人保健施設(介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設をいう。)または介護医療院(同条第29項に規定する介護医療院をいう。)である場合にあっては、当該専用の部屋等の面積に利用者用に確保されている食堂(リハビリテーションに供用されるものに限る。)の面積を加えるものとする。第3項第3号アにおいて同じ。)は、3平方メートルに指定通所リハビリテーション(同表第1項に規定する指定通所リハビリテーションをいう。以下同じ。)の利用者の数と共生型自立訓練(機能訓練)を受ける利用者の数とを合計した数を乗じて得た面積以上とすること。

- イ 指定通所リハビリテーション事業所の従業者の数は、当該指定通所リハビリテーション事業所において提供される指定通所リハビリテーションの利用者の数を、指定通所リハビリテーションの利用者の数と共生型自立訓練(機能訓練)を受ける利用者の数とを合計した数であるとした場合における当該指定通所リハビリテーション事業所として必要な数以上とすること。
- ウ 共生型自立訓練(機能訓練)を受ける利用者に対してサービスを適切に提供するため、 指定自立訓練(機能訓練)事業所等から必要な技術的支援を受けることができること。

別表第7第3項第1号中「基準該当障害福祉サービス(」の右に「第3号に規定する病院等 基準該当自立訓練(機能訓練)および」を加え、「については、別表第3第3項第1号の規定 を準用する」を「は、次に掲げるとおりとする」に改め、同号後段を削り、同号に次のように 加える。

- ア 指定通所介護事業者等または指定通所リハビリテーション事業者であって、地域において自立訓練(機能訓練)が提供されていないことその他の事由により自立訓練(機能訓練)を受けることが困難な障害者に対して指定通所介護等または指定通所リハビリテーションを提供するものであること。
- イ 指定通所介護事業所等の食堂および機能訓練室または指定通所リハビリテーション事業所の専用の部屋等の床面積の合計は、3平方メートルに指定通所介護等または指定通所リハビリテーションの利用者の数と基準該当自立訓練(機能訓練)の利用者の数とを合計した数を乗じて得た面積以上とすること。
- ウ 従業者の数は、指定通所介護等または指定通所リハビリテーションの利用者の数と基準該当自立訓練(機能訓練)の利用者の数とを合計した数を、指定通所介護事業所等または指定通所リハビリテーション事業所において提供される指定通所介護等または指定通所リハビリテーションの利用者の数とみなした場合における当該指定通所介護事業所等または当該指定通所リハビリテーション事業所として必要な数以上とすること。
- エ 基準該当自立訓練(機能訓練)を受ける利用者にサービスを適切に提供するため、指 定自立訓練(機能訓練)事業所等から必要な技術的支援を受けることができること。

別表第7第3項第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 地域において自立訓練(機能訓練)が提供されていないことその他の事由により自立訓練(機能訓練)を受けることが困難な障害者に対して病院または診療所(以下「病院等基準該当自立訓練(機能訓練)事業者」という。)が行う自立訓練(機能訓練)に係る基準該当障害福祉サービス(以下この号において「病院等基準該当自立訓練(機能訓練)」という。)に関して病院等基準該当自立訓練(機能訓練)事業者が満たすべき基準は、次に掲げるとおりとする。
 - ア 病院等基準該当自立訓練(機能訓練)を行う事業所(イにおいて「病院等基準該当自

立訓練(機能訓練)事業所」という。)の専用の部屋等の面積は、3平方メートルに病院等基準該当自立訓練(機能訓練)を受ける利用者の数を乗じて得た面積以上とすること。

- イ 病院等基準該当自立訓練(機能訓練)事業所ごとに、管理者を配置するとともに、次 の (ア) または (イ) に掲げる利用者の数の区分に応じ、専ら当該病院等基準該当自立訓練 (機能訓練)の提供に当たる理学療法士等、看護職員または介護職員を当該 (ア) または (イ) に定める数以上配置していること。
 - ⑦ 10人以下 1人
 - (イ) 11人以上 利用者の数を10で除して得た数
- ウ 病院等基準該当自立訓練(機能訓練)を受ける利用者に対してサービスを適切に提供 するため、指定自立訓練(機能訓練)事業所等から必要な技術的支援を受けることがで きること。

別表第8第1項第5号および第2項第1号ならびに別表第9第6項中「第6号エ(+)から(ケ)」を「第6号オ(ケ)から(コ)」に、「同項第2号コ」を「同項第2号サ」に改める。

別表第10第8項中「第6号エ(特)から(ケ)」を「第6号オ(ケ)から(コ)」に改める。

別表第11第1項第2号イ中「および第4号」を「、第4号および第6号」に改め、「工賃」と」の右に「、同項第6号中「賃金および工賃」とあるのは「工賃」と」を加え、同項第3号中「第6号エ(計)から(グ)」を「第6号オ(グ)から(コ)」に改め、同表第2項第2号中「第6号エ(計)から(グ)」を「第6号オ(グ)から(コ)」に改め、「第5項(第5号を除く。)」の右に「、別表第10第5項第6号」を加え、「読み替える」を「、別表第10第5項第6号中「賃金および工賃」とあるのは「工賃」と読み替える」に改める。

別表第12第2項を次のように改める。

2 指定就労定着支援事業者は、生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、 就労移行支援、就労継続支援A型または就労継続支援B型(以下この表においてこれらを 「生活介護等」という。)に係る指定障害福祉サービス事業者であって、過去3年以内に当 該事業者の事業所の3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたものまたは障害者 就業・生活支援センターであること。

別表第13第2項を削り、同表第3項第3号アおよびイを次のように改める。

- ア サービス管理責任者が常勤である場合 次の(ア)または(イ)に掲げる利用者の数の区 分に応じ、当該(ア)または(イ)に掲げる数
 - ⑦ 60人以下 1人
 - (イ) 61人以上 1人に、利用者の数が60人を超えて60人または60人に満たない端数を増 すごとに1人を加えた数
- イ アに掲げる場合以外の場合 次の(ア)または(イ)に掲げる利用者の数の区分に応じ、 当該(ア)または(イ)に掲げる数

- (7) 30人以下 1人
- (イ) 31人以上 1人に、利用者の数が30人を超えて30人または30人に満たない端数を増 すごとに1人を加えた数

別表第13第3項中第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、同項第4号中「前2号」を「第2号および第3号」に改め、同号を同項第6号とし、同項第3号の次に次の2号を加え、同項を同表第2項とする。

- (4) 指定自立生活援助事業者が指定地域移行支援事業者(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第27号。以下この項において「指定地域相談支援基準省令」という。)第2条第3項に規定する指定地域移行支援事業者をいう。)の指定を併せて受け、かつ、指定自立生活援助の事業と指定地域移行支援(指定地域相談支援基準省令第1条第11号に規定する指定地域移行支援をいう。)の事業とを同一の事業所において一体的に運営している場合にあっては、指定地域相談支援基準省令第3条の規定により当該事業所に配置された相談支援専門員(同条第2項に規定する相談支援専門員をいう。以下同じ。)を前号の規定により置くべきサービス管理責任者とみなすことができる。
- (5) 指定自立生活援助事業者が指定地域定着支援事業者(指定地域相談支援基準省令第39条第3項に規定する指定地域定着支援事業者をいう。)の指定を併せて受け、かつ、指定自立生活援助の事業と指定地域定着支援(指定地域相談支援基準省令第1条第12号に規定する指定地域定着支援をいう。)の事業とを同一の事業所において一体的に運営している場合にあっては、指定地域相談支援基準省令第40条において準用する指定地域相談支援基準省令第3条の規定により当該事業所に配置された相談支援専門員を第3号の規定により置くべきサービス管理責任者とみなすことができる。

別表第13第4項第1号中「おおむね週に1回以上、」を「定期的に」に改め、「により」の 右に「、またはテレビ電話装置等を用いて」を加え、同項を同表第3項とし、同表第5項中 「別表第13第5項」を「別表第13第4項」に、「同項第2号コ」を「同項第2号サ」に改め、 同項を同表第4項とする。

別表第14第1項第1号中「または食事」を「もしくは食事」に改め、「効果的に」の右に「行い、またはこれに併せて、居宅における自立した日常生活への移行を希望する利用者につき当該日常生活への移行および移行後の定着に関する相談、住居の確保に係る援助その他居宅における自立した日常生活への移行および移行後の定着に必要な援助を適切かつ効果的に」を加え、同項第3号オ中「、別表第1第1項第3号オただし書中「同一の敷地内にある他の」とあるのは「他の」と」を削り、同項第4号オ中「必要な援助」の右に「を行い、またはこれに併せて居宅における自立した日常生活への移行後の定着に必要な援助」を加え、同項第6号イ中「別表第1第1項第6号エ (*) から (*)」を「別表第1第1項第6号オ (*) から (*)」を「別表第1第1項第6号オ (*) から (*)」を「別表第1第1項第6号オ (*) から (*)」に改め、同項第9号ウ中「およびイ」を「からケまで」に改め、同号ウを同号コとし、同号中イを

キとし、キの次に次のように加える。

- ク 指定共同生活援助事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関(ケにおいて「第2種協定指定医療機関」という。)との間で、新興感染症(同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症または同条第9項に規定する新感染症をいう。ケにおいて同じ。)の発生時等の対応を取り決めるよう努めること。
- ケ 指定共同生活援助事業者は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うこと。

別表第14第1項第9号アを同号カとし、同号にアからオまでとして次のように加える。

- ア 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、地域住民等との 連携および協力を行う等の地域との交流を図ること。
- イ 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、利用者およびその家族、地域住民の代表者、共同生活援助について知見を有する者ならびに市町の担当者等により構成される協議会(以下イおよびウにおいて「地域連携推進会議」という。)を開催し、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けること。この場合において、当該地域連携推進会議の開催は、テレビ電話装置等を用いて行うことができる。
- ウ 指定共同生活援助事業者は、地域連携推進会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議の構成員が指定共同生活援助事業所を見学する機会を設けること。
- エ 指定共同生活援助事業者は、イの規定による報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表すること。
- オ イからエまでの規定は、指定共同生活援助事業者がその提供する指定共同生活援助の 質に係る第三者による評価および当該評価の実施状況の公表またはこれに準ずる措置と して知事が定めるものを講じている場合には、適用しない。

別表第14第2項第1号中「入浴、排せつ、」を「相談、入浴、排せつもしくは」に改め、「の援助」の右に「またはこれに併せて行われる居宅における自立した日常生活への移行および移行後の定着に必要な援助」を加え、「または食事」を「もしくは食事」に改め、同項第4号ケ後段を削り、同項第7号中「協議の場の設置等」を「連携等」に改め、同号に次のように加える。

ウ アおよびイに定めるもののほか、日中サービス支援型指定共同生活援助の連携等については、前項第9号アからオまでの規定を準用する。この場合において、同号オ中「もの」とあるのは、「もの(別表第14第2項第7号アに規定するものを除く。)」と読み替えるものとする。

別表第14第2項第8号中「第6号エ(キ) から(ケ)」を「第6号オ(ケ) から(ロ)」に、「(ウを除く。)」を「カからケまで」に改め、同表第3項第1号中「援助および」を「援助またはこれに併せて行われる居宅における自立した日常生活への移行および移行後の定着に必要な援助および」に、「、食事」および「または食事」を「もしくは食事」に、「の援助を」を「の援助またはこれに併せて行われる居宅における自立した日常生活への移行および移行後の定着に必要な援助を」に改め、同項第2号イ中「、別表第1第1項第3号オただし書中「同一の敷地内にある他の」とあるのは「他の」と」を削り、同項第5号中「第6号エ(キ) から(ケ)」を「第6号オ(ケ) から(ロ)」に、「第9号(ウを除く。)」を「第9号(コを除く。)」に改める。

別表第15第1項中「、多機能型による指定医療型児童発達支援事業所(指定通所支援基準条例別表第2第2項第1号に規定する指定医療型児童発達支援事業所をいう。)」を削り、同表第2項第1号中「、指定医療型児童発達支援事業所」を削る。

別表第16第3項第1号および第3号中「理学療法士または作業療法士」を「理学療法士等」に改め、同項第5号中「他の職務に」の右に「従事し、または当該特定基準該当障害福祉サービス事業所以外の事業所、施設等の職務に」を加え、同表第5項中「第6号エ(キ)から(ケ)」を「第6号オ(ケ)から(コ)」に、「同項第2号コ」を「同項第2号サ」に改める。

第6条 滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害 福祉サービスの事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例の一部を次 のように改正する。

第3条中「および第7号」を「、第7号、第8号および第9号」に改める。

第4条第1項第8号の次に次の1号を加える。

(8)の2 就労選択支援 別表第8の2

別表第8の次に次の1表を加える。

別表第8の2 (第4条関係)

就労選択支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準

- 1 就労選択支援に係る指定障害福祉サービス(以下「指定就労選択支援」という。)の事業を行う者(以下「指定就労選択支援事業者」という。)は、利用者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、就労移行支援または就労継続支援を利用する意向を有する者および現に就労移行支援または就労継続支援を利用している者に対して、短期間の生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に関する適性、知識および能力の評価ならびに省令第6条の7の3に規定する事項の整理(以下「就労に関する評価および整理」という。)を行い、またはこれに併せて、当該就労に関する評価および整理の結果に基づき、省令第6条の7の4に規定する便宜を適切かつ効果的に供与すること。
- 2 指定就労選択支援事業者は、就労移行支援または就労継続支援に係る指定障害福祉サービス事業者であって、過去3年以内に当該事業者の事業所の3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたものまたはこれと同等の障害者に対する就労支援の経験および実績を有

すると知事が認めるものであること。

3 従業者

- (1) 指定就労選択支援事業者は、当該指定就労選択支援の事業を行う事業所(以下「指定就 労選択支援事業所」という。) ごとに、指定就労選択支援事業所の管理者および就労選択 支援員(指定就労選択支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定める者をいう。以下 同じ。) を置くこと。
- (2) 就労選択支援員の数は、常勤換算方法で、利用者の数を15で除して得た数以上とすること。
- (3) 前号の利用者の数は、前年度における1日当たりの平均値とすること。ただし、新たに 指定就労選択支援の指定を受けようとする場合は、当該指定を受けようとする者が推定し た数とする。
- (4) 就労選択支援員は、専ら当該指定就労選択支援事業所の職務に従事する者とすること。 ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。
- (5) 前各号に定めるもののほか、指定就労選択支援の事業の従業者については、別表第1第 1項第3号カからケまでおよび別表第2第3項第7号の規定を準用する。
- 4 就労に関する評価および整理の実施
 - (1) 指定就労選択支援事業者は、短期間の生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に関する評価および整理を行うこと。
 - (2) 障害者就業・生活支援センターその他の機関が就労に関する評価および整理と同様の評価および整理を実施した場合には、指定就労選択支援事業者は、当該同様の評価および整理の実施により、就労に関する評価および整理の実施に代えることができる。この場合において、指定就労選択支援事業者は、次号の規定による会議の開催、就労に関する評価および整理の結果の作成または指定障害福祉サービス事業者その他の関係機関との連絡調整を行うに当たり、当該障害者就業・生活支援センターその他の機関に対し、当該会議への参加その他の必要な協力を求めることができる。
 - (3) 指定就労選択支援事業者は、就労に関する評価および整理の結果の作成に当たり、利用者および市町村、指定特定相談支援事業者等、公共職業安定所その他の関係機関の担当者等を招集して会議を開催し、当該利用者の就労に関する意向を改めて確認するとともに、当該担当者等に意見を求めること。この場合において、当該会議の開催は、テレビ電話装置等を用いて行うことができる。
 - (4) 指定就労選択支援事業者は、就労に関する評価および整理の結果を作成したときは、当該結果に係る情報を利用者および指定特定相談支援事業者等に提供すること。
 - (5) 指定就労選択支援事業者は、就労に関する評価および整理の結果を踏まえ、必要に応じて公共職業安定所、障害者就業・生活支援センターその他の関係機関との連絡調整を行うこと。

- 5 指定就労選択支援事業者は、法第89条の3第1項の規定に基づき県が設置する協議会への 定期的な参加、公共職業安定所への訪問等により、地域における就労支援に係る社会資源、 雇用に関する事例等に関する情報の収集に努めるとともに、利用者に対して進路の選択に資 する情報の提供を行うよう努めること。
- 6 別表第1第1項第4号(キ (ク) を除く。)、第5号(ウおよびエを除く。)、第6号オ (ク) から (コ) まで、第7号、第8号、第9号エ、第10号、第12号から第16号(イを除く。) までおよび第17号、別表第2第2項第2号、第4項第1号、第5項第1号、第6項第4号、 第8項第1号、第9項第1号および第2号、第10項、第11項(第2号アを除く。)ならびに 第12項第1号、別表第3第1項第2号アおよびイ、第5号アおよびイ、第6号、第7号(ウ を除く。)ならびに第8号アならびに別表第8第1項第4号エおよびオの規定は、指定就労 選択支援の事業について準用する。この場合において、別表第1第1項第4号ア中「第7号 ア」とあるのは「別表第8の2第6項において準用する第7号ア」と、同項第5号イ中「ウ (ア)から(ウ)まで」とあるのは「別表第8の2第6項において読み替えて準用する別表第2 第5項第1号アからウまで」と、同項第7号イ中「事項を」とあるのは「事項ならびに利用 定員、サービスの利用に当たっての留意事項および非常災害対策を」と、同項第17号ア中 「第4号オ」とあるのは「別表第8の2第6項において準用する第4号オ」と、別表第2第 5項第1号ウ中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用および食事の提供に要する費用」と、 「できる」とあるのは「できる。この場合において、食事の提供に要する費用については、 別に厚生労働大臣の定めるところによる」と、同表第6項第4号中「より、療養介護計画に 基づき」とあるのは「より」と、同表第11項第2号イ中「第4項第3号」とあるのは「別表 第8の2第6項」と、同号ウ中「第6項第5号」とあるのは「別表第8の2第6項」と、同 号エ中「次項第1号」とあるのは「別表第8の2第6項において準用する別表第2第12項第 1号」と、同号オおよびカ中「第13項」とあるのは「別表第8の2第6項」と、別表第3第 1項第8号ア中「省令第34条の9第1項第11号に規定する協力医療機関」とあるのは「協力 医療機関」と、別表第8第1項第4号エ中「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける 者および厚生労働大臣が定める者に限る。)」とあるのは「支給決定障害者(厚生労働大臣 が定める者に限る。以下エにおいて同じ。)」と、同号オ中「支給決定障害者(指定宿泊型 自立訓練を受ける者および厚生労働大臣が定める者を除く。)」とあるのは「支給決定障害 者(厚生労働大臣が定める者を除く。)」と読み替えるものとする。

別表第9第5項に次の1号を加える。

(6) 指定就労移行支援事業者は、利用者に対し、指定計画相談支援を行う者と連携し、定期 的に就労選択支援に関する情報の提供を行うこと。

(滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第7条 滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害

者支援施設の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例(平成25年滋賀県条 例第9号)の一部を次のように改正する。

別表第26項第1号中「第4項第7号」を「第6項第7号」に改め、同項を同表第28項とし、 同表第25項第4号を同項第9号とし、同項に次の2号を加える。

- (10) 設置者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関(次号において「第2種協定指定医療機関」という。)との間で、新興感染症(同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症または同条第9項に規定する新感染症をいう。次号において同じ。)の発生時等の対応を取り決めるよう努めること。
- (11) 設置者は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種 協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うこと。

別表第25項第3号中「協力医療機関」の右に「(第11号において「協力医療機関」という。)」を加え、同号を同項第8号とし、同項第2号を同項第7号とし、同項第1号の次に次の5号を加え、同項を同表第27項とする。

- (2) 設置者は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、地域住民等との連携および協力を行う等の地域との交流を図ること。
- (3) 設置者は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者およびその家族、地域住民の代表者、施設障害福祉サービスについて知見を有する者ならびに市町の担当者等により構成される協議会(以下この号および次号において「地域連携推進会議」という。)を開催し、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けること。この場合において、当該地域連携推進会議の開催は、テレビ電話装置等を用いて行うことができる。
- (4) 設置者は、地域連携推進会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議の構成員が指定障害者支援施設等を見学する機会を設けること。
- (5) 設置者は、第3号の規定による報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表すること。
- (6) 前3号の規定は、設置者がその提供する施設障害福祉サービスの質に係る第三者による 評価および当該評価の実施状況の公表またはこれに準ずる措置として知事が定めるものを 講じている場合には、適用しない。

別表中第24項を第26項とし、第21項から第23項までを2項ずつ繰り下げ、同表第20項第2号 イ中「第4項第10号ケ」を「第6項第10号ケ」に改め、同号ウ中「第6項第4号カ」を「第8 項第8号キ」に改め、同号エ中「第23項第2号」を「第25項第2号」に改め、同号オ中「第24 項第2号」を「第26項第2号」に改め、同号カ中「第25項第2号」を「第27項第7号」に改め、 同項を同表第22項とし、同表中第19項を第21項とし、第7項から第18項までを2項ずつ繰り下 げ、同表第6項第2号サ中「キ」を「ク」に、「コ後段」を「サ後段」に改め、同号サを同号 シとし、同号中コをサとし、ケをコとし、クをケとし、同号キ中「利用者」の右に「および当該利用者に対して指定計画相談支援を行う者」を加え、同号キを同号クとし、同号カを同号キとし、同号オ中「利用者」の右に「および当該利用者」を、「当たる担当者等」の右に「(第5号に規定する地域移行等意向確認担当者を含む。)」を、「開催し」の右に「、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに」を加え、同号オを同号カとし、同号エを同号オとし、同号ウ中「当たっては」の右に「、利用者の自己決定の尊重および意思決定の支援に配慮しつつ」を加え、同号ウに後段として次のように加え、同号ウを同号エとする。

この場合においては、第5号に規定する地域移行等意向確認担当者が把握した利用者 の地域生活への移行に関する意向等を踏まえるものとする。

別表第6項第2号中イをウとし、アの次に次のように加える。

イ 課題把握に当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、 意思決定の支援を適切に行うため、当該利用者の意思および選好ならびに判断能力等に ついて丁寧に把握すること。

別表第6項第4号中クをケとし、エからキまでをオからクまでとし、ウの次に次のように加 え、同号を同項第8号とする。

エ 利用者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮すること。

別表第6項第3号の次に次の4号を加え、同項を同表第8項とする。

- (4) サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、利用者への意思決定の支援が適切に行われるよう努めること。
- (5) 設置者は、利用者の地域生活への移行に関する意向の把握、利用者の当該指定障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等の把握および利用者の当該指定障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向の定期的な確認(以下この項において「地域移行等意向確認等」という。)を適切に行うため、地域移行等意向確認等に関する指針を定めるとともに、地域移行等意向確認担当者(当該指定障害者支援施設において地域移行等意向確認等を行う者をいう。次号および第7号において同じ。)を選任すること。
- (6) 地域移行等意向確認担当者は、前号の指針に基づき、地域移行等意向確認等を実施し、 課題把握の際に地域移行等意向確認等において把握または確認をした内容をサービス管理 責任者に報告するとともに、当該内容を第2号カに規定する会議に報告すること。
- (7) 地域移行等意向確認担当者は、地域移行等意向確認等に当たっては、法第77条第3項各号に掲げる事業を行う者または一般相談支援事業もしくは特定相談支援事業を行う者と連携し、地域における障害福祉サービスの体験的な利用に係る支援その他の地域生活への移行に向けた支援を行うよう努めること。

別表第5項を同表第7項とし、同表第4項第1号中「第14項第1号」を「第16項第1号」に 改め、同項を同表第6項とし、同表第3項第2号ア中「)、理学療法士または作業療法士」を 「)、理学療法士等(理学療法士、作業療法士または言語聴覚士をいう。以下同じ。)」に、 「理学療法士または作業療法士を」を「理学療法士等を」に改め、同号ウおよびオならびに同 項第3号ア、イおよびエ中「理学療法士または作業療法士」を「理学療法士等」に改め、同項 を同表第5項とし、同表第2項を同表第4項とし、同表第1項の次に次の2項を加える。

- 2 設置者は、利用者の自己決定の尊重および意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の地域生活への移行に関する意向を把握し、当該意向を定期的に確認するとともに、法第77条第3項各号に掲げる事業を行う者または一般相談支援事業もしくは特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、利用者の希望に沿って地域生活への移行に向けた措置を講ずること。
- 3 設置者は、利用者の当該指定障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用 状況等を把握するとともに、利用者の自己決定の尊重および意思決定の支援に配慮しつつ、 利用者の当該指定障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向 を定期的に確認し、一般相談支援事業または特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、 必要な援助を行うこと。

(滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第8条 滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉 サービス事業の設備および運営に関する基準を定める条例(平成25年滋賀県条例第10号)の一 部を次のように改正する。

第4条第2項中「、指定通所支援基準条例別表第2第1項第1号に規定する指定医療型児童 発達支援(以下「指定医療型児童発達支援」という。)の事業」を削る。

付則第2項中「理学療法士または作業療法士」を「理学療法士等(理学療法士、作業療法士 または言語聴覚士をいう。以下同じ。)」に改める。

付則第4項中「、別表第5第6項」を削る。

別表第1第7項第2号サ中「キ」を「ク」に、「コ後段」を「サ後段」に改め、同号サを同号シとし、同号中コをサとし、ケをコとし、クをケとし、同号キ中「利用者」の右に「および当該利用者または障害児の保護者に対して指定計画相談支援または指定障害児相談支援(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条の26第2項に規定する指定障害児相談支援をいう。)を行う者(以下これらを「指定特定相談支援事業者等」という。)」を加え、同号キを同号クとし、同号カを同号キとし、同号オ中「利用者」の右に「および当該利用者」を、「開催し」の右に「、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに」を加え、同号オを同号カとし、同号エを同号オとし、同号ウ中「当たっては」の右に「、利用者の自己決定の尊重および意思決定の支援に配慮しつつ」を加え、同号ウを同号エとし、同号中イをウとし、アの次に次のように加える。

イ 課題把握に当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、 意思決定の支援を適切に行うため、当該利用者の意思および選好ならびに判断能力等に ついて丁寧に把握すること。

別表第1第7項第3号の次に次の1号を加える。

(3)の2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、利用者への意思決定の支援が適切に行われるよう努めること。

別表第1第7項第4号中クをケとし、エからキまでをオからクまでとし、ウの次に次のよう に加える。

エ 利用者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決 定の支援に配慮するよう努めること。

別表第1第15項第2号イ中「第7項第4号カ」を「第7項第4号キ」に改める。

別表第2第4項第2号、第4号および第6号中「理学療法士または作業療法士」を「理学療法士等」に改め、同表第11項中「第7項第4号カ」を「第7項第4号キ」に改める。

別表第3第2項第1号から第3号までの規定中「理学療法士または作業療法士」を「理学療法士等」に改め、同表第5項および別表第4第5項中「同項第2号コ」を「同項第2号サ」に、「第7項第4号カ」を「第7項第4号キ」に改める。

別表第5第6項中「別表第2第2項(第3号を除く。)」を「別表第2第2項第2号」に、「同項第2号コ」を「同項第2号サ」に、「第7項第4号カ」を「第7項第4号キ」に、「別表第5第6項」を「別表第5第7項」に改め、「、別表第2第2項第1号中「生活介護事業所」とあるのは「就労移行支援事業所(認定就労移行支援事業所を除く。)」と」を削り、同表第6項を同表第7項とし、同表第5項を同表第6項とし、同表第4項第1号中「第6項」を「第7項」に改め、同項を同表第5項とし、同表第3項第7号中「別表第5第3項第2号」を「別表第5第4項第2号」に改め、同項を同表第4項とし、同表第2項中「第6項」を「第7項」に改め、「(就労移行支援事業者が当該就労移行支援の事業を行う事業所をいう。以下同じ。)」を削り、同項を同表第3項とし、同表第1項の次に次の1項を加える。

2 就労移行支援事業者が当該就労移行支援の事業を行う事業所(以下「就労移行支援事業所」という。以下同じ。)の規模は、10人以上の人員が利用できるものとすること。

別表第6第5項第3号中「別表第5第3項第3号」を「別表第5第4項第3号」に改め、同表第10項中「別表第5第4項および第5項」を「別表第5第5項および第6項」に、「第7項第4号カ」を「第7項第4号キ」に、「別表第5第4項第1号中「第6項」を「別表第5第5項第1号中「第7項」に改める。

別表第7第3項中「別表第5第3項第3号および第5号、第4項ならびに第5項」を「別表 第5第4項第3号および第5号、第5項ならびに第6項」に、「第7項第4号カ」を「第7項 第4号キ」に、「別表第5第4項第1号中「第6項」を「別表第5第5項第1号中「第7項」 に改める。

別表第8第1項第1号中「、多機能型による指定医療型児童発達支援の事業」を削り、「別表第5第6項」を「別表第5第7項」に改め、同表第3項第1号中「別表第5第3項第7号」を「別表第5第4項第7号」に改め、同項第2号中「別表第5第3項第5号」を「別表第5第4項第3号」に改め、同項第3号中「別表第5第3項第3号」を「別表第5第4項第3号」に改める。

第9条 滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉 サービス事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

第3条中「いう。)は」を「いう。)(次条第1項第1号から第4号までおよび第5号から 第7号までに掲げる事業を行う者に限る。)は」に改める。

第4条第4号の次に次の1号を加える。

(4)の2 就労選択支援 別表第4の2

別表第4の次に次の1表を加える。

別表第4の2 (第4条関係)

就労選択支援の事業の設備および運営に関する基準

- 1 就労選択支援の事業を行う者(以下「就労選択支援事業者」という。)は、利用者が自立 した日常生活または社会生活を営むことができるよう、就労移行支援または就労継続支援を 利用する意向を有する者および現に就労移行支援または就労継続支援を利用している者に対 して、短期間の生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に関する適性、知識およ び能力の評価ならびに省令第6条の7の3に規定する事項の整理(以下「就労に関する評価 および整理」という。)を行い、またはこれに併せて、当該就労に関する評価および整理の 結果に基づき、省令第6条の7の4に規定する便宜を適切かつ効果的に供与すること。
- 2 就労選択支援事業者は、就労移行支援または就労継続支援に係る指定障害福祉サービス事業者であって、過去3年以内に当該事業者の事業所の3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたものまたはこれと同等の障害者に対する就労支援の経験および実績を有するものであること。
- 3 就労選択支援事業者が当該就労選択支援の事業を行う事業所(以下「就労選択支援事業所」 という。)の規模は、10人以上の人員が利用できるものとすること。

4 職員

- (1) 就労選択支援事業者は、就労選択支援事業所ごとに、就労選択支援事業所の管理者および就労選択支援員(就労選択支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定める者をいう。 以下同じ。)を置くこと。
- (2) 就労選択支援員の数は、常勤換算方法で、利用者の数を15で除して得た数以上とすること。
- (3) 前2号に定めるもののほか、就労選択支援の事業の職員については、別表第1第4項第

2号、第7号、第8号および第12号から第15号まで、別表第2第4項第8号ならびに別表 第3第2項第5号の規定を準用する。この場合において、別表第1第4項第7号中「前3 号」とあるのは、「別表第4の2第4項第2号」と読み替えるものとする。

- 5 就労に関する評価および整理の実施
 - (1) 就労選択支援事業者は、短期間の生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に関する評価および整理を行うこと。
 - (2) 障害者就業・生活支援センターその他の機関が就労に関する評価および整理と同様の評価および整理を実施した場合には、就労選択支援事業者は、当該同様の評価および整理の実施により、就労に関する評価および整理の実施に代えることができる。この場合において、就労選択支援事業者は、次号の規定による会議の開催、就労に関する評価および整理の結果の作成または指定障害福祉サービス事業者その他の関係機関との連絡調整を行うに当たり、当該障害者就業・生活支援センターその他の機関に対し、当該会議への参加その他の必要な協力を求めることができる。
 - (3) 就労選択支援事業者は、就労に関する評価および整理の結果の作成に当たり、利用者および市町村、指定特定相談支援事業者等、公共職業安定所その他の関係機関の担当者等を招集して会議を開催し、当該利用者の就労に関する意向を改めて確認するとともに、当該担当者等に意見を求めること。この場合において、当該会議の開催は、テレビ電話装置等を用いて行うことができる。
 - (4) 就労選択支援事業者は、就労に関する評価および整理の結果を作成したときは、当該結果に係る情報を利用者および指定特定相談支援事業者等に提供すること。
 - (5) 就労選択支援事業者は、就労に関する評価および整理の結果を踏まえ、必要に応じて公共職業安定所、障害者就業・生活支援センターその他の関係機関との連絡調整を行うこと。
- 6 就労選択支援事業者は、法第89条の3第1項の規定に基づき県が設置する協議会への定期的な参加、公共職業安定所への訪問等により、地域における就労支援に係る社会資源、雇用に関する事例等に関する情報の収集に努めるとともに、利用者に対して進路の選択に資する情報の提供を行うよう努めること。
- 7 別表第1第3項(第2号を除く。)、第5項、第6項、第7項第4号、第9項第1号、第10項から第12項(第4号を除く。)まで、第13項から第15項(第2号アを除く。)までおよび第16項から第20項までならびに別表第2第3項第1号から第3号(ア(ウ)を除く。)まで、第5項第1号、第7項(第3号および第4号を除く。)から第9項(第3号を除く。)までおよび第10項第1号の規定は、就労選択支援の事業について準用する。この場合において、別表第1第7項第4号中「より、療養介護計画に基づき」とあるのは「より」と、同表第10項第2号中「事項を」とあるのは「事項ならびにサービスを提供する日および時間ならびに通常の事業の実施地域を」と、同表第12項第3号中「他の専門の医療機関」とあるのは「医療機関」と、同表第15項第2号イ中「第7項第4号キ」とあるのは「別表第4の2第7項に

おいて準用する第7項第4号キ」と、同号ウ中「第17項第2号」とあるのは「別表第4の2 第7項において準用する第17項第2号」と、同号エ中「第18項第2号」とあるのは「別表第 4の2第7項において準用する第18項第2号」と読み替えるものとする。

別表第5第6項に次の1号を加える。

(6) 就労移行支援事業者は、利用者に対し、指定計画相談支援を行う者と連携し、定期的に 就労選択支援に関する情報の提供を行うこと。

(滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援 センターの設備および運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第10条 滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動 支援センターの設備および運営に関する基準を定める条例(平成25年滋賀県条例第11号)の一 部を次のように改正する。

第1条中「第5条第27項」を「第5条第28項」に改める。

(滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの 設備および運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第11条 滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備および運営に関する基準を定める条例(平成25年滋賀県条例第12号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第5条第28項」を「第5条第29項」に改める。

(滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備および運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第12条 滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備および運営に関する基準を定める条例(平成25年滋賀県条例第13号)の一部を次のように改正する。

別表第26項を同表第28項とし、同表第25項第3号を同項第8号とし、同号の次に次の2号を加える。

- (9) 設置者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関(次号において「第2種協定指定医療機関」という。)との間で、新興感染症(同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症または同条第9項に規定する新感染症をいう。次号において同じ。)の発生時等の対応を取り決めるよう努めること。
- (10) 設置者は、第7号に規定する医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、 当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行う こと。

別表第25項第2号を同項第7号とし、同項第1号の次に次の5号を加え、同項を同表第27項とする。

- (2) 設置者は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、地域住民等との連携および協力を行う等の地域との交流を図ること。
- (3) 設置者は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者およびその家族、地域住民の代表者、施設障害福祉サービスについて知見を有する者ならびに市町の担当者等により構成される協議会(以下この号および次号において「地域連携推進会議」という。)を開催し、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けること。この場合において、当該地域連携推進会議の開催は、テレビ電話装置等を用いて行うことができる。
- (4) 設置者は、地域連携推進会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議の構成員が障害者支援施設を見学する機会を設けること。
- (5) 設置者は、第3号の規定による報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、 当該記録を公表すること。
- (6) 前3号の規定は、設置者がその提供する施設障害福祉サービスの質に係る第三者による 評価および当該評価の実施状況の公表またはこれに準ずる措置として知事が定めるものを 講じている場合には、適用しない。

別表中第24項を第26項とし、第23項を第25項とし、第22項を第24項とし、同表第21項第2号イ中「第7項第4号カ」を「第9項第8号キ」に改め、同号ウ中「第23項第2号」を「第25項第2号」に改め、同項を同表第23項とし、同表中第20項を第22項とし、第8項から第19項までを2項ずつ繰り下げ、同表第7項第2号サ中「キ」を「ク」に、「コ後段」を「サ後段」に改め、同号サを同号シとし、同号中コをサとし、ケをコとし、クをケとし、同号キ中「利用者」の右に「および当該利用者に対して指定計画相談支援を行う者」を加え、同号キを同号クとし、同号カを同号キとし、同号オ中「利用者」の右に「および当該利用者」を、「当たる担当者等」の右に「(第5号に規定する地域移行等意向確認担当者を含む。)」を、「開催し」の右に「、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに」を加え、同号オを同号カとし、同号エを同号オとし、同号ウー「当たっては」の右に「、利用者の自己決定の尊重および意思決定の支援に配慮しつつ」を加え、同号ウに後段として次のように加え、同号ウを同号エとする。

この場合においては、第5号に規定する地域移行等意向確認担当者が把握した利用者 の地域生活への移行に関する意向等を踏まえるものとする。

別表第7項第2号中イをウとし、アの次に次のように加える。

イ 課題把握に当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、 意思決定の支援を適切に行うため、当該利用者の意思および選好ならびに判断能力等に ついて丁寧に把握すること。

別表第7項第4号中クをケとし、エからキまでをオからクまでとし、ウの次に次のように加え、同号を同項第8号とする。

エ 利用者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めること。

別表第7項第3号の次に次の4号を加え、同項を同表第9項とする。

- (4) サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、利用者への意思決定の支援が適切に行われるよう努めること。
- (5) 設置者は、利用者の地域生活への移行に関する意向の把握、利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等の把握および利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向の定期的な確認(以下この号および次号において「地域移行等意向確認等」という。)を適切に行うため、地域移行等意向確認等に関する指針を定めるとともに、地域移行等意向確認担当者(当該障害者支援施設において地域移行等意向確認等を行う者をいう。次号および第7号において同じ。)を選任すること。
- (6) 地域移行等意向確認担当者は、前号の指針に基づき、地域移行等意向確認等を実施し、 課題把握の際に地域移行等意向確認等において把握または確認した内容をサービス管理責 任者に報告するとともに、当該内容を第2号カに規定する会議に報告すること。
- (7) 地域移行等意向確認担当者は、地域移行等意向確認等に当たっては、法第77条第3項各号に掲げる事業を行う者または一般相談支援事業もしくは特定相談支援事業を行う者と連携し、地域における障害福祉サービスの体験的な利用に係る支援その他の地域生活への移行に向けた支援を行うよう努めること。

別表中第6項を第8項とし、第5項を第7項とし、同表第4項第3号ア中「)、理学療法士 または作業療法士」を「)、理学療法士等(理学療法士、作業療法士または言語聴覚士をいう。 以下同じ。)」に、「理学療法士または作業療法士を」を「理学療法士等を」に改め、同号ウ およびオならびに同項第4号ア、イおよびエ中「理学療法士または作業療法士」を「理学療法 士等」に改め、同項を同表第6項とし、同表第3項を同表第5項とし、同表第2項第1号ア中 「第3項第5号」を「第5項第5号」に改め、同項を同表第4項とし、同表第1項の次に次の 2項を加える。

- 2 設置者は、利用者の自己決定の尊重および意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の地域生活への移行に関する意向を把握し、当該意向を定期的に確認するとともに、法第77条第3項各号に掲げる事業を行う者または一般相談支援事業もしくは特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、利用者の希望に沿って地域生活への移行に向けた措置を講ずること。
- 3 設置者は、利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用状況 等を把握するとともに、利用者の自己決定の尊重および意思決定の支援に配慮しつつ、利用 者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向を定期的 に確認し、一般相談支援事業または特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、必要な援

助を行うこと。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第1条中滋賀県児童福祉法に基づく 指定通所支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例別表第1第 1項第18号アの改正規定、第2条中滋賀県児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の従業者 ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例別表第1第19項第1号の改正規定ならび に第6条および第9条から第11条までの規定は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支 援するための法律等の一部を改正する法律(令和4年法律第104号)附則第1条第4号に掲げ る規定の施行の日から施行する。

(指定通所支援に係る経過措置)

- 2 児童福祉法等の一部を改正する法律(令和4年法律第66号。以下「一部改正法」という。) 附則第4条第1項の規定により一部改正法第2条の規定による改正後の児童福祉法(昭和22年 法律第164号)(以下「新児童福祉法」という。)第21条の5の3第1項の指定を受けたもの とみなされている者については、第1条の規定による改正後の滋賀県児童福祉法に基づく指定 通所支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例(以下「新指定 通所支援基準条例」という。)別表第1第1項第3号イの規定にかかわらず、当分の間、なお 従前の例によることができる。
- 3 一部改正法附則第4条第1項の規定により新児童福祉法第21条の5の3第1項の指定を受けたものとみなされている者については、新指定通所支援基準条例別表第1第1項第4号ウの規定にかかわらず、令和9年3月31日までの間は、なお従前の例によることができる。
- 4 この条例の施行の際現に指定を受けている第1条の規定による改正前の滋賀県児童福祉法に 基づく指定通所支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例(以 下「旧指定通所支援基準条例」という。)別表第1第1項第3号イ(ア)ただし書に規定する主 として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所および同号イ(イ)に規定する主とし て難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所については、新指定通所支援基準条例別表第1第 1項第2号および第4号ウの規定にかかわらず、令和9年3月31日までの間は、なお従前の例 によることができる。
- 5 この条例の施行の際現に指定を受けている旧指定通所支援基準条例別表第1第1項第3号イ(ア)ただし書に規定する主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所および同号イ(イ)に規定する主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所については、新指定通所支援基準条例別表第1第1項第3号イの規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。
- 6 新指定通所支援基準条例別表第1第1項第7号カ(新指定通所支援基準条例別表第1第2項 第1号および第3項第3号、別表第3第1項第2号、第2項および第3項ならびに別表第4第

7項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、令和7年3月31日までの間は、 新指定通所支援基準条例別表第1第1項第7号カ中「公表する」とあるのは、「公表するよう 努める」とする。

(児童福祉施設に係る経過措置)

- 7 一部改正法附則第11条の規定により新児童福祉法第43条に規定する児童発達支援センターを 設置しているものとみなされている者については、第3条の規定による改正後の滋賀県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例(以下「新児童福祉施設基準条例」という。)別表第10第1項の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。
- 8 一部改正法附則第11条の規定により新児童福祉法第43条に規定する児童発達支援センターを 設置しているものとみなされている者については、新児童福祉施設基準条例別表第10第2項の 規定にかかわらず、令和9年3月31日までの間は、なお従前の例によることができる。
- 9 この条例の施行の際現に設置している第3条の規定による改正前の滋賀県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例(以下「旧児童福祉施設基準条例」という。)別表第10第1項第1号に規定する主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターおよび同項第3号に規定する主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターについては、新児童福祉施設基準条例別表第10第1項の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。
- 10 この条例の施行の際現に設置している旧児童福祉施設基準条例別表第10第1項第1号に規定する主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターおよび同項第3号に規定する主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターについては、新児童福祉施設基準条例別表第10第2項の規定にかかわらず、令和9年3月31日までの間は、なお従前の例によることができる。

(連携等に係る経過措置)

11 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間における第5条の規定による改正後の滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例(以下「新指定障害福祉サービス基準条例」という。)別表第14第1項第9号イからエまで(同表第2項第7号ウおよび第3項第5号において準用する場合を含む。)、第7条の規定による改正後の滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例(以下「新指定障害者支援施設基準条例」という。)別表第27項第3号から第5号までおよび第12条の規定による改正後の滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備および運営に関する基準を定める条例(以下「新障害者支援施設基準条例」という。)別表第27項第3号から第5号までの規定の適用については、これらの規定中「設ける」とあるのは

「設けるよう努める」と、「公表する」とあるのは「公表するよう努める」とする。 (地域移行等意向確認等に係る経過措置)

12 この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における新指定障害者支援施設基準条例 別表第8項第5号および第6号ならびに新障害者支援施設基準条例別表第9項第5号および第 6号の規定の適用については、これらの規定中「選任する」とあるのは「選任するよう努める」 と、「報告すること」とあるのは「報告するよう努めること」とする。 旧

第1条・第2条 省略

(指定障害児通所支援事業者の指定の申請者)

- 第3条 法第21条の5の15第3項第1号の条例で定める者は、法人とする。ただし、医療型児童発達支援(病院(医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院をいう。以下同じ。)または診療所(同条第2項に規定する診療所をいう。以下同じ。)により行われるものに限る。)に係る指定の申請者については、この限りでない。(基本方針)
- 第4条 指定障害児通所支援事業者等は、地域および家庭との結び付きを重視した運営を行い、通所給付決定保護者および障害児(法第21条の5の13第2項の規定により障害児とみなされる者を含む。以下同じ。)の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画(以下「通所支援計画」という。)を作成し、これに基づき障害児に対して指定通所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより、障害児に対して適切かつ効果的に指定通所支援を提供しなければならない。

(従業者ならびに設備および運営に関する基準)

第5条 法第21条の5の4第1項第2号、第21条の5の17第1項各号ならびに第21条の5の19第1項および第2項の条例で定める基準は、前

新

第1条 第2条 省略

(指定障害児通所支援事業者の指定の申請者)

第3条 法第21条の5の15第3項第1号の条例で定める者は、法人とする。

(基本方針)

第4条 指定障害児通所支援事業者は、地域および家庭との結び付きを 重視した運営を行い、通所給付決定保護者および障害児(法第21条の 5の13第2項の規定により障害児とみなされる者を含む。以下同じ。) の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画(以 下「通所支援計画」という。)を作成し、これに基づき障害児に対し て指定通所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価 を実施することその他の措置を講ずることにより、障害児に対して適 切かつ効果的に指定通所支援を提供しなければならない。

(従業者ならびに設備および運営に関する基準)

第5条 法第21条の5の4第1項第2号、第21条の5の17第1項各号ならびに第21条の5の19第1項および第2項の条例で定める基準は、前

条に定めるもののほか、次の各号に掲げる指定通所支援の種類の区分 に応じ、それぞれ当該各号に定める別表のとおりとする。

- (1) 省略
- (2) 医療型児童発達支援 別表第2
- (3)~(5) 省略
- 2 多機能型(別表第1第1項第1号に規定する指定児童発達支援の事 業、別表第2第1項第1号に規定する指定医療型児童発達支援の事業、 別表第3第1項第1号に規定する指定放課後等デイサービスの事業、 別表第4第1項に規定する指定居宅訪問型児童発達支援の事業および 別表第5第1項に規定する指定保育所等訪問支援の事業ならびに滋賀 県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基 づく指定障害福祉サービスの事業の従業者ならびに設備および運営に 関する基準等を定める条例(平成25年滋賀県条例第8号。以下「指定 障害福祉サービス基準条例」という。) 別表第3第1項第1号に規定 する指定生活介護の事業(以下「指定生活介護事業」という。)、別 表第7第1項第1号に規定する指定自立訓練(機能訓練)の事業、別 表第8第1項第1号に規定する指定自立訓練(生活訓練)の事業、別 表第9第1項に規定する指定就労移行支援の事業、別表第10第1項に 規定する指定就労継続支援A型の事業および別表第11第1項第1号に 規定する指定就労継続支援B型の事業のうち2以上の事業を一体的に 行うこと(指定障害福祉サービス基準条例に規定する事業のみを行う 場合を除く。)をいう。以下同じ。)により、前項各号に掲げる指定

条に定めるもののほか、次の各号に掲げる指定通所支援の種類の区分 に応じ、それぞれ当該各号に定める別表のとおりとする。

- (1) 省略
- (2) 削除
- (3)~(5) 省略
- 2 多機能型(別表第1第1項第1号に規定する指定児童発達支援の事 業、別表第3第1項第1号に規定する指定放課後等デイサービスの事 業、別表第4第1項に規定する指定居宅訪問型児童発達支援の事業お よび別表第5第1項に規定する指定保育所等訪問支援の事業ならびに 滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 に基づく指定障害福祉サービスの事業の従業者ならびに設備および運 営に関する基準等を定める条例(平成25年滋賀県条例第8号。以下「指 定障害福祉サービス基準条例」という。)別表第3第1項第1号に規 定する指定生活介護の事業(以下「指定生活介護事業」という。)、 別表第7第1項第1号に規定する指定自立訓練(機能訓練)の事業、 別表第8第1項第1号に規定する指定自立訓練(生活訓練)の事業、 別表第9第1項に規定する指定就労移行支援の事業、別表第10第1項 に規定する指定就労継続支援A型の事業および別表第11第1項第1号 に規定する指定就労継続支援B型の事業のうち2以上の事業を一体的 に行うこと(指定障害福祉サービス基準条例に規定する事業のみを行 う場合を除く。)をいう。以下同じ。)により、前項各号に掲げる指 定通所支援の事業を行う場合における基準の特例については、別表第

通所支援の事業を行う場合における基準の特例については、別表第6 のとおりとする。

付則 省略

別表第1(第5条関係)

児童発達支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準

- 1 指定児童発達支援の事業
 - (1) 児童発達支援に係る指定通所支援(以下「指定児童発達支援」という。)の事業を行う者(以下「指定児童発達支援事業者」という。)は、障害児が日常生活における基本的動作および知識技能を習得し、ならびに集団生活に適応することができるよう、障害児の身体および精神の状況ならびにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的に指導および訓練を行うこと。
 - (2) 指定児童発達支援事業所(指定児童発達支援事業者が当該指定児童発達支援の事業を行う事業所をいう。以下同じ。)の利用定員は、10人以上とすること。ただし、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所の利用定員は、5人以上とすることができる。

(3) 設備

ア 指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターであるものを除く。)

6のとおりとする。

付則 省略

別表第1(第5条関係)

児童発達支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準

- 1 指定児童発達支援の事業
 - (1) 児童発達支援に係る指定通所支援(以下「指定児童発達支援」という。)の事業を行う者(以下「指定児童発達支援事業者」という。)は、障害児が日常生活における基本的動作および知識技能を習得し、ならびに集団生活に適応することができるよう、障害児の身体および精神の状況ならびにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的に支援をし、またはこれに併せて治療(上肢、下肢または体幹の機能の障害のある児童に対して行われるものに限る。以下同じ。)を行うこと。
 - (2) 指定児童発達支援事業所(指定児童発達支援事業者が当該指定児童発達支援の事業を行う事業所をいう。以下同じ。)の利用定員は、10人以上とすること。ただし、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターであるものを除く。)の利用定員は、5人以上とすることができる。

(3) 設備

ア 指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターであるものを 除く。)

- (ア) 指定児童発達支援事業者は、<u>指導訓練室</u>ならびに指定児 童発達支援の提供に必要な設備および備品を設けること。
- (イ) <u>指導訓練室</u>には、<u>訓練に</u>必要な機械、器具等を備えること。
- (ウ) 省略
- イ 指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターであるものに 限る。)
 - (ア) 指定児童発達支援事業者は、指導訓練室、遊戯室、屋外遊戯場(指定児童発達支援事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。<u>イにおいて同じ。</u>)、医務室、相談室、調理室<u>および便所</u>ならびに指定児童発達支援の提供に必要な設備および備品を設けること。<u>ただし、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあっては、障害児の支援に支障がない場合は、遊戯室、屋外遊戯場、医務室および相談室を設けないことができる。</u>
 - (イ) 指定児童発達支援事業者は、主として知的障害のある児童を通わせる指定児童発達支援事業所にあっては静養室を、主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所にあっては聴力検査室を、それぞれ設けること。
 - (ウ) 指定児童発達支援センター<u>(主として難聴児を通わせる</u> 指定児童発達支援事業所または主として重症心身障害児を通わ せる指定児童発達支援事業所を除く。)の設備の基準は、次に

- (ア) 指定児童発達支援事業者は、<u>発達支援室</u>ならびに指定児 竜発達支援の提供に必要な設備および備品を設けること。
- (イ) <u>発達支援室</u>には、<u>支援に</u>必要な機械、器具等を備えること。
- (ウ) 省略
- イ 指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターであるものに 限る。)
 - (ア) 指定児童発達支援事業者は、<u>発達支援室</u>、遊戯室、屋外遊戯場(指定児童発達支援事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。)、医務室、相談室、調理室、便所および静養室ならびに指定児童発達支援の提供に必要な設備および備品を設けること。

- (イ) 指定児童発達支援事業所において、治療を行う場合には、 (ア)に規定する設備(医務室を除く。)に加えて、診療所(医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第2項に規定する診療所をいう。以下同じ。)として必要な設備を設けること。
- (ウ) 指定児童発達支援センターの設備の基準は、次に掲げる とおりとすること。

掲げるとおりとすること。

- a 指導訓練室
 - (a)·(b) 省略
- b 省略
- (エ) 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所の 設備を当該指定児童発達支援事業所の用途以外の用途に供しな いこと。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、当該指定 児童発達支援事業所に併設する社会福祉施設の設備と兼用する ことができる。

(4) 従業者

ア 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに、 専らその職務に従事する当該指定児童発達支援事業所の管理者 (以下この表において「管理者」という。)を置くこと。ただし、 指定児童発達支援事業所の管理上支障がない場合は、当該指定児 童発達支援事業所の他の職務に従事させ、または<u>同一の敷地内に</u> ある他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。

イ 省略

- ウ 指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターであるものに 限る。)
 - (ア) (イ) および (ウ) に掲げる指定児童発達支援事業所以 外の指定児童発達支援事業所

a 発達支援室

(a)·(b) 省略

b 省略

(エ) 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所の 設備を当該指定児童発達支援事業所の用途以外の用途に供しな いこと。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、(イ)に 規定する設備を除き、当該指定児童発達支援事業所に併設する 社会福祉施設の設備と兼用することができる。

(4) 従業者

ア 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに、 専らその職務に従事する当該指定児童発達支援事業所の管理者 (以下この表において「管理者」という。)を置くこと。ただし、 指定児童発達支援事業所の管理上支障がない場合は、当該指定児 童発達支援事業所の他の職務に従事させ、または<u>当該指定児童発</u> 達支援事業所以外の事業所、施設等の職務に従事させることがで きる。

イ 省略

- ウ 指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターであるものに 限る。)
 - (ア) 指定児童発達支援事業者は、嘱託医、児童指導員、保育士、栄養士、調理員および児童発達支援管理責任者を置くこと。

- a 指定児童発達支援事業者は、嘱託医、児童指導員、保育士、 栄養士、調理員および児童発達支援管理責任者を置くこと。 ただし、通わせる障害児の数が40人以下である指定児童発達 支援事業所にあっては栄養士を、調理業務の全部を委託する 指定児童発達支援事業所にあっては調理員を、それぞれ置か ないことができる。
- b 嘱託医の数は、1人以上とすること。
- c 児童指導員および保育士の総数は、指定児童発達支援の単位 ごとに、おおむね障害児の数を4で除して得た数以上とする こと。
- d 児童指導員、保育士、栄養士、調理員および児童発達支援管 理責任者の数は、それぞれ1人以上とすること。
- e 指定児童発達支援事業所において、日常生活を営むために必要な機能訓練を提供する場合は機能訓練担当職員を、日常生活および社会生活を営むために必要な医療的ケアを行う場合は看護職員を、それぞれ置くこと。ただし、次に掲げる場合には、看護職員を置かないことができる。
 - (a) 医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支

ただし、通わせる障害児の数が40人以下である指定児童発達支援事業所にあっては栄養士を、調理業務の全部を委託する指定児童発達支援事業所にあっては調理員を、それぞれ置かないことができる。

援事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療 的ケアを行う場合

- (b) 当該指定児童発達支援事業所(社会福祉士及び介護福祉 士法第48条の3第1項の登録に係る事業所である場合に限 る。)において、医療的ケアのうち同法第2条第2項に規 定する喀痰吸引等のみを必要とする障害児に対し、当該登 録を受けた者が自らの事業またはその一環として同法第48 条の3第1項に規定する喀痰吸引等業務を行う場合
- (c) 当該指定児童発達支援事業所(社会福祉士及び介護福祉 士法附則第27条第1項の登録に係る事業所である場合に限 る。)において、医療的ケアのうち同法附則第10条第1項 に規定する特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該 登録を受けた者が自らの事業またはその一環として同法附 則第27条第1項に規定する特定行為業務を行う場合
- f eの規定により、機能訓練担当職員等を置いた場合において は、当該機能訓練担当職員等の数をcの児童指導員および保育 士の総数に含めることができる。この場合において、機能訓 練担当職員等の数は、児童指導員および保育士の合計数を超 えてはならない。
- (イ) 主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所
 - a 指定児童発達支援事業者は、(ア) aに規定する従業者および言語聴覚士を置くこと。

(イ) 嘱託医の数は、1人以上とすること。

- b 指定児童発達支援事業所において、日常生活を営むために必要な機能訓練を提供する場合は機能訓練担当職員を、日常生活および社会生活を営むために必要な医療的ケアを行う場合は看護職員を、それぞれ置くこと。ただし、(ア) e(a)から(c)までのいずれかに該当する場合は、看護職員を置かないことができる。
- b 指定児童発達支援事業所において、日常生活を営むために必要な機能訓練を提供する場合は機能訓練担当職員を、日常生活および社会生活を営むために必要な医療的ケアを行う場合は看護職員を、それぞれ置くこと。ただし、(ア) e(a)から(c)までのいずれかに該当する場合は、看護職員を置かないことができる。
- c 言語聴覚士の数は、指定児童発達支援の単位ごとに4人以上 とすること。
- d 機能訓練担当職員の数は機能訓練に必要な数とし、看護職員 の数は医療的ケアを行うために必要な数とすること。
- e aからdまでに定めるもののほか、主として難聴児を通わせる 指定児童発達支援事業所の従業者については、(ア) bからd までの規定を準用する。この場合において、(ア) c中「およ び保育士」とあるのは、「、保育士、言語聴覚士および機能 訓練担当職員等」と読み替えるものとする。
- (ウ) 主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事

(ウ) 児童指導員および保育士の総数は、指定児童発達支援の単

業所

- a 指定児童発達支援事業者は、(ア) aに規定する従業者、看 護職員および機能訓練担当職員を置くこと。
- b 看護職員および機能訓練担当職員の数は、それぞれ1人以上 とすること。
- c aおよびbに定めるもののほか、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所の従業者については、(ア) b からdまでの規定を準用する。この場合において、(ア) c中「および保育士」とあるのは、「、保育士、看護職員および機能訓練担当職員」と読み替えるものとする。

(新設)

(新設)

位ごとに、おおむね障害児の数を4で除して得た数以上とすること。

- (エ) 児童指導員、保育士、栄養士、調理員および児童発達支援管理責任者の数は、それぞれ1人以上とすること。
- (オ) 指定児童発達支援事業所において、日常生活を営むため に必要な機能訓練を提供する場合は機能訓練担当職員を、日 常生活および社会生活を営むために必要な医療的ケアを行う 場合は看護職員を、それぞれ置くこと。ただし、次に掲げる 場合には、看護職員を置かないことができる。
 - a 医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援 事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的 ケアを行う場合
 - b 当該指定児童発達支援事業所(社会福祉士及び介護福祉士

(新設)

(新設)

(エ) 従業者(管理者<u>および嘱託医</u>を除く。)は、専ら当該指 定児童発達支援事業所の職務に従事する者または指定児童発達 支援の単位ごとに専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる者 とすること。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、栄養 法第48条の3第1項の登録に係る事業所である場合に限 る。)において、医療的ケアのうち同法第2条第2項に規 定する喀痰吸引等のみを必要とする障害児に対し、当該登 録を受けた者が自らの事業またはその一環として同法第48 条の3第1項に規定する喀痰吸引等業務を行う場合

- c 当該指定児童発達支援事業所(社会福祉士及び介護福祉士 法附則第27条第1項の登録に係る事業所である場合に限 る。)において、医療的ケアのうち同法附則第10条第1項 に規定する特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該 登録を受けた者が自らの事業またはその一環として同法附 則第27条第1項に規定する特定行為業務を行う場合
- (カ) (オ)の規定により、機能訓練担当職員等を置いた場合 においては、当該機能訓練担当職員等の数を(ウ)の児童指 導員および保育士の総数に含めることができる。この場合に おいて、機能訓練担当職員等の数は、児童指導員および保育 士の合計数を超えてはならない。
- (キ) 指定児童発達支援事業所において、治療を行う場合には、 診療所として必要とされる数の従業者を置くこと。
- (ク) 従業者(管理者、嘱託医および(キ)に規定する従業者を除く。)は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者または指定児童発達支援の単位ごとに専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる者とすること。ただし、障害児の支援

士および調理員については、当該指定児童発達支援事業所に併 設する社会福祉施設の職務に従事することができる。

(新設)

(オ) (エ) の規定にかかわらず、保育所もしくは家庭的保育事業所等に入所し、または幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定児童発達支援事業所に入所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、当該児童への保育に併せて当該障害児の支援に従事することができる。

エ~ク 省略

(5) サービスの提供

ア・イ 省略

ウ 指定児童発達支援事業者は、利用定員および<u>指導訓練室</u>の定員 を超えて、指定児童発達支援の提供を行わないこと。ただし、災 害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでな い。 に支障がない場合は、栄養士および調理員については、当該指 定児童発達支援事業所に併設する社会福祉施設の職務に従事す ることができる。

- (ケ) (キ)に規定する従業者は、専ら当該指定児童発達支援 事業所の職務に従事する者とすること。ただし、障害児の支援 に支障がない場合は、障害児の保護に直接従事する従業者を除 き、当該指定児童発達支援事業所に併設する社会福祉施設の職 務に従事することができる。
- (コ) (ク) および (ケ) の規定にかかわらず、保育所もしくは家庭的保育事業所等に入所し、または幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定児童発達支援事業所に入所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、当該児童への保育に併せて当該障害児の支援に従事することができる。

エ~ク 省略

(5) サービスの提供

ア・イ 省略

ウ 指定児童発達支援事業者は、利用定員および<u>発達支援室</u>の定員 を超えて、指定児童発達支援の提供を行わないこと。ただし、災 害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでな い。

エ~ク 省略

(6) 通所利用者負担額等の受領等

ア・イ 省略

- ウ 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を提供したとき は、次に掲げるところにより、通所給付決定保護者から当該指定 児童発達支援に要した費用の額の支払を受けること。
 - (ア) 法定代理受領(法第21条の5の7第11項(法第21条の5 の13第2項の規定により放課後等デイサービス障害児通所給付 費等の支給について適用する場合を含む。)の規定により通所 給付決定保護者が指定障害児通所支援事業者等に支払うべき指 定通所支援に要した費用(通所特定費用を除く。) または法第2 1条の5の29第3項の規定により通所給付決定保護者が指定障 害児通所支援事業者等に支払うべき肢体不自由児通所医療に要 した費用の額について、障害児通所給付費または肢体不自由児 通所医療費として当該通所給付決定保護者に支給すべき額の限 度において、当該通所給付決定保護者に代わり、当該指定障害 児通所支援事業者等に支払われることをいう。以下同じ。)を 行う指定児童発達支援を提供したときは、当該指定児童発達支 援に係る通所利用者負担額(法第21条の5の3第2項第2号(法 第21条の5の13第2項の規定により、放課後等デイサービス障 害児通所給付費等の支給について適用する場合を含む。)に掲 げる額および肢体不自由児通所医療につき健康保険の療養に要

エ~ク 省略

(6) 通所利用者負担額等の受領等

ア・イ 省略

- ウ 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を提供したとき は、次に掲げるところにより、通所給付決定保護者から当該指定 児童発達支援に要した費用の額の支払を受けること。
 - (ア) 法定代理受領(法第21条の5の7第11項(法第21条の5 の13第2項の規定により放課後等デイサービス障害児通所給付 費等の支給について適用する場合を含む。)の規定により通所 給付決定保護者が指定障害児通所支援事業者に支払うべき指定 通所支援に要した費用(通所特定費用を除く。)または法第21 条の5の29第3項の規定により通所給付決定保護者が指定障害 児通所支援事業者に支払うべき肢体不自由児通所医療に要した 費用の額について、障害児通所給付費または肢体不自由児通所 医療費として当該通所給付決定保護者に支給すべき額の限度に おいて、当該通所給付決定保護者に代わり、当該指定障害児通 所支援事業者に支払われることをいう。以下同じ。)を行う指 定児童発達支援を提供したときは、当該指定児童発達支援に係 る通所利用者負担額(法第21条の5の3第2項第2号(法第21 条の5の13第2項の規定により、放課後等デイサービス障害児 通所給付費等の支給について適用する場合を含む。) に掲げる 額および肢体不自由児通所医療につき健康保険の療養に要する

する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額から当該 肢体不自由児通所医療につき支給すべき肢体不自由児通所医療 費の額を控除して得た額の合計額をいう。以下同じ。)の支払 を受けること。

(イ) 法定代理受領を行わない指定児童発達支援を提供したときは、当該指定児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額 (法第21条の5の3第2項第1号(法第21条の5の13第2項の規定により、放課後等デイサービス障害児通所給付費等の支給について適用する場合を含む。)に掲げる額をいう。以下同じ。)の支払を受けること。

(新設)

(ウ)~(カ) 省略

費用の額の算定方法の例により算定した費用の額から当該肢体 不自由児通所医療につき支給すべき肢体不自由児通所医療費の 額を控除して得た額の合計額をいう。以下同じ。)の支払を受 けること。

(イ) 法定代理受領を行わない指定児童発達支援を提供したときは、<u>次のaまたはbに掲げる場合の区分に応じ、当該aまたはb</u>に定める額の支払を受けること。

- a bに掲げる場合以外の場合 当該指定児童発達支援に係 る指定通所支援費用基準額 (法第21条の5の3第2項第1 号 (法第21条の5の13第2項の規定により、放課後等デイ サービス障害児通所給付費等の支給について適用する場合 を含む。) に掲げる額をいう。以下同じ。)
- b 治療を行う場合 aに掲げる額のほか、当該指定児童発達 支援のうち肢体不自由児通所医療(食事療養(健康保険法(大 正11年法律第70号)第63条第2項第1号に規定する食事療養 をいう。)を除く。以下同じ。)に係るものにつき健康保険 の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費 用の額
- (ウ)~(カ) 省略

- エ 指定児童発達支援事業者は、利用者が同一の月に当該指定児童 発達支援事業者が提供する指定児童発達支援および他の<u>指定障害</u> 児通所支援事業者等が提供する指定通所支援を受けた場合におい て、当該利用者に係る通所給付決定保護者から依頼があったとき は、これらの指定通所支援に係る通所利用者負担額の合計額(エ において「通所利用者負担額合計額」という。)を算定すること。 この場合において、指定児童発達支援事業者は、これらの指定通 所支援の状況を確認し、通所利用者負担額合計額を市町村に報告 するとともに、当該通所給付決定保護者および当該他の指定通所 支援を提供した<u>指定障害児通所支援事業者等</u>に通知しなければな らない。
- オ 指定児童発達支援事業者は、法定代理受領により指定児童発達 支援に係る障害児通所給付費<u>の支給</u>を受けたときは、通所給付決 定保護者に対し、当該通所給付決定保護者に係る障害児通所給付 費<u>の額</u>を通知すること。

力 省略

(7) 児童発達支援計画等

ア省略

イ 児童発達支援管理責任者は、次に掲げるところにより、児童発達支援計画の作成等を行うこと。

(ア)・(イ) 省略

- エ 指定児童発達支援事業者は、利用者が同一の月に当該指定児童 発達支援事業者が提供する指定児童発達支援および他の<u>指定障害</u> 児通所支援事業者が提供する指定通所支援を受けた場合におい て、当該利用者に係る通所給付決定保護者から依頼があったとき は、これらの指定通所支援に係る通所利用者負担額の合計額(エ において「通所利用者負担額合計額」という。)を算定すること。 この場合において、指定児童発達支援事業者は、これらの指定通 所支援の状況を確認し、通所利用者負担額合計額を市町村に報告 するとともに、当該通所給付決定保護者および当該他の指定通所 支援を提供した<u>指定障害児通所支援事業者</u>に通知しなければなら ない。
- オ 指定児童発達支援事業者は、法定代理受領により指定児童発達 支援に係る障害児通所給付費<u>または肢体不自由児通所医療費の支</u> <u>給</u>を受けたときは、通所給付決定保護者に対し、当該通所給付決 定保護者に係る障害児通所給付費<u>および肢体不自由児通所医療費</u> の額を通知すること。

カ 省略

(7) 児童発達支援計画等

ア省略

イ 児童発達支援管理責任者は、次に掲げるところにより、児童発達支援計画の作成等を行うこと。

(ア)・(イ) 省略

- (ウ) 児童発達支援計画の作成に当たっては、利用者の発達を 支援する<u>ことができるよう、</u>適切な支援の内容について検討を 行うこと。
- (エ) 課題把握および支援の内容に係る検討の結果に基づき、 利用者に対する総合的な支援の目標およびその達成の時期なら びに<u>その内容等</u>を記載した児童発達支援計画の原案を作成する こと。この場合においては、当該利用者の家族に対する援助お よび当該指定児童発達支援事業所において提供される指定児童 発達支援以外の保健医療サービスまたはその他の福祉サービス との連携も含めて児童発達支援計画の原案に位置付けるよう努 めなければならない。
- (オ) 利用者に対する指定児童発達支援の提供に当たる担当者 等による会議を開催し、児童発達支援計画の原案について、当 該担当者等に対し意見を求めること。この場合において、当該 会議の開催は、テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テ レビ電話装置等」という。)を用いて行うことができる。

- (ウ) 児童発達支援計画の作成に当たっては、<u>利用者の年齢および発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう</u>利用者の発達を支援する<u>上での</u>適切な支援の内容について検討を行うこと。
- (エ) 課題把握および支援の内容に係る検討の結果に基づき、利用者に対する総合的な支援の目標およびその達成の時期ならびに才(オ)に規定する領域との関連性および利用者の地域社会への参加等の観点を踏まえた指定児童発達支援の具体的内容等を記載した児童発達支援計画の原案を作成すること。この場合においては、当該利用者の家族に対する援助および当該指定児童発達支援事業所において提供される指定児童発達支援以外の保健医療サービスまたはその他の福祉サービスとの連携も含めて児童発達支援計画の原案に位置付けるよう努めなければならない。
- (オ) 利用者<u>の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で、当該利用者</u>に対する指定児童発達支援の提供に当たる担当者等による会議を開催し、児童発達支援計画の原案について、当該担当者等に対し意見を求めること。この場合において、当該会議の開催は、テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を用いて行うことができる。

- (カ) 省略
- (キ) 児童発達支援計画を作成したときは、当該児童発達支援 計画を通所給付決定保護者に交付すること。

(ク)~(サ) 省略

ウ省略

(新設)

<u>工</u> 指定児童発達支援事業者は、次に掲げるところにより、児童発達支援計画に基づき、指定児童発達支援を提供すること。

(ア)~(ウ) 省略

(新設)

(新設)

- (カ) 省略
- (キ) 児童発達支援計画を作成したときは、当該児童発達支援 計画を通所給付決定保護者<u>および当該通所給付決定保護者に対</u> して指定障害児相談支援を提供する者に交付すること。
- (ク)~(サ) 省略

ウ 省略

- 工 児童発達支援管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者が 自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、利用者 および通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するよう努め ること。
- <u>オ</u> 指定児童発達支援事業者は、次に掲げるところにより、児童発達支援計画に基づき、指定児童発達支援を提供すること。

(ア)~(ウ) 省略

- (エ) 利用者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、利用者および通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をすること。
- (オ) 利用者の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた指定 児童発達支援(治療に係る部分を除く。以下(オ)および(コ) ならびに力において同じ。)の確保ならびに(コ)の規定によ る指定児童発達支援の事業の評価およびその改善の適切な実施 の観点から、指定児童発達支援の提供に当たっては、心身の健 康等に関する領域を含む総合的な支援を行うこと。

(エ)~(キ) 省略

(ク) 指定児童発達支援の事業について、自ら評価を行うとともに、利用者の保護者による評価を受けて常にその改善を図ること。この場合において、指定児童発達支援事業者は、1年に1回以上、当該評価および改善の内容をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

(新設)

(新設)

(8) 指導、訓練等

ア <u>指導、訓練等</u>は、利用者の自立の支援および日常生活の充実に 資するとともに、できる限り健全な社会生活を営むことができる

(カ)~(ケ) 省略

- (コ) 指定児童発達支援事業所ごとに、その提供する指定児童発達支援の事業について、指定児童発達支援事業所の従業者による評価を受けた上で、自らによる評価(以下(コ)において「自己評価」という。)を行うとともに、利用者の保護者による評価(以下(コ)において「保護者評価」という。)を受けて常にその改善を図ること。この場合において、指定児童発達支援事業者は、1年に1回以上、自己評価および保護者評価ならびに当該改善の内容を利用者の保護者に示すとともに、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。
- カ 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに指定 児童発達支援プログラム(オ(オ)に規定する領域との関連性を明 確にした指定児童発達支援の実施に関する計画をいう。)を策定し、 インターネットの利用その他の適切な方法により公表すること。
- キ 指定児童発達支援事業者は、利用者が指定児童発達支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、利用者の地域社会への参加等の推進に努めること。

(8) 支援

ア <u>支援</u>は、利用者の自立の支援および日常生活の充実に資すると ともに、できる限り健全な社会生活を営むことができるよう、利 よう、利用者の心身の状況および適性に応じ、適切に行うこと。

- イ <u>生活指導</u>は、利用者が日常生活における適切な習慣を確立する とともに、社会生活への適応性を高めるよう、あらゆる機会を通 じて行うこと。
- ウ 指定児童発達支援事業者は、常時1人以上の従業者を<u>指導、訓</u> 練等に従事させること。
- エ 指定児童発達支援事業者は、利用者に係る通所給付決定保護者 の負担により、当該指定児童発達支援事業所の従業者以外の者に よる指導、訓練等を受けさせないこと。
- (9)~(15)の4 省略
- (16) 記録の整備
- ア 省略
- イ 指定児童発達支援事業者は、次に掲げる記録を整備し、指定児 童発達支援を提供した日から5年間保存すること。
 - (ア)・(イ) 省略
 - (ウ) 第7号エ(カ)の規定による身体的拘束等の記録
 - (エ)~(カ) 省略
- (17) 省略
- (18) 利益供与等の禁止
 - ア 指定児童発達支援事業者は、障害児相談支援事業者、障害者総 合支援法第5条第18項に規定する一般相談支援事業もしくは特定

用者の心身の状況および適性に応じ、適切に行うこと。

- イ <u>支援</u>は、利用者が日常生活における適切な習慣を確立するとと もに、社会生活への適応性を高めるよう、あらゆる機会を通じて 行うこと。
- ウ 指定児童発達支援事業者は、常時1人以上の従業者を<u>支援</u>に従 事させること。
- エ 指定児童発達支援事業者は、利用者に係る通所給付決定保護者 の負担により、当該指定児童発達支援事業所の従業者以外の者に よる支援を受けさせないこと。
- (9)~(15)の4 省略
- (16) 記録の整備
- ア 省略
- イ 指定児童発達支援事業者は、次に掲げる記録を整備し、指定児 童発達支援を提供した日から5年間保存すること。
 - (ア)・(イ) 省略
 - (ウ) 第7号オ(ク)の規定による身体的拘束等の記録
 - (エ)~(カ) 省略
- (17) 省略
- (18) 利益供与等の禁止
- ア 指定児童発達支援事業者は、障害児相談支援事業者、障害者総合支援法第5条第19項に規定する一般相談支援事業もしくは特定

相談支援事業を行う者もしくは障害福祉サービス事業を行う者 (イにおいて「障害児相談支援事業者等」という。)またはその 従業者に対し、利用者またはその家族に対して当該指定児童発達 支援事業所を紹介することの対償として、金品その他の財産上の 利益を供与しないこと。

イ 省略

- (19) (20) 省略
- (21) 連携等
 - ア 省略
 - イ 指定児童発達支援事業者は、利用者に係る通所給付決定保護者 が偽りその他不正の行為によって障害児通所給付費<u>もしくは特例</u> <u>障害児通所給付費</u>の支給を受け、または受けようとしたときは、 遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知すること。
 - ウ 指定児童発達支援事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、適当な医療機関との協力体制を整備すること。
 - 工 省略
- (22) 省略
- 2 省略
- 3 基準該当児童発達支援の事業

相談支援事業を行う者もしくは障害福祉サービス事業を行う者 (イにおいて「障害児相談支援事業者等」という。)またはその 従業者に対し、利用者またはその家族に対して当該指定児童発達 支援事業所を紹介することの対償として、金品その他の財産上の 利益を供与しないこと。

イ 省略

- (19) (20) 省略
- (21) 連携等
- ア省略
- イ 指定児童発達支援事業者は、利用者に係る通所給付決定保護者 が偽りその他不正の行為によって障害児通所給付費、特例障害児 通所給付費もしくは肢体不自由児通所医療費の支給を受け、また は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町 村に通知すること。
- ウ 指定児童発達支援事業者<u>(治療を行うものを除く。)</u>は、利用 者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、適当な医療機関と の協力体制を整備すること。
- 工 省略
- (22) 省略
- 2 省略
- 3 基準該当児童発達支援の事業

(1) 設備

ア 児童発達支援に係る基準該当通所支援(以下「基準該当児童発達支援」という。)の事業を行う者(以下「基準該当児童発達支援事業者」という。)は、当該事業を行う事業所(以下「基準該当児童発達支援事業所」という。)には、<u>指導訓練</u>を行う専用の区画を設けるほか、基準該当児童発達支援の提供に必要な設備および備品を設けること。

イ <u>指導訓練</u>を行う専用の区画には、<u>訓練に</u>必要な機械、器具等を 備えること。

ウ省略

(2) 省略

(3) 第1項第1号、第2号本文、第5号、第6号アからウ((ア) および(エ)を除く。)までおよびカ、第7号、第8号、第10号から第13号まで、第14号オ、第15号から第21号(ウおよびエを除く。)までならびに第22号の規定は、基準該当児童発達支援の事業について準用する。この場合において、同項第5号ア中「第11号ア」とあるのは「第3項第3号において準用する第11号ア」と、第16号イ(イ)中「第5号ク(ク)」とあるのは「第3項第3号において準用する第5号ク(ク)」とあるのは「第3項第3号において準用する第7号エ(カ)」とあるのは「第3項第3号において準用する第19号イ」とあるのは「第3項第3号において準用する第19号イ」とあるのは「第3項第3号において準用する第19号イ」と、同号イ(オ)中「第20号イ」とあるのは「第3項第3号に

(1) 設備

ア 児童発達支援に係る基準該当通所支援(以下「基準該当児童発達支援」という。)の事業を行う者(以下「基準該当児童発達支援事業者」という。)は、当該事業を行う事業所(以下「基準該当児童発達支援事業所」という。)には、発達支援を行う専用の区画を設けるほか、基準該当児童発達支援の提供に必要な設備および備品を設けること。

イ <u>発達支援</u>を行う専用の区画には、<u>支援に</u>必要な機械、器具等を 備えること。

ウ 省略

(2) 省略

(3) 第1項第1号、第2号本文、第5号、第6号アからウ((ア) および(エ)を除く。)までおよびカ、第7号、第8号、第10号から第13号まで、第14号オ、第15号から第21号(ウおよびエを除く。)までならびに第22号の規定は、基準該当児童発達支援の事業について準用する。この場合において、同項第5号ア中「第11号ア」とあるのは「第3項第3号において準用する第11号ア」と、第16号イ(イ)中「第5号ク(ク)」とあるのは「第3項第3号において準用する第5号ク(ク)」とあるのは「第3項第3号において準用する第7号オ(ク)」とあるのは「第3項第3号において準用する第7号オ(ク)」と、同号イ(エ)中「第19号イ」とあるのは「第3項第3号において準用する第19号イ」と、同号イ(オ)中「第20号イ」とあるのは「第3項第3号に

おいて準用する第20号イ」と、同号イ(カ)中「第21号イ」とあるのは「第3項第3号において準用する第21号イ」と、同項第22号ア中「第5号カ」とあるのは「第3項第3号において準用する第5号カ」と読み替えるものとする。

(4)~(6) 省略

別表第2 (第5条関係)

<u>医療型児童発達支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関す</u>る基準

1 設備

- (1) 医療型児童発達支援に係る指定通所支援(以下「指定医療型児童発達支援」という。)の事業を行う者(以下「指定医療型児童発達支援事業者」という。)は、当該事業を行う事業所(以下「指定医療型児童発達支援事業所」という。以下同じ。)には、診療所として必要な設備のほか、指導訓練室、屋外訓練場、相談室および調理室を設けること。
- (2) 指定医療型児童発達支援事業者は、階段の傾斜を緩やかにするほか、浴室および便所の手すりその他身体の機能の不自由を補う設備を設けること。
- (3) 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援事業 所の設備を当該指定医療型児童発達支援事業所の用途以外の用途に 供しないこと。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、診療所 として必要な設備を除き、当該指定医療型児童発達支援事業所に併

おいて準用する第20号イ」と、同号イ(カ)中「第21号イ」とあるのは「第3項第3号において準用する第21号イ」と、同項第22号ア中「第5号カ」とあるのは「第3項第3号において準用する第5号カ」と読み替えるものとする。

(4)~(6) 省略

別表第2 削除

設する社会福祉施設の設備を兼用することができる。

2 従業者

- (1) 指定医療型児童発達支援事業者は、当該指定医療型児童発達支援 事業所ごとに、診療所として必要な従業者のほか、児童指導員、保 育士、看護職員、理学療法士または作業療法士および児童発達支援 管理責任者を置くこと。
- (2) 児童指導員、保育士、看護職員、理学療法士または作業療法士および児童発達支援管理責任者の数は、それぞれ1人以上とすること。
- (3) 指定医療型児童発達支援事業者は、日常生活を営むために必要な言語訓練等を提供する場合には、機能訓練担当職員を置くこと。
- (4) 従業者(管理者を除く。以下この号において同じ。)は、専ら当該指定医療型児童発達支援事業所の職務に従事する者とすること。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、障害児の保護に直接従事する従業者を除き、当該指定医療型児童発達支援事業所に併設する社会福祉施設の職務に従事することができる。
- (5) 前号の規定にかかわらず、保育所もしくは家庭的保育事業所等に 入所し、または幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定 医療型児童発達支援事業所に入所している障害児を交流させるとき は、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従 事する従業者については、当該児童への保育に併せて当該障害児の 支援に従事することができる。
- (6) 前各号に定めるもののほか、指定医療型児童発達支援の事業の従

業者については、別表第1第1項第4号アおよびオからクまでの規 定を準用する。

- 3 運営規程の整備等
 - (1) 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援事業 所ごとに、当該指定医療型児童発達支援事業所の運営に関する規程 (以下この項において「運営規程」という。) を定めること。
 - (2) 運営規程には、次に掲げる事項を記載すること。
 - ア 事業の目的および運営の方針
 - イ 従業者の職種、員数および職務の内容
 - ウ 指定医療型児童発達支援を提供する日および時間ならびに通常 の事業の実施地域
 - 工 利用定員
 - オ 提供する指定医療型児童発達支援の内容ならびに通所給付決定 保護者から受領する費用の種類およびその額
 - カ 指定医療型児童発達支援の利用に当たっての留意事項
 - キ 緊急時における対応方法
 - ク 非常災害対策
 - ケ 虐待の防止のための措置に関する事項
 - コ その他指定医療型児童発達支援事業所の運営に関する重要事項
 - (3) 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援を利用しようとする障害児が適切かつ円滑に利用することができるよ

- う、当該指定医療型児童発達支援事業所において提供される指定医療型児童発達支援の内容に関する情報の提供を行うよう努めること。
- (4) 指定医療型児童発達支援事業者は、当該指定医療型児童発達支援 事業所について広告をするときは、その内容を虚偽または誇大なも のとしないこと。
- (5) 前各号に定めるもののほか、指定医療型児童発達支援の事業の運営規程の整備等については、別表第1第1項第11号エおよびオの規定を準用する。
- 4 別表第1第1項第1号、第2号本文、第5号から第10号まで、第12号から第21号(ウを除く。)までおよび第22号の規定は、指定医療型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、同項第1号中「訓練」とあるのは「訓練ならびに治療」と、同項第5号ア中「第11号ア」とあるのは「別表第2第4項において準用する第11号ア」と、同項第6号ウ(イ)中「同じ。)」とあるのは「同じ。)および当該指定医療型児童発達支援のうち肢体不自由児通所医療(食事療養(健康保険法(大正11年法律第70号)第63条第2項第1号に規定する食事療養をいう。)を除く。以下同じ。)に係るものにつき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額」と、同号ウ(ウ)中「費用(aに掲げる費用にあっては、児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所に係るものに限る。)」とあるのは「障害

児通所給付費または肢体不自由児通所医療費の支給」と、「障害児通 所給付費の額」とあるのは「障害児通所給付費および肢体不自由児通 所医療費の額」と、同項第7号および第16号イ(ア)中「児童発達支 援計画」とあるのは「医療型児童発達支援計画」と、同項第7号ウ(ア) 中「第10号ア」とあるのは「別表第2第4項において準用する第10号 ア」と、同号エ(ク)中「事業」とあるのは「内容」と、「利用者の 保護者による評価を受けて常に」とあるのは「常に」と、「図ること。 この場合において、指定児童発達支援事業者は、1年に1回以上、当 該評価および改善の内容をインターネットの利用その他の適切な方法 により公表しなければならない」とあるのは「図ること」と、同項第1 4号オ中「医療機関」とあるのは「他の専門の医療機関」と、同項第16 号イ(イ)中「第5号ク(ク)」とあるのは「別表第2第4項におい て準用する第5号ク(ク) | と、同号イ(ウ)中「第7号エ(カ) | とあるのは「別表第2第4項において準用する第7号エ(カ)」と、 同号イ(エ)中「第19号イ」とあるのは「別表第2第4項において準 用する第19号イ」と、同号イ(オ)中「第20号イ」とあるのは「別表 第2第4項において準用する第20号イ」と、同号イ(カ)中「第21号 イ」とあるのは「別表第2第4項において準用する第21号イ」と、同 項第22号ア中「第5号カ」とあるのは「別表第2第4項において準用 する第5号カ」と読み替えるものとする。

別表第3(第5条関係)

放課後等デイサービスの事業の従業者ならびに設備および運営に関 する基準 別表第3 (第5条関係)

放課後等デイサービスの事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準

1 指定放課後等デイサービスの事業

- (1) 放課後等デイサービスに係る指定通所支援(以下「指定放課後等デイサービス」という。)の事業を行う者(以下「指定放課後等デイサービス事業者」という。)は、障害児が生活能力の向上のために必要な<u>訓練</u>を行い、および社会との交流を図ることができるよう、障害児の身体および精神の状況ならびにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的に指導および訓練を行うこと。
- (2) 別表第1第1項第2号、第3号ア、第4号(イ(ア) hおよびウ を除く。)、第5号、第6号(ウ(ウ)aからcまでおよび(エ)を 除く。)、第7号、第8号、第10号から第13号まで、第14号オおよ びカ、第15号から第21号(エを除く。)までならびに第22号の規定 は、指定放課後等デイサービスの事業について準用する。この場合 において、同項第5号ア中「第11号ア」とあるのは「別表第3第1 項第2号において準用する第11号ア」と、同項第6号ウ(ウ)中「次 のaからcまでに掲げる費用(aに掲げる費用にあっては、児童発達支 援センターである指定児童発達支援事業所に係るものに限る。)」 とあるのは「日常生活においても通常必要となるものに係る費用で あって、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められる もの」と、同号ウ(オ)中「(ウ)aからcまでに掲げる」とあるの は「(ウ)に規定する」と、同項第7号および第16号イ(ア)中「児 **竜発達支援計画」とあるのは「放課後等デイサービス計画」と、同** 項第7号ウ(ア)中「第10号ア」とあるのは「別表第3第1項第2 号において準用する第10号ア」と、同項第16号イ(イ)中「第5号

1 指定放課後等デイサービスの事業

- (1) 放課後等デイサービスに係る指定通所支援(以下「指定放課後等デイサービス」という。)の事業を行う者(以下「指定放課後等デイサービス事業者」という。)は、障害児が生活能力の向上のために必要な支援を行い、および社会との交流を図ることができるよう、障害児の身体および精神の状況ならびにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的に支援を行うこと。
- (2) 別表第1第1項第2号、第3号ア、第4号(イ(ア)hおよびウ を除く。)、第5号、第6号(ウ(ウ)aからcまでおよび(エ)を 除く。)、第7号、第8号、第10号から第13号まで、第14号オおよ びカ、第15号から第21号(エを除く。)までならびに第22号の規定 は、指定放課後等デイサービスの事業について準用する。この場合 において、同項第5号ア中「第11号ア」とあるのは「別表第3第1 項第2号において準用する第11号ア」と、同項第6号ウ(ウ)中「次 のaからcまでに掲げる費用(aに掲げる費用にあっては、児童発達支 援センターである指定児童発達支援事業所に係るものに限る。)」 とあるのは「日常生活においても通常必要となるものに係る費用で あって、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められる もの」と、同号ウ(オ)中「(ウ)aからcまでに掲げる」とあるの は「(ウ)に規定する」と、同項第7号および第16号イ(ア)中「児 **竜発達支援計画」とあるのは「放課後等デイサービス計画」と、同** 項第7号ウ(ア)中「第10号ア」とあるのは「別表第3第1項第2 号において準用する第10号ア」と、同項第16号イ(イ)中「第5号

- ク (ク)」とあるのは「別表第 3 第 1 項第 2 号において準用する第 5 号 ρ (ク)」と、同号 ρ (ウ)中「第 ρ 7 号 ρ (カ)」とあるのは「別表第 3 第 1 項第 2 号において準用する ρ 7 号 ρ (エ)中「第 ρ 9 号 ρ 2 号 ρ 2 号 ρ 3 第 1 項第 2 号 ρ 2 号 ρ 2 と あるのは「別表第 3 第 1 項第 2 号 ρ 2 号 ρ 3 第 1 項第 2 号 ρ 3 第 1 項第 2 号 ρ 6 日 ρ 7 (オ)中「第 ρ 1 と ρ 7 号 ρ 2 と ρ 6 日 ρ 7 (カ)中「第 ρ 1 と ρ 8 月 ρ 2 号 ρ 6 日 ρ 7 第 ρ 8 月 ρ 9 日 ρ
- 2 別表第1第1項第4号アおよびエからクまで、第5号、第6号(ウ (ウ) aからcまでおよび (エ) を除く。)、第7号、第8号、第10号 から第13号まで、第14号オおよびカ、第15号から第21号 (エを除く。)までならびに第22号、同表第2項 (第1号を除く。)ならびに前項第 1号の規定は、共生型放課後等デイサービス (放課後等デイサービスに係る共生型通所支援をいう。)の事業について準用する。この場合において、別表第1第1項第5号ア中「第11号ア」とあるのは「別表第3第2項において準用する第11号ア」と、同項第6号ウ(ウ)中「次のaからcまでに掲げる費用(aに掲げる費用にあっては、児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所に係るものに限る。)」とあるのは「日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの」と、同号ウ (オ)中「(ウ) aからcまでに掲げる」とあるのは「(ウ) に
- ク (ク)」とあるのは「別表第 3 第 1 項第 2 号において準用する第 5 号ク (ク)」と、同号イ (ウ)中「第 7 号才 (ク)」とあるのは「別表第 3 第 1 項第 2 号において準用する $\frac{6}{1}$ 第 7 号才 (ク)」と、同号イ (エ)中「第19号イ」とあるのは「別表第 3 第 1 項第 2 号において準用する第19号イ」と、同号イ (オ)中「第20号イ」とあるのは「別表第 3 第 1 項第 2 号において準用する第20号イ」と、同号イ (カ)中「第21号イ」とあるのは「別表第 3 第 1 項第 2 号において準用する第21号イ」と、同項第22号ア中「第 5 号カ」とあるのは「別表第 3 第 1 項第 2 号において準用する第 5 号カ」と読み替えるものとする。
- 2 別表第1第1項第4号アおよびエからクまで、第5号、第6号(ウ(ウ) aからcまでおよび(エ)を除く。)、第7号、第8号、第10号から第13号まで、第14号オおよびカ、第15号から第21号(エを除く。)までならびに第22号、同表第2項(第1号を除く。)ならびに前項第1号の規定は、共生型放課後等デイサービス(放課後等デイサービスに係る共生型通所支援をいう。)の事業について準用する。この場合において、別表第1第1項第5号ア中「第11号ア」とあるのは「別表第3第2項において準用する第11号ア」と、同項第6号ウ(ウ)中「次のaからcまでに掲げる費用(aに掲げる費用にあっては、児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所に係るものに限る。)」とあるのは「日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの」と、同号ウ(オ)中「(ウ) aからcまでに掲げる」とあるのは「(ウ) に

規定する」と、同項第7号および第16号イ(ア)中「児童発達支援計画」とあるのは「放課後等デイサービス計画」と、同項第7号ウ(ア)中「第10号ア」とあるのは「別表第3第2項において準用する第10号ア」と、同項第16号イ(イ)中「第5号ク(ク)」とあるのは「別表第3第2項において準用する第5号ク(ク)」と、同号イ(ウ)中「第7号エ(カ)」とあるのは「別表第3第2項において準用する第7号エ(カ)」と、同号イ(エ)中「第19号イ」とあるのは「別表第3第2項において準用する第19号イ」と、同号イ(オ)中「第20号イ」とあるのは「別表第3第2項において準用する第20号イ」と、同号イ(カ)中「第21号イ」とあるのは「別表第3第2項において準用する第21号イ」と、同項第22号ア中「第5号カ」とあるのは「別表第3第2項において準用する第21号イ」と、同項第22号ア中「第5号カ」とあるのは「別表第3第2項において準用する第21号イ」と、同項第22号ア中「第5号カ」とあるのは「別表第3第2項において準用する第21号イ」と、同項第22号ア中「第5号カ」とあるのは「別表第3第2項において準用する第5号カ」と読み替えるものとする。

3 別表第1第1項第2号本文、第4号アおよびオからクまで、第5号、第6号ア、イ、ウ ((ア)、(ウ) aからcまでおよび (エ)を除く。)およびカ、第7号、第8号、第10号から第13号まで、第14号オ、第15号から第21号 (エを除く。)までならびに第22号、同表第3項 (第2号エおよびオならびに第3号を除く。)ならびに第1項第1号の規定は、放課後等デイサービスに係る基準該当通所支援の事業について準用する。この場合において、同表第1項第5号ア中「第11号ア」とあるのは「別表第3第3項において準用する第11号ア」と、同項第6号ウ(ウ)中「次のaからcまで掲げる費用(aに掲げる費用にあっては、児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所に係るものに限る。)」とあるのは「日常生活においても通常必要となるものに係る

規定する」と、同項第7号および第16号イ(ア)中「児童発達支援計画」とあるのは「放課後等デイサービス計画」と、同項第7号ウ(ア)中「第10号ア」とあるのは「別表第3第2項において準用する第10号ア」と、同項第16号イ(イ)中「第5号ク(ク)」とあるのは「別表第3第2項において準用する第5号ク(ク)」と、同号イ(ウ)中「第7号オ(ク)」とあるのは「別表第3第2項において準用する第7号オ(ク)」と、同号イ(エ)中「第19号イ」とあるのは「別表第3第2項において準用する第19号イ」と、同号イ(オ)中「第20号イ」とあるのは「別表第3第2項において準用する第20号イ」と、同号イ(カ)中「第21号イ」とあるのは「別表第3第2項において準用する第21号イ」と、同項第22号ア中「第5号カ」とあるのは「別表第3第2項において準用する第21号イ」と、同項第22号ア中「第5号カ」とあるのは「別表第3第2項において準用する第21号イ」と、同項第22号ア中「第5号カ」とあるのは「別表第3第2項において準用する第21号イ」と、同項第22号ア中「第5号カ」とあるのは「別表第3第2項において準用する第5号カ」と読み替えるものとする。

3 別表第1第1項第2号本文、第4号アおよびオからクまで、第5号、第6号ア、イ、ウ ((ア)、(ウ) aからcまでおよび (エ)を除く。)およびカ、第7号、第8号、第10号から第13号まで、第14号オ、第15号から第21号 (エを除く。)までならびに第22号、同表第3項 (第2号エおよびオならびに第3号を除く。)ならびに第1項第1号の規定は、放課後等デイサービスに係る基準該当通所支援の事業について準用する。この場合において、同表第1項第5号ア中「第11号ア」とあるのは「別表第3第3項において準用する第11号ア」と、同項第6号ウ(ウ)中「次のaからcまで掲げる費用(aに掲げる費用にあっては、児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所に係るものに限る。)」とあるのは「日常生活においても通常必要となるものに係る

費用であって、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの」と、同号ウ(オ)中「(ウ)aからcまでに掲げる」とあるのは「(ウ)に規定する」と、同項第7号および第16号イ(ア)中「児童発達支援計画」とあるのは「放課後等デイサービス計画」と、同項第7号ウ(ア)中「第10号ア」とあるのは「別表第3第3項において準用する第10号ア」と、同項第16号イ(イ)中「第5号ク(ク)」とあるのは「別表第3第3項において準用する第5号ク(ク)」と、同号イ(ウ)中「第7号エ(カ)」とあるのは「別表第3第3項において準用する第19号イ」とあるのは「別表第3第3項において準用する第19号イ」と、同号イ(オ)中「第20号イ」とあるのは「別表第3第3項において準用する第19号イ」と、同号イ(オ)中「第20号イ」とあるのは「別表第3第3項において準用する第20号イ」と、同号イ(カ)中「第21号イ」とあるのは「別表第3第3項において準用する第21号イ」と、同項第22号ア中「第5号カ」とあるのは「別表第3第3項において準用する第5号カ」と読み替えるものとする。

別表第4(第5条関係)

居宅訪問型児童発達支援の事業の従業者ならびに設備および運営に 関する基準

- 1・2 省略
- 3 従業者
- (1)・(2) 省略
- (3) 訪問支援員は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員

費用であって、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの」と、同号ウ(オ)中「(ウ)aからcまでに掲げる」とあるのは「(ウ)に規定する」と、同項第7号および第16号イ(ア)中「児童発達支援計画」とあるのは「放課後等デイサービス計画」と、同項第7号ウ(ア)中「第10号ア」とあるのは「別表第3第3項において準用する第10号ア」と、同項第16号イ(イ)中「第5号ク(ク)」とあるのは「別表第3第3項において準用する第5号ク(ク)」と、同号イ(ウ)中「第7号オ(ク)」とあるのは「別表第3第3項において準用する第7号オ(ク)」と、同号イ(エ)中「第19号イ」とあるのは「別表第3第3項において準用する第19号イ」と、同号イ(オ)中「第20号イ」とあるのは「別表第3第3項において準用する第20号イ」と、同号イ(カ)中「第21号イ」とあるのは「別表第3第3項において準用する第21号イ」と、同項第22号ア中「第5号カ」とあるのは「別表第3第3項において準用する第21号イ」と、同項第22号ア中「第5号カ」とあるのは「別表第3第3項において準用する第21号イ」と、同項第22号ア中「第5号カ」と読み替えるものとする。

別表第4(第5条関係)

居宅訪問型児童発達支援の事業の従業者ならびに設備および運営に 関する基準

- 1・2 省略
- 3 従業者
 - (1)・(2) 省略
- (3) 訪問支援員は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員

もしくは保育士の資格を取得した日または児童指導員もしくは<u>心理</u> 指導担当職員 (学校教育法の規定による大学 (短期大学を除く。) もしくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科もしくは これに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人および集団 心理療法の技術を有するものまたはこれと同等以上の能力を有する と認められる者をいう。)として配置された日以後、障害児につい て、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、および当該障害児の 介護を行う者に対して介護に関する指導を行う業務または日常生活 における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上の ために必要な訓練その他の支援 (以下「訓練等」という。)を行い、 および当該障害児の<u>訓練等</u>を行う者に対して<u>訓練等</u>に関する指導を 行う業務その他職業訓練または職業教育に係る業務に3年以上従事 した者であること。

(4)~(6) 省略

- 4 省略
- 5 通所利用者負担額等の受領等
- (1) 省略
- (2) 前号に定めるもののほか、指定居宅訪問型児童発達支援の事業の 通所利用者負担額等の受領等については、別表第1第1項第6号エ からカまでの規定を準用する。
- 6 運営規程の整備等
 - (1) (2) 省略

もしくは保育士の資格を取得した日または児童指導員もしくは<u>心理</u>担当職員(学校教育法の規定による大学(短期大学を除く。)もしくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科もしくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人および集団心理療法の技術を有するものまたはこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。)として配置された日以後、障害児について、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、および当該障害児の介護を行う者に対して介護に関する指導を行う業務または日常生活における基本的な動作および知識技能の習得、生活能力の向上のために必要な支援その他の支援(以下この号において「支援」という。)を行い、ならびに当該障害児の支援を行う者に対して支援に関する指導を行う業務その他職業訓練もしくは職業教育に係る業務に3年以上従事した者であること。

(4)~(6) 省略

- 4 省略
- 5 通所利用者負担額等の受領等
 - (1) 省略
 - (2) 前号に定めるもののほか、指定居宅訪問型児童発達支援の事業の 通所利用者負担額等の受領等については、別表第1第1項第6号<u>ア、</u> <u>イおよび</u>エからカまでの規定を準用する。
- 6 運営規程の整備等
 - (1) (2) 省略

- (3) 前2号に定めるもののほか、指定居宅訪問型児童発達支援の事業 の運営規程の整備等については、別表第1第1項第11号ウから才ま でならびに別表第2第3項第3号および第4号の規定を準用する。
- 7 別表第1第1項第5号(ウを除く。)、第7号、第8号、第10号、 第12号、第13号、第14号オおよびカ、第15号の2、第15号の3、第15 号の4ア、第16号から第21号(エを除く。)までならびに第22号の規 定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場 合において、同項第5号ア中「第11号ア」とあるのは「別表第4第6 項第1号」と、同項第7号および第16号イ(ア)中「児童発達支援計 画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と、同項第7号ウ(ア) 中「第10号ア」とあるのは「別表第4第7項において準用する第10号 ア」と、同号エ(ク)中「事業」とあるのは「内容」と、「利用者の 保護者による評価を受けて常に」とあるのは「常に」と、「図ること。 この場合において、指定児童発達支援事業者は、1年に1回以上、当 該評価および改善の内容をインターネットの利用その他の適切な方法 - により公表しなければならない」とあるのは「図ること」と、同項第1 6号イ(イ)中「第5号ク(ク)」とあるのは「別表第4第7項におい て準用する第5号ク(ク) | と、同号イ(ウ)中「第7号エ(カ) | とあるのは「別表第4第7項において準用する第7号エ(カ)」と、 同号イ(エ)中「第19号イ」とあるのは「別表第4第7項において準 用する第19号イ」と、同号イ(オ)中「第20号イ」とあるのは「別表 第4第7項において準用する第20号イ」と、同号イ(カ)中「第21号
- (3) 前2号に定めるもののほか、指定居宅訪問型児童発達支援の事業 の運営規程の整備等については、別表第1第1項第11号ウから<u>キ</u>ま での規定を準用する。<u>この場合において、同号カ中「行う」とある</u> のは、「行うよう努める」と読み替えるものとする。
- 7 別表第1第1項第5号(ウを除く。)、第7号(キを除く。)、第 8号、第10号、第12号、第13号、第14号オおよびカ、第15号の2、第1 5号の3、第15号の4ア、第16号から第21号(エを除く。) までならび に第22号の規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用 する。この場合において、同項第5号ア中「第11号ア」とあるのは「別 表第4第6項第1号」と、同項第7号および第16号イ(ア)中「児童 発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と、同項 第7号イ(エ)中「オ(オ)」とあるのは「別表第4第7項において 準用するオ(オ) | と、「関連性および利用者の地域社会への参加等 の観点」とあるのは「関連性」と、同号ウ(ア)中「第10号ア」とあ るのは「別表第4第7項において準用する第10号ア」と、同号オ(コ) 中「事業について、指定児童発達支援事業所の従業者による評価を受 けた上で」とあるのは「内容について」と、「利用者の保護者による 評価(以下(コ)において「保護者評価」という。)を受けて常に」 とあるのは「常に」と、「図ること。この場合において、指定児童発 達支援事業者は、1年に1回以上、自己評価および保護者評価ならび に当該改善の内容を利用者の保護者に示すとともに、インターネット の利用その他の適切な方法により公表しなければならない」とあるの は「図ること」と、同項第16号イ(イ)中「第5号ク(ク)」とある

イ」とあるのは「別表第4第7項において準用する第21号イ」と、同項第22号ア中「第5号カ」とあるのは「別表第4第7項において準用する第5号カ」と読み替えるものとする。

別表第5(第5条関係)

保育所等訪問支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する 基準

1・2 省略

3 別表第1第1項第5号(ウを除く。)、第6号エからカまで、第7号、第8号、第10号、第11号ウ<u>からオ</u>まで、第12号、第13号、第14号 オおよびカ、第15号の2、第15号の3、第15号の4ア、第16号から第20号まで、第21号アおよびイならびに第22号、別表第2第3項第3号および第4号ならびに別表第4第2項、第4項、第5項第1号ならびに第6項第1号および第2号の規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、別表第1第1項第5号ア中「第11号ア」とあるのは「別表第5第3項において準用する別表第4第6項第1号」と、同項第7号および第16号イ(ア)中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、同項第7号ウ(ア)中「第1

のは「別表第4第7項において準用する第5号ク(ク)」と、同号イ(ウ)中「第7号オ(ク)」とあるのは「別表第4第7項において準用する第7号オ(ク)」と、同号イ(エ)中「第19号イ」とあるのは「別表第4第7項において準用する第19号イ」と、同号イ(オ)中「第20号イ」とあるのは「別表第4第7項において準用する第20号イ」と、同号イ(カ)中「第21号イ」とあるのは「別表第4第7項において準用する第21号イ」と、同項第22号ア中「第5号カ」とあるのは「別表第4第7項において準用する第5号カ」と読み替えるものとする。

別表第5(第5条関係)

保育所等訪問支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する 基準

1 • 2 省略

3 別表第1第1項第5号(ウを除く。)、第6号エからカまで、第7号(オ(オ)およびカを除く。)、第8号、第10号、第11号ウからキまで、第12号、第13号、第14号オおよびカ、第15号の2、第15号の3、第15号の4ア、第16号から第20号まで、第21号アおよびイならびに第22号ならびに別表第4第2項、第4項、第5項第1号ならびに第6項第1号および第2号の規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、別表第1第1項第5号ア中「第11号ア」とあるのは「別表第5第3項において準用する別表第4第6項第1号」と、同項第7号および第16号イ(ア)中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、同項第7号イ(エ)中「オ(オ)

0号ア」とあるのは「別表第5第3項において準用する第10号ア」と、同号エ(ク)中「事業」とあるのは「内容」と、「利用者の保護者による評価を受けて常に」とあるのは「常に」と、「図ること。この場合において、指定児童発達支援事業者は、1年に1回以上、当該評価および改善の内容をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない」とあるのは「図ること」と、同項第16号イ(イ)中「第5号ク(ク)」とあるのは「別表第5第3項において準用する第5号ク(ク)」と、同号イ(ウ)中「第7号エ(カ)」とあるのは「別表第5第3項において準用する第19号イ」とあるのは「別表第5第3項において準用する第19号イ」と、同号イ(オ)中「第20号イ」とあるのは「別表第5第3項において準用する第19号イ」と、同号イ(カ)中「第21号イ」とあるのは「別表第5第3項において準用する第21号イ」と、同項第2とあるのは「別表第5第3項において準用する第5号カ」と読み替えるものとする。

別表第6(第5条関係)

多機能型に関する特例

に規定する領域との関連性および利用者」とあるのは「利用者」と、 同号イ(オ)中「当たる担当者等」とあるのは「当たる担当者および 当該利用者に係る訪問先施設の担当者等」と、「当該担当者等」とあ るのは「これらの者」と、同号ウ(ア)中「第10号ア」とあるのは「別 表第5第3項において準用する第10号ア」と、同号オ(コ)中「の事 業」とあるのは「の内容」と、「を受けて」とあるのは「および当該 指定保育所等訪問支援事業所の訪問支援員が利用者に対して保育所等 訪問支援を行うに当たって訪問する施設による評価(以下(コ)にお いて「施設評価」という。)を受けて」と、「および保護者評価」と あるのは「、保護者評価および施設評価」と、同項第11号カ中「行う」 とあるのは「行うよう努める」と、同項第16号イ(イ)中「第5号ク (ク) | とあるのは「別表第5第3項において準用する第5号ク(ク) | と、同号イ(ウ)中「第7号オ(ク)」とあるのは「別表第5第3項 において準用する第7号オ(ク) | と、同号イ(エ)中「第19号イ| とあるのは「別表第5第3項において準用する第19号イ」と、同号イ (オ)中「第20号イ」とあるのは「別表第5第3項において準用する 第20号イ」と、同号イ(カ)中「第21号イ」とあるのは「別表第5第 3項において準用する第21号イ」と、同項第22号ア中「第5号カ」と あるのは「別表第5第3項において準用する第5号カ」と読み替える ものとする。

別表第6 (第5条関係)

多機能型に関する特例

- 1 利用定員に関する特例
 - (1) 多機能型による事業を行う事業所(以下「多機能型事業所」という。) (第5条第1項各号に掲げる事業のみを行う多機能型事業所に限る。) の利用定員の合計は、別表第1第1項第2号(<u>別表第2</u>第3項および別表第3第1項第2号において準用する場合を含む。以下この項において同じ。) の規定にかかわらず、当該多機能型事業所が行う全ての指定通所支援の事業を通じて10人以上とすることができる。
 - (2) 多機能型事業所(第5条第1項各号に掲げる事業のみを行う多機能型事業所を除く。)の利用定員の合計が20人以上である場合は、別表第1第1項第2号の規定にかかわらず、多機能型による指定児童発達支援事業所、多機能型による指定医療型児童発達支援事業所または多機能型による指定放課後等デイサービス事業所の利用定員は、それぞれ5人以上(指定児童発達支援の事業、指定医療型児童発達支援の事業または指定放課後等デイサービスの事業を併せて行う場合にあっては、これらの事業を通じて5人以上)とすることができる。
 - (3)~(5) 省略
- 2 省略
- 3 従業者の数に関する特例
- (1) 多機能型事業所(第5条第1項各号に掲げる事業のみを行う多機 能型事業所に限る。)に係る事業を行う者に対する別表第1第1項

- 1 利用定員に関する特例
- (1) 多機能型による事業を行う事業所(以下「多機能型事業所」という。) (第5条第1項各号に掲げる事業のみを行う多機能型事業所に限る。)の利用定員の合計は、別表第1第1項第2号(別表第3第1項第2号において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定にかかわらず、当該多機能型事業所が行う全ての指定通所支援の事業を通じて10人以上とすることができる。
- (2) 多機能型事業所(第5条第1項各号に掲げる事業のみを行う多機 能型事業所を除く。)の利用定員の合計が20人以上である場合は、 別表第1第1項第2号の規定にかかわらず、多機能型による指定児 童発達支援事業所または多機能型による指定放課後等デイサービス 事業所の利用定員は、それぞれ5人以上(指定児童発達支援の事業 または指定放課後等デイサービスの事業を併せて行う場合にあって は、これらの事業を通じて5人以上)とすることができる。
- (3)~(5) 省略
- 2 省略
- 3 従業者の数に関する特例
- (1) 多機能型事業所(第5条第1項各号に掲げる事業のみを行う多機 能型事業所に限る。)に係る事業を行う者に対する別表第1第1項

第4号イ(別表第3第1項第2号において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)およびウ、別表第4第3項第1号ならびに別表第5第2項第1号の規定の適用については、別表第1第1項第4号イおよびウ中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定児童発達支援の」とあるのは「指定通所支援の」と、別表第4第3項第1号中「指定居宅訪問型児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、別表第5第2項第1号中「指定保育所等訪問支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」とする。

(2) 省略

(2) 省略

滋賀県児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例新旧対照表(第2条関係)

旧

第1条~第3条 省略

(基本方針)

第4条 指定障害児入所施設等の設置者は、地域および家庭との結び付きを重視した運営を行い、入所給付決定保護者および障害児(法<u>第24条の24第2項</u>の規定により障害児とみなされる者を含む。以下同じ。)の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画(以下「入所支援計画」という。)を作成し、これに基づき障害児に対して指定入所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより、障害児に対して適切かつ効果的に指定入所支援を提供しなければならない。

第5条 省略

付則 省略

新

第1条~第3条 省略

(基本方針)

第4条 指定障害児入所施設等の設置者は、地域および家庭との結び付きを重視した運営を行い、入所給付決定保護者および障害児(法<u>第24条の24第3項</u>の規定により障害児とみなされる者を含む。以下同じ。)の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画(以下「入所支援計画」という。)ならびに障害児(15歳以上の障害児に限る。)が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)第5条第1項に規定する障害福祉サービス(以下「障害福祉サービス」という。)その他のサービスを利用しつつ自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、自立した日常生活または社会生活への移行について支援する上で必要な事項を定めた計画(以下「移行支援計画」という。)を作成し、これに基づき障害児に対して指定入所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより、障害児に対して適切かつ効果的に指定入所支援を提供しなければならない。

第5条 省略

付則 省略

別表第1 (第5条関係)

指定福祉型障害児入所施設の従業者ならびに設備および運営に関する基準

1 設備

- (1) (2) 省略
- (3) 主として盲児を入所させる指定福祉型障害児入所施設の設置者は、次に掲げる設備を設けること。
 - ア 遊戯室、<u>訓練室</u>、職業指導に必要な設備および音楽に関する設 備

イ 省略

- (4) 主としてろうあ児を入所させる指定福祉型障害児入所施設の設置者は、遊戯室、<u>訓練室</u>、職業指導に必要な設備および映像に関する設備を設けること。
- (5) 主として肢体不自由のある児童を入所させる指定福祉型障害児 入所施設の設置者は、次に掲げる設備を設けること。

ア 訓練室および屋外訓練場

イ 浴室および便所の手すりその他身体の機能の不自由を補う設備

(6)~(8) 省略

2 従業者

- (1)~(5) 省略
- (6) 指定福祉型障害児入所施設の設置者(以下この表において「設置

別表第1(第5条関係)

指定福祉型障害児入所施設の従業者ならびに設備および運営に関する る基準

1 設備

- (1) (2) 省略
- (3) 主として盲児を入所させる指定福祉型障害児入所施設の設置者は、次に掲げる設備を設けること。
 - ア 遊戯室、<u>支援室</u>、職業指導に必要な設備および音楽に関する設 備

イ 省略

- (4) 主としてろうあ児を入所させる指定福祉型障害児入所施設の設置者は、遊戯室、<u>支援室</u>、職業指導に必要な設備および映像に関する設備を設けること。
- (5) 主として肢体不自由のある児童を入所させる指定福祉型障害児 入所施設の設置者は、次に掲げる設備を設けること。

ア 支援室および屋外遊戯場

イ 浴室および便所の手すりその他身体の機能の不自由を補う設備 (6)~(8) 省略

2 従業者

(1)~(5) 省略

(6) 指定福祉型障害児入所施設の設置者(以下この表において「設置

者」という。)は<u>、心理指導</u>を行う必要があると認められる障害児の数が5人以上である場合にあっては<u>心理指導担当職員</u>を、職業指導を行う場合にあっては職業指導員を、それぞれ置くこと。

(6)の2 前号の<u>心理指導担当職員</u>は、学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による大学(短期大学を除く。)もしくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科もしくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人および集団心理療法の技術を有するものまたはこれと同等以上の能力を有すると認められる者とすること。

(7)~(11) 省略

3 入退所等

(1) 設置者は、入所給付決定保護者から指定入所支援の利用の申込みがあったときは、当該申込みをした入所給付決定保護者(以下「利用申込者」という。)に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、第9項第1号に規定する運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者の施設障害福祉サービス(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)第5条第1項に規定する施設障害福祉サービスをいう。)の選択に資すると認められる重要事項を記載した文書を交付するとともに、その内容を説明し、当該利用申込者の同意を得ること。

(2)~(10) 省略

者」という。)は<u>、心理支援</u>を行う必要があると認められる障害児の数が5人以上である場合にあっては<u>心理担当職員</u>を、職業指導を行う場合にあっては職業指導員を、それぞれ置くこと。

(6)の2 前号の<u>心理担当職員</u>は、学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による大学(短期大学を除く。)もしくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科もしくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人および集団心理療法の技術を有するものまたはこれと同等以上の能力を有すると認められる者とすること。

(7)~(11) 省略

3 入退所等

(1) 設置者は、入所給付決定保護者から指定入所支援の利用の申込みがあったときは、当該申込みをした入所給付決定保護者(以下「利用申込者」という。)に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、第9項第1号に規定する運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者の施設障害福祉サービス(障害者総合支援法第5条第1項に規定する施設障害福祉サービスをいう。)の選択に資すると認められる重要事項を記載した文書を交付するとともに、その内容を説明し、当該利用申込者の同意を得ること。

(2)~(10) 省略

- 4 利用者負担額等の受領等
- (1) (2) 省略
- (3) 設置者は、指定入所支援を提供したときは、次に掲げるところにより、入所給付決定保護者から当該指定入所支援に要した費用の額の支払を受けること。
 - ア 法定代理受領(法第24条の3第8項(法第24条の7第2項にお いて準用する場合および法第24条の24第2項の規定により障害児 入所給付費等の支給について適用する場合を含む。) の規定によ り入所給付決定保護者が指定障害児入所施設等に支払うべき指定 入所支援に要した費用(入所特定費用を除く。) または法第24条 の20第3項(法第24条の24第2項の規定により障害児入所給付費 等の支給について適用する場合を含む。)の規定により入所給付 決定保護者が指定障害児入所施設等に支払うべき障害児入所医療 に要した費用の額について、障害児入所給付費等または障害児入 所医療費として当該入所給付決定保護者に支給すべき額の限度に おいて、当該入所給付決定保護者に代わり、当該指定障害児入所 施設等に支払われることをいう。以下同じ。)を行う指定入所支 援を提供したときは、当該指定入所支援に係る入所利用者負担額 (法第24条の2第2項第2号(法第24条の24第2項の規定により 障害児入所給付費等の支給について適用する場合を含む。)に掲 げる額および障害児入所医療につき健康保険の療養に要する費用 の額の算定方法の例により算定した費用の額から当該障害児入所

- 4 利用者負担額等の受領等
 - (1) (2) 省略
 - (3) 設置者は、指定入所支援を提供したときは、次に掲げるところにより、入所給付決定保護者から当該指定入所支援に要した費用の額の支払を受けること。
 - ア 法定代理受領(法第24条の3第8項(法第24条の7第2項にお いて準用する場合および法第24条の24第3項の規定により障害児 入所給付費等の支給について適用する場合を含む。) の規定によ り入所給付決定保護者が指定障害児入所施設等に支払うべき指定 入所支援に要した費用(入所特定費用を除く。) または法第24条 の20第3項(法第24条の24第3項の規定により障害児入所給付費 等の支給について適用する場合を含む。) の規定により入所給付 決定保護者が指定障害児入所施設等に支払うべき障害児入所医療 に要した費用の額について、障害児入所給付費等または障害児入 所医療費として当該入所給付決定保護者に支給すべき額の限度に おいて、当該入所給付決定保護者に代わり、当該指定障害児入所 施設等に支払われることをいう。以下同じ。)を行う指定入所支 援を提供したときは、当該指定入所支援に係る入所利用者負担額 (法第24条の2第2項第2号(法第24条の24第3項の規定により 障害児入所給付費等の支給について適用する場合を含む。)に掲 げる額および障害児入所医療につき健康保険の療養に要する費用 の額の算定方法の例により算定した費用の額から当該障害児入所

医療につき支給すべき障害児入所医療費の額を控除して得た額の 合計額をいう。次号において同じ。)の支払を受けること。

イ 法定代理受領を行わない指定入所支援を提供したときは、当該 指定入所支援に係る指定入所支援費用基準額(指定入所支援に係 る法第24条の2第2項第1号(法<u>第24条の24第2項</u>の規定により、 障害児入所給付費等の支給について適用する場合を含む。)に掲 げる額をいう。以下同じ。)の支払を受けること。

ウ~カ 省略

(4)~(6) 省略

- 5 入所支援計画等
- (1) 管理者は、児童発達支援管理責任者に入所支援計画の作成に関する業務を担当させること。
- (2) 児童発達支援管理責任者は、次に掲げるところにより、入所支援計画の作成等を行うこと。

ア・イ 省略

ウ 入所支援計画の作成に当たっては、利用者の発達を支援する<u>こ</u> とができるよう、適切な支援の内容について検討を行うこと。

工 省略

オ 利用者に対する指定入所支援の提供に当たる担当者等による会議を開催し、入所支援計画の原案について、当該担当者等に対し

医療につき支給すべき障害児入所医療費の額を控除して得た額の 合計額をいう。次号において同じ。)の支払を受けること。

イ 法定代理受領を行わない指定入所支援を提供したときは、当該 指定入所支援に係る指定入所支援費用基準額(指定入所支援に係 る法第24条の2第2項第1号(法<u>第24条の24第3項</u>の規定により、 障害児入所給付費等の支給について適用する場合を含む。)に掲 げる額をいう。以下同じ。)の支払を受けること。

ウ~カ 省略

(4)~(6) 省略

- 5 入所支援計画等
 - (1) 管理者は、児童発達支援管理責任者に入所支援計画<u>および移行支援計画</u>の作成に関する業務を担当させること。
 - (2) 児童発達支援管理責任者は、次に掲げるところにより、入所支援計画の作成等を行うこと。

ア・イ 省略

ウ 入所支援計画の作成に当たっては、利用者の年齢および発達の 程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して 考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう利用者の発達を支 援する上での適切な支援の内容について検討を行うこと。

工 省略

オ 利用者の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で、当該利用者に対する指定入所支援の提供

意見を求めること。この場合において、当該会議の開催は、テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を用いて行うことができる。

カ・キ 省略

ク 入所支援計画の作成後、入所支援計画の実施状況の評価(利用者に対する継続的な課題把握を含む。以下「実施状況評価」という。)を行うこと。

ケ〜サ 省略

(新設)

に当たる担当者等による会議を開催し、入所支援計画の原案について、当該担当者等に対し意見を求めること。この場合において、 当該会議の開催は、テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下 「テレビ電話装置等」という。)を用いて行うことができる。

カ・キ 省略

ク 入所支援計画の作成後、入所支援計画の実施状況の評価(利用者に対する継続的な課題把握を含む。以下<u>この号において</u>「実施状況評価」という。)を行うこと。

ケ〜サ 省略

- (3) 児童発達支援管理責任者は、次に掲げるところにより、移行支援計画の作成等を行うこと。
 - ア 適切な方法により、課題把握を行うこと。
 - イ 移行支援計画の作成に当たっては、利用者が障害福祉サービス その他のサービスを利用しつつ自立した日常生活または社会生活 を営むことができるよう、自立した日常生活または社会生活への 移行について支援する上で必要な支援の内容について検討を行う こと。
 - ウ 課題把握および支援の内容に係る検討の結果に基づき、利用者 が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ自立した日常 生活または社会生活を営むことができるよう、自立した日常生活 または社会生活への移行について支援する上で必要な取組等を記 載した移行支援計画の原案を作成すること。

(3) 児童発達支援管理責任者は、<u>前号</u>に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うこと。

ア~ウ 省略

(新設)

(4) 設置者は、次に掲げるところにより、入所支援計画に基づき、指 定入所支援を提供すること。

ア~ウ 省略

(新設)

(新設)

- <u>工 移行支援計画の作成後、移行支援計画の実施状況の評価(利用</u> 者に対する継続的な課題把握を含む。)を行うこと。
- オ 少なくとも6月に1回以上、移行支援計画の見直しを行うこと。 この場合において、必要があると認められるときは、移行支援計 画の変更を行うものとする。
- カ 前号イおよびオからキまでの規定は、移行支援計画の作成について準用する。
- <u>キ</u>前号イ、オからキまでおよびケならびにアからウまでの規定は、 オ後段の変更について準用する。
- (4) 児童発達支援管理責任者は、<u>前2号</u>に規定する業務のほか、次に 掲げる業務を行うこと。

ア~ウ 省略

- (5) 児童発達支援管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者が 自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、利用者お よび入所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するよう努めるこ と。
- (6) 設置者は、次に掲げるところにより、入所支援計画<u>および移行支援計画</u>に基づき、指定入所支援を提供すること。

ア~ウ 省略

- <u>工</u> 利用者ができる限り良好な家庭的環境において指定入所支援を 受けることができるよう努めること。
- オ 利用者が自立した日常生活または社会生活を営むことができる

エ~ク 省略

6 指導、訓練等

- (1) <u>指導、訓練等</u>は、利用者の自立の支援および日常生活の充実に資するとともに、できる限り健全な社会生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況および適性に応じ、適切に行うこと。
- (2) 省略
- (3) 管理者は、常時1人以上の従業者を<u>指導、訓練等</u>に従事させること。
- (4) 管理者は、利用者に係る入所給付決定保護者の負担により、当該 指定福祉型障害児入所施設の従業者以外の者による<u>指導、訓練等</u>を 受けさせないこと。

7~16 省略

17 記録の整備

- (1) 省略
- (2) 設置者は、次に掲げる記録を整備し、指定入所支援を提供した日から5年間保存すること。
 - ア 入所支援計画
 - イ 省略
 - ウ 第5項第4号カの規定による身体的拘束等の記録

よう、利用者およびその入所給付決定保護者の意思をできる限り 尊重するための配慮をすること。

カ~コ 省略

6 支援

- (1) <u>支援</u>は、利用者の自立の支援および日常生活の充実に資するとと もに、できる限り健全な社会生活を営むことができるよう、利用者 の心身の状況および適性に応じ、適切に行うこと。
- (2) 省略
- (3) 管理者は、常時1人以上の従業者を支援に従事させること。
- (4) 管理者は、利用者に係る入所給付決定保護者の負担により、当該 指定福祉型障害児入所施設の従業者以外の者による<u>支援</u>を受けさせ ないこと。

7~16 省略

- 17 記録の整備
 - (1) 省略
 - (2) 設置者は、次に掲げる記録を整備し、指定入所支援を提供した日から5年間保存すること。
 - ア 入所支援計画および移行支援計画
 - イ 省略
 - ウ 第5項第6号クの規定による身体的拘束等の記録

エ~カ 省略

- 18 省略
- 19 利益供与等の禁止
 - (1) 設置者は、障害児相談支援事業者、障害者総合支援法<u>第5条第18項</u>に規定する一般相談支援事業もしくは特定相談支援事業を行う者もしくは同条第1項に規定する障害福祉サービス事業(以下「障害福祉サービス事業」という。)を行う者(次号において「障害児相談支援事業者等」という。)またはその従業者に対し、利用者またはその家族に対して当該指定福祉型障害児入所施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与しないこと。
 - (2) 省略
- 20・21 省略
- 22 連携等
 - (1)~(4) 省略

(新設)

(新設)

エ~カ 省略

- 18 省略
- 19 利益供与等の禁止
 - (1) 設置者は、障害児相談支援事業者、障害者総合支援法<u>第5条第19</u> 項に規定する一般相談支援事業もしくは特定相談支援事業を行う者もしくは同条第1項に規定する障害福祉サービス事業(以下「障害福祉サービス事業」という。)を行う者(次号において「障害児相談支援事業者等」という。)またはその従業者に対し、利用者またはその家族に対して当該指定福祉型障害児入所施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与しないこと。
 - (2) 省略
- 20・21 省略
- 22 連携等
 - (1)~(4) 省略
 - (5) 設置者は、感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関(以下「第2種協定指定医療機関」という。)との間で、新興感染症(同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症または同条第9項に規定する新感染症をいう。以下同じ。)の発生時等の対応を取り決めるよう努めること。
 - (6) 設置者は、第3号に規定する医療機関が第2種協定指定医療機

23 省略

別表第2(第5条関係)

指定医療型障害児入所施設の従業者ならびに設備および運営に関する基準

1 設備

(1) 指定医療型障害児入所施設の設置者は、病院として必要な設備のほか、訓練室および浴室を設けること。

(2) 省略

(3) 主として肢体不自由のある児童を入所させる指定医療型障害児 入所施設の設置者は、<u>屋外訓練場</u>、ギブス室、手工芸等の作業を指 導するために必要な設備および義肢装具を製作する設備を設けるこ と。ただし、義肢装具を製作する設備にあっては、他に適当な設備 がある場合は、これを設けないことができる。

(4) 省略

(5) 指定医療型障害児入所施設の設置者は、指定医療型障害児入所施設の設備を当該指定医療型障害児入所施設の用途以外の用途に供しないこと。ただし、<u>訓練室</u>、浴室および静養室ならびに第3号に規定する設備にあっては、障害児の支援に支障がない場合は、当該指定医療型障害児入所施設に併設する社会福祉施設の設備と兼用することができる。

関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、 新興感染症の発生時等の対応について協議を行うこと。

23 省略

別表第2(第5条関係)

指定医療型障害児入所施設の従業者ならびに設備および運営に関する基準

1 設備

(1) 指定医療型障害児入所施設の設置者は、病院として必要な設備のほか、支援室および浴室を設けること。

(2) 省略

(3) 主として肢体不自由のある児童を入所させる指定医療型障害児 入所施設の設置者は、<u>屋外遊戯場</u>、ギブス室、手工芸等の作業を指 導するために必要な設備および義肢装具を製作する設備を設けるこ と。ただし、義肢装具を製作する設備にあっては、他に適当な設備 がある場合は、これを設けないことができる。

(4) 省略

(5) 指定医療型障害児入所施設の設置者は、指定医療型障害児入所施設の設備を当該指定医療型障害児入所施設の用途以外の用途に供しないこと。ただし、<u>支援室</u>、浴室および静養室ならびに第3号に規定する設備にあっては、障害児の支援に支障がない場合は、当該指定医療型障害児入所施設に併設する社会福祉施設の設備と兼用することができる。

- (6) 省略
- 2 従業者
 - (1) (2) 省略
 - (3) 主として重症心身障害児を入所させる指定医療型障害児入所施設
 - ア 主として重症心身障害児を入所させる指定医療型障害児入所施 設の設置者は、前号アに規定する従業者および<u>心理指導担当職員</u> を置くこと。
 - イ 心理指導担当職員の数は、1人以上とすること。
 - ウ 省略
- (4)~(6) 省略
- 3 省略
- 4 別表第1第3項、第4項(第3号ウ(ア)を除く。)から第9項(第3号および第7号を除く。)まで、第10項から第22項(第3号および第4号を除く。)までおよび第23項の規定は、指定医療型障害児入所施設について準用する。この場合において、同表第3項第1号中「第9項第1号」とあるのは「別表第2第4項において準用する第9項第1号」と、同表第4項第3号イ中「の支払」とあるのは「および当該障害児入所支援のうち障害児入所医療に係るものにつき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額の支払」と、同号ウ中「(ア)から(ウ)まで」とあるのは「(イ)および(ウ)」と、同号ウ(ウ)中「(ア)および(イ)」とあるのは「(イ)」と、

- (6) 省略
- 2 従業者
 - (1) (2) 省略
 - (3) 主として重症心身障害児を入所させる指定医療型障害児入所施設
 - ア 主として重症心身障害児を入所させる指定医療型障害児入所施 設の設置者は、前号アに規定する従業者および<u>心理担当職員</u>を置 くこと。
 - イ 心理担当職員の数は、1人以上とすること。
 - ウ省略
 - (4)~(6) 省略
- 3 省略
- 4 別表第1第3項、第4項(第3号ウ(ア)を除く。)から第9項(第3号および第7号を除く。)まで、第10項から第22項(第3号および第4号を除く。)までおよび第23項の規定は、指定医療型障害児入所施設について準用する。この場合において、同表第3項第1号中「第9項第1号」とあるのは「別表第2第4項において準用する第9項第1号」と、同表第4項第3号イ中「の支払」とあるのは「および当該障害児入所支援のうち障害児入所医療に係るものにつき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額の支払」と、同号ウ中「(ア)から(ウ)まで」とあるのは「(イ)および(ウ)」と、同号ウ(ウ)中「(ア)および(イ)」とあるのは「(イ)」と、

同号オ中「ウ(ア)から(ウ)まで」とあるのは「ウ(イ)および(ウ)」 と、同項第5号中「障害児入所給付費」とあるのは「障害児入所給付 費または障害児入所医療費」と、同表第5項第3号イ中「第8項第1 号」とあるのは「別表第2第4項において準用する第8項第1号」と、 同表第12項第5号中「医療機関」とあるのは「他の専門の医療機関」 と、同表第17項第2号イ中「第3項第10号エ」とあるのは「別表第2 第4項において準用する第3項第10号エ」と、同号ウ中「第5項第4 号カ」とあるのは「別表第2第4項において準用する第5項第4号カ」 と、同号エ中「第20項第2号」とあるのは「別表第2第4項において 準用する第20項第2号」と、同号オ中「第21項第2号」とあるのは「別 表第2第4項において準用する第21項第2号」と、同号カ中「第22項 第2号」とあるのは「別表第2第4項において読み替えて準用する第2 |2項第2号||と、同表第22項第2号中「障害児入所給付費||とあるのは 「障害児入所給付費および障害児入所医療費」と、同表第23項第1号 中「第3項第7号」とあるのは「別表第2第4項において準用する第 3項第7号」と読み替えるものとする。

同号オ中「ウ(ア)から(ウ)まで」とあるのは「ウ(イ)および(ウ)」 と、同項第5号中「障害児入所給付費」とあるのは「障害児入所給付 費または障害児入所医療費」と、同表第5項第4号イ中「第8項第1 号」とあるのは「別表第2第4項において準用する第8項第1号」と、 同表第12項第5号中「医療機関」とあるのは「他の専門の医療機関」 と、同表第17項第2号イ中「第3項第10号エ」とあるのは「別表第2 第4項において準用する第3項第10号エ」と、同号ウ中「第5項第6 号ク」とあるのは「別表第2第4項において準用する第5項第6号ク」 と、同号エ中「第20項第2号」とあるのは「別表第2第4項において 準用する第20項第2号」と、同号オ中「第21項第2号」とあるのは「別 表第2第4項において準用する第21項第2号」と、同号カ中「第22項 第2号」とあるのは「別表第2第4項において読み替えて準用する第2 2項第2号」と、同表第22項第2号中「障害児入所給付費」とあるのは 「障害児入所給付費および障害児入所医療費」と、同表第23項第1号 中「第3項第7号」とあるのは「別表第2第4項において準用する第 3項第7号 と読み替えるものとする。

旧

第1条・第2条 省略

(基準の目的)

第3条 基準は、児童福祉施設に入所している者(以下「入所者」とい | 第3条 基準は、児童福祉施設に入所している者(以下「入所者」とい う。)が、明るく衛生的な環境の下で、素養があり、かつ、適切な訓 練を受けた職員の指導により、心身ともに健やかにして、社会に適応 するよう育成されることを保障することを目的とする。

第4条・第5条 省略

(設備および運営に関する基準)

- 第6条 法第45条第1項の条例で定める基準は、別表第1に定めるもの のほか、次の各号に掲げる児童福祉施設の種類の区分に応じ、それぞ れ当該各号に定める別表のとおりとする。
 - (1)~(8) 省略
 - (9) 福祉型児童発達支援センター 別表第10
 - (10) 医療型児童発達支援センター 別表第11
 - (11)~(13) 省略

(新設)

付則 省略

別表第1(第6条関係)

新

第1条·第2条 省略

(基準の目的)

う。)が、明るく衛生的な環境の下で、素養があり、かつ、適切な訓 練を受けた職員の指導または支援により、心身ともに健やかにして、 社会に適応するよう育成されることを保障することを目的とする。

第4条·第5条 省略

(設備および運営に関する基準)

- 第6条 法第45条第1項の条例で定める基準は、別表第1に定めるもの のほか、次の各号に掲げる児童福祉施設の種類の区分に応じ、それぞ れ当該各号に定める別表のとおりとする。
 - (1)~(8) 省略
 - (9) 児童発達支援センター 別表第10
 - (10) 削除
 - (11)~(13) 省略
 - (14) 里親支援センター 別表第15

付則 省略

別表第1(第6条関係)

1~4 省略

- 5 衛生管理等
- (1)~(3) 省略
- (4) 児童福祉施設の長(以下この表において「施設長」という。)(助産施設、保育所および児童厚生施設の児童福祉施設の長(以下この表において「施設長」という。)を除く。)は、入所者の希望等を勘案し、清潔を維持することができるよう、適切な方法により、入所者を入浴させ、または清しきをすること。
- (5) 省略
- 6 · 7 省略
- 8 安全計画の策定等
- (1) 設置者(助産施設<u>および児童家庭支援センター</u>の設置者を除く。 第5号において同じ。)は、入所者の安全の確保を図るため、当該 児童福祉施設の設備の点検、職員、入所者等に対する児童福祉施設 の外での活動、取組等を含む児童福祉施設での生活その他の日常生 活における安全に関する指導、職員の研修および訓練その他児童福 祉施設における安全に関する事項についての計画(以下この項にお いて「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な 措置を講ずること。
- (2) 施設長(助産施設<u>および児童家庭支援センター</u>の施設長を除く。 次号において同じ。)は、安全計画を職員に周知すること。

1~4 省略

5 衛生管理等

(1)~(3) 省略

- (4) 児童福祉施設の長(以下この表において「施設長」という。) (助産施設、保育所および児童厚生施設<u>の施設長</u>を除く。) は、入所者の希望等を勘案し、清潔を維持することができるよう、適切な方法により、入所者を入浴させ、または清しきをすること。
- (5) 省略
- 6 · 7 省略
- 8 安全計画の策定等
 - (1) 設置者(助産施設、児童家庭支援センターおよび里親支援センターの設置者を除く。第5号において同じ。)は、入所者の安全の確保を図るため、当該児童福祉施設の設備の点検、職員、入所者等に対する児童福祉施設の外での活動、取組等を含む児童福祉施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修および訓練その他児童福祉施設における安全に関する事項についての計画(以下この項において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講ずること。
 - (2) 施設長(助産施設、児童家庭支援センターおよび里親支援センタ 一の施設長を除く。次号において同じ。)は、安全計画を職員に周 知すること。

(3)~(5) 省略

9・10 省略

11 健康診断

(1) 施設長(児童厚生施設<u>および児童家庭支援センター</u>の施設長を除く。以下この項において同じ。)は、入所者に対し、入所時の健康診断、定期の健康診断および臨時の健康診断を、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)に規定する健康診断に準じて行うこと。

(2)~(5) 省略

12~18 省略

別表第2 省略

別表第3(第6条関係)

乳児院の設備および運営に関する基準

1~3 省略

4 乳児院の長は、次項第1号の養育の目的を達成するため、入所中の 乳幼児について、乳幼児およびその家庭の状況等を勘案して、その自 立を支援するための計画を策定すること。

5・6 省略

7 乳児院の長は、乳幼児の養育および家庭環境の調整に当たっては、

(3)~(5) 省略

9・10 省略

11 健康診断

(1) 施設長(児童厚生施設、児童家庭支援センターおよび里親支援 センターの施設長を除く。以下この項において同じ。)は、入所者 に対し、入所時の健康診断、定期の健康診断および臨時の健康診断 を、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)に規定する健康診断に 準じて行うこと。

(2)~(5) 省略

12~18 省略

別表第2 省略

別表第3(第6条関係)

乳児院の設備および運営に関する基準

1~3 省略

4 乳児院の長は、次項第1号の養育の目的を達成するため、入所中の 乳幼児について、年齢、発達の状況その他の当該乳幼児の事情に応じ 意見聴取その他の措置をとることにより、乳幼児の意見または意向、 乳幼児およびその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するため の計画を策定すること。

5・6 省略

7 乳児院の長は、乳幼児の養育および家庭環境の調整に当たっては、

児童相談所、児童家庭支援センター、児童委員、保健所、市町村保健 センター等と連携すること。

別表第4(第6条関係)

母子生活支援施設の設備および運営に関する基準

1~3 省略

4 母子生活支援施設の長は、母子の保護および生活支援に当たっては、 福祉事務所、児童等の通学する学校、児童相談所、母子・父子福祉団 体、公共職業安定所等と連携すること。

別表第5・別表第6 省略

別表第7(第6条関係)

児童養護施設の設備および運営に関する基準

1~5 省略

6 児童養護施設の長は、児童の養護に当たっては、児童等の通学する 学校、児童相談所、児童家庭支援センター、児童委員、公共職業安定 所等と連携すること。

7 省略

別表第8 (第6条関係)

福祉型障害児入所施設の設備および運営に関する基準

1 設備

(1) • (2) 省略

児童相談所、児童家庭支援センター<u>、里親支援センター</u>、児童委員、 保健所、市町村保健センター等と連携すること。

別表第4 (第6条関係)

母子生活支援施設の設備および運営に関する基準

1~3 省略

4 母子生活支援施設の長は、母子の保護および生活支援に当たっては、 福祉事務所、母子・父子自立支援員、児童等の通学する学校、児童相 談所、母子・父子福祉団体、公共職業安定所、児童家庭支援センター、 里親支援センター、女性相談支援センター等と連携すること。

別表第5・別表第6 省略

別表第7(第6条関係)

児童養護施設の設備および運営に関する基準

1~5 省略

6 児童養護施設の長は、児童の養護に当たっては、児童等の通学する 学校、児童相談所、児童家庭支援センター、里親支援センター、児童 委員、公共職業安定所等と連携すること。

7 省略

別表第8 (第6条関係)

福祉型障害児入所施設の設備および運営に関する基準

1 設備

(1)・(2) 省略

(3) 主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設の設置者は、次に掲げる設備を設けること。

ア 遊戯室、<u>訓練室</u>、職業指導に必要な設備および音楽に関する設 備

イ省略

- (4) 主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設の設置者は、遊戯室、<u>訓練室</u>、職業指導に必要な設備および映像に関する設備を設けること。
- (5) 主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設の設置者は、次に掲げる設備を設けること。

ア 訓練室および屋外訓練場

イ 省略

(6)・(7) 省略

2 職員

(1)~(4) 省略

- (5) 福祉型障害児入所施設の設置者は、心理指導を行う必要があると認められる児童等の数が5人以上である場合にあっては<u>心理指導担当職員</u>を、職業指導を行う場合にあっては職業指導員を、それぞれ置くこと。
- (6) <u>心理指導担当職員</u>は、学校教育法の規定による大学(短期大学を除く。)もしくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科

(3) 主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設の設置者は、次に掲げる設備を設けること。

ア 遊戯室、<u>支援室</u>、職業指導に必要な設備および音楽に関する設 備

イ 省略

- (4) 主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設の設置者は、遊戯室、<u>支援室</u>、職業指導に必要な設備および映像に関する設備を設けること。
- (5) 主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設の設置者は、次に掲げる設備を設けること。

ア 支援室および屋外遊戯場

イ 省略

(6) • (7) 省略

2 職員

(1)~(4) 省略

- (5) 福祉型障害児入所施設の設置者は、心理支援を行う必要があると認められる児童等の数が5人以上である場合にあっては<u>心理担当職員</u>を、職業指導を行う場合にあっては職業指導員を、それぞれ置くこと。
- (6) 心理担当職員は、学校教育法の規定による大学(短期大学を除く。)もしくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科も

もしくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人および集団心理療法の技術を有するものまたはこれと同等以上の能力を有すると認められる者とすること。

3~8 省略

別表第9 (第6条関係)

医療型障害児入所施設の設備および運営に関する基準

1 設備

(1) 医療型障害児入所施設の設置者は、病院として必要な設備のほか、訓練室および浴室を設けること。

(2) 省略

(3) 主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設の設置者は、<u>屋外訓練場</u>、ギブス室、手工芸等の作業を<u>指導する</u>ために必要な設備および義肢装具を製作する設備を設けること。ただし、義肢装具を製作する設備にあっては、他に適当な設備がある場合は、これを設けないことができる。

(4) 省略

2 職員

- (1) (2) 省略
- (3) 主として重症心身障害児を入所させる医療型障害児入所施設 ア 主として重症心身障害児を入所させる医療型障害児入所施設の 設置者は、前号アに規定する職員および心理指導担当職員を置く

しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人および集団心理療法の技術を有するものまたはこれと同等以上の能力を 有すると認められる者とすること。

3~8 省略

別表第9 (第6条関係)

医療型障害児入所施設の設備および運営に関する基準

1 設備

- (1) 医療型障害児入所施設の設置者は、病院として必要な設備のほか、支援室および浴室を設けること。
- (2) 省略
- (3) 主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設の設置者は、<u>屋外遊戯場</u>、ギブス室、手工芸等の作業を<u>支援する</u>ために必要な設備および義肢装具を製作する設備を設けること。ただし、義肢装具を製作する設備にあっては、他に適当な設備がある場合は、これを設けないことができる。
- (4) 省略

2 職員

- (1) (2) 省略
- (3) 主として重症心身障害児を入所させる医療型障害児入所施設 ア 主として重症心身障害児を入所させる医療型障害児入所施設の 設置者は、前号アに規定する職員および<u>心理支援担</u>当職<u>員</u>を置く

こと。

イ省略

3 省略

別表第10 (第6条関係)

福祉型児童発達支援センターの設備および運営に関する基準

1 設備

- (1) 福祉型児童発達支援センター(主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターを除く。以下この号において同じ。)の設置者は、指導訓練室、遊戯室、屋外遊戯場(当該福祉型児童発達支援センターの付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。)、医務室、相談室、調理室、便所ならびに児童発達支援の提供に必要な設備および備品を設けること。
- (2) 主として知的障害のある児童を通わせる福祉型児童発達支援センターの設置者は、静養室を設けること。
- (3) 主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターの設置者は、聴力検査室を設けること。

> }

イ 省略

3 省略

別表第10(第6条関係)

児童発達支援センターの設備および運営に関する基準

- 1 設備
 - (1) 児童発達支援センターの設置者は、発達支援室、遊戯室、屋外遊 戯場(当該児童発達支援センターの付近にある屋外遊戯場に代わる べき場所を含む。)、医務室、相談室、調理室、便所、静養室なら びに児童発達支援の提供に必要な設備および備品を設けること。
 - (2) 肢体不自由のある児童に対して治療を行う児童発達支援センター の設置者は、前号に規定する設備(医務室を除く。)に加えて、診 療所として必要な設備を設けること。
- (3) 児童発達支援センターの設備の基準は、次に掲げるとおりとする こと。

ア 発達支援室

- (ア) 定員は、おおむね10人とすること。
- (イ) 児童1人当たりの床面積は、2.47平方メートル以上とするこ と。

イ 遊戯室の児童 1 人当たりの床面積は、1.65平方メートル以上とす ること。

- (4) 主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センタ 一の設置者は、指導訓練室、調理室、便所ならびに児童発達支援の 提供に必要な設備および備品を設けること。
- (5) 福祉型児童発達支援センター(主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターおよび主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターを除く。)の設備の基準は、次に掲げるとおりとすること。
 - ア 指導訓練室
 - (ア) 定員は、おおむね10人とすること。
 - (イ) 児童1人当たりの床面積は、2.47平方メートル以上とす ること。
 - イ 遊戯室の児童1人当たりの床面積は、1.65平方メートル以上と すること。
- 2 職員
- (1) 福祉型児童発達支援センター(主として難聴児を通わせる福祉型 児童発達支援センターおよび主として重症心身障害児を通わせる福 祉型児童発達支援センターを除く。以下この号において同じ。)

(削除)

(削除)

2 職員

(1) 児童発達支援センターの設置者は、嘱託医、児童指導員、保育士、 栄養士、調理員および児童発達支援管理責任者を置くこと。ただし、 通わせる児童の数が40人以下である児童発達支援センターにあって は栄養士を、調理業務の全部を委託する児童発達支援センターにあ っては調理員を、それぞれ置かないことができる。

- ア 福祉型児童発達支援センターの設置者は、嘱託医、児童指導員、保育士、栄養士、調理員および児童発達支援管理責任者を置くこと。ただし、通わせる児童の数が40人以下である福祉型児童発達支援センターにあっては栄養士を、調理業務の全部を委託する福祉型児童発達支援センターにあっては調理員を、それぞれ置かないことができる。
- イ 福祉型児童発達支援センターの設置者は、日常生活を営むために必要な機能訓練を行う場合には機能訓練を担当する職員(以下この項において「機能訓練担当職員」という。)を、日常生活および社会生活を営むために必要な医療的ケア(人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他こども家庭庁長官が定める医療行為をいう。以下イにおいて同じ。)を行う場合には看護職員を、それぞれ置くこと。ただし、次に掲げる場合には、看護職員を置かないことができる。
 - (ア) 医療機関等との連携により、看護職員を福祉型児童発達 支援センターに訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療 的ケアを行う場合
 - (イ) 当該福祉型児童発達支援センター(社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第48条の3第1項の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち同法第2条第2項に規定する喀痰吸引等のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業またはその一環とし

て同法第48条の3第1項に規定する喀痰吸引等業務を行う場合 (ウ) 当該福祉型児童発達支援センター(社会福祉士及び介護福祉士法附則第27条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち同法附則第10条第1項に規定する特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業またはその一環として同法附則第27条第1項に規定する特定行為業務を行う場合

(2) 主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センター

- ア 主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターの設置 者は、前号アおよびイに規定する職員および言語聴覚士を置くこ と。この場合においては、同号アただし書およびイただし書の規 定を準用する。
- イ 児童指導員、保育士、言語聴覚士、機能訓練担当職員および看 護職員の総数は、おおむね児童の数を4で除して得た数以上とす ること。
- (2) 児童発達支援センターの設置者は、日常生活を営むために必要な機能訓練を行う場合には機能訓練を担当する職員(以下この項において「機能訓練担当職員」という。)を、日常生活および社会生活を営むために必要な医療的ケア(人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他こども家庭庁長官が定める医療行為をいう。以下この号において同じ。)を行う場合には看護職員を、それぞれ置くこと。ただし、次に掲げる場合には、看護職員を置かないことができる。ア 医療機関等との連携により、看護職員を児童発達支援センターに訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合
- イ 当該児童発達支援センター(社会福祉士及び介護福祉士法(昭 和62年法律第30号)第48条の3第1項の登録に係る事業所である 場合に限る。)において、医療的ケアのうち同法第2条第2項に 規定する喀痰吸引等のみを必要とする障害児に対し、当該登録を

ウ 言語聴覚士の数は、4人以上とすること。

- 工 嘱託医は、眼科または耳鼻咽喉科の診療に相当の経験を有する 者とすること。
- (3) 主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センタ
 - ア 主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターの設置者は、第1号アに規定する職員および看護職員を置くこと。ただし、通わせる児童の数が40人以下である福祉型児童発達支援センターにあっては栄養士を、調理業務の全部を委託する福祉型児童発達支援センターにあっては調理員を、それぞれ置かないことができる。
 - イ 主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センタ 一の設置者は、日常生活を営むために必要な機能訓練を行う場合 には、機能訓練担当職員を置くこと。

受けた者が自らの事業またはその一環として同法第48条の3第1 項に規定する喀痰吸引等業務を行う場合

- ウ 当該児童発達支援センター(社会福祉士及び介護福祉士法附則 第27条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。)において、 医療的ケアのうち同法附則第10条第1項に規定する特定行為のみ を必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業ま たはその一環として同法附則第27条第1項に規定する特定行為業 務を行う場合
- (3) 肢体不自由のある児童に対して治療を行う児童発達支援センター の設置者は、前2号に規定する職員(嘱託医を除く。)に加えて、診療所として必要な職員を置くこと。

- ウ 児童指導員、保育士、看護職員および機能訓練担当職員の総数 は、おおむね児童の数を4で除して得た数以上とすること。
- エ 機能訓練担当職員の数は、1人以上とすること。
- オ アからエまでに定めるもののほか、主として重症心身障害児を 通わせる福祉型児童発達支援センターの職員については、別表第 9第2項第3号イの規定を準用する。
- ウ 児童指導員、保育士、機能訓練担当職員および看護職員の総数 は、おおむね児童の数を4で除して得た数以上とすること。この 場合において、機能訓練担当職員および看護職員の合計数は、児 童指導員および保育士の合計数を超えてはならない。
- エ 主として知的障害のある児童を通わせる福祉型児童発達支援センターの嘱託医は、精神科または小児科の診療に相当の経験を有する者とすること。

(新設)

(新設)

(4) 別表第1第3項第2号の規定にかかわらず、保育所もしくは家庭的保育事業所等(家庭的保育事業等を行う事業所(居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。)をいう。)に入所し、または幼保連携型

- (4) 児童指導員、保育士、機能訓練担当職員および看護職員の総数は、 おおむね児童の数を4で除して得た数以上とすること。この場合にお いて、機能訓練担当職員および看護職員の合計数は、児童指導員およ び保育士の合計数を超えてはならない。
- (5) 児童発達支援センターの嘱託医は、精神科または小児科の診療に 相当の経験を有する者とすること。
- (6) 別表第1第3項第2号の規定にかかわらず、保育所もしくは家庭的保育事業所等(家庭的保育事業等を行う事業所(居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。)をいう。)に入所し、または幼保連携型

認定こども園に入園している児童と<u>福祉型児童発達支援センター</u>に 入所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する職員については、当該 児童への保育に併せて当該障害児の支援に従事することができる。

- 3 <u>福祉型児童発達支援センター</u>の長は、児童の保護者に当該児童の状態および能力を説明するとともに、児童の生活指導に当たっては、児童福祉司、児童委員等と連携すること。
- 4 主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターの長は、別 表第1第11項第1号の入所時の健康診断に当たり、難聴の原因および 機能障害の状況を診断すること。
- 5 別表第8第3項および第4項第1号の規定は福祉型児童発達支援センターについて、同表第6項の規定は主として知的障害のある児童を通わせる福祉型児童発達支援センターについて、それぞれ準用する。この場合において、同表第4項第1号中「生活指導および職業指導」とあるのは、「生活指導」と読み替えるものとする。

<u>別表第11(第6条関係)</u>

医療型児童発達支援センターの設備および運営に関する基準

1 設備

- (1) 医療型児童発達支援センターの設置者(以下この表において「設置者」という。)は、診療所として必要な設備のほか、指導訓練室、 屋外訓練場、相談室および調理室を設けること。
- (2) 設置者は、階段の傾斜を緩やかにするほか、浴室および便所の手

認定こども園に入園している児童と<u>児童発達支援センター</u>に入所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する職員については、当該児童への保育に併せて当該障害児の支援に従事することができる。

- 3 <u>児童発達支援センター</u>の長は、児童の保護者に当該児童の状態および能力を説明するとともに、児童の生活指導に当たっては、児童福祉司、児童委員等と連携すること。
- 4 障害児に対して行う心理学的および精神医学的診査は、児童の福祉に 有害な実験にわたらないこと。
- 5 別表第8第3項および第4項第1号の規定<u>は、児童発達支援センタ</u> 一について準用する。この場合において、同表第4項第1号中「生活 指導および職業指導」とあるのは、「生活指導」と読み替えるものと する。

別表第11 削除

すりその他身体の機能の不自由を補う設備を設けること。

- 2 設置者は、診療所として必要な職員のほか、児童指導員、保育士、 看護師、理学療法士または作業療法士および児童発達支援管理責任者 を置くこと。
- 3 別表第8第3項、第4項第1号および第7項第2号ならびに別表第1 0第2項第4号および第3項の規定は、医療型児童発達支援センターに ついて準用する。この場合において、別表第8第4項第1号中「生活 指導および職業指導」とあるのは「生活指導」と、別表第10第2項第 4号中「福祉型児童発達支援センター」とあるのは「医療型児童発達 支援センター」と読み替えるものとする。

別表第12(第6条関係)

児童心理治療施設の設備および運営に関する基準

1~3 省略

- 4 児童心理治療施設の長は、児童等の治療に当たっては、児童等の通 学する学校、児童相談所、児童委員、保健所、市町村保健センター等 と連携すること。
- 5 省略

別表第13(第6条関係)

児童自立支援施設の設備および運営に関する基準

- 1・2 省略

別表第12 (第6条関係)

児童心理治療施設の設備および運営に関する基準

1~3 省略

- 4 児童心理治療施設の長は、児童等の治療に当たっては、児童等の通 学する学校、児童相談所、児童家庭支援センター、里親支援センター、 児童委員、保健所、市町村保健センター等と連携すること。
- 5 省略

別表第13(第6条関係)

児童自立支援施設の設備および運営に関する基準

- 1 2 省略
- 3 施設長は、児童等の自立支援に当たっては、児童等の通学する学校、 3 施設長は、児童等の自立支援に当たっては、児童等の通学する学校、

児童相談所、児童家庭支援センター、児童委員、公共職業安定所等と 連携すること。

4 省略

別表第14 省略

(新設)

児童相談所、児童家庭支援センター<u>、里親支援センター</u>、児童委員、 公共職業安定所等と連携すること。

4 省略

別表第14 省略

別表第15(第6条関係)

里親支援センターの設備および運営に関する基準

1 里親支援センターの設置者は、事務室、相談室等の里親および里親に 養育される児童等ならびに里親になろうとする者(以下この表において 「里親等」という。)が訪問できる設備その他事業を実施するために必 要な設備を設けること。

2 職員

- (1) 里親支援センターの設置者は、里親制度等普及促進担当者、里親等支援員および里親研修等担当者を置くこと。
- (2) 里親制度等普及促進担当者は、次のいずれかに該当する者とすること。
 - ア 法第13条第3項各号のいずれかに該当する者
 - イ 里親として5年以上の委託児童等(法第27条第1項第3号または 第31条第2項の規定により里親に委託された児童等をいう。)の養 育の経験を有する者または小規模住居型児童養育事業の養育者等 (児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)第1条の10に規 定する養育者等をいう。)もしくは児童養護施設、乳児院、児童心 理治療施設もしくは児童自立支援施設の職員として、児童等の養育

<u>に5年以上従事した者であって、里親に関する制度その他の児童等</u> <u>の養育に必要な制度への理解およびソーシャルワークの視点を有</u> するもの

- ウ 里親に関する制度その他の児童等の養育に必要な制度の普及の 促進および新たに里親になることを希望する者の開拓に関して知 事がアまたはイに該当する者と同等以上の能力を有すると認める 者
- (3) 里親等支援員は、前号アもしくはイに該当する者または里親等への 支援の実施に関して知事が同号アもしくはイに該当する者と同等以 上の能力を有すると認める者とすること。
- (4) 里親研修等担当者は、第2号アもしくはイに該当する者または里 親および里親になろうとする者への研修の実施に関して、知事が同 号アもしくはイに該当する者と同等以上の能力を有すると認める者 とすること。
- 3 里親支援センターの長は、前項第2号アもしくはイに該当する者また は知事が同号アもしくはイに該当する者と同等以上の能力を有すると 認める者に該当し、かつ、法第11条第4項に規定する里親支援事業の業 務の十分な経験を有する者であって、里親支援センターを適切に運営す る能力を有するものとすること。
- 4 里親支援センターにおける支援は、里親に関する制度その他の児童等 の養育に必要な制度の普及の促進、新たに里親になることを希望する者 の開拓、里親、小規模住居型児童養育事業に従事する者および里親にな

ろうとする者への研修の実施、法第27条第1項第3号の規定による児童 の委託の推進、里親、小規模住居型児童養育事業に従事する者、里親ま たは小規模住居型児童養育事業に従事する者に養育される児童等およ び里親になろうとする者への支援その他の必要な支援を包括的に行う ことにより、里親に養育される児童等が心身ともに健やかに育成される よう、その最善の利益を実現することを目的として行うこと。

- 5 里親支援センターの長は、里親等への支援に当たっては、都道府県、 市町村、児童相談所、里親に養育される児童等の通学する学校、児童福 祉施設、児童委員等と連携すること。
- 6 別表第3第6項の規定は、里親支援センターについて準用する。

滋賀県児童福祉施設の設置および管理に関する条例新旧対照表(第4条関係)

旧	新
本則 省略	本則 省略
付 則	付 則
(施行期日)	
1 この条例は、昭和39年4月1日から施行する。	この条例は、昭和39年4月1日から施行する。
(業務の特例)_	
2 当分の間、近江学園および信楽学園は、第3条第2項各号に掲げる	(削除)
業務のほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため	
の法律第5条第11項に規定する障害者支援施設としての業務(満18歳	
に達する日の前日までに近江学園または信楽学園の利用の承認を受け	
た者(第3条第2項第1号に規定する短期入所の利用の承認を受けた	
者を除く。)に係るものに限る。)を行う。	(Matrix)
3 前項の規定により信楽学園が同項に規定する業務を行う場合におけ	(削除)
る第6条第1項の規定の適用については、同項第1号中「除く。)」 とあるのは、「除く。)および付則第2項に規定する業務」とする。	
4 付則第2項の規定により近江学園および信楽学園が同項に規定する	(削除)
*	(日刊本)
入所」とあるのは、「短期入所および障害者支援施設としての業務」	
とする。	
別表 省略	別表省略

滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の従業者ならびに設備およ び運営に関する基準等を定める条例新旧対照表 (第5条関係)

旧

第1条~第3条 省略

(従業者ならびに設備および運営に関する基準)

第4条 省略

(1) 居宅介護、重度訪問介護、同行援護および行動援護 別表第1

2 多機能型(別表第3第1項第1号に規定する指定生活介護の事業、 別表第7第1項第1号に規定する指定自立訓練(機能訓練)の事業、 別表第8第1項第1号に規定する指定自立訓練(生活訓練)の事業、 別表第9第1項に規定する指定就労移行支援の事業、別表第10第1項 に規定する指定就労継続支援A型の事業および別表第11第1項第1号 に規定する指定就労継続支援B型の事業ならびに滋賀県児童福祉法に 基づく指定通所支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する 基準等を定める条例(平成25年滋賀県条例第6号。以下「指定通所支 援基準条例」という。) 別表第1第1項第1号に規定する指定児童発 達支援の事業、指定通所支援基準条例別表第2第1項第1号に規定す る指定医療型児童発達支援の事業、指定通所支援基準条例別表第3第 1項第1号に規定する指定放課後等デイサービス(以下「指定放課後 等デイサービス」という。)の事業、指定通所支援基準条例別表第4 第1項に規定する指定居宅訪問型児童発達支援の事業および指定通所 支援基準条例別表第5第1項に規定する指定保育所等訪問支援の事業 新

第1条~第3条 省略

(従業者ならびに設備および運営に関する基準)

第4条 省略

(1) 居宅介護、重度訪問介護、同行援護および行動援護 別表第1 2 多機能型(別表第3第1項第1号に規定する指定生活介護の事業、 別表第7第1項第1号に規定する指定自立訓練(機能訓練)の事業、 別表第8第1項第1号に規定する指定自立訓練(生活訓練)の事業、 別表第9第1項に規定する指定就労移行支援の事業、別表第10第1項 に規定する指定就労継続支援A型の事業および別表第11第1項第1号 に規定する指定就労継続支援B型の事業ならびに滋賀県児童福祉法に 基づく指定通所支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する 基準等を定める条例(平成25年滋賀県条例第6号。以下「指定通所支 援基準条例」という。)別表第1第1項第1号に規定する指定児童発 達支援の事業、指定通所支援基準条例別表第3第1項第1号に規定す る指定放課後等デイサービス(以下「指定放課後等デイサービス」と いう。)の事業、指定通所支援基準条例別表第4第1項に規定する指 定居宅訪問型児童発達支援の事業および指定通所支援基準条例別表第 5第1項に規定する指定保育所等訪問支援の事業のうち2以上の事業 を一体的に行うこと(指定通所支援基準条例に規定する事業のみを行 のうち2以上の事業を一体的に行うこと(指定通所支援基準条例に規定する事業のみを行う場合を除く。)をいう。以下同じ。)により、前項各号に掲げる指定障害福祉サービスの事業を行う場合における基準の特例については、別表第15のとおりとする。

3 省略

第5条 省略

付 則

1 省略

(経過措置)

2 第1号の厚生労働大臣が定める者に対して別表第3第1項第1号に 規定する指定生活介護が提供される同項第2号アに規定する事業所に 置く同項第3号アに規定する看護職員、<u>理学療法士または作業療法士</u> および生活支援員の総数は、同号エの規定にかかわらず、当分の間、 同号エに規定する指定生活介護の単位ごとに、常勤換算方法(事業所 の従業者のそれぞれの勤務延べ時間数の総数を当該事業所において常 勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従 業者の数を常勤の従業者の数に換算する方法をいう。以下同じ。)で、 次に掲げる数を合計した数以上とする。

(1) • (2) 省略

3 · 4 省略

5 前項の規定により指定共同生活援助事業者等が指定共同生活援助等 の事業を行う場合における別表第14第1項第2号(同表第3項第5号 う場合を除く。)をいう。以下同じ。)により、前項各号に掲げる指 定障害福祉サービスの事業を行う場合における基準の特例について は、別表第15のとおりとする。

3 省略

第5条 省略

付 則

1 省略

(経過措置)

2 第1号の厚生労働大臣が定める者に対して別表第3第1項第1号に 規定する指定生活介護が提供される同項第2号アに規定する事業所に 置く同項第3号アに規定する看護職員、理学療法士等(理学療法士、 作業療法士または言語聴覚士をいう。以下同じ。) および生活支援員 の総数は、同号エの規定にかかわらず、当分の間、同号エに規定する 指定生活介護の単位ごとに、常勤換算方法(事業所の従業者のそれぞ れの勤務延べ時間数の総数を当該事業所において常勤の従業者が勤務 すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の数を常勤の 従業者の数に換算する方法をいう。以下同じ。)で、次に掲げる数を 合計した数以上とする。

(1)・(2) 省略

3 · 4 省略

5 前項の規定により指定共同生活援助事業者等が指定共同生活援助等 の事業を行う場合における別表第14第1項第2号(同表第3項第5号 において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)ならびに同表第1項第6号イおよび同表第3項第5号において準用する別表第2第6項第2号の規定の適用については、別表第14第1項第2号エ中「4人以上」とあるのは「4人以上30人以下」と、同項第6号イおよび同表第3項第5号において準用する別表第2第6項第2号ウ中「営むこと」とあるのは「営むとともに、当該利用者が共同生活住居に入居した日から付則第7項に定める期間内に付則第8項に規定する住宅等に移行すること」に、同号工中「達成時期」とあるのは「達成時期、病院の敷地外における福祉サービスの利用その他の活動」とする。

6~12 省略

- 13 別表第14第1項第2号ウに規定する指定共同生活援助事業所または 同表第2項第3号ウに規定する日中サービス支援型指定共同生活援助 事業所の利用者のうち、重度訪問介護、同行援護または行動援護に係 る支給決定を受けることができる者であって、障害支援区分に係る市 町村審査会による審査及び判定の基準等に関する命令(平成26年厚生 労働省令第5号。以下「区分命令」という。)第1条第5号に規定す る区分4、同条第6号に規定する区分5または同条第7号に規定する 区分6に該当するものが、共同生活住居において、当該指定共同生活 援助事業所または日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業 者以外の者による居宅介護または重度訪問介護の利用を希望する場合 については、同表第1項第7号ウおよび第2項第5号エの規定は、全 和6年3月31日までの間は、適用しない。
- 14 別表第14第1項第2号ウに規定する指定共同生活援助事業所または

において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)ならびに同表第1項第6号イおよび同表第3項第5号において準用する別表第2第6項第2号の規定の適用については、別表第14第1項第2号エ中「4人以上」とあるのは「4人以上30人以下」と、同項第6号イおよび同表第3項第5号において準用する別表第2第6項第2号エ中「営むこと」とあるのは「営むとともに、当該利用者が共同生活住居に入居した日から付則第7項に定める期間内に付則第8項に規定する住宅等に移行すること」に、同号オ中「達成時期」とあるのは「達成時期、病院の敷地外における福祉サービスの利用その他の活動」とする。

6~12 省略

- 13 別表第14第1項第2号ウに規定する指定共同生活援助事業所または 同表第2項第3号ウに規定する日中サービス支援型指定共同生活援助 事業所の利用者のうち、重度訪問介護、同行援護または行動援護に係 る支給決定を受けることができる者であって、障害支援区分に係る市 町村審査会による審査及び判定の基準等に関する命令(平成26年厚生 労働省令第5号。以下「区分命令」という。)第1条第5号に規定す る区分4、同条第6号に規定する区分5または同条第7号に規定する 区分6に該当するものが、共同生活住居において、当該指定共同生活 援助事業所または日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業 者以外の者による居宅介護または重度訪問介護の利用を希望する場合 については、同表第1項第7号ウおよび第2項第5号エの規定は、全 和9年3月31日までの間は、適用しない。
- 14 別表第14第1項第2号ウに規定する指定共同生活援助事業所または

同表第2項第3号ウに規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち、区分命令第1条第5号に規定する区分4、同条第6号に規定する区分5または同条第7号に規定する区分6に該当する者が、共同生活住居において、当該指定共同生活援助事業所または日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護(身体に係る介護に限る。以下この項において同じ。)の利用を希望し、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する場合については、同表第1項第7号ウおよび第2項第5号エの規定は、<u>令和6</u>年3月31日までの間は、適用しない。

(1) • (2) 省略

15 省略

別表第1(第4条関係)

居宅介護、重度訪問介護、同行援護および行動援護の事業の従業者 ならびに設備および運営に関する基準

- 1 指定居宅介護の事業
 - (1) (2) 省略
 - (3) 従業者

ア〜エ 省略

オ 管理者は、専らその職務に従事する常勤の者とすること。ただ し、指定居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定居 宅介護事業所の他の職務に従事し、または<u>同一の敷地内にある他</u> の事業所、施設等の職務に従事することができる。

カ~ケ 省略

同表第2項第3号ウに規定する日中サービス支援型指定共同生活援助 事業所の利用者のうち、区分命令第1条第5号に規定する区分4、同 条第6号に規定する区分5または同条第7号に規定する区分6に該当 する者が、共同生活住居において、当該指定共同生活援助事業所また は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者によ る居宅介護(身体に係る介護に限る。以下この項において同じ。)の 利用を希望し、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する場合につ いては、同表第1項第7号ウおよび第2項第5号エの規定は、<u>令和9</u> 年3月31日までの間は、適用しない。

(1) • (2) 省略

15 省略

別表第1(第4条関係)

居宅介護、重度訪問介護、同行援護および行動援護の事業の従業者 ならびに設備および運営に関する基準

- 1 指定居宅介護の事業
 - (1) (2) 省略
 - (3) 従業者

ア〜エ 省略

オ 管理者は、専らその職務に従事する常勤の者とすること。ただ し、指定居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定居 宅介護事業所の他の職務に従事し、または<u>当該指定居宅介護事業</u> 所以外の事業所、施設等の職務に従事することができる。

カ~ケ 省略

- (4) (5) 省略
- (6) 居宅介護計画等

ア 省略

イ サービス提供責任者は、次に掲げるところにより、居宅介護計 画の作成等を行うこと。

(ア) 省略

(イ) 居宅介護計画を作成したときは、利用者およびその同居 の家族にその内容を説明するとともに、当該居宅介護計画を交 付すること。

(ウ)・(エ) 省略

ウ省略

(新設)

<u>工</u> 指定居宅介護事業者は、次に掲げるところにより、居宅介護計画に基づき、指定居宅介護を提供すること。

(ア)~(ウ) 省略

(新設)

- (4) (5) 省略
- (6) 居宅介護計画等

ア省略

イ サービス提供責任者は、次に掲げるところにより、居宅介護計 画の作成等を行うこと。

(ア) 省略

(イ) 居宅介護計画を作成したときは、利用者およびその同居の家族にその内容を説明するとともに、当該居宅介護計画を<u>利用者およびその同居の家族ならびに当該利用者または障害児の保護者に対して指定計画相談支援または指定障害児相談支援</u>(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条の26第2項に規定する指定障害児相談支援をいう。)を行う者(以下これらを「指定特定相談支援事業者等」という。)に交付すること。

(ウ)・(エ) 省略

ウ 省略

- 工 サービス提供責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己 決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに 困難を抱える場合には、利用者への意思決定の支援が適切に行われ るよう努めること。
- <u>オ</u> 指定居宅介護事業者は、次に掲げるところにより、居宅介護計画に基づき、指定居宅介護を提供すること。

(ア)~(ウ) 省略

(エ) 利用者が自立した日常生活または社会生活を営むことが

(エ)~(コ) 省略

(7)~(17) 省略

- 2 省略
- 3 同行援護の事業
- (1) 省略
- (2) 前号に定めるもののほか、指定同行援護の事業については、第1項 (第1号および<u>第6号エ(ア)</u>を除く。)の規定を準用する。この場合において、同項第4号ア中「第7号ア」とあるのは、「第3項第2号において準用する第7号ア」と、同項第17号ア中「第4号オ」とあるのは「第3項第2号において準用する第4号オ」と読み替えるものとする。
- 4 行動援護の事業
 - (1) 省略
 - (2) 前号に定めるもののほか、指定行動援護の事業については、第1項(第1号および<u>第6号エ(ア)</u>を除く。)の規定を準用する。この場合において、同項第4号ア中「第7号ア」とあるのは、「第4項第2号において準用する第7号ア」と、同項第17号ア中「第4号オ」とあるのは「第4項第2号において準用する第4号オ」と読み替えるものとする。
- 5 省略
- 6 基準該当居宅介護、基準該当重度訪問介護、基準該当同行援護および基準該当行動援護の事業

できるよう、利用者の意思決定の支援に配慮すること。

(オ)~(サ) 省略

(7)~(17) 省略

- 2 省略
- 3 同行援護の事業
 - (1) 省略
 - (2) 前号に定めるもののほか、指定同行援護の事業については、第1項(第1号および<u>第6号オ(ア)</u>を除く。)の規定を準用する。この場合において、同項第4号ア中「第7号ア」とあるのは、「第3項第2号において準用する第7号ア」と、同項第17号ア中「第4号オ」とあるのは「第3項第2号において準用する第4号オ」と読み替えるものとする。
- 4 行動援護の事業
 - (1) 省略
 - (2) 前号に定めるもののほか、指定行動援護の事業については、第1項(第1号および<u>第6号オ(ア)</u>を除く。)の規定を準用する。この場合において、同項第4号ア中「第7号ア」とあるのは、「第4項第2号において準用する第7号ア」と、同項第17号ア中「第4号オ」とあるのは「第4項第2号において準用する第4号オ」と読み替えるものとする。
- 5 省略
- 6 基準該当居宅介護、基準該当重度訪問介護、基準該当同行援護および基準該当行動援護の事業

(1) 基準該当居宅介護の事業

ア省略

イ 従業者

(ア)~(ウ) 省略

(エ) 管理者は、基準該当居宅介護事業所ごとに、専らその職務に従事する者とすること。ただし、基準該当居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当居宅介護事業所の他の職務に従事し、または<u>同一の敷地内にある他</u>の事業所、施設等の職務に従事することができる。

(才) 省略

ウ 省略

- エ 第1項(第2号、第3号、第4号キ(ク)、第5号ウ(ア)、 エおよびオならびに<u>第6号エ(ア)および(キ)から(ケ)</u>まで を除く。)の規定は、基準該当居宅介護の事業について準用する。 この場合において、同項第4号ア中「第7号ア」とあるのは、「第 6項第1号エにおいて準用する第7号ア」と、同項第17号ア中「第 4号オ」とあるのは「第6項第1号エにおいて準用する第4号オ」 と読み替えるものとする。
- (2) 第1項(第1号から第3号まで、第4号キ(ク)、第5号ウ(ア)、 エおよびオならびに<u>第6号エ(ア)および(キ)から(ケ)</u>までを 除く。)、第2項第1号、第3項第1号および第4項第1号ならび に前号アからウまでの規定は、重度訪問介護に係る基準該当障害福 祉サービスの事業について準用する。この場合において、第1項第

(1) 基準該当居宅介護の事業

ア 省略

イ 従業者

(ア) ~ (ウ) 省略

(エ) 管理者は、基準該当居宅介護事業所ごとに、専らその職務に従事する者とすること。ただし、基準該当居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当居宅介護事業所の他の職務に従事し、または<u>当該基準該当居宅介護事業所以外</u>の事業所、施設等の職務に従事することができる。

(才) 省略

ウ省略

- エ 第1項(第2号、第3号、第4号キ(ク)、第5号ウ(ア)、 エおよびオならびに<u>第6号オ(ア)および(ク)から(コ)</u>まで を除く。)の規定は、基準該当居宅介護の事業について準用する。 この場合において、同項第4号ア中「第7号ア」とあるのは、「第 6項第1号エにおいて準用する第7号ア」と、同項第17号ア中「第 4号オ」とあるのは「第6項第1号エにおいて準用する第4号オ」 と読み替えるものとする。
- (2) 第1項(第1号から第3号まで、第4号キ(ク)、第5号ウ(ア)、 エおよびオならびに<u>第6号オ(ア)および(ク)から(コ)</u>までを 除く。)、第2項第1号、第3項第1号および第4項第1号ならび に前号アからウまでの規定は、重度訪問介護に係る基準該当障害福 祉サービスの事業について準用する。この場合において、第1項第

4号ア中「第7号ア」とあるのは「第6項第2号において準用する第7号ア」と、同項第17号ア中「第4号オ」とあるのは「第6項第2号において準用する第4号オ」と、前号イ(ア)および(イ)中「こども家庭庁長官および厚生労働大臣」とあるのは「厚生労働大臣」と読み替えるものとする。

(3) 第1項(第1号から第3号まで、第4号キ(ク)、第5号ウ(ア)、エおよびオならびに第6号エ(ア)および(キ)から(ケ)までを除く。)、第2項第1号、第3項第1号および第4項第1号ならびに前号アからウまでの規定は、同行援護に係る基準該当障害福祉サービスの事業および行動援護に係る基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第1項第4号ア中「第7号ア」とあるのは「第6項第3号において準用する第7号ア」と、同項第17号ア中「第4号オ」とあるのは「第6項第3号において準用する第4号オ」と読み替えるものとする。

別表第2 (第4条関係)

療養介護の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準

- 1 省略
- 2 設備
 - (1)・(2) 省略
 - (3) 指定療養介護事業者が指定療養介護事業所につき医療型障害児 入所施設(児童福祉法<u>(昭和22年法律第164号)</u>第42条第2号に規定 する医療型障害児入所施設をいう。以下この表において同じ。)に 係る指定障害児入所施設(同法第24条の2第1項に規定する指定障

4号ア中「第7号ア」とあるのは「第6項第2号において準用する第7号ア」と、同項第17号ア中「第4号オ」とあるのは「第6項第2号において準用する第4号オ」と、前号イ(ア)および(イ)中「こども家庭庁長官および厚生労働大臣」とあるのは「厚生労働大臣」と読み替えるものとする。

(3) 第1項(第1号から第3号まで、第4号キ(ク)、第5号ウ(ア)、エおよびオならびに<u>第6号オ(ア)および(ク)から(コ)</u>までを除く。)、第2項第1号、第3項第1号および第4項第1号ならびに前号アからウまでの規定は、同行援護に係る基準該当障害福祉サービスの事業および行動援護に係る基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第1項第4号ア中「第7号ア」とあるのは「第6項第3号において準用する第7号ア」と、同項第17号ア中「第4号オ」とあるのは「第6項第3号において準用する第4号オ」と読み替えるものとする。

別表第2(第4条関係)

療養介護の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準

- 1 省略
- 2 設備
 - (1) (2) 省略
 - (3) 指定療養介護事業者が指定療養介護事業所につき医療型障害児 入所施設(児童福祉法第42条第2号に規定する医療型障害児入所施 設をいう。以下この表において同じ。)に係る指定障害児入所施設 (同法第24条の2第1項に規定する指定障害児入所施設をいう。以

害児入所施設をいう。以下この表において同じ。)の指定を受け、かつ、指定療養介護と指定入所支援(同項に規定する指定入所支援をいう。以下この表において同じ。)とを同一の施設において一体的に提供している場合にあっては、滋賀県児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例(平成25年滋賀県条例第7号。以下「指定入所施設基準条例」という。)別表第2第1項(第6号を除く。)に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前2号に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

3 従業者

- (1)~(10) 省略
- (11) 指定療養介護事業者が指定発達支援医療機関(児童福祉法<u>第6条の2の2第3項</u>に規定する指定発達支援医療機関をいう。以下この号において同じ。)の設置者である場合で、療養介護と指定入所支援とを同一の機関において一体的に提供しているときにあっては、指定発達支援医療機関として適切な医療その他のサービスを提供するために必要な人員を確保していることをもって、第1号(管理者に係る部分を除く。)から第6号まで、第8号および第9号に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。
- (12) 省略
- 4・5 省略
- 6 療養介護計画等
 - (1) 省略

下この表において同じ。)の指定を受け、かつ、指定療養介護と指定入所支援(同項に規定する指定入所支援をいう。以下この表において同じ。)とを同一の施設において一体的に提供している場合にあっては、滋賀県児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例(平成25年滋賀県条例第7号。以下「指定入所施設基準条例」という。)別表第2第1項(第6号を除く。)に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前2号に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

- 3 従業者
 - (1)~(10) 省略
 - (11) 指定療養介護事業者が指定発達支援医療機関(児童福祉法<u>第7</u>条第2項に規定する指定発達支援医療機関をいう。以下この号において同じ。)の設置者である場合で、療養介護と指定入所支援とを同一の機関において一体的に提供しているときにあっては、指定発達支援医療機関として適切な医療その他のサービスを提供するために必要な人員を確保していることをもって、第1号(管理者に係る部分を除く。)から第6号まで、第8号および第9号に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。
 - (12) 省略
- 4・5 省略
- 6 療養介護計画等
- (1) 省略

(2) サービス管理責任者は、次に掲げるところにより、療養介護計画の作成等を行うこと。

ア 省略

(新設)

イ 省略

<u>ウ</u> 療養介護計画の作成に当たっては、利用者が自立した日常生活 を営むことができるよう、適切な支援の内容について検討を行う こと。

<u>エ</u> 省略

<u>オ</u> 利用者に対する指定療養介護の提供に当たる担当者等による会議を開催し、療養介護計画の原案について、当該担当者等に対し意見を求めること。この場合において、当該会議の開催は、テレビ電話装置等を用いて行うことができる。

<u>力</u> 省略

<u>キ</u> 療養介護計画を作成したときは、当該療養介護計画を利用者に 交付すること。

<u>ク</u>~<u>コ</u> 省略

<u>サ</u> アから<u>キ</u>までの規定は、<u>コ後段</u>の変更について準用する。

(2) サービス管理責任者は、次に掲げるところにより、療養介護計画の作成等を行うこと。

ア 省略

イ 課題把握に当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困 難を抱える場合には、意思決定の支援を適切に行うため、当該利 用者の意思および選好ならびに判断能力等について丁寧に把握す ること。

ウ 省略

工 療養介護計画の作成に当たっては、利用者の自己決定の尊重お よび意思決定の支援に配慮しつつ、利用者が自立した日常生活を 営むことができるよう、適切な支援の内容について検討を行うこ と。

<u>才</u> 省略

力 利用者<u>および当該利用者</u>に対する指定療養介護の提供に当たる 担当者等による会議を開催し、当該利用者の生活に対する意向等 を改めて確認するとともに、療養介護計画の原案について、当該 担当者等に対し意見を求めること。この場合において、当該会議 の開催は、テレビ電話装置等を用いて行うことができる。

<u>キ</u> 省略

<u>ク</u> 療養介護計画を作成したときは、当該療養介護計画を利用者<u>お</u> よび指定特定相談支援事業者等に交付すること。

<u>ケ</u>~<u>サ</u> 省略

<u>シ</u> アから<u>ク</u>までの規定は、<u>サ後段</u>の変更について準用する。

(3) 省略

(新設)

(4) 指定療養介護事業者は、次に掲げるところにより、療養介護計画に基づき、指定療養介護を提供すること。

ア~ウ 省略

(新設)

<u>エ・オ</u> 省略

(5) 前各号に定めるもののほか、指定療養介護の事業の療養介護計画等については、<u>別表第1第1項第6号エ(キ)から(ケ)</u>までの規定を準用する。

7~10 省略

- 11 記録の整備
 - (1) 省略
 - (2) 指定療養介護事業者は、次に掲げる記録を整備し、指定療養介護 を提供した日から5年間保存すること。

ア・イ 省略

ウ 第6項第5号において準用する<u>別表第1第1項第6号エ(ク)</u> の規定による身体的拘束等の記録

エ~カ 省略

- (3) 省略
- (3) の2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の 自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定するこ とに困難を抱える場合には、利用者への意思決定の支援が適切に行 われるよう努めること。
- (4) 指定療養介護事業者は、次に掲げるところにより、療養介護計画に基づき、指定療養介護を提供すること。

ア~ウ 省略

<u>工</u> 利用者が自立した日常生活または社会生活を営むことができる よう、利用者の意思決定の支援に配慮すること。

オ・カ 省略。

(5) 前各号に定めるもののほか、指定療養介護の事業の療養介護計画等については、<u>別表第1第1項第6号オ(ク)から(コ)</u>までの規定を進用する。

7~10 省略

- 11 記録の整備
 - (1) 省略
 - (2) 指定療養介護事業者は、次に掲げる記録を整備し、指定療養介護 を提供した日から5年間保存すること。

ア・イ 省略

ウ 第6項第5号において準用する<u>別表第1第1項第6号オ(ケ)</u> の規定による身体的拘束等の記録

エ~カ 省略

12・13 省略

別表第3 (第4条関係)

生活介護の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準

- 1 指定生活介護の事業
 - (1) (2) 省略
 - (3) 従業者

ア 省略

イ 生活介護事業者は、利用者に対して日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を提供する場合には、<u>理学療法士または作業療法士</u>を置くこと。ただし、<u>理学療法士または作業療法士</u>を確保することが困難な場合は、これらの者に代えて、当該訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

ウ 省略

エ 看護職員、<u>理学療法士または作業療法士</u>(イただし書の規定により置かれる機能訓練指導員を含む。カにおいて同じ。) および生活支援員の総数は、指定生活介護の単位(指定生活介護であって、その提供が同時に1または複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。以下同じ。) ごとに、常勤換算方法で、次の(ア)から(ウ)までに掲げる利用者の平均障害支援区分に応じ、当該(ア)から(ウ)までに定める数以上とすること。

(ア)~(ウ) 省略

才 省略

12・13 省略

別表第3 (第4条関係)

生活介護の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準

- 1 指定生活介護の事業
 - (1) (2) 省略
 - (3) 従業者

ア省略

イ 生活介護事業者は、利用者に対して日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を提供する場合には、<u>理学療法士等</u>を置くこと。ただし、<u>理学療法士等</u>を確保することが困難な場合は、これらの者に代えて、当該訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

ウ省略

エ 看護職員、<u>理学療法士等</u>(イただし書の規定により置かれる機能訓練指導員を含む。カにおいて同じ。)および生活支援員の総数は、指定生活介護の単位(指定生活介護であって、その提供が同時に1または複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。以下同じ。)ごとに、常勤換算方法で、次の(ア)から(ウ)までに掲げる利用者の平均障害支援区分に応じ、当該(ア)から(ウ)までに定める数以上とすること。

(ア)~(ウ) 省略

才 省略

カ <u>理学療法士または作業療法士</u>の数は、指定生活介護の単位ごと に、イに規定する訓練の提供に必要な数とすること。

キ~ケ 省略

(4)~(8) 省略

(9) 別表第1第1項第4号(キ(キ)および(ク)を除く。)、第5 号(ウを除く。)、第6号エ(キ)から(ケ)まで、第7号、第8 号、第10号、第12号から第15号までおよび第17号ならびに別表第2 第4項第1号、第5項第1号、第6項(第5号を除く。)、第8項 第1号、第10項、第11項および第12項第1号の規定は、指定生活介 護の事業について準用する。この場合において、別表第1第1項第 4号ア中「第7号ア」とあるのは「別表第3第1項第9号において 準用する第7号ア」と、同項第5号イ中「ウ(ア)から(ウ)まで」 とあるのは「別表第3第1項第9号において準用する別表第2第5 項第1号アからウまで」と、同項第7号イ中「事項を」とあるのは 「事項ならびに利用定員、サービスの利用に当たっての留意事項お よび非常災害対策を」と、同項第17号ア中「第4号オ」とあるのは 「別表第3第1項第9号において準用する第4号オ」と、別表第2 第5項第1号ウ中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用ならびに 食事の提供に要する費用および創作的活動に係る材料費」と、「で きる」とあるのは「できる。この場合において、食事の提供に要す る費用については、別に厚生労働大臣の定めるところによる」と、 同表第6項第1号、第2号および第4号ならびに第11項第2号ア中 「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、同号イ中「第4

カ <u>理学療法士等</u>の数は、指定生活介護の単位ごとに、イに規定する訓練の提供に必要な数とすること。

キ~ケ 省略

(4)~(8) 省略

(9) 別表第1第1項第4号(キ(キ)および(ク)を除く。)、第5 号(ウを除く。)、第6号オ(ク)から(コ)まで、第7号、第8 号、第10号、第12号から第15号までおよび第17号ならびに別表第2 第4項第1号、第5項第1号、第6項(第5号を除く。)、第8項 第1号、第10項、第11項および第12項第1号の規定は、指定生活介 護の事業について準用する。この場合において、別表第1第1項第 4号ア中「第7号ア」とあるのは「別表第3第1項第9号において 準用する第7号ア」と、同項第5号イ中「ウ(ア)から(ウ)まで」 とあるのは「別表第3第1項第9号において準用する別表第2第5 項第1号アからウまで」と、同項第7号イ中「事項を」とあるのは 「事項ならびに利用定員、サービスの利用に当たっての留意事項お よび非常災害対策を」と、同項第17号ア中「第4号オ」とあるのは 「別表第3第1項第9号において準用する第4号オ」と、別表第2 第5項第1号ウ中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用ならびに 食事の提供に要する費用および創作的活動に係る材料費」と、「で きる」とあるのは「できる。この場合において、食事の提供に要す る費用については、別に厚生労働大臣の定めるところによる」と、 同表第6項第1号、第2号および第4号ならびに第11項第2号ア中 「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、同号イ中「第4

項第3号」とあるのは「別表第3第1項第9号」と、同号ウ中「第6項第5号」とあるのは「別表第3第1項第9号」と、同号エ中「次項第1号」とあるのは「別表第3第1項第9号において準用する次項第1号」と、同号オおよびカ中「第13項」とあるのは「別表第3第1項第9号」と読み替えるものとする。

2 共生型生活介護の事業

(1) 別表第1第1項第3号カからケまで、第4号(キ(キ)および(ク) を除く。)、第5号(ウを除く。)、第6号エ(キ)から(ケ)ま で、第7号、第8号、第10号、第12号から第16号(イを除く。) ま でおよび第17号、別表第2第3項第1号(同号に規定する管理者に 係る部分に限る。)および第7号、第4項第1号、第5項第1号、 第6項(第5号を除く。)、第8項第1号、第9項(第4号を除く。)、 第10項、第11項ならびに第12項第1号ならびに前項(第2号、第3 号、第7号ウおよび第9号を除く。)の規定は、生活介護に係る共 生型障害福祉サービス(以下この項において「共生型生活介護」と いう。) の事業について準用する。この場合において、別表第1第 1項第4号ア中「第7号ア」とあるのは「別表第3第2項第1号に おいて準用する第7号ア」と、同項第5号イ中「ウ(ア)から(ウ) まで」とあるのは「別表第3第2項第1号において準用する別表第 2第5項第1号アからウまで」と、同項第7号イ中「事項を」とあ るのは「事項ならびに利用定員、サービスの利用に当たっての留意 事項および非常災害対策を」と、同項第17号ア中「第4号オ」とあ るのは「別表第3第2項第1号において準用する第4号オ」と、別

項第3号」とあるのは「別表第3第1項第9号」と、同号ウ中「第6項第5号」とあるのは「別表第3第1項第9号」と、同号エ中「次項第1号」とあるのは「別表第3第1項第9号において準用する次項第1号」と、同号オおよびカ中「第13項」とあるのは「別表第3第1項第9号」と読み替えるものとする。

2 共生型生活介護の事業

(1) 別表第1第1項第3号カからケまで、第4号(キ(キ)および(ク) を除く。)、第5号(ウを除く。)、第6号オ(ク)から(コ)ま で、第7号、第8号、第10号、第12号から第16号(イを除く。) ま でおよび第17号、別表第2第3項第1号(同号に規定する管理者に 係る部分に限る。) および第7号、第4項第1号、第5項第1号、 第6項(第5号を除く。)、第8項第1号、第9項(第4号を除く。)、 第10項、第11項ならびに第12項第1号ならびに前項(第2号、第3 号、第7号ウおよび第9号を除く。)の規定は、生活介護に係る共 生型障害福祉サービス(以下この項において「共生型生活介護」と いう。) の事業について準用する。この場合において、別表第1第 1項第4号ア中「第7号ア」とあるのは「別表第3第2項第1号に おいて準用する第7号ア」と、同項第5号イ中「ウ(ア)から(ウ) まで」とあるのは「別表第3第2項第1号において準用する別表第 2第5項第1号アからウまで」と、同項第7号イ中「事項を」とあ るのは「事項ならびに利用定員、サービスの利用に当たっての留意 事項および非常災害対策を」と、同項第17号ア中「第4号オ」とあ るのは「別表第3第2項第1号において準用する第4号オ」と、別

表第2第5項第1号中「支給決定障害者」とあるのは「支給決定障害者」と、同号ウ中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用ならびに食事の提供に要する費用および創作的活動に係る材料費」と、「できる」とあるのは「できる。この場合において、食事の提供に要する費用については、別に厚生労働大臣の定めるところによる」と、同表第6項第1号、第2号および第4号ならびに第11項第2号ア中「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、同表第9項第3号中「他の専門の医療機関」とあるのは「医療機関」と、同表第11項第2号イ中「第4項第3号」とあるのは「別表第3第2項第1号」と、同号ウ中「第6項第5号」とあるのは「別表第3第2項第1号」と、同号エ中「次項第1号」とあるのは「別表第3第2項第1号」と、同号オおよびカ中「第13項」とあるのは「別表第3第2項第1号」と読み替えるものとする。

(2) • (3) 省略

(4) 指定小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型サービスに該当する介護保険法第8条第19項に規定する小規模多機能型居宅介護(以下「指定小規模多機能型居宅介護」という。)の事業を行う者をいう。)、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型サービスに該当する同法第8条第23項に規定する複合型サービスのうち、同条第4項に規定する訪問看護および同条第19項に規定する小規模多機能型居宅介護の組合せにより提供されるサービス(以下「指定看護小規模多機能型居宅介護」という。)の事業を行う者をいう。以下同じ。)または指定介護予防小規模多機能型居宅

表第2第5項第1号中「支給決定障害者」とあるのは「支給決定障害者」と、同号ウ中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用ならびに食事の提供に要する費用および創作的活動に係る材料費」と、「できる」とあるのは「できる。この場合において、食事の提供に要する費用については、別に厚生労働大臣の定めるところによる」と、同表第6項第1号、第2号および第4号ならびに第11項第2号ア中「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、同表第9項第3号中「他の専門の医療機関」とあるのは「医療機関」と、同表第11項第2号イ中「第4項第3号」とあるのは「別表第3第2項第1号」と、同号ウ中「第6項第5号」とあるのは「別表第3第2項第1号」と、同号エ中「次項第1号」とあるのは「別表第3第2項第1号」と、同号オおよびカ中「第13項」とあるのは「別表第3第2項第1号」と、同号オおよびカ中「第13項」とあるのは「別表第3第2項第1号」と読み替えるものとする。

(2) • (3) 省略

(4) 指定小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型サービスに該当する介護保険法第8条第19項に規定する小規模多機能型居宅介護(以下「指定小規模多機能型居宅介護」という。)の事業を行う者をいう。)、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型サービスに該当する同法第8条第23項に規定する複合型サービスのうち、同条第4項に規定する訪問看護および同条第19項に規定する小規模多機能型居宅介護の組合せにより提供されるサービス(以下「指定看護小規模多機能型居宅介護」という。)の事業を行う者をいう。以下同じ。)または指定介護予防小規模多機能型居宅

介護事業者(同法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスに該当する同法第8条の2第14項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護(以下「指定介護予防小規模多機能型居宅介護」という。)の事業を行う者をいう。以下同じ。)(以下これらを「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」という。)が共生型生活介護の事業を行う場合において当該事業に関して満たすべき基準は、第1号に定めるもののほか、次のアから才までに定めるところによること。

ア 指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定小規模多機能型居宅介護事業者が当該指定小規模多機能型居宅介護の事業を行う事業所をいう。以下同じ。)、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者が当該指定看護小規模多機能型居宅介護の事業を行う事業所をいう。以下同じ。)または指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者が当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者が当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所等」という。)の登録定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。)の登録定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者(指定小規模多機能型居宅介護、指定看護小規模多機能型居宅介護または指定介護予防小規模多機能型居宅介護を利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた者をいう。以下同じ。)の数と共生型生活介護、共生型自立訓練(機能訓練)(別表第7第2項第1号に規定する共生型自立訓練(機能訓練)

介護事業者(同法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスに該当する同法第8条の2第14項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護(以下「指定介護予防小規模多機能型居宅介護」という。)の事業を行う者をいう。以下同じ。)(以下これらを「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」という。)が共生型生活介護の事業を行う場合において当該事業に関して満たすべき基準は、第1号に定めるもののほか、次のアから才までに定めるところによること。

ア 指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定小規模多機能型居宅介護事業者が当該指定小規模多機能型居宅介護の事業を行う事業所をいう。以下同じ。)、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(指定看護小規模多機能型居宅介護事業を行う事業所をいう。以下同じ。)または指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者が当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者が当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業が当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所等」という。)の登録定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者(指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者(指定小規模多機能型居宅介護、指定看護小規模多機能型居宅介護または指定介護予防小規模多機能型居宅介護を利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた者をいう。以下同じ。)の数と共生型生活介護、共生型自立訓練(機能訓練)(別表第7第2項第1号に規定する共生型自立訓練(機能訓練)

をいう。) もしくは共生型自立訓練(生活訓練) (別表第8第2 項第1号に規定する共生型自立訓練(生活訓練)をいう。)また は共生型児童発達支援(指定通所支援基準条例別表第1第2項第 1号に規定する共生型児童発達支援をいう。) もしくは共生型放 課後等デイサービス(指定通所支援基準条例別表第3第2項第1 号に規定する共生型放課後等デイサービスをいう。)(以下これ らを「共生型通いサービス」という。) を利用するために当該指 定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者および 障害児の数とを合計した数の上限をいう。以下この号、別表第7 第2項第3号および別表第8第2項第3号において同じ。)は、2 9人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定小規 模多機能型居宅介護事業所であって、介護保険法第41条第1項に 規定する指定居宅サービスの事業その他の保健医療または福祉に 関する事業について3年以上の経験を有する指定小規模多機能型 居宅介護事業者または指定看護小規模多機能型居宅介護事業者に より設置される当該指定小規模多機能型居宅介護事業所以外の指 定小規模多機能型居宅介護事業所または指定看護小規模多機能型 居宅介護事業所であって当該指定小規模多機能型居宅介護事業所 に対して指定小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うも のとの密接な連携の下に運営されるものをいう。)、サテライト 型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(利用者またはその家 族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時 対応し、利用者に対し適切な看護サービスを提供できる体制にあ

をいう。) もしくは共生型自立訓練(生活訓練) (別表第8第2 項第1号に規定する共生型自立訓練(生活訓練)をいう。)また は共生型児童発達支援(指定通所支援基準条例別表第1第2項第 1号に規定する共生型児童発達支援をいう。) もしくは共生型放 課後等デイサービス(指定通所支援基準条例別表第3第2項第1 号に規定する共生型放課後等デイサービスをいう。) (以下これ らを「共生型通いサービス」という。) を利用するために当該指 定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者および 障害児の数とを合計した数の上限をいう。以下この号、別表第7 第2項第4号および別表第8第2項第3号において同じ。)は、2 9人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定小規 模多機能型居宅介護事業所であって、介護保険法第41条第1項に 規定する指定居宅サービスの事業その他の保健医療または福祉に 関する事業について3年以上の経験を有する指定小規模多機能型 居宅介護事業者または指定看護小規模多機能型居宅介護事業者に より設置される当該指定小規模多機能型居宅介護事業所以外の指 定小規模多機能型居宅介護事業所または指定看護小規模多機能型 居宅介護事業所であって当該指定小規模多機能型居宅介護事業所 に対して指定小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うも のとの密接な連携の下に運営されるものをいう。)、サテライト 型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(利用者またはその家 族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時 対応し、利用者に対し適切な看護サービスを提供できる体制にあ

る指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であって、同項に規定 する指定居宅サービスの事業その他の保健医療または福祉に関す る事業について3年以上の経験を有する指定看護小規模多機能型 居宅介護事業者により設置される当該指定看護小規模多機能型居 宅介護事業所以外の指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であ って当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定看 護小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うものとの密接 な連携の下に運営され、利用者に対し適切な看護サービスを提供 できる体制にあるものをいう。)またはサテライト型指定介護予 防小規模多機能型居宅介護事業所(指定介護予防小規模多機能型 居宅介護事業所であって、同項に規定する指定居宅サービスの事 業その他の保健医療または福祉に関する事業について3年以上の 経験を有する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者または 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者により設置される当該指 定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定介護予防小 規模多機能型居宅介護事業所または指定看護小規模多機能型居宅 介護事業所であって当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事 業所に対して指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に係る 支援を行うものとの密接な連携の下に運営されるものをいう。) (以下これらを「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業 所等」という。)にあっては、18人)以下とすること。

イ 指定小規模多機能型居宅介護事業所等において提供される指定 小規模多機能型居宅介護、指定看護小規模多機能型居宅介護また

る指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であって、同項に規定 する指定居宅サービスの事業その他の保健医療または福祉に関す る事業について3年以上の経験を有する指定看護小規模多機能型 居宅介護事業者により設置される当該指定看護小規模多機能型居 宅介護事業所以外の指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であ って当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定看 護小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うものとの密接 な連携の下に運営され、利用者に対し適切な看護サービスを提供 できる体制にあるものをいう。)またはサテライト型指定介護予 防小規模多機能型居宅介護事業所(指定介護予防小規模多機能型 居宅介護事業所であって、同項に規定する指定居宅サービスの事 業その他の保健医療または福祉に関する事業について3年以上の 経験を有する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者または 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者により設置される当該指 定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定介護予防小 規模多機能型居宅介護事業所または指定看護小規模多機能型居宅 介護事業所であって当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事 業所に対して指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に係る 支援を行うものとの密接な連携の下に運営されるものをいう。) (以下これらを「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業

所等」という。) にあっては、18人) 以下とすること。

イ 指定小規模多機能型居宅介護事業所等において提供される指定 小規模多機能型居宅介護、指定看護小規模多機能型居宅介護また は指定介護予防小規模多機能型居宅介護(以下これらを「指定小規模多機能型居宅介護等」という。)のうち通いサービス(登録者を指定小規模多機能型居宅介護事業所等に通わせて行う介護保険法第8条第19項に規定する小規模多機能型居宅介護、指定看護小規模多機能型居宅介護または指定介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。)の利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数と共生型通いサービスを受ける障害者および障害児の数とを合計した数の1日当たりの上限をいう。以下この号、別表第7第2項第3号および別表第8第2項第3号において同じ。)を登録定員の2分の1に相当する数から15人(登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては次の表の左欄に掲げる登録定員の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては12人)までの範囲内とすること。

省略

ウ~オ 省略

3 省略

別表第4(第4条関係)

短期入所の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準

1 指定短期入所の事業

(1)~(4) 省略

は指定介護予防小規模多機能型居宅介護(以下これらを「指定小規模多機能型居宅介護等」という。)のうち通いサービス(登録者を指定小規模多機能型居宅介護事業所等に通わせて行う介護保険法第8条第19項に規定する小規模多機能型居宅介護、指定看護小規模多機能型居宅介護または指定介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。)の利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数と共生型通いサービスを受ける障害者および障害児の数とを合計した数の1日当たりの上限をいう。以下この号、別表第7第2項第4号および別表第8第2項第3号において同じ。)を登録定員の2分の1に相当する数から15人(登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては次の表の左欄に掲げる登録定員の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては12人)までの範囲内とすること。

省略

ウ~オ 省略

3 省略

別表第4(第4条関係)

短期入所の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準

1 指定短期入所の事業

(1)~(4) 省略

(5) 指定短期入所事業者は、次に掲げるところにより、指定短期入所を提供すること。

ア 省略

(新設)

<u>イ</u>~オ 省略

- (6) 省略
- (7) 別表第1第1項第4号(キ(イ)から(オ)まで、(キ)および (ク)を除く。)、第5号(ウを除く。)、第6号工(キ)から(ケ) まで、第7号(イ(エ)を除く。)、第8号、第9号エおよび第10 号から第17号まで、別表第2第5項第1号、第6項第4号イ、第8 項第1号、第9項(第3号および第4号を除く。)ならびに第10項 ならびに別表第3第1項第7号(ウを除く。)および第8号アの規 定は、指定短期入所の事業について準用する。この場合において、 別表第1第1項第4号ア中「第7号ア」とあるのは「別表第4第1 項第7号において準用する第7号ア」と、同項第5号イ中「ウ(ア) から(ウ)まで」とあるのは「別表第4第1項第7号において準用 する別表第2第5項第1号アからウまで」と、同項第7号イ中「事 項を」とあるのは「事項ならびに利用定員、サービスの利用に当た っての留意事項および非常災害対策を」と、同項第17号ア中「第4 号オおよびキ(イ)ならびに」とあるのは「別表第4第1項第4号 エならびに同項第7号において準用する第4号オおよび」と、別表 第2第5項第1号ウ中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用なら

(5) 指定短期入所事業者は、次に掲げるところにより、指定短期入所を提供すること。

ア 省略

イ 利用者が自立した日常生活または社会生活を営むことができる よう、利用者の意思決定の支援に配慮すること。

ウ~カ 省略

- (6) 省略
- (7) 別表第1第1項第4号(キ(イ)から(オ)まで、(キ)および (ク)を除く。)、第5号(ウを除く。)、第6号オ(ク)から(コ) まで、第7号(イ(エ)を除く。)、第8号、第9号エおよび第10 号から第17号まで、別表第2第5項第1号、第6項第4号イ、第8 項第1号、第9項(第3号および第4号を除く。)ならびに第10項 ならびに別表第3第1項第7号(ウを除く。)および第8号アの規 定は、指定短期入所の事業について準用する。この場合において、 別表第1第1項第4号ア中「第7号ア」とあるのは「別表第4第1 項第7号において準用する第7号ア」と、同項第5号イ中「ウ(ア) から(ウ)まで」とあるのは「別表第4第1項第7号において準用 する別表第2第5項第1号アからウまで」と、同項第7号イ中「事 項を」とあるのは「事項ならびに利用定員、サービスの利用に当た っての留意事項および非常災害対策を」と、同項第17号ア中「第4 号オおよびキ(イ)ならびに」とあるのは「別表第4第1項第4号 エならびに同項第7号において準用する第4号オおよび」と、別表 第2第5項第1号ウ中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用なら

びに食事の提供に要する費用および光熱水費」と、「できる」とあるのは「できる。この場合において、食事の提供に要する費用および光熱水費については、別にこども家庭庁長官および厚生労働大臣の定めるところによる」と、別表第3第1項第8号ア中「第34条の9第1項第11号」とあるのは「第34条の11第1項第12号」と読み替えるものとする。

2 共生型短期入所の事業

(1) 別表第1第1項第3号オからケまで、第4号(キ(イ)から(オ) まで、(キ)および(ク)を除く。)、第5号(ウを除く。)、第 6号工(キ)から(ケ)まで、第7号(イ(エ)を除く。)、第8 号、第9号エおよび第10号から第17号まで、別表第2第3項第1号 (同号に規定する管理者に係る部分に限る。)、第5項第1号、第 6項第4号イ、第8項第1号、第9項(第3号および第4号を除く。) ならびに第10項、別表第3第1項第7号(ウを除く。)ならびに第 8号アならびに前項(第2号、第3号および第7号を除く。)の規 定は、短期入所に係る共生型障害福祉サービス(以下この項におい て「共生型短期入所」という。) の事業について準用する。この場 合において、別表第1第1項第4号ア中「第7号ア」とあるのは「別 表第4第2項第1号において準用する第7号ア」と、同項第5号イ 中「ウ(ア)から(ウ)まで」とあるのは「別表第4第2項第1号 において準用する別表第2第5項第1号アからウまで」と、同項第 7号イ中「事項を」とあるのは「事項ならびに利用定員、サービス の利用に当たっての留意事項および非常災害対策を」と、同項第17

びに食事の提供に要する費用および光熱水費」と、「できる」とあるのは「できる。この場合において、食事の提供に要する費用および光熱水費については、別にこども家庭庁長官および厚生労働大臣の定めるところによる」と、別表第3第1項第8号ア中「第34条の9第1項第11号」とあるのは「第34条の11第1項第12号」と読み替えるものとする。

2 共生型短期入所の事業

(1) 別表第1第1項第3号オからケまで、第4号(キ(イ)から(オ) まで、(キ)および(ク)を除く。)、第5号(ウを除く。)、第 6号オ(ク)から(コ)まで、第7号(イ(エ)を除く。)、第8 号、第9号エおよび第10号から第17号まで、別表第2第3項第1号 (同号に規定する管理者に係る部分に限る。)、第5項第1号、第 6項第4号イ、第8項第1号、第9項(第3号および第4号を除く。) ならびに第10項、別表第3第1項第7号(ウを除く。)ならびに第 8号アならびに前項(第2号、第3号および第7号を除く。)の規 定は、短期入所に係る共生型障害福祉サービス(以下この項におい て「共生型短期入所」という。) の事業について準用する。この場 合において、別表第1第1項第4号ア中「第7号ア」とあるのは「別 表第4第2項第1号において準用する第7号ア」と、同項第5号イ 中「ウ(ア)から(ウ)まで」とあるのは「別表第4第2項第1号 において準用する別表第2第5項第1号アからウまで」と、同項第 7号イ中「事項を」とあるのは「事項ならびに利用定員、サービス の利用に当たっての留意事項および非常災害対策を」と、同項第17

号ア中「第4号オおよびキ(イ)ならびにイ」とあるのは「別表第4第2項第1号において準用する第4号オおよびイならびに同表第1項第4号エ」と、別表第2第5項第1号ウ中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用ならびに食事の提供に要する費用および光熱水費」と、「できる」とあるのは「できる。この場合において、食事の提供に要する費用および光熱水費については、別にこども家庭庁長官および厚生労働大臣の定めるところによる」と、別表第3第1項第8号ア中「第34条の9第1項第11号」とあるのは「第34条の11第1項第12号」と読み替えるものとする。

(2) • (3) 省略

3 省略

別表第5 (第4条関係)

重度障害者等包括支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準

- 1~5 省略
- 6 重度障害者等包括支援計画等
- (1) サービス提供責任者は、次に掲げるところにより、重度障害者等 包括支援において提供する障害福祉サービスの内容等を記載した重 度障害者等包括支援計画の作成等を行うこと。

ア 省略

イ 重度障害者等包括支援計画を作成したときは、利用者およびその同居の家族にその内容を説明するとともに、当該重度障害者等 包括支援計画を交付すること。 号ア中「第4号オおよびキ(イ)ならびにイ」とあるのは「別表第4第2項第1号において準用する第4号オおよびイならびに同表第1項第4号エ」と、別表第2第5項第1号ウ中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用ならびに食事の提供に要する費用および光熱水費」と、「できる」とあるのは「できる。この場合において、食事の提供に要する費用および光熱水費については、別にこども家庭庁長官および厚生労働大臣の定めるところによる」と、別表第3第1項第8号ア中「第34条の9第1項第11号」とあるのは「第34条の11第1項第12号」と読み替えるものとする。

(2) • (3) 省略

3 省略

別表第5 (第4条関係)

重度障害者等包括支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準

1~5 省略

- 6 重度障害者等包括支援計画等
- (1) サービス提供責任者は、次に掲げるところにより、重度障害者等 包括支援において提供する障害福祉サービスの内容等を記載した重 度障害者等包括支援計画の作成等を行うこと。

ア省略

イ 重度障害者等包括支援計画を作成したときは、利用者およびその同居の家族にその内容を説明するとともに、当該重度障害者等 包括支援計画を利用者およびその同居の家族ならびに指定特定相 ウ・エ 省略

(2) 指定重度障害者等包括支援事業者は、次に掲げるところにより、 重度障害者等包括支援計画に基づき、指定重度障害者等包括支援を 提供すること。

ア・イ 省略

(新設)

ウ・エ 省略

7 別表第1第1項第2号、第4号(キ(ク)を除く。)、第5号(エを除く。)、第6号エ(キ)から(ケ)までおよび第7号(イ(イ)を除く。)から第17号までの規定は、指定重度障害者等包括支援の事業について準用する。この場合において、別表第1第1項第4号ア中「第7号ア」とあるのは「別表第5第7項において準用する第7号ア」と、同号キ(コ)中「その都度、当該」とあるのは「当該」と、同項第7号イ中「事項を」とあるのは「事項ならびに事業の主たる対象とする利用者および指定重度障害者等包括支援を提供できる利用者の数を」と、同号イ(エ)中「指定居宅介護を提供する日および時間ならびに通常」とあるのは「通常」と、同項第17号ア中「第4号オ」とあるのは「別表第5第7項において準用する第4号オ」と読み替えるものとする。

別表第6 省略

別表第7(第4条関係)

談支援事業者等に交付すること。

ウ・エ 省略

(2) 指定重度障害者等包括支援事業者は、次に掲げるところにより、 重度障害者等包括支援計画に基づき、指定重度障害者等包括支援を 提供すること。

ア・イ 省略

ウ 利用者が自立した日常生活または社会生活を営むことができる よう、利用者の意思決定の支援に配慮すること。

エ・オ 省略

7 別表第1第1項第2号、第4号(キ(ク)を除く。)、第5号(エを除く。)、第6号エおよびオ(ク)から(コ)までならびに第7号(イ(イ)を除く。)から第17号までの規定は、指定重度障害者等包括支援の事業について準用する。この場合において、別表第1第1項第4号ア中「第7号ア」とあるのは「別表第5第7項において準用する第7号ア」と、同号キ(コ)中「その都度、当該」とあるのは「当該」と、同項第7号イ中「事項を」とあるのは「事項ならびに事業の主たる対象とする利用者および指定重度障害者等包括支援を提供できる利用者の数を」と、同号イ(エ)中「指定居宅介護を提供する日および時間ならびに通常」とあるのは「通常」と、同項第17号ア中「第4号オ」とあるのは「別表第5第7項において準用する第4号オ」と読み替えるものとする。

別表第6 省略

別表第7(第4条関係)

自立訓練(機能訓練)の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準

- 1 指定自立訓練(機能訓練)の事業
 - (1) 省略
 - (2) 従業者
 - ア 指定自立訓練(機能訓練)事業者は、当該指定自立訓練(機能訓練)の事業を行う事業所(以下「指定自立訓練(機能訓練)事業所」という。)ごとに、指定自立訓練(機能訓練)事業所の管理者、看護職員、理学療法士または作業療法士、生活支援員およびサービス管理責任者を置くこと。ただし、理学療法士または作業療法士を確保することが困難な場合は、これらの者に代えて、利用者に対して日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。
 - イ 看護職員、<u>理学療法士または作業療法士</u>(アただし書の規定により置かれる機能訓練指導員を含む。エにおいて同じ。)および 生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を6で除して 得た数以上とすること。
 - ウ省略
 - エ 理学療法士または作業療法士の数は、1人以上とすること。

オ~ク 省略

- (3) (4) 省略
- (5) 別表第1第1項第4号(キ(ク)を除く。)、第5号(ウを除く。)、

自立訓練(機能訓練)の事業の従業者ならびに設備および運営に関 する基準

- 1 指定自立訓練(機能訓練)の事業
 - (1) 省略
 - (2) 従業者
 - ア 指定自立訓練(機能訓練)事業者は、当該指定自立訓練(機能訓練)の事業を行う事業所(以下「指定自立訓練(機能訓練)事業所」という。)ごとに、指定自立訓練(機能訓練)事業所の管理者、看護職員、理学療法士等、生活支援員およびサービス管理責任者を置くこと。ただし、理学療法士等を確保することが困難な場合は、これらの者に代えて、利用者に対して日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。
 - イ 看護職員、<u>理学療法士等</u>(アただし書の規定により置かれる機能訓練指導員を含む。エにおいて同じ。) および生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を6で除して得た数以上とすること。
 - ウ 省略
 - エ 理学療法士等の数は、1人以上とすること。

オ~ク 省略

- (3) (4) 省略
- (5) 別表第1第1項第4号(キ(ク)を除く。)、第5号(ウを除く。)、

第6号エ(キ)から(ケ)まで、第7号、第8号、第9号エ、第10 号、第12号から第16号(イを除く。)までおよび第17号、別表第2 第4項第1号、第5項第1号、第6項(第5号を除く。)、第8項 第1号、第9項(第3号および第4号を除く。)、第10項、第11項 および第12項第1号ならびに別表第3第1項第2号、第5号ウおよ びエ、第6号、第7号(ウを除く。)ならびに第8号アの規定は、 指定自立訓練(機能訓練)の事業について準用する。この場合にお いて、別表第1第1項第4号ア中「第7号ア」とあるのは「別表第 7第1項第5号において準用する第7号ア」と、同項第5号イ中「ウ (ア)から(ウ)まで」とあるのは「別表第7第1項第5号におい て準用する別表第2第5項第1号アからウまで」と、同項第7号イ 中「事項を」とあるのは「事項ならびに利用定員、サービスの利用 に当たっての留意事項および非常災害対策を」と、同項第17号ア中 「第4号オ」とあるのは「別表第7第1項第5号において準用する |第4号オ||と、別表第2第5項第1号ウ中「掲げる費用」とあるの は「掲げる費用および食事の提供に要する費用」と、「できる」と あるのは「できる。この場合において、食事の提供に要する費用に ついては、別に厚生労働大臣の定めるところによる」と、同表第6 項第1号、第2号および第4号中「療養介護計画」とあるのは「自 立訓練(機能訓練)計画」と、同項第2号コ中「6月」とあるのは 「3月」と、同表第11項第2号ア中「療養介護計画」とあるのは「自 立訓練(機能訓練)計画」と、同号イ中「第4項第3号」とあるの は「別表第7第1項第5号」と、同号ウ中「第6項第5号」とある

第6号オ(ク)から(コ)まで、第7号、第8号、第9号工、第10 号、第12号から第16号(イを除く。)までおよび第17号、別表第2 第4項第1号、第5項第1号、第6項(第5号を除く。)、第8項 第1号、第9項(第3号および第4号を除く。)、第10項、第11項 および第12項第1号ならびに別表第3第1項第2号、第5号ウおよ びエ、第6号、第7号(ウを除く。)ならびに第8号アの規定は、 指定自立訓練(機能訓練)の事業について準用する。この場合にお いて、別表第1第1項第4号ア中「第7号ア」とあるのは「別表第 7第1項第5号において準用する第7号ア」と、同項第5号イ中「ウ (ア)から(ウ)まで」とあるのは「別表第7第1項第5号におい て準用する別表第2第5項第1号アからウまで」と、同項第7号イ 中「事項を」とあるのは「事項ならびに利用定員、サービスの利用 に当たっての留意事項および非常災害対策を」と、同項第17号ア中 「第4号オ」とあるのは「別表第7第1項第5号において準用する 第4号オ」と、別表第2第5項第1号ウ中「掲げる費用」とあるの は「掲げる費用および食事の提供に要する費用」と、「できる」と あるのは「できる。この場合において、食事の提供に要する費用に ついては、別に厚生労働大臣の定めるところによる」と、同表第6 項第1号、第2号および第4号中「療養介護計画」とあるのは「自 立訓練(機能訓練)計画」と、同項第2号サ中「6月」とあるのは 「3月」と、同表第11項第2号ア中「療養介護計画」とあるのは「自 立訓練(機能訓練)計画」と、同号イ中「第4項第3号」とあるの は「別表第7第1項第5号」と、同号ウ中「第6項第5号」とある

のは「別表第7第1項第5号」と、同号エ中「次項第1号」とあるのは「別表第7第1項第5号において準用する次項第1号」と、同号オおよびカ中「第13項」とあるのは「別表第7第1項第5号」と、別表第3第1項第8号ア中「第34条の9第1項第11号」とあるのは「第34条の14第1項第11号」と読み替えるものとする。

- 2 共生型自立訓練(機能訓練)の事業
- (1) 別表第1第1項第3号カからケまで、第4号(キ(ク)を除く。)、 第5号(ウを除く。)、第6号エ(キ)から(ケ)まで、第7号、 第8号、第9号エ、第10号、第12号から第16号(イを除く。)まで および第17号、別表第2第3項第1号(同号に規定する管理者に係 る部分に限る。)、第4項第1号、第5項第1号、第6項(第5号 を除く。)、第8項第1号、第9項(第3号および第4号を除く。)、 第10項、第11項および第12項第1号、別表第3第1項第2号、第3 号ク、第5号ウおよびエ、第6号、第7号(ウを除く。)ならびに 第8号アならびに前項(第2号および第5号を除く。)の規定は、 自立訓練(機能訓練)に係る共生型障害福祉サービス(以下この項 において「共生型自立訓練(機能訓練)」という。) の事業につい て準用する。この場合において、別表第1第1項第4号ア中「第7 号ア」とあるのは「別表第7第2項第1号において準用する第7号 ア」と、同項第5号イ中「ウ(ア)から(ウ)まで」とあるのは「別 表第7第2項第1号において準用する別表第2第5項第1号アから ウまで」と、同項第7号イ中「事項を」とあるのは「事項ならびに 利用定員、サービスの利用に当たっての留意事項および非常災害対

のは「別表第7第1項第5号」と、同号エ中「次項第1号」とあるのは「別表第7第1項第5号において準用する次項第1号」と、同号オおよびカ中「第13項」とあるのは「別表第7第1項第5号」と、別表第3第1項第8号ア中「第34条の9第1項第11号」とあるのは「第34条の14第1項第11号」と読み替えるものとする。

- 2 共生型自立訓練(機能訓練)の事業
 - (1) 別表第1第1項第3号カからケまで、第4号(キ(ク)を除く。)、 第5号(ウを除く。)、第6号オ(ク)から(コ)まで、第7号、 第8号、第9号工、第10号、第12号から第16号(イを除く。)まで および第17号、別表第2第3項第1号(同号に規定する管理者に係 る部分に限る。)、第4項第1号、第5項第1号、第6項(第5号 を除く。)、第8項第1号、第9項(第3号および第4号を除く。)、 第10項、第11項および第12項第1号、別表第3第1項第2号、第3 号ク、第5号ウおよびエ、第6号、第7号(ウを除く。)ならびに 第8号アならびに前項(第2号および第5号を除く。)の規定は、 自立訓練(機能訓練)に係る共生型障害福祉サービス(以下この項 において「共生型自立訓練(機能訓練)」という。)の事業につい て準用する。この場合において、別表第1第1項第4号ア中「第7 号ア」とあるのは「別表第7第2項第1号において準用する第7号 ア」と、同項第5号イ中「ウ(ア)から(ウ)まで」とあるのは「別 表第7第2項第1号において準用する別表第2第5項第1号アから ウまで」と、同項第7号イ中「事項を」とあるのは「事項ならびに 利用定員、サービスの利用に当たっての留意事項および非常災害対

策を」と、同項第17号ア中「第4号オ」とあるのは「別表第7第2 項第1号において準用する第4号オ」と、別表第2第5項第1号中 「支給決定障害者」とあるのは「支給決定障害者等」と、同号ウ中 「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用および食事の提供に要する 費用」と、「できる」とあるのは「できる。この場合において、食 事の提供に要する費用については、別に厚生労働大臣の定めるとこ ろによる」と、同表第6項第1号、第2号および第4号中「療養介 護計画」とあるのは「自立訓練(機能訓練)計画」と、同項第2号 コ中「6月」とあるのは「3月」と、同表第11項第2号ア中「療養 介護計画」とあるのは「自立訓練(機能訓練)計画」と、同号イ中 「第4項第3号」とあるのは「別表第7第2項第1号」と、同号ウ 中「第6項第5号」とあるのは「別表第7第2項第1号」と、同号 エ中「次項第1号」とあるのは「別表第7第2項第1号において準 用する次項第1号」と、同号オおよびカ中「第13項」とあるのは「別 表第7第2項第1号」と、別表第3第1項第8号ア中「第34条の9 第1項第11号 とあるのは「第34条の14第1項第11号」と読み替え るものとする。

(2) 省略 (新設)

策を」と、同項第17号ア中「第4号オ」とあるのは「別表第7第2 項第1号において準用する第4号オ」と、別表第2第5項第1号中 「支給決定障害者」とあるのは「支給決定障害者等」と、同号ウ中 「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用および食事の提供に要する 費用」と、「できる」とあるのは「できる。この場合において、食 事の提供に要する費用については、別に厚生労働大臣の定めるとこ ろによる」と、同表第6項第1号、第2号および第4号中「療養介 護計画」とあるのは「自立訓練(機能訓練)計画」と、同項第2号 サ中「6月」とあるのは「3月」と、同表第11項第2号ア中「療養 介護計画」とあるのは「自立訓練(機能訓練)計画」と、同号イ中 「第4項第3号」とあるのは「別表第7第2項第1号」と、同号ウ 中「第6項第5号」とあるのは「別表第7第2項第1号」と、同号 エ中「次項第1号」とあるのは「別表第7第2項第1号において準 用する次項第1号」と、同号オおよびカ中「第13項」とあるのは「別 表第7第2項第1号 と、別表第3第1項第8号ア中「第34条の9 第1項第11号 | とあるのは「第34条の14第1項第11号 | と読み替え るものとする。

- (2) 省略
- 3) 指定通所リハビリテーション事業者(指定居宅サービス基準条例 別表第7第1項に規定する指定通所リハビリテーション事業者をい う。以下同じ。)が共生型自立訓練(機能訓練)の事業を行う場合に おいて当該事業に関して満たすべき基準は、第1号に定めるもののほ か、次のアからウまでに定めるところによること。

ア 指定通所リハビリテーション事業所(指定居宅サービス基準条例 別表第7第2項第1号に規定する指定通所リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。)の専用の部屋等の面積(当該指定通所リハビリテーション事業所が介護老人保健施設(介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設をいう。)または介護医療院(同条第29項に規定する介護医療院をいう。)である場合にあっては、当該専用の部屋等の面積に利用者用に確保されている食堂(リハビリテーションに供用されるものに限る。)の面積を加えるものとする。第3項第3号アにおいて同じ。)は、3平方メートルに指定通所リハビリテーション(同表第1項に規定する指定通所リハビリテーションをいう。以下同じ。)の利用者の数と共生型自立訓練(機能訓練)を受ける利用者の数とを合計した数を乗じて得た面積以上とすること。

- イ 指定通所リハビリテーション事業所の従業者の数は、当該指定通 所リハビリテーション事業所において提供される指定通所リハビ リテーションの利用者の数を、指定通所リハビリテーションの利用 者の数と共生型自立訓練(機能訓練)を受ける利用者の数とを合計 した数であるとした場合における当該指定通所リハビリテーショ ン事業所として必要な数以上とすること。
- ウ 共生型自立訓練(機能訓練)を受ける利用者に対してサービスを 適切に提供するため、指定自立訓練(機能訓練)事業所等から必要 な技術的支援を受けることができること。

(4) 省略

(3) 省略

- 3 基準該当自立訓練(機能訓練)の事業
- (1) 自立訓練(機能訓練)に係る基準該当障害福祉サービス(別表第 14第1項に規定する特定基準該当自立訓練(機能訓練)を除く。以下「基準該当自立訓練(機能訓練)」という。)の事業を行う者(以下「基準該当自立訓練(機能訓練)事業者」という。)が当該事業に関して満たすべき基準については、別表第3第3項第1号の規定を準用する。この場合において、同号ア中「生活介護」とあるのは「自立訓練(機能訓練)」と、同号エ中「指定生活介護事業所等」とあるのは「指定自立訓練(機能訓練)事業所等」と読み替えるものとする。

(新設)

(新設)

(新設)

- 3 基準該当自立訓練(機能訓練)の事業
- (1) 自立訓練(機能訓練)に係る基準該当障害福祉サービス(<u>第3号</u> <u>に規定する病院等基準該当自立訓練(機能訓練)および</u>別表第14第 1項に規定する特定基準該当自立訓練(機能訓練)を除く。以下「基 準該当自立訓練(機能訓練)」という。)の事業を行う者(以下「基 準該当自立訓練(機能訓練)事業者」という。)が当該事業に関し て満たすべき基準は、次に掲げるとおりとする。

- ア 指定通所介護事業者等または指定通所リハビリテーション事業者であって、地域において自立訓練(機能訓練)が提供されていないことその他の事由により自立訓練(機能訓練)を受けることが困難な障害者に対して指定通所介護等または指定通所リハビリテーションを提供するものであること。
- イ 指定通所介護事業所等の食堂および機能訓練室または指定通所 リハビリテーション事業所の専用の部屋等の床面積の合計は、3 平方メートルに指定通所介護等または指定通所リハビリテーショ ンの利用者の数と基準該当自立訓練(機能訓練)の利用者の数と を合計した数を乗じて得た面積以上とすること。
- ウ 従業者の数は、指定通所介護等または指定通所リハビリテーションの利用者の数と基準該当自立訓練(機能訓練)の利用者の数とを合計した数を、指定通所介護事業所等または指定通所リハビ

(新設)

(2) 省略 (新設)

リテーション事業所において提供される指定通所介護等または指定通所リハビリテーションの利用者の数とみなした場合における 当該指定通所介護事業所等または当該指定通所リハビリテーション事業所として必要な数以上とすること。

- 工 基準該当自立訓練 (機能訓練) を受ける利用者にサービスを適切に提供するため、指定自立訓練 (機能訓練) 事業所等から必要な技術的支援を受けることができること。
- (2) 省略
- (3) 地域において自立訓練(機能訓練)が提供されていないことその他の事由により自立訓練(機能訓練)を受けることが困難な障害者に対して病院または診療所(以下「病院等基準該当自立訓練(機能訓練)事業者」という。)が行う自立訓練(機能訓練)に係る基準該当障害福祉サービス(以下この号において「病院等基準該当自立訓練(機能訓練)」という。)に関して病院等基準該当自立訓練(機能訓練)事業者が満たすべき基準は、次に掲げるとおりとする。
- ア 病院等基準該当自立訓練(機能訓練)を行う事業所(イにおいて「病院等基準該当自立訓練(機能訓練)事業所」という。)の専用の部屋等の面積は、3平方メートルに病院等基準該当自立訓練(機能訓練)を受ける利用者の数を乗じて得た面積以上とすること。
- イ 病院等基準該当自立訓練(機能訓練)事業所ごとに、管理者を 配置するとともに、次の(ア)または(イ)に掲げる利用者の数の区分 に応じ、専ら当該病院等基準該当自立訓練(機能訓練)の提供に 当たる理学療法士等、看護職員または介護職員を当該(ア)または

(3) 前2号に定めるもののほか、基準該当自立訓練(機能訓練)の事業については、別表第1第1項第17号イおよび別表第2第5項第1号(アを除く。)の規定を準用する。この場合において、同号ウ中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用および食事の提供に要する費用」と、「できる」とあるのは「できる。この場合において、食事の提供に要する費用については、別に厚生労働大臣の定めるところによる」と読み替えるものとする。

別表第8 (第4条関係)

自立訓練(生活訓練)の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準

- 1 指定自立訓練(生活訓練)の事業
 - (1)~(4) 省略
 - (5) 別表第1第1項第4号(キ(ク)および(コ)を除く。)、<u>第6</u> <u>号エ(キ)から(ケ)</u>まで、第7号、第8号、第9号エ、第10号、 第12号から第16号(アに限る。)までおよび第17号、別表第2第4 項第1号、第6項(第5号を除く。)、第8項第1号、第9項(第 3号および第4号を除く。)、第10項、第11項および第12項第1号、

- (イ)に定める数以上配置していること。
- (ア) 10人以下 1人
- (イ)11人以上 利用者の数を10で除して得た数
- ウ 病院等基準該当自立訓練(機能訓練)を受ける利用者に対して サービスを適切に提供するため、指定自立訓練(機能訓練)事業所 等から必要な技術的支援を受けることができること。
- (4) 前3号に定めるもののほか、基準該当自立訓練(機能訓練)の事業については、別表第1第1項第17号イおよび別表第2第5項第1号(アを除く。)の規定を準用する。この場合において、同号ウ中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用および食事の提供に要する費用」と、「できる」とあるのは「できる。この場合において、食事の提供に要する費用については、別に厚生労働大臣の定めるところによる」と読み替えるものとする。

別表第8 (第4条関係)

自立訓練(生活訓練)の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準

- 1 指定自立訓練(生活訓練)の事業
 - (1)~(4) 省略
 - (5) 別表第1第1項第4号(キ(ク)および(コ)を除く。)、<u>第6</u> 号オ(ク)から(コ)まで、第7号、第8号、第9号エ、第10号、第12号から第16号(アに限る。)までおよび第17号、別表第2第4 項第1号、第6項(第5号を除く。)、第8項第1号、第9項(第3号および第4号を除く。)、第10項、第11項および第12項第1号、

別表第3第1項第5号ウおよび工、第6号、第7号(ウを除く。) ならびに第8号アならびに別表第7第1項第3号および第4号の規 定は、指定自立訓練(生活訓練)の事業について準用する。この場 合において、別表第1第1項第4号ア中「第7号ア」とあるのは「別 表第8第1項第5号において準用する第7号ア」と、同項第7号イ 中「事項を」とあるのは「事項ならびに利用定員、サービスの利用 に当たっての留意事項および非常災害対策を」と、同項第17号ア中 「第4号オ」とあるのは「別表第8第1項第5号において準用する 第4号オ」と、別表第2第6項第1号、第2号および第4号中「療 養介護計画」とあるのは「自立訓練(生活訓練)計画」と、同項第 2号コ中「6月」とあるのは「3月」と、同表第11項第2号ア中「療 養介護計画」とあるのは「自立訓練(生活訓練)計画」と、同号イ 中「第4項第3号」とあるのは「別表第8第1項第5号」と、同号 ウ中「第6項第5号」とあるのは「別表第8第1項第5号」と、同 号工中「次項第1号」とあるのは「別表第8第1項第5号において 準用する次項第1号」と、同号オおよびカ中「第13項」とあるのは 「別表第8第1項第5号」と、別表第3第1項第8号ア中「第34条 の9第1項第11号 | とあるのは「第34条の15第1項第11号 | と読み 替えるものとする。

- 2 共生型自立訓練(生活訓練)の事業
- (1) 別表第1第1項第3号カからケまで、第4号(キ(ク)および(コ)を除く。)、<u>第6号エ(キ)から(ケ)</u>まで、第7号、第8号、第9号エ、第10号、第12号から第16号(アに限る。)までおよび第17

別表第3第1項第5号ウおよび工、第6号、第7号(ウを除く。) ならびに第8号アならびに別表第7第1項第3号および第4号の規 定は、指定自立訓練(生活訓練)の事業について準用する。この場 合において、別表第1第1項第4号ア中「第7号ア」とあるのは「別 表第8第1項第5号において準用する第7号ア」と、同項第7号イ 中「事項を」とあるのは「事項ならびに利用定員、サービスの利用 に当たっての留意事項および非常災害対策を」と、同項第17号ア中 「第4号オ」とあるのは「別表第8第1項第5号において準用する 第4号オ」と、別表第2第6項第1号、第2号および第4号中「療 養介護計画」とあるのは「自立訓練(生活訓練)計画」と、同項第 2号サ中「6月」とあるのは「3月」と、同表第11項第2号ア中「療 養介護計画」とあるのは「自立訓練(生活訓練)計画」と、同号イ 中「第4項第3号」とあるのは「別表第8第1項第5号」と、同号 ウ中「第6項第5号」とあるのは「別表第8第1項第5号」と、同 号工中「次項第1号」とあるのは「別表第8第1項第5号において 準用する次項第1号」と、同号オおよびカ中「第13項」とあるのは。 「別表第8第1項第5号」と、別表第3第1項第8号ア中「第34条 の9第1項第11号 | とあるのは「第34条の15第1項第11号 | と読み 替えるものとする。

- 2 共生型自立訓練(生活訓練)の事業
 - (1) 別表第1第1項第3号カからケまで、第4号(キ(ク)および(コ)を除く。)、<u>第6号オ(ク)から(コ)</u>まで、第7号、第8号、第9号エ、第10号、第12号から第16号(アに限る。)までおよび第17

号、別表第2第3項第1号(同号に規定する管理者に係る部分に限 る。)、第4項第1号、第6項(第5号を除く。)、第8項第1号、 第9項(第3号および第4号を除く。)、第10項、第11項および第1 2項第1号、別表第3第1項第3号ク、第5号ウおよび工、第6号、 第7号(ウを除く。)ならびに第8号ア、別表第7第1項第3号お よび第4号ならびに前項(第2号、第3号および第5号を除く。) の規定は、自立訓練(生活訓練)に係る共生型障害福祉サービス(以 下この項において「共生型自立訓練(生活訓練)」という。)の事 業について準用する。この場合において、別表第1第1項第4号ア 中「第7号ア」とあるのは「別表第8第2項第1号において準用す る第7号ア」と、同項第7号イ中「事項を」とあるのは「事項なら びに利用定員、サービスの利用に当たっての留意事項および非常災 害対策を」と、同項第17号ア中「第4号オ」とあるのは「別表第8 第2項第1号において準用する第4号オ」と、別表第2第6項第1 号、第2号および第4号中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練 (生活訓練)計画」と、同項第2号コ中「6月」とあるのは「3月」 と、同表第11項第2号ア中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練 (生活訓練) 計画」と、同号イ中「第4項第3号」とあるのは「別 表第8第2項第1号」と、同号ウ中「第6項第5号」とあるのは「別 表第8第2項第1号」と、同号エ中「次項第1号」とあるのは「別 表第8第2項第1号において準用する次項第1号」と、同号オおよ びカ中「第13項」とあるのは「別表第8第2項第1号」と、別表第 3 第 1 項第 8 号ア中「第34条の 9 第 1 項第11号」とあるのは「第34

号、別表第2第3項第1号(同号に規定する管理者に係る部分に限 る。)、第4項第1号、第6項(第5号を除く。)、第8項第1号、 第9項(第3号および第4号を除く。)、第10項、第11項および第1 2項第1号、別表第3第1項第3号ク、第5号ウおよび工、第6号、 第7号(ウを除く。)ならびに第8号ア、別表第7第1項第3号お よび第4号ならびに前項(第2号、第3号および第5号を除く。) の規定は、自立訓練(生活訓練)に係る共生型障害福祉サービス(以 下この項において「共生型自立訓練(生活訓練)」という。)の事 業について準用する。この場合において、別表第1第1項第4号ア 中「第7号ア」とあるのは「別表第8第2項第1号において準用す る第7号ア」と、同項第7号イ中「事項を」とあるのは「事項なら びに利用定員、サービスの利用に当たっての留意事項および非常災 害対策を」と、同項第17号ア中「第4号オ」とあるのは「別表第8 第2項第1号において準用する第4号オ」と、別表第2第6項第1 号、第2号および第4号中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練 (生活訓練) 計画」と、同項第2号サ中「6月」とあるのは「3月」 と、同表第11項第2号ア中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練 (生活訓練) 計画 | と、同号イ中「第4項第3号 | とあるのは「別 表第8第2項第1号」と、同号ウ中「第6項第5号」とあるのは「別 表第8第2項第1号」と、同号エ中「次項第1号」とあるのは「別 表第8第2項第1号において準用する次項第1号」と、同号オおよ びカ中「第13項」とあるのは「別表第8第2項第1号」と、別表第 3 第 1 項第 8 号ア中「第34条の 9 第 1 項第11号」とあるのは「第34

条の15第1項第11号」と読み替えるものとする。

(2) • (3) 省略

3 省略

別表第9 (第4条関係)

就労移行支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準 1~5 省略

6 別表第1第1項第4号(キ(キ)および(ク)を除く。)、第5号 (ウおよびエを除く。)、第6号エ(キ)から(ケ)まで、第7号、 第8号、第9号工、第10号、第12号から第15号まで、第16号アおよび 第17号、別表第2第4項第1号、第5項第1号、第6項(第5号を除 く。)、第8項第1号、第9項(第3号および第4号を除く。)、第1 0項、第11項ならびに第12項第1号、別表第3第1項第5号(ウおよび エを除く。)から第7号(ウを除く。)までおよび第8号ア、別表第 7第1項第3号ならびに別表第8第1項第4号エおよびオの規定は、 指定就労移行支援の事業について準用する。この場合において、別表 第1第1項第4号ア中「第7号ア」とあるのは「別表第9第6項にお いて準用する第7号ア」と、同項第5号イ中「ウ(ア)から(ウ)ま で」とあるのは「別表第9第6項において準用する別表第2第5項第 1号アからウまで」と、同項第7号イ中「事項を」とあるのは「事項 ならびに利用定員、サービスの利用に当たっての留意事項および非常 災害対策を」と、同項第17号ア中「第4号オ」とあるのは「別表第9 第6項において準用する第4号オレと、別表第2第5項第1号ウ中「掲 げる費用」とあるのは「掲げる費用および食事の提供に要する費用」

条の15第1項第11号」と読み替えるものとする。

(2) • (3) 省略

3 省略

別表第9 (第4条関係)

就労移行支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準 1~5 省略

6 別表第1第1項第4号(キ(キ)および(ク)を除く。)、第5号 (ウおよびエを除く。)、第6号オ(ク)から(コ)まで、第7号、 第8号、第9号工、第10号、第12号から第15号まで、第16号アおよび 第17号、別表第2第4項第1号、第5項第1号、第6項(第5号を除 く。)、第8項第1号、第9項(第3号および第4号を除く。)、第1 0項、第11項ならびに第12項第1号、別表第3第1項第5号(ウおよび エを除く。)から第7号(ウを除く。)までおよび第8号ア、別表第 7第1項第3号ならびに別表第8第1項第4号エおよびオの規定は、 指定就労移行支援の事業について準用する。この場合において、別表 第1第1項第4号ア中「第7号ア」とあるのは「別表第9第6項にお いて準用する第7号ア」と、同項第5号イ中「ウ(ア)から(ウ)ま で」とあるのは「別表第9第6項において準用する別表第2第5項第 1号アからウまで」と、同項第7号イ中「事項を」とあるのは「事項 ならびに利用定員、サービスの利用に当たっての留意事項および非常 災害対策を」と、同項第17号ア中「第4号オ」とあるのは「別表第9 第6項において準用する第4号オ」と、別表第2第5項第1号ウ中「掲 げる費用」とあるのは「掲げる費用および食事の提供に要する費用」

と、「できる」とあるのは「できる。この場合において、食事の提供に要する費用については、別に厚生労働大臣の定めるところによる」と、同表第6項第1号、第2号および第4号中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同項第2号二中「6月」とあるのは「3月」と、同表第11項第2号ア中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同号イ中「第4項第3号」とあるのは「別表第9第6項」と、同号中「第6項第5号」とあるのは「別表第9第6項」と、同号エ中「次項第1号」とあるのは「別表第9第6項において準用する次項第1号」と、同号オおよびカ中「第13項」とあるのは「別表第9第6項」と、別表第3第1項第8号ア中「第34条の9第1項第11号」とあるのは「第34条の16第1項第11号」と、別表第8第1項第4号エおよびオ中「指定宿泊型自立訓練を受ける者および厚生労働大臣」とあるのは「厚生労働大臣」と読み替えるものとする。

別表第10 (第4条関係)

就労継続支援A型の事業の従業者ならびに設備および運営に関する 基準

1~7 省略

8 別表第1第1項第4号(キ(キ)および(ク)を除く。)、第5号(ウを除く。)、<u>第6号工(キ)から(ケ)</u>まで、第7号、第8号、第9号工、第10号、第12号から第16号(アに限る。)までおよび第17号、別表第2第4項第1号、第5項第1号、第6項(第5号を除く。)、第8項第1号、第9項(第3号および第4号を除く。)、第10項、第1項および第12項第1号、別表第3第1項第2号、第6号、第7号(ウ

と、「できる」とあるのは「できる。この場合において、食事の提供に要する費用については、別に厚生労働大臣の定めるところによる」と、同表第6項第1号、第2号および第4号中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同項第2号サ中「6月」とあるのは「3月」と、同表第11項第2号ア中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同号イ中「第4項第3号」とあるのは「別表第9第6項」と、同号中「第6項第5号」とあるのは「別表第9第6項」と、同号エ中「次項第1号」とあるのは「別表第9第6項において準用する次項第1号」と、同号オおよびカ中「第13項」とあるのは「別表第9第6項」と、別表第3第1項第8号ア中「第34条の9第1項第11号」と、別表第8第1項第4号エおよびオ中「指定宿泊型自立訓練を受ける者および厚生労働大臣」とあるのは「厚生労働大臣」と読み替えるものとする。

別表第10 (第4条関係)

就労継続支援A型の事業の従業者ならびに設備および運営に関する 基準

1~7 省略

8 別表第1第1項第4号(キ(キ)および(ク)を除く。)、第5号(ウを除く。)、<u>第6号オ(ク)から(コ)</u>まで、第7号、第8号、第9号エ、第10号、第12号から第16号(アに限る。)までおよび第17号、別表第2第4項第1号、第5項第1号、第6項(第5号を除く。)、第8項第1号、第9項(第3号および第4号を除く。)、第10項、第1項および第12項第1号、別表第3第1項第2号、第6号、第7号(ウ

を除く。) および第8号ア、別表第7第1項第3号ならびに別表第9 第4項および第5項(第5号を除く。)の規定は、指定就労継続支援A 型の事業について準用する。この場合において、別表第1第1項第4 号ア中「第7号ア」とあるのは「別表第10第8項において準用する第 7号ア」と、同項第5号イ中「ウ(ア)から(ウ)まで」とあるのは 「別表第10第8項において準用する別表第2第5項第1号アからウま で」と、同項第7号イ中「事項を」とあるのは「事項ならびに利用定 員、サービスの利用に当たっての留意事項、非常災害対策ならびに利 用者の賃金および工賃ならびに労働時間および作業時間を」と、同項 第17号ア中「第4号オ」とあるのは「別表第10第8項において準用す る第4号オ」と、別表第2第5項第1号ウ中「掲げる費用」とあるの は「掲げる費用および食事の提供に要する費用」と、「できる」とあ るのは「できる。この場合において、食事の提供に要する費用につい ては、別に厚生労働大臣の定めるところによる」と、同表第6項第1 号、第2号および第4号ならびに第11項第2号ア中「療養介護計画」 とあるのは「就労継続支援A型計画」と、同号イ中「第4項第3号」と あるのは「別表第10第8項」と、同号ウ中「第6項第5号」とあるの は「別表第10第8項」と、同号エ中「次項第1号」とあるのは「別表 第10第8項において準用する次項第1号」と、同号オおよびカ中「第1 3項」とあるのは「別表第10第8項」と、別表第3第1項第2号アただ し書中「相談室および多目的室にあっては、利用者」とあるのは「利 用者」と、「これらを」とあるのは「訓練・作業室にあってはこれを 設けず、相談室および多目的室にあってはこれらを」と、同項第8号

を除く。) および第8号ア、別表第7第1項第3号ならびに別表第9 第4項および第5項(第5号を除く。)の規定は、指定就労継続支援A 型の事業について準用する。この場合において、別表第1第1項第4 号ア中「第7号ア」とあるのは「別表第10第8項において準用する第 7号ア」と、同項第5号イ中「ウ(ア)から(ウ)まで」とあるのは 「別表第10第8項において準用する別表第2第5項第1号アからウま で」と、同項第7号イ中「事項を」とあるのは「事項ならびに利用定 員、サービスの利用に当たっての留意事項、非常災害対策ならびに利 用者の賃金および工賃ならびに労働時間および作業時間を」と、同項 第17号ア中「第4号オ」とあるのは「別表第10第8項において準用す る第4号オ」と、別表第2第5項第1号ウ中「掲げる費用」とあるの は「掲げる費用および食事の提供に要する費用」と、「できる」とあ るのは「できる。この場合において、食事の提供に要する費用につい ては、別に厚生労働大臣の定めるところによる」と、同表第6項第1 号、第2号および第4号ならびに第11項第2号ア中「療養介護計画」 とあるのは「就労継続支援A型計画」と、同号イ中「第4項第3号」と あるのは「別表第10第8項」と、同号ウ中「第6項第5号」とあるの は「別表第10第8項」と、同号エ中「次項第1号」とあるのは「別表 第10第8項において準用する次項第1号」と、同号オおよびカ中「第1 3項」とあるのは「別表第10第8項」と、別表第3第1項第2号アただ し書中「相談室および多目的室にあっては、利用者」とあるのは「利 用者」と、「これらを」とあるのは「訓練・作業室にあってはこれを 設けず、相談室および多目的室にあってはこれらを」と、同項第8号

ア中「第34条の9第1項第11号」とあるのは「第34条の17第1項第11号」と、別表第9第4項第1号中「、第6項」とあるのは「、別表第10第8項」と、「就労移行支援計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と読み替えるものとする。

別表第11 (第4条関係)

就労継続支援B型の事業の従業者ならびに設備および運営に関する 基準

- 1 指定就労継続支援B型の事業
 - (1) 省略
 - (2) 生産活動

ア省略

- イ アに定めるもののほか、指定就労継続支援B型の事業の生産活動については、別表第3第1項第5号イならびに別表第10第5項第2号<u>および第4号</u>の規定を準用する。この場合において、同項第2号中「雇用契約を締結している利用者」とあるのは「利用者」と、「賃金」とあるのは「利用者の工賃」と読み替えるものとする。
- (3) 別表第1第1項第3号カからケまで、第4号(キ(キ)および(ク)を除く。)、第5号(ウを除く。)、<u>第6号エ(キ)から(ケ)</u>まで、第7号から第9号(エに限る。)まで、第10号、第12号から第16号(アに限る。)までおよび第17号、別表第2第3項第5号から第7号までおよび第9号、第4項第1号、第5項第1号、第6項(第5号を除く。)、第8項第1号、第9項(第3号および第4号を除

ア中「第34条の9第1項第11号」とあるのは「第34条の17第1項第11号」と、別表第9第4項第1号中「、第6項」とあるのは「、別表第10第8項」と、「就労移行支援計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と読み替えるものとする。

別表第11(第4条関係)

就労継続支援B型の事業の従業者ならびに設備および運営に関する 基準

- 1 指定就労継続支援B型の事業
 - (1) 省略
 - (2) 生產活動

ア省略

- イ アに定めるもののほか、指定就労継続支援B型の事業の生産活動については、別表第3第1項第5号イならびに別表第10第5項第2号、第4号および第6号の規定を準用する。この場合において、同項第2号中「雇用契約を締結している利用者」とあるのは「利用者」と、「賃金」とあるのは「利用者の工賃」と、同項第6号中「賃金および」とあるのは「工賃」と読み替えるものとする。
- (3) 別表第1第1項第3号カからケまで、第4号(キ(キ)および(ク)を除く。)、第5号(ウを除く。)、<u>第6号オ(ク)から(コ)</u>まで、第7号から第9号(エに限る。)まで、第10号、第12号から第16号(アに限る。)までおよび第17号、別表第2第3項第5号から第7号までおよび第9号、第4項第1号、第5項第1号、第6項(第5号を除く。)、第8項第1号、第9項(第3号および第4号を除

く。) から第11項までならびに第12項第1号、別表第3第1項第2 号、第3号ク、第5号ア、第6号、第7号(ウを除く。) および第 8号ア、別表第7第1項第2号カおよび第3号、別表第9第3項第 3号および第5号、第4項ならびに第5項(第5号を除く。)なら びに別表第10第3項(第3号を除く。)の規定は、指定就労継続支 援B型の事業について準用する。この場合において、別表第1第1項 第4号ア中「第7号ア」とあるのは「別表第11第1項第3号におい て準用する第7号ア」と、同項第5号イ中「ウ(ア)から(ウ)ま で」とあるのは「別表第11第1項第3号において準用する別表第2 第5項第1号アからウまで」と、同項第7号イ中「事項を」とある のは「事項ならびに利用定員、サービスの利用に当たっての留意事 項および非常災害対策を」と、同項第17号ア中「第4号オ」とある のは「別表第11第1項第3号において準用する第4号オ」と、別表 第2第3項第6号中「前3号」とあるのは「別表第11第1項第3号 において準用する前号および別表第10第3項第2号」と、同項第9 号中「生活支援員およびサービス管理責任者」とあるのは「サービ ス管理責任者」と、同表第5項第1号ウ中「掲げる費用」とあるの は「掲げる費用および食事の提供に要する費用」と、「できる」と あるのは「できる。この場合において、食事の提供に要する費用に ついては、別に厚生労働大臣の定めるところによる」と、同表第6 項第1号、第2号および第4号ならびに第11項第2号ア中「療養介 護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、同号イ中「第4項 第3号| とあるのは「別表第11第1項第3号」と、同号ウ中「第6

く。)から第11項までならびに第12項第1号、別表第3第1項第2 号、第3号ク、第5号ア、第6号、第7号(ウを除く。) および第 8号ア、別表第7第1項第2号カおよび第3号、別表第9第3項第 3号および第5号、第4項ならびに第5項(第5号を除く。)なら びに別表第10第3項(第3号を除く。)の規定は、指定就労継続支 援B型の事業について準用する。この場合において、別表第1第1項 第4号ア中「第7号ア」とあるのは「別表第11第1項第3号におい て準用する第7号ア」と、同項第5号イ中「ウ(ア)から(ウ)ま で」とあるのは「別表第11第1項第3号において準用する別表第2 第5項第1号アからウまで」と、同項第7号イ中「事項を」とある のは「事項ならびに利用定員、サービスの利用に当たっての留意事 項および非常災害対策を」と、同項第17号ア中「第4号オ」とある のは「別表第11第1項第3号において準用する第4号オ」と、別表 第2第3項第6号中「前3号」とあるのは「別表第11第1項第3号 において準用する前号および別表第10第3項第2号」と、同項第9 号中「生活支援員およびサービス管理責任者」とあるのは「サービ ス管理責任者」と、同表第5項第1号ウ中「掲げる費用」とあるの は「掲げる費用および食事の提供に要する費用」と、「できる」と あるのは「できる。この場合において、食事の提供に要する費用に ついては、別に厚生労働大臣の定めるところによる」と、同表第6 項第1号、第2号および第4号ならびに第11項第2号ア中「療養介 護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、同号イ中「第4項 第3号」とあるのは「別表第11第1項第3号」と、同号ウ中「第6

項第5号」とあるのは「別表第11第1項第3号」と、同号エ中「次項第1号」とあるのは「別表第11第1項第3号において準用する次項第1号」と、同号オおよびカ中「第13項」とあるのは「別表第11第1項第3号」と、別表第3第1項第2号アただし書中「相談室および多目的室にあっては、利用者」とあるのは「利用者」と、「これらを」とあるのは「訓練・作業室にあってはこれを設けず、相談室および多目的室にあってはこれらを」と、同項第8号ア中「第34条の9第1項第11号」とあるのは「第34条の18第1項第11号」と、別表第9第4項第1号中「第6項」とあるのは「別表第11第1項第3号」と、「就労移行支援計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

2 基準該当就労継続支援B型の事業

(1) 省略

(2) 前号に定めるもののほか、基準該当就労継続支援B型の事業については、別表第1第1項第3号キからケまで、第4号(エならびにキ(キ)および(ク)を除く。)、第5号(ア、イおよびカに限る。)、第6号エ(キ)から(ケ)まで、第7号から第9号(エに限る。)まで、第10号、第12号から第16号(アに限る。)までならびに第17号、別表第2第3項第7号、第5項第1号(アを除く。)、第6項(第5号を除く。)、第8項第1号、第9項(第3号および第4号を除く。)および第10項から第12項(第2号を除く。)まで、別表第3第1項第5号アおよび第7号(ウを除く。)、別表第7第1項第3号、別表第9第4項および第5項(第5号を除く。)ならびに

項第5号」とあるのは「別表第11第1項第3号」と、同号エ中「次項第1号」とあるのは「別表第11第1項第3号において準用する次項第1号」と、同号オおよびカ中「第13項」とあるのは「別表第11第1項第3号」と、別表第3第1項第2号アただし書中「相談室および多目的室にあっては、利用者」とあるのは「利用者」と、「これらを」とあるのは「訓練・作業室にあってはこれを設けず、相談室および多目的室にあってはこれらを」と、同項第8号ア中「第34条の9第1項第11号」とあるのは「第34条の18第1項第11号」と、別表第9第4項第1号中「第6項」とあるのは「別表第11第1項第3号」と、「就労移行支援計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

2 基準該当就労継続支援B型の事業

(1) 省略

(2) 前号に定めるもののほか、基準該当就労継続支援B型の事業については、別表第1第1項第3号キからケまで、第4号(エならびにキ(キ)および(ク)を除く。)、第5号(ア、イおよびカに限る。)、第6号オ(ク)から(コ)まで、第7号から第9号(エに限る。)まで、第10号、第12号から第16号(アに限る。)までならびに第17号、別表第2第3項第7号、第5項第1号(アを除く。)、第6項(第5号を除く。)、第8項第1号、第9項(第3号および第4号を除く。)および第10項から第12項(第2号を除く。)まで、別表第3第1項第5号アおよび第7号(ウを除く。)、別表第7第1項第3号、別表第9第4項および第5項(第5号を除く。)、別表第7第1項

前項第1号の規定を準用する。この場合において、別表第1第1項 第4号ア中「第7号ア」とあるのは「別表第11第2項第2号におい て準用する第7号ア」と、同項第5号イ中「ウ(ア)から(ウ)ま で」とあるのは「別表第11第2項第2号において準用する別表第2 第5項第1号アからウまで」と、同項第7号イ中「事項を」とある のは「事項ならびにサービスの利用に当たっての留意事項および非 常災害対策を」と、同号イ(エ)中「時間ならびに通常の事業の実 施地域」とあるのは「時間」と、同項第17号ア中「第4号オ」とあ るのは「別表第11第2項第2号において準用する第4号オ」と、別 表第2第5項第1号ウ中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用お よび食事の提供に要する費用」と、「できる」とあるのは「できる。 この場合において、食事の提供に要する費用については、別に厚生 労働大臣の定めるところによる」と、同表第6項第1号、第2号お よび第4号ならびに第11項第2号ア中「療養介護計画」とあるのは 「就労継続支援B型計画」と、同号イ中「第4項第3号」とあるのは 「別表第11第2項第2号」と、同号ウ中「第6項第5号」とあるの は「別表第11第2項第2号」と、同号エ中「次項第1号」とあるの は「別表第11第2項第2号において準用する次項第1号」と、同号 オおよびカ中「第13項」とあるのは「別表第11第2項第2号」と、 別表第9第4項第1号中「第6項」とあるのは「別表第11第2項第 2号」と、「就労移行支援計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」 と読み替えるものとする。

0第5項第6号ならびに前項第1号の規定を準用する。この場合にお いて、別表第1第1項第4号ア中「第7号ア」とあるのは「別表第1 1第2項第2号において準用する第7号ア」と、同項第5号イ中「ウ (ア)から(ウ)まで」とあるのは「別表第11第2項第2号におい て準用する別表第2第5項第1号アからウまで」と、同項第7号イ 中「事項を」とあるのは「事項ならびにサービスの利用に当たって の留意事項および非常災害対策を」と、同号イ(エ)中「時間なら びに通常の事業の実施地域」とあるのは「時間」と、同項第17号ア 中「第4号オ」とあるのは「別表第11第2項第2号において準用す る第4号オ」と、別表第2第5項第1号ウ中「掲げる費用」とある のは「掲げる費用および食事の提供に要する費用」と、「できる」 とあるのは「できる。この場合において、食事の提供に要する費用 については、別に厚生労働大臣の定めるところによる」と、同表第 6項第1号、第2号および第4号ならびに第11項第2号ア中「療養 介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、同号イ中「第4 項第3号」とあるのは「別表第11第2項第2号」と、同号ウ中「第 6項第5号| とあるのは「別表第11第2項第2号」と、同号エ中「次 項第1号」とあるのは「別表第11第2項第2号において準用する次 項第1号」と、同号オおよびカ中「第13項」とあるのは「別表第11 第2項第2号 と、別表第9第4項第1号中「第6項」とあるのは 「別表第11第2項第2号」と、「就労移行支援計画」とあるのは「就 労継続支援B型計画」と、別表第10第5項第6号中「賃金および工賃」 とあるのは「工賃」と読み替えるものとする。

別表第12(第4条関係)

就労定着支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準

- 1 省略
- 2 指定就労定着支援事業者は、過去3年間において平均1人以上、通 常の事業所に新たに障害者を雇用させている生活介護、自立訓練(機 能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型 または就労継続支援B型(以下この表においてこれらを「生活介護等」 という。)に係る指定障害福祉サービス事業者であること。

3~9 省略

別表第13(第4条関係)

自立生活援助の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準

- 1 省略
- 2 指定自立生活援助事業者は、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、 行動援護、宿泊型自立訓練もしくは共同生活援助に係る指定障害福祉 サービス事業者、指定障害者支援施設の設置者または指定相談支援事 業者であること。
- 3 従業者
 - (1)・(2) 省略
 - (3) サービス管理責任者の数は、次のアまたはイに掲げる利用者の数の区分に応じ、当該アまたはイに定める数以上とすること。

ア 30人以下 1人

別表第12 (第4条関係)

就労定着支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準

- 1 省略
- 2 指定就労定着支援事業者は、生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型または就労継続支援B型(以下この表においてこれらを「生活介護等」という。)に係る指定障害福祉サービス事業者であって、過去3年以内に当該事業者の事業所の3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたものまたは障害者就業・生活支援センターであること。

3~9 省略

別表第13(第4条関係)

自立生活援助の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準

1 省略

(削除)

- 2 従業者
 - (1) (2) 省略
 - (3) サービス管理責任者の数は、次のアまたはイに掲げる利用者の数の区分に応じ、当該アまたはイに定める数以上とすること。
 - ア サービス管理責任者が常勤である場合 次の(ア)または(イ)に 掲げる利用者の数の区分に応じ、当該(ア)または(イ)に掲げる数

<u>イ 31人以上 1人に、利用者の数が30人を超えて30人または30人</u> に満たない端数を増すごとに1人を加えた数

(新設)

(新設)

- (ア) 60人以下 1人
- (イ) 61人以上 1人に、利用者の数が60人を超えて60人または6 0人に満たない端数を増すごとに1人を加えた数
- $\frac{1}{2}$ アに掲げる場合以外の場合 次の(ア)または(イ)に掲げる利用者の数の区分に応じ、当該(ア)または(イ)に掲げる数
- (ア) 30人以下 1人
- (イ) 31人以上 1人に、利用者の数が30人を超えて30人または3 0人に満たない端数を増すごとに1人を加えた数
- (4) 指定自立生活援助事業者が指定地域移行支援事業者(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第27号。以下この項において「指定地域相談支援基準省令」という。)第2条第3項に規定する指定地域移行支援事業者をいう。)の指定を併せて受け、かつ、指定自立生活援助の事業と指定地域移行支援(指定地域相談支援基準省令第1条第11号に規定する指定地域移行支援をいう。)の事業とを同一の事業所において一体的に運営している場合にあっては、指定地域相談支援基準省令第3条の規定により当該事業所に配置された相談支援専門員(同条第2項に規定する相談支援専門員をいう。以下同じ。)を前号の規定により置くべきサービス管理責任者とみなすことができる。
- (5) 指定自立生活援助事業者が指定地域定着支援事業者(指定地域相 談支援基準省令第39条第3項に規定する指定地域定着支援事業者を いう。)の指定を併せて受け、かつ、指定自立生活援助の事業と指定

(4) 前2号の利用者の数は、前年度における1日当たりの平均値とすること。ただし、新たに指定自立生活援助の指定を受けようとする場合は、当該指定を受けようとする者が推定した数とする。

<u>(5)</u>・<u>(6)</u> 省略

4 定期的な訪問等による支援

(1) 指定自立生活援助事業者は、<u>おおむね週に1回以上、</u>利用者の居宅を訪問することにより、当該利用者の心身の状況、その置かれている環境および日常生活全般の状況等の把握を行い、必要な情報の提供および助言ならびに相談、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関その他の関係機関との連絡調整その他の障害者が地域における自立した日常生活または社会生活を営むために必要な援助を行うこと。

(2)~(4) 省略

5 別表第1 第1 項第4号(キ(ク)を除く。)、第5号、第7号(ア およびイを除く。)、第8号、第9号(エを除く。)、第10号および 第12号から第17号まで、別表第2第6項第1号、第2号および第4号 地域定着支援(指定地域相談支援基準省令第1条第12号に規定する指定地域定着支援をいう。)の事業とを同一の事業所において一体的に運営している場合にあっては、指定地域相談支援基準省令第40条において準用する指定地域相談支援基準省令第3条の規定により当該事業所に配置された相談支援専門員を第3号の規定により置くべきサービス管理責任者とみなすことができる。

(6) 第2号および第3号の利用者の数は、前年度における1日当たりの平均値とすること。ただし、新たに指定自立生活援助の指定を受けようとする場合は、当該指定を受けようとする者が推定した数とする。

(7)・(8) 省略

3 定期的な訪問等による支援

(1) 指定自立生活援助事業者は、<u>定期的に</u>利用者の居宅を訪問することにより、またはテレビ電話装置等を用いて、当該利用者の心身の状況、その置かれている環境および日常生活全般の状況等の把握を行い、必要な情報の提供および助言ならびに相談、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関その他の関係機関との連絡調整その他の障害者が地域における自立した日常生活または社会生活を営むために必要な援助を行うこと。

(2)~(4) 省略

4 別表第1第1項第4号(キ(ク)を除く。)、第5号、第7号(ア およびイを除く。)、第8号、第9号(エを除く。)、第10号および 第12号から第17号まで、別表第2第6項第1号、第2号および第4号 (イを除く。)ならびに第8項第1号ならびに別表第12第3項、第5項第1号、第7項(第3号を除く。)および第8項の規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。この場合において、別表第1第1項第4号ア中「第7号ア」とあるのは「<u>別表第13第5項</u>において準用する別表第12第7項第1号」と、同項第7号エ中「運営規程」とあるのは「<u>別表第13第5項</u>において準用する別表第12第7項第1号に規定する運営規程」と、同項第17号ア中「第4号オ」とあるのは「<u>別表第13第5項</u>において準用する第4号オ」と、別表第2第6項第1号、第2号および第4号中「療養介護計画」とあるのは「自立生活援助計画」と、<u>同項第2号コ</u>中「6月」とあるのは「3月」と、別表第12第5項第1号中「次号」とあるのは「<u>別表第13第5項</u>」と、同表第8項第2号ア中「第5項第2号」とあるのは「<u>別表第13第5項</u>」と、「就労定着支援計画」とあるのは「<u>別表第13第5項</u>」と、「就労定着支援計画」とあるのは「<u>別表第13第5項</u>」と、同号イからオまでの規定中「次項」とあるのは「<u>別表第13第5項</u>」と読み替えるものとする。

別表第14(第4条関係)

共同生活援助の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準

1 指定共同生活援助の事業

(1) 共同生活援助に係る指定障害福祉サービス(次項第1号に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助および第3項第1号に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助を除く。以下この項において「指定共同生活援助」という。)の事業を行う者(以下「指定共同生活援助事業者」という。)は、利用者が地域において共同し

(イを除く。)ならびに第8項第1号ならびに別表第12第3項、第5項第1号、第7項(第3号を除く。)および第8項の規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。この場合において、別表第1第1項第4号ア中「第7号ア」とあるのは「<u>別表第13第4項</u>において準用する別表第12第7項第1号」と、同項第7号エ中「運営規程」とあるのは「<u>別表第13第4項</u>において準用する別表第12第7項第1号に規定する運営規程」と、同項第17号ア中「第4号オ」とあるのは「<u>別表第13第4項</u>において準用する第4号オ」と、別表第2第6項第1号、第2号および第4号中「療養介護計画」と、別表第2第6項第1号、第2号および第4号中「療養介護計画」とあるのは「自立生活援助計画」と、同項第2号サ中「6月」とあるのは「3月」と、別表第12第5項第1号中「次号」とあるのは「<u>別表第13第4項</u>」と、「就労定着支援計画」とあるのは「<u>別表第13第4項</u>」と、「就労定着支援計画」とあるのは「<u>別表第13第4項</u>」と、「就

別表第14(第4条関係)

共同生活援助の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準

1 指定共同生活援助の事業

(1) 共同生活援助に係る指定障害福祉サービス(次項第1号に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助および第3項第1号に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助を除く。以下この項において「指定共同生活援助」という。)の事業を行う者(以下「指定共同生活援助事業者」という。)は、利用者が地域において共同し

て自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、利用 者の身体および精神の状況ならびにその置かれている環境に応じて 共同生活住居において相談、入浴、排せつ<u>または食事</u>の介護その他 の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うこと。

- (2) 省略
- (3) 従業者

ア〜エ 省略

オ アから工までに定めるもののほか、指定共同生活援助の事業の 従業者については、別表第1第1項第3号オからケまで、別表第 2第3項第5号および第6号ならびに別表第7第1項第2号カの 規定を準用する。この場合において、別表第1第1項第3号オた だし書中「同一の敷地内にある他の」とあるのは「他の」と、別 表第2第3項第5号中「60人」とあり、「40人」とあるのは「30 人」と、「61人」とあるのは「31人」と、同項第6号中「前3号」 とあるのは「別表第14第1項第3号イおよびウならびに同号オに おいて準用する前号」と読み替えるものとする。

(4) 入退居等

ア〜エ 省略

オ 指定共同生活援助事業者は、利用者の退居に当たっては、利用

て自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、利用者の身体および精神の状況ならびにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ<u>もしくは食事</u>の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行い、またはこれに併せて、居宅における自立した日常生活への移行を希望する利用者につき当該日常生活への移行および移行後の定着に関する相談、住居の確保に係る援助その他居宅における自立した日常生活への移行および移行後の定着に必要な援助を適切かつ効果的に行うこと。

- (2) 省略
- (3) 従業者

ア〜エ 省略

オ アから工までに定めるもののほか、指定共同生活援助の事業の 従業者については、別表第1第1項第3号オからケまで、別表第 2第3項第5号および第6号ならびに別表第7第1項第2号カの 規定を準用する。この場合において、別表第2第3項第5号中「6 0人」とあり、「40人」とあるのは「30人」と、「61人」とあるの は「31人」と、同項第6号中「前3号」とあるのは「別表第14第 1項第3号イおよびウならびに同号オにおいて準用する前号」と 読み替えるものとする。

(4) 入退居等

ア〜エ 省略

オ 指定共同生活援助事業者は、利用者の退居に当たっては、利用

者の希望を踏まえ、退居後の生活環境および援助の継続性に配慮して、退居に必要な援助を行うこと。

カ~キ 省略

- (5) 省略
- (6) 共同生活援助計画等

ア 省略

イ アに定めるもののほか、指定共同生活援助の事業の共同生活援 助計画等については、別表第1第1項第6号エ(キ)から(ケ) まで、別表第2第6項第1号から第4号(アを除く。)までおよ び別表第5第6項第2号アの規定を準用する。この場合において、 別表第2第6項第1号、第2号および第4号中「療養介護計画」 とあるのは「共同生活援助計画」と、同項第3号中「業務を」と あるのは「業務および利用者が自立した社会生活を営むことがで きるようにするための指定生活介護事業所等との連絡調整を」と、 同号アおよびイ中「心身」とあるのは「身体および精神」と、同 項第4号イただし書中「利用者の支援に直接影響を及ぼさない業 務について」とあるのは「生活支援員の業務にあっては、当該指 定共同生活援助事業者が業務の管理および指揮命令を確実に行う ことができる場合」と、別表第5第6項第2号ア中「自立した日 常生活または社会生活」とあるのは「地域において日常生活」と、 「身体その他」とあるのは「身体および精神」と読み替えるもの とする。

者の希望を踏まえ、退居後の生活環境および援助の継続性に配慮して、退居に必要な援助<u>を行い、またはこれに併せて居宅におけ</u>る自立した日常生活への移行後の定着に必要な援助を行うこと。

カ~キ 省略

- (5) 省略
- (6) 共同生活援助計画等

ア 省略

イ アに定めるもののほか、指定共同生活援助の事業の共同生活援 助計画等については、別表第1第1項第6号オ(ク)から(コ) まで、別表第2第6項第1号から第4号(アを除く。)までおよ び別表第5第6項第2号アの規定を準用する。この場合において、 別表第2第6項第1号、第2号および第4号中「療養介護計画」 とあるのは「共同生活援助計画」と、同項第3号中「業務を」と あるのは「業務および利用者が自立した社会生活を営むことがで きるようにするための指定生活介護事業所等との連絡調整を」と、 同号アおよびイ中「心身」とあるのは「身体および精神」と、同 項第4号イただし書中「利用者の支援に直接影響を及ぼさない業 務について」とあるのは「生活支援員の業務にあっては、当該指 定共同生活援助事業者が業務の管理および指揮命令を確実に行う ことができる場合」と、別表第5第6項第2号ア中「自立した日 常生活または社会生活」とあるのは「地域において日常生活」と、 「身体その他」とあるのは「身体および精神」と読み替えるもの とする。

- (7) (8) 省略
- (9) 連携等 (新設)

ア・イ 省略

- (7)・(8) 省略
- (9) 連携等
 - ア 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助の提供に当たって は、地域住民等との連携および協力を行う等の地域との交流を図る こと。
 - イ 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、利用者およびその家族、地域住民の代表者、共同生活援助について知見を有する者ならびに市町の担当者等により構成される協議会(以下イおよびウにおいて「地域連携推進会議」という。)を開催し、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けること。この場合において、当該地域連携推進会議の開催は、テレビ電話装置等を用いて行うことができる。
 - ウ 指定共同生活援助事業者は、地域連携推進会議の開催のほか、 おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議の構成員が指定共同 生活援助事業所を見学する機会を設けること。
 - 工 指定共同生活援助事業者は、イの規定による報告、要望、助言 等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表すること。
 - オ イからエまでの規定は、指定共同生活援助事業者がその提供する指定共同生活援助の質に係る第三者による評価および当該評価の実施状況の公表またはこれに準ずる措置として知事が定めるものを講じている場合には、適用しない。

<u>カ・キ</u> 省略

(新設)

ウ ア<u>およびイ</u>に定めるもののほか、指定共同生活援助の事業の連携等については、別表第1第1項第16号アおよび別表第3第1項第8号アの規定を準用する。この場合において、同号ア中「第34条の9第1項第11号」とあるのは、「第34条の19第1項第12号」と読み替えるものとする。

(10) 省略

- 2 日中サービス支援型指定共同生活援助の事業
- (1) 日中サービス支援型指定共同生活援助(共同生活援助に係る指定 障害福祉サービス(以下「指定共同生活援助」という。)であって、 当該指定共同生活援助の事業を行う事業所の従業者により常時の支 援体制を確保した上で行われる入浴、排せつ、食事の介護その他の 日常生活上の援助をいう。以下同じ。)の事業を行う者(以下「日 中サービス支援型指定共同生活援助事業者」という。)は、常時の

- ク 指定共同生活援助事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に 対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第17項に 規定する第2種協定指定医療機関(ケにおいて「第2種協定指定 医療機関」という。)との間で、新興感染症(同条第7項に規定 する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感 染症または同条第9項に規定する新感染症をいう。ケにおいて同 じ。)の発生時等の対応を取り決めるよう努めること。
- ケ 指定共同生活援助事業者は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うこと。
- <u>コ</u> ア<u>からケまで</u>に定めるもののほか、指定共同生活援助の事業の 連携等については、別表第1第1項第16号アおよび別表第3第1 項第8号アの規定を準用する。この場合において、同号ア中「第3 4条の9第1項第11号」とあるのは、「第34条の19第1項第12号」 と読み替えるものとする。

(10) 省略

- 2 日中サービス支援型指定共同生活援助の事業
- (1) 日中サービス支援型指定共同生活援助(共同生活援助に係る指定 障害福祉サービス(以下「指定共同生活援助」という。)であって、 当該指定共同生活援助の事業を行う事業所の従業者により常時の支 援体制を確保した上で行われる相談、入浴、排せつもしくは食事の 介護その他の日常生活上の援助またはこれに併せて行われる居宅に おける自立した日常生活への移行および移行後の定着に必要な援助

支援体制を確保することにより、利用者が地域において、家庭的な環境および地域住民との交流の下で自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体および精神の状況ならびにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつまたは食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うこと。

- (2) (3) 省略
- (4) 従業者

ア~ク 省略

ケ アからクまでに定めるもののほか、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の従業者については、別表第1第1項第3号オからケまでおよび前項第3号エの規定を準用する。この場合において、同表第1項第3号オただし書中「同一の敷地内にある他の」とあるのは、「他の」と読み替えるものとする。

- (5) (6) 省略
- (7) 協議の場の設置等

ア・イ 省略

をいう。以下同じ。)の事業を行う者(以下「日中サービス支援型 指定共同生活援助事業者」という。)は、常時の支援体制を確保す ることにより、利用者が地域において、家庭的な環境および地域住 民との交流の下で自立した日常生活または社会生活を営むことがで きるよう、当該利用者の身体および精神の状況ならびにその置かれ ている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ<u>もし</u> くは食事の介護その他の日常生活上の援助<u>またはこれに併せて行わ</u> れる居宅における自立した日常生活への移行および移行後の定着に 必要な援助を適切かつ効果的に行うこと。

- (2) (3) 省略
- (4) 従業者

ア~ク 省略

ケ アからクまでに定めるもののほか、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の従業者については、別表第1第1項第3号オからケまでおよび前項第3号エの規定を準用する。

- (5)・(6) 省略
- (7) 連携等

ア・イ 省略

ウ アおよびイに定めるもののほか、日中サービス支援型指定共同 生活援助の連携等については、同表第1項第9号アからオまでの 規定を準用する。この場合において、同号オ中「もの」とあるの (8) 別表第1第1項第4号(エならびにキ(イ)から(オ)まで、(キ) および(ク)を除く。)、第5号(ウおよびエを除く。)、第6号 エ(キ)から(ケ)まで、第7号(イ(エ)を除く。)、第8号、 第9号工、第10号、第12号から第16号(アに限る。) までおよび第1 7号、別表第2第6項第1号から第4号(アを除く。)まで、第9項 第1号および第2号ならびに第10項から第12項(第1号に限る。) まで、別表第3第1項第7号イおよび第8号ア、別表第4第1項第 4号工、別表第5第6項第2号ア、別表第8第1項第4号エおよび オならびに前項第4号(キを除く。)、第5号(イを除く。)、第 6号(イを除く。) および第9号(ウを除く。) の規定は、日中サ ービス支援型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合 において、別表第1第1項第4号ア中「第7号ア」とあるのは「別 表第14第2項第8号において準用する第7号ア」と、同号キ(コ) 中「その都度、当該」とあるのは「当該」と、同項第5号イ中「ウ (ア)から(ウ)まで」とあるのは「別表第14第2項第8号におい て準用する同表第1項第5号ア(ア)から(ウ)まで」と、同項第 7号イ中「事項を」とあるのは「事項ならびに入居定員、入居に当 たっての留意事項および非常災害対策を」と、同号イ(オ)中「支 給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、同項第17号ア 中「第4号オおよびキ(イ)ならびにイ」とあるのは「別表第14第 2項第8号において準用する第4号オおよびイならびに同項第8号

は、「もの(別表第14第2項第7号アに規定するものを除く。)」 と読み替えるものとする。

(8) 別表第1第1項第4号(エならびにキ(イ)から(オ)まで、(キ) および(ク)を除く。)、第5号(ウおよび工を除く。)、第6号 オ(ク)から(コ)まで、第7号(イ(エ)を除く。)、第8号、 第9号工、第10号、第12号から第16号(アに限る。) までおよび第1 7号、別表第2第6項第1号から第4号(アを除く。)まで、第9項 第1号および第2号ならびに第10項から第12項(第1号に限る。) まで、別表第3第1項第7号イおよび第8号ア、別表第4第1項第 4号工、別表第5第6項第2号ア、別表第8第1項第4号エおよび オならびに前項第4号(キを除く。)、第5号(イを除く。)、第 6号(イを除く。) および第9号カからケまでの規定は、日中サー ビス支援型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合に おいて、別表第1第1項第4号ア中「第7号ア」とあるのは「別表 第14第2項第8号において準用する第7号ア」と、同号キ(コ)中 「その都度、当該」とあるのは「当該」と、同項第5号イ中「ウ(ア) から(ウ)まで」とあるのは「別表第14第2項第8号において準用 する同表第1項第5号ア(ア)から(ウ)まで」と、同項第7号イ 中「事項を」とあるのは「事項ならびに入居定員、入居に当たって の留意事項および非常災害対策を」と、同号イ(オ)中「支給決定 障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、同項第17号ア中「第 4号オおよびキ(イ)ならびにイ」とあるのは「別表第14第2項第 8号において準用する第4号オおよびイならびに同項第8号におい

において読み替えて準用する別表第4第1項第4号エ」と、別表第 2第6項第1号、第2号および第4号中「療養介護計画」とあるの は「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、同項第3号中「業 務を」とあるのは「業務および利用者が自立した社会生活を営むこ とができるようにするための指定生活介護事業所等との連絡調整 を」と、同号アおよびイ中「心身」とあるのは「身体および精神」 と、同項第4号イただし書中「利用者の支援に直接影響を及ぼさな い業務について」とあるのは「生活支援員の業務にあっては、当該 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者が業務の管理および指 揮命令を確実に行うことができる場合」と、同表第11項第2号ア中 「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計 画」と、同号イ中「第4項第3号」とあるのは「別表第14第2項第 8号」と、同号ウ中「第6項第5号」とあるのは「別表第14第2項 第8号 と、同号エ中「次項第1号」とあるのは「別表第14第2項 第8号において準用する次項第1号」と、同号オおよびカ中「第13 項」とあるのは「別表第14第2項第8号」と、同表第12項第1号イ 中「もしくは特例介護給付費または療養介護医療費」とあるのは「ま たは特例介護給付費」と、別表第3第1項第8号ア中「第34条の9 第1項第11号」とあるのは「第34条の19第1項第12号」と、別表第 4第1項第4号エ中「入所に」とあるのは「入居に」と、「入所の」 とあるのは「入居の」と、「退所」とあるのは「退居」と、別表第 5第6項第2号ア中「自立した日常生活または社会生活」とあるの は「地域において日常生活」と、「身体その他」とあるのは「身体

て読み替えて準用する別表第4第1項第4号エレと、別表第2第6 項第1号、第2号および第4号中「療養介護計画」とあるのは「日 中サービス支援型共同生活援助計画」と、同項第3号中「業務を」 とあるのは「業務および利用者が自立した社会生活を営むことがで きるようにするための指定生活介護事業所等との連絡調整を」と、 同号アおよびイ中「心身」とあるのは「身体および精神」と、同項 第4号イただし書中「利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務に ついて」とあるのは「生活支援員の業務にあっては、当該日中サー ビス支援型指定共同生活援助事業者が業務の管理および指揮命令を 確実に行うことができる場合」と、同表第11項第2号ア中「療養介 護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、 同号イ中「第4項第3号」とあるのは「別表第14第2項第8号」と、 同号ウ中「第6項第5号」とあるのは「別表第14第2項第8号」と、 同号工中「次項第1号」とあるのは「別表第14第2項第8号におい て準用する次項第1号」と、同号オおよびカ中「第13項」とあるの は「別表第14第2項第8号」と、同表第12項第1号イ中「もしくは 特例介護給付費または療養介護医療費」とあるのは「または特例介 護給付費」と、別表第3第1項第8号ア中「第34条の9第1項第11 号」とあるのは「第34条の19第1項第12号」と、別表第4第1項第 4号エ中「入所に」とあるのは「入居に」と、「入所の」とあるの は「入居の」と、「退所」とあるのは「退居」と、別表第5第6項 第2号ア中「自立した日常生活または社会生活」とあるのは「地域 において日常生活」と、「身体その他」とあるのは「身体および精

および精神」と、別表第8第1項第4号エ中「指定宿泊型自立訓練を受ける者および厚生労働大臣が定める者に限る」とあるのは「入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者を除く」と、同号オ中「指定宿泊型自立訓練を受ける者および厚生労働大臣が定める者を除く」とあるのは「入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者に限る」と、前項第4号エ中「キ」とあるのは「次項第8号」と、同項第6号ア中「イ」とあるのは「次項第8号」と読み替えるものとする。

- 3 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業
 - (1) 外部サービス利用型指定共同生活援助(指定共同生活援助であって、当該指定共同生活援助の事業を行う事業所の従業者により行われる外部サービス利用型共同生活援助計画(第5号において読み替えて準用する別表第2第6項第1号に規定する外部サービス利用型共同生活援助計画をいう。以下同じ。)の作成、相談その他の日常生活上の援助および当該指定共同生活援助を行う事業者が委託する指定居宅介護事業者(以下「受託居宅介護サービス事業者」という。)により、当該外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の援助(以下「受託居宅介護サービス」という。)をいう。以下同じ。)の事業を行う者(以下「外部サービス利用型指定共同生活援助事業者」という。)は、外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき、受託居宅介護サービス事業者による受託居宅介護サービスを適切かつ円滑に提供することにより、利用者が地域において共同して自立した日常生活

神」と、別表第8第1項第4号エ中「指定宿泊型自立訓練を受ける者および厚生労働大臣が定める者に限る」とあるのは「入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者を除く」と、同号オ中「指定宿泊型自立訓練を受ける者および厚生労働大臣が定める者を除く」とあるのは「入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者に限る」と、前項第4号エ中「キ」とあるのは「次項第8号」と、同項第6号ア中「イ」とあるのは「次項第8号」と読み替えるものとする。

- 3 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業
 - (1) 外部サービス利用型指定共同生活援助(指定共同生活援助であって、当該指定共同生活援助の事業を行う事業所の従業者により行われる外部サービス利用型共同生活援助計画(第5号において読み替えて準用する別表第2第6項第1号に規定する外部サービス利用型共同生活援助計画をいう。以下同じ。)の作成、相談その他の日常生活上の援助またはこれに併せて行われる居宅における自立した日常生活への移行および移行後の定着に必要な援助および当該指定共同生活援助を行う事業者が委託する指定居宅介護事業者(以下「受託居宅介護サービス事業者」という。)により、当該外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき行われる入浴、排せつもしくは食事の介護その他の日常生活上の援助(以下「受託居宅介護サービス」という。)をいう。以下同じ。)の事業を行う者(以下「外部サービス利用型指定共同生活援助事業者」という。)は、外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき、受託居宅介護サービス事業者に

または社会生活を営むことができるよう、利用者の身体および精神の状況ならびにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ<u>または食事</u>の介護その他の日常生活上<u>の援助</u>を適切かつ効果的に行うこと。

(2) 従業者

ア 省略

イ アに定めるもののほか、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業の従業者については、別表第1第1項第3号オからケまで、別表第2第3項第5号および第6号、別表第7第1項第2号カならびに第1項第3号イおよびエの規定を準用する。この場合において、別表第1第1項第3号オただし書中「同一の敷地内にある他の」とあるのは「他の」と、別表第2第3項第5号中「60人」とあり、「40人」とあるのは「30人」と、「61人」とあるのは「31人」と、同項第6号中「前3号」とあるのは「別表第14第3項第2号イにおいて準用する前号および同表第1項第3号イ」と読み替えるものとする。

(3) • (4) 省略

(5) 別表第1第1項第5号(ウおよびエを除く。)、<u>第6号エ(キ)</u>から(ケ)まで、第7号(イ(エ)を除く。)、第8号、第9号エ、第10号、第12号から第16号(アに限る。)までおよび第17号、別表

よる受託居宅介護サービスを適切かつ円滑に提供することにより、 利用者が地域において共同して自立した日常生活または社会生活を 営むことができるよう、利用者の身体および精神の状況ならびにそ の置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排 せつもしくは食事の介護その他の日常生活上の援助またはこれに併 せて行われる居宅における自立した日常生活への移行および移行後 の定着に必要な援助を適切かつ効果的に行うこと。

(2) 従業者

ア省略

イ アに定めるもののほか、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業の従業者については、別表第1第1項第3号オからケまで、別表第2第3項第5号および第6号、別表第7第1項第2号カならびに第1項第3号イおよびエの規定を準用する。この場合において、別表第2第3項第5号中「60人」とあり、「40人」とあるのは「30人」と、「61人」とあるのは「31人」と、同項第6号中「前3号」とあるのは「別表第14第3項第2号イにおいて準用する前号および同表第1項第3号イ」と読み替えるものとする。

(3) • (4) 省略

(5) 別表第1第1項第5号(ウおよびエを除く。)、<u>第6号オ(ク)</u>から(コ)まで、第7号(イ(エ)を除く。)、第8号、第9号エ、第10号、第12号から第16号(アに限る。)までおよび第17号、別表

第2第6項第1号から第4号(アを除く。)まで、第8項(第2号 を除く。)、第9項第1号および第2号ならびに第10項から第12項 (第1号に限る。)まで、別表第3第1項第7号イおよび第8号ア、 別表第4第1項第4号エ、別表第5第6項第2号ア、別表第8第1 項第4号エおよびオならびに第1項第2号、第4号(キを除く。)、 第5号ア、第6号ア((ア)を除く。)、第7号、第8号(ウを除 く。) および第9号(ウを除く。) の規定は、外部サービス利用型 指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、別 表第1第1項第5号イ中「ウ(ア)から(ウ)まで」とあるのは「別 表第14第3項第5号において準用する同表第1項第5号ア(ア)か ら(ウ)まで」と、同項第7号イ中「事項を」とあるのは「事項な らびに入居定員、受託居宅介護サービス事業者および受託居宅介護 サービス事業所の名称および所在地、入居に当たっての留意事項な らびに非常災害対策を」と、同号イ(オ)中「支給決定障害者等」 とあるのは「支給決定障害者」と、同項第17号ア中「第4号オおよ びキ(イ)ならびにイ」とあるのは「別表第14第3項第3号カにお いて準用する第4号オ、同項第5号において準用するイおよび同号 において読み替えて準用する別表第4第1項第4号エ」と、別表第 2第6項第1号、第2号および第4号中「療養介護計画」とあるの は「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、同項第3号中「業 務を」とあるのは「業務および利用者が自立した社会生活を営むこ とができるようにするための指定生活介護事業所等との連絡調整 を」と、同号アおよびイ中「心身」とあるのは「身体および精神」

第2第6項第1号から第4号(アを除く。)まで、第8項(第2号 を除く。)、第9項第1号および第2号ならびに第10項から第12項 (第1号に限る。)まで、別表第3第1項第7号イおよび第8号ア、 別表第4第1項第4号工、別表第5第6項第2号ア、別表第8第1 項第4号エおよびオならびに第1項第2号、第4号(キを除く。)、 第5号ア、第6号ア((ア)を除く。)、第7号、第8号(ウを除 く。) および第9号(コを除く。) の規定は、外部サービス利用型 指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、別 表第1第1項第5号イ中「ウ(ア)から(ウ)まで」とあるのは「別 表第14第3項第5号において準用する同表第1項第5号ア(ア)か ら(ウ)まで」と、同項第7号イ中「事項を」とあるのは「事項な らびに入居定員、受託居宅介護サービス事業者および受託居宅介護 サービス事業所の名称および所在地、入居に当たっての留意事項な らびに非常災害対策を」と、同号イ(オ)中「支給決定障害者等」 とあるのは「支給決定障害者」と、同項第17号ア中「第4号オおよ びキ(イ)ならびにイ」とあるのは「別表第14第3項第3号カにお いて準用する第4号オ、同項第5号において準用するイおよび同号 において読み替えて準用する別表第4第1項第4号エレと、別表第 2第6項第1号、第2号および第4号中「療養介護計画」とあるの は「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、同項第3号中「業 務を」とあるのは「業務および利用者が自立した社会生活を営むこ とができるようにするための指定生活介護事業所等との連絡調整 を」と、同号アおよびイ中「心身」とあるのは「身体および精神」

と、同項第4号イ中「の従業者」とあるのは「または受託居宅介護 サービス事業所の従業者」と、「こと。ただし、利用者の支援に直 接影響を及ぼさない業務については、この限りでない」とあるのは 「こと」と、同表第11項第2号ア中「療養介護計画」とあるのは「外 部サービス利用型共同生活援助計画」と、同号イ中「第4項第3号」 とあるのは「別表第14第3項第5号」と、同号ウ中「第6項第5号」 とあるのは「別表第14第3項第5号」と、同号エ中「次項第1号」 とあるのは「別表第14第3項第5号において準用する次項第1号」 と、同号オおよびカ中「第13項」とあるのは「別表第14第3項第5 号」と、同表第12項第1号イ中「もしくは特例介護給付費または療 養介護医療費」とあるのは「または特例介護給付費」と、別表第3 第1項第8号ア中「第34条の9第1項第11号」とあるのは「第34条 の19第1項第12号」と、別表第4第1項第4号エ中「入所に」とあ るのは「入居に」と、「入所の」とあるのは「入居の」と、「退所」 とあるのは「退居」と、別表第5第6項第2号ア中「自立した日常 | 生活または社会生活 | とあるのは「地域において日常生活 | と、「身 体その他」とあるのは「身体および精神」と、別表第8第1項第4 号エ中「指定宿泊型自立訓練を受ける者および厚生労働大臣が定め る者に限る」とあるのは「入居前の体験的な外部サービス利用型指 定共同生活援助を受けている者を除く」と、同号オ中「指定宿泊型 自立訓練を受ける者および厚生労働大臣が定める者を除く」とある のは「入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受 けている者に限る」と、前項第4号エ中「キ」とあるのは「第3項

と、同項第4号イ中「の従業者」とあるのは「または受託居宅介護 サービス事業所の従業者」と、「こと。ただし、利用者の支援に直 接影響を及ぼさない業務については、この限りでない」とあるのは 「こと」と、同表第11項第2号ア中「療養介護計画」とあるのは「外 部サービス利用型共同生活援助計画」と、同号イ中「第4項第3号」 とあるのは「別表第14第3項第5号」と、同号ウ中「第6項第5号」 とあるのは「別表第14第3項第5号」と、同号エ中「次項第1号」 とあるのは「別表第14第3項第5号において準用する次項第1号」 と、同号オおよびカ中「第13項」とあるのは「別表第14第3項第5 号」と、同表第12項第1号イ中「もしくは特例介護給付費または療 養介護医療費」とあるのは「または特例介護給付費」と、別表第3 第1項第8号ア中「第34条の9第1項第11号」とあるのは「第34条 の19第1項第12号」と、別表第4第1項第4号エ中「入所に」とあ るのは「入居に」と、「入所の」とあるのは「入居の」と、「退所」 とあるのは「退居」と、別表第5第6項第2号ア中「自立した日常 生活または社会生活」とあるのは「地域において日常生活」と、「身 体その他」とあるのは「身体および精神」と、別表第8第1項第4 号エ中「指定宿泊型自立訓練を受ける者および厚生労働大臣が定め る者に限る」とあるのは「入居前の体験的な外部サービス利用型指 定共同生活援助を受けている者を除く」と、同号オ中「指定宿泊型 自立訓練を受ける者および厚生労働大臣が定める者を除く」とある のは「入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受 けている者に限る」と、前項第4号エ中「キ」とあるのは「第3項

第5号」と、同項第6号ア中「イ」とあるのは「第3項第5号」と、 同項第7号ウ中「の従業者」とあるのは「および受託居宅介護サー ビス事業所の従業者」と読み替えるものとする。

別表第15(第4条関係)

多機能型に関する特例

1 多機能型による指定生活介護事業所、多機能型による指定自立訓練 (機能訓練)事業所、多機能型による指定自立訓練(生活訓練)事業 所、多機能型による指定就労移行支援事業所、多機能型による指定就 労継続支援A型事業所および多機能型による指定就労継続支援B型事業 所ならびに多機能型による指定児童発達支援事業所、多機能型による 指定医療型児童発達支援事業所(指定通所支援基準条例別表第2第2 項第1号に規定する指定医療型児童発達支援事業所をいう。) および 多機能型による指定放課後等デイサービス事業所(以下これらを「多 機能型事業所」という。)の設備は、当該多機能型事業所において行 う事業の設備と兼用することができる。この場合においては、多機能 型により障害福祉サービスまたは指定通所支援を提供する者は、サー ビスの提供に支障が生じないよう配慮しなければならない。

2 従業者の員数等の特例

(1) 多機能型事業所(指定児童発達支援事業所、指定医療型児童発達 支援事業所および指定放課後等デイサービス事業所を多機能型とし て一体的に行うものを除き、一体的に事業を行う多機能型事業所の うち厚生労働大臣が定めるものに限る。以下この表において同じ。) に置くサービス管理責任者の数は、別表第2第3項第5号(別表第 第5号」と、同項第6号ア中「イ」とあるのは「第3項第5号」と、 同項第7号ウ中「の従業者」とあるのは「および受託居宅介護サー ビス事業所の従業者」と読み替えるものとする。

別表第15(第4条関係)

多機能型に関する特例

1 多機能型による指定生活介護事業所、多機能型による指定自立訓練 (機能訓練)事業所、多機能型による指定自立訓練(生活訓練)事業 所、多機能型による指定就労移行支援事業所、多機能型による指定就 労継続支援A型事業所および多機能型による指定就労継続支援B型事業 所ならびに多機能型による指定児童発達支援事業所および多機能型に よる指定放課後等デイサービス事業所(以下これらを「多機能型事業 所」という。)の設備は、当該多機能型事業所において行う事業の設 備と兼用することができる。この場合においては、多機能型により障 害福祉サービスまたは指定通所支援を提供する者は、サービスの提供 に支障が生じないよう配慮しなければならない。

2 従業者の員数等の特例

(1) 多機能型事業所(指定児童発達支援事業所および指定放課後等デイサービス事業所を多機能型として一体的に行うものを除き、一体的に事業を行う多機能型事業所のうち厚生労働大臣が定めるものに限る。以下この表において同じ。)に置くサービス管理責任者の数は、別表第2第3項第5号(別表第3第1項第3号ケ、別表第7第

3第1項第3号ケ、別表第7第1項第2号ク、別表第8第1項第3号オ、別表第9第3項第7号、別表第10第3項第3号および別表第11第1項第3号において準用する場合に限る。)の規定にかかわらず、当該多機能型事業所を1の事業所であるとみなして、当該1の事業所とみなされた事業所ごとに、次のアまたはイに掲げる利用者の数の合計の区分に応じ、当該アまたはイに定める数以上とすることができる。この場合においても、この号の規定により置くべきサービス管理責任者のうち1人以上は、常勤の者としなければならない。ア・イ 省略

(2) 省略

別表第16(第4条関係)

離島その他の地域における基準該当障害福祉サービスに関する特例

- 1・2 省略
- 3 従業者
 - (1) 特定基準該当障害福祉サービスの事業のうち2以上の事業を一体的に行う事業者(以下「特定基準該当障害福祉サービス事業者」という。)は、当該特定基準該当障害福祉サービスの事業を行う事業所(以下この表において「特定基準該当障害福祉サービス事業所」という。)ごとに、特定基準該当障害福祉サービス事業所の管理者(以下この項において「管理者」という。)、医師(特定基準該当生活介護を提供する場合に限る。以下この表において同じ。)、看護職員(特定基準該当生活介護および特定基準該当自立訓練(機能訓練)を提供する場合に限る。以下この表において同じ。)、理学

1項第2号ク、別表第8第1項第3号オ、別表第9第3項第7号、 別表第10第3項第3号および別表第11第1項第3号において準用する場合に限る。)の規定にかかわらず、当該多機能型事業所を1の 事業所であるとみなして、当該1の事業所とみなされた事業所ごと に、次のアまたはイに掲げる利用者の数の合計の区分に応じ、当該 アまたはイに定める数以上とすることができる。この場合において も、この号の規定により置くべきサービス管理責任者のうち1人以 上は、常勤の者としなければならない。

ア・イ 省略

(2) 省略

別表第16(第4条関係)

離島その他の地域における基準該当障害福祉サービスに関する特例

- 1・2 省略
- 3 従業者
 - (1) 特定基準該当障害福祉サービスの事業のうち2以上の事業を一体的に行う事業者(以下「特定基準該当障害福祉サービス事業者」という。)は、当該特定基準該当障害福祉サービスの事業を行う事業所(以下この表において「特定基準該当障害福祉サービス事業所」という。)ごとに、特定基準該当障害福祉サービス事業所の管理者(以下この項において「管理者」という。)、医師(特定基準該当生活介護を提供する場合に限る。以下この表において同じ。)、看護職員(特定基準該当生活介護および特定基準該当自立訓練(機能訓練)を提供する場合に限る。以下この表において同じ。)、理学

療法士または作業療法士 (特定基準該当生活介護の事業を行う事業所において利用者に対して日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練および基準該当自立訓練 (機能訓練)を提供する場合に限る。)、生活支援員、職業指導員 (特定基準該当就労継続支援B型を提供する場合に限る。)およびサービス管理責任者を置くこと。ただし、理学療法士または作業療法士を確保することが困難な特定基準該当障害福祉サービス事業所 (特定基準該当自立訓練 (機能訓練)を提供する事業所を除く。)にあっては、これらの者に代えて、日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

- (2) 省略
- (3) 看護職員、<u>理学療法士または作業療法士</u>(第1号ただし書の規定により置かれる機能訓練指導員を含む。)、職業指導員およびサービス管理責任者の数は、それぞれ1人以上とすること。
- (4) 省略
- (5) 管理者は、専らその職務に従事する者とすること。ただし、特定 基準該当障害福祉サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該 特定基準該当障害福祉サービス事業所の他の職務に従事することが できる。
- (6) (7) 省略
- 4 省略

療法士等 (特定基準該当生活介護の事業を行う事業所において利用者に対して日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練および基準該当自立訓練 (機能訓練)を提供する場合に限る。)、生活支援員、職業指導員 (特定基準該当就労継続支援B型を提供する場合に限る。)およびサービス管理責任者を置くこと。ただし、理学療法士等を確保することが困難な特定基準該当障害福祉サービス事業所 (特定基準該当自立訓練 (機能訓練)を提供する事業所を除く。)にあっては、これらの者に代えて、日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

- (2) 省略
- (3) 看護職員、<u>理学療法士等</u>(第1号ただし書の規定により置かれる機能訓練指導員を含む。)、職業指導員およびサービス管理責任者の数は、それぞれ1人以上とすること。
- (4) 省略
- (5) 管理者は、専らその職務に従事する者とすること。ただし、特定 基準該当障害福祉サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該 特定基準該当障害福祉サービス事業所の他の職務に<u>従事し、または</u> 当該特定基準該当障害福祉サービス事業所以外の事業所、施設等の 職務に従事することができる。
- (6) (7) 省略
- 4 省略

- 5 別表第1第1項第4号(エならびにキ(キ)および(ク)を除く。)、 第5号(ウからオまでを除く。)、第6号エ(キ)から(ケ)まで、 第7号(イ(イ)を除く。)、第8号、第9号エ、第10号、第12号か ら第16号(アに限る。)までおよび第17号、別表第2第4項第1号、 第6項(第5号を除く。)、第8項第1号、第9項(第3号および第 4号を除く。) および第10項から第12項(第1号に限る。) までなら びに別表第3第1項第2号、第6号および第7号(ウを除く。)の規 定は、特定基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この 場合において、別表第1第1項第4号ア中「第7号ア」とあるのは「別 表第16第5項において準用する第7号ア」と、同号カ中「介護給付費」 とあるのは「特例介護給付費または特例訓練等給付費」と、同項第5 号イ中「ウ(ア)から(ウ)まで」とあるのは「別表第16第6項から 第8項までにおいて準用する別表第2第5項第1号アからウまで」と、 同項第7号イ中「事項を」とあるのは「事項ならびに利用定員、サー ビスの利用に当たっての留意事項および非常災害対策を」と、同号ウ 中「指定居宅介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介 護の事業の会計とその他の事業の会計とを」とあるのは「その提供す る特定基準該当障害福祉サービスの事業ごとに、その会計を」と、同 項第12号ウ中「指定居宅介護事業者等」とあるのは「障害福祉サービ ス事業を行う者等」と、同項第17号ア中「第4号オ」とあるのは「別 表第16第5項において準用する第4号オ」と、別表第2第6項第1号、 第2号および第4号中「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障 害福祉サービス計画」と、同項第2号コ中「6月」とあるのは「6月
- 5 別表第1第1項第4号 (エならびにキ (キ) および (ク) を除く。)、 第5号(ウからオまでを除く。)、第6号オ(ク)から(コ)まで、 第7号(イ(イ)を除く。)、第8号、第9号工、第10号、第12号か ら第16号(アに限る。)までおよび第17号、別表第2第4項第1号、 第6項(第5号を除く。)、第8項第1号、第9項(第3号および第 4号を除く。) および第10項から第12項(第1号に限る。) までなら びに別表第3第1項第2号、第6号および第7号(ウを除く。)の規 定は、特定基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この 場合において、別表第1第1項第4号ア中「第7号ア」とあるのは「別 表第16第5項において準用する第7号ア」と、同号カ中「介護給付費」 とあるのは「特例介護給付費または特例訓練等給付費」と、同項第5 号イ中「ウ(ア)から(ウ)まで」とあるのは「別表第16第6項から 第8項までにおいて準用する別表第2第5項第1号アからウまで」と、 同項第7号イ中「事項を」とあるのは「事項ならびに利用定員、サー ビスの利用に当たっての留意事項および非常災害対策を」と、同号ウ 中「指定居宅介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介 護の事業の会計とその他の事業の会計とを」とあるのは「その提供す る特定基準該当障害福祉サービスの事業ごとに、その会計を」と、同 項第12号ウ中「指定居宅介護事業者等」とあるのは「障害福祉サービ ス事業を行う者等」と、同項第17号ア中「第4号オ」とあるのは「別 表第16第5項において準用する第4号オ」と、別表第2第6項第1号、 第2号および第4号中「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障 害福祉サービス計画」と、同項第2号サ中「6月」とあるのは「6月

(特定基準該当障害福祉サービス計画のうち特定基準該当自立訓練 (機能訓練)に係る計画または特定基準該当自立訓練(生活訓練)に 係る計画にあっては、3月)」と、同表第11項第2号ア中「療養介護 計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、同号イ 中「第4項第3号」とあるのは「別表第16第5項」と、同号ウ中「第 6項第5号」とあるのは「別表第16第5項」と、同号エ中「次項第1 号」とあるのは「別表第16第5項」と、同号エ中「次項第1 号」とあるのは「別表第16第5項において準用する次項第1号」と、 同号オおよびカ中「第13項」とあるのは「別表第16第5項」と、同表 第12項第1号イ中「介護給付費もしくは特例介護給付費または療養介 護医療費」とあるのは「特例介護給付費または特例訓練等給付費」と 読み替えるものとする。

6~9 省略

(特定基準該当障害福祉サービス計画のうち特定基準該当自立訓練 (機能訓練)に係る計画または特定基準該当自立訓練(生活訓練)に 係る計画にあっては、3月)」と、同表第11項第2号ア中「療養介護 計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、同号イ 中「第4項第3号」とあるのは「別表第16第5項」と、同号ウ中「第 6項第5号」とあるのは「別表第16第5項」と、同号エ中「次項第1 号」とあるのは「別表第16第5項」と、同号エ中「次項第1 号」とあるのは「別表第16第5項において準用する次項第1号」と、 同号オおよびカ中「第13項」とあるのは「別表第16第5項」と、同表 第12項第1号イ中「介護給付費もしくは特例介護給付費または療養介 護医療費」とあるのは「特例介護給付費または特例訓練等給付費」と 読み替えるものとする。

6~9 省略

滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例新旧対照表(第6条関係)

IΗ

第1条·第2条 省略

(基本方針)

第3条 指定障害福祉サービス事業者(次条第1項第2号、第3号<u>および第7号</u>から第14号までに掲げる事業を行う者に限る。)は、地域および家庭との結び付きを重視した運営を行い、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画(以下「個別支援計画」という。)を作成し、これに基づき利用者に対して指定障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより、利用者に対して適切かつ効果的に指定障害福祉サービスを提供しなければならない。

(従業者ならびに設備および運営に関する基準)

- 第4条 法第30条第1項第2号イ、第41条の2第1項各号ならびに第43 条第1項および第2項の条例で定める基準は、前条に定めるもののほか、次の各号に掲げる障害福祉サービスの種類の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める別表のとおりとする。
 - (1)~(8) 省略

(新設)

(9)~(14) 省略

2 • 3 省略

新

第1条 第2条 省略

(基本方針)

第3条 指定障害福祉サービス事業者(次条第1項第2号、第3号<u>、第</u>7号、第8号および第9号から第14号までに掲げる事業を行う者に限る。)は、地域および家庭との結び付きを重視した運営を行い、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画(以下「個別支援計画」という。)を作成し、これに基づき利用者に対して指定障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより、利用者に対して適切かつ効果的に指定障害福祉サービスを提供しなければならない。

(従業者ならびに設備および運営に関する基準)

- 第4条 法第30条第1項第2号イ、第41条の2第1項各号ならびに第43 条第1項および第2項の条例で定める基準は、前条に定めるもののほか、次の各号に掲げる障害福祉サービスの種類の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める別表のとおりとする。
 - (1)~(8) 省略
 - (8)の2 就労選択支援 別表第8の2
 - (9)~(14) 省略
- 2 3 省略

第5条 省略付則 省略別表第1~別表第8 省略 (新設)

第5条 省略 付則 省略 別表第1~別表第8 省略 別表第8の2 (第4条関係)

就労選択支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準 1 就労選択支援に係る指定障害福祉サービス(以下「指定就労選択支援」という。)の事業を行う者(以下「指定就労選択支援事業者」という。)は、利用者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、就労移行支援または就労継続支援を利用する意向を有する者および現に就労移行支援または就労継続支援を利用している者に対して、短期間の生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に関する適性、知識および能力の評価ならびに省令第6条の7の3に規定する事項の整理(以下「就労に関する評価および整理」という。)を行い、またはこれに併せて、当該就労に関する評価および整理の結果に基づき、省令第6条の7の4に規定する便宜を適切かつ効果的に供与すること。

- 2 指定就労選択支援事業者は、就労移行支援または就労継続支援に 係る指定障害福祉サービス事業者であって、過去3年以内に当該事 業者の事業所の3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用さ れたものまたはこれと同等の障害者に対する就労支援の経験およ び実績を有すると知事が認めるものであること。
- 3 従業者
 - (1) 指定就労選択支援事業者は、当該指定就労選択支援の事業を

行う事業所(以下「指定就労選択支援事業所」という。)ごとに、 指定就労選択事業所の管理者および就労選択支援員(指定就労選 択支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定める者をいう。 以下同じ。)を置くこと。

- (2) 就労選択支援員の数は、常勤換算方法で、利用者の数を15で除して得た数以上とすること。
- (3) 前号の利用者の数は、前年度における1日当たりの平均値と すること。ただし、新たに指定就労選択支援の指定を受けようと する場合は、当該指定を受けようとする者が推定した数とする。
- (4) 就労選択支援員は、専ら当該指定就労選択支援事業所の職務 に従事する者とすること。ただし、利用者の支援に支障がない場 合は、この限りではない。
- (5) 前各号に定めるもののほか、指定就労選択支援の事業の従業 者については、別表第1第1項第3号カからケまでおよび別表第 2第3項第7号の規定を準用する。
- 4 就労に関する評価および整理の実施
- (1) 指定就労選択支援事業者は、短期間の生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に関する評価および整理を行うこと。
- (2) 障害者就業・生活支援センターその他の機関が就労に関する 評価および整理と同様の評価および整理を実施した場合には、指 定就労選択支援事業者は、当該同様の評価および整理の実施によ り、就労に関する評価および整理の実施に代えることができる。 この場合において、指定就労選択支援事業者は、次号の規定によ

る会議の開催、就労に関する評価および整理の結果の作成または 指定障害福祉サービス事業者その他の関係機関との連絡調整を 行うに当たり、当該障害者就業・生活支援センターその他の機関 に対し、当該会議への参加その他の必要な協力を求めることがで きる。

- (3) 指定就労選択支援事業者は、就労に関する評価および整理の 結果の作成に当たり、利用者および市町村、指定特定相談支援事 業者等、公共職業安定所その他の関係機関の担当者等を招集して 会議を開催し、当該利用者の就労に関する意向を改めて確認する とともに、当該担当者等に意見を求めること。この場合において、 当該会議の開催は、テレビ電話装置等を用いて行うことができ る。
- (4) 指定就労選択支援事業者は、就労に関する評価および整理の 結果を作成したときは、当該結果に係る情報を利用者および指定 特定相談支援事業者等に提供すること。
- (5) 指定就労選択支援事業者は、就労に関する評価および整理の 結果を踏まえ、必要に応じて公共職業安定所、障害者就業・生活 支援センターその他の関係機関との連絡調整を行うこと。
- 5 指定就労選択支援事業者は、法第89条の3第1項の規定に基づき 県が設置する協議会への定期的な参加、公共職業安定所への訪問等 により、地域における就労支援に係る社会資源、雇用に関する事例 等に関する情報の収集に努めるとともに、利用者に対して進路の選 択に資する情報の提供を行うよう努めること。

6 別表第1第1項第4号(キ(ク)を除く。)、第5号(ウおよびエ を除く。)、第6号オ(ク)から(コ)まで、第7号、第8号、第9 号工、第10号、第12号から第16号 (イを除く。) まで および第17号、 別表第2第2項第2号、第4項第1号、第5項第1号、第6項第4 号、第8項第1号、第9項第1号および第2号、第10項、第11項(第 2号アを除く。)ならびに第12項第1号、別表第3第1項第2号ア およびイ、第5号アおよびイ、第6号、第7号(ウを除く。) びに第8号アならびに別表第8第1項第4号エおよびオの規定は 指定就労選択支援の事業について準用する。この場合において、別 表第1第1項第4号ア中「第7号ア」とあるのは「別表第8の2第 6項において準用する第7号ア」と、同項第5号イ中「ウ(ア)か ら(ウ)まで」とあるのは「別表第8の2第6項において読み替え て準用する別表第2第5項第1号アからウまで」と、同項第7号イ 中「事項を」とあるのは「事項ならびに利用定員、サービスの利用 に当たっての留意事項および非常災害対策を」と、同項第17号ア中 「第4号オ」とあるのは「別表第8の2第6項において準用する第 と、別表第2第5項第1号ウ中「掲げる費用」とあるの は「掲げる費用および食事の提供に要する費用」と、「できる」と あるのは「できる。この場合において、食事の提供に要する費用に ついては、別に厚生労働大臣の定めるところによる」と、同表第6 項第4号中「より、療養介護計画に基づき」とあるのは「より」と 同表第11項第2号イ中「第4項第3号」とあるのは「別表第8の2 第6項」と、同号ウ中「第6項第5号」とあるのは「別表第8の2

別表第9 (第4条関係)

就労移行支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準 1~4 省略

- 5 求職活動の支援等の実施
- (1)~(5) 省略

(新設)

6 省略

別表第10以下 省略

第6項」と、同号エ中「次項第1号」とあるのは「別表第8の2第6項において準用する別表第2第12項第1号」と、同号オおよびカ中「第13項」とあるのは「別表第8の2第6項」と、別表第3第1項第8号ア中「省令第34条の9第1項第11号に規定する協力医療機関」とあるのは「協力医療機関」と、別表第8第1項第4号エ中「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者および厚生労働大臣が定める者に限る。)」とあるのは「支給決定障害者(厚生労働大臣が定める者に限る。以下エにおいて同じ。)」と、同号オ中「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者および厚生労働大臣が定める者を除く。)」とあるのは「支給決定障害者(厚生労働大臣が定める者を除く。)」とあるのは「支給決定障害者(厚生労働大臣が定める者を除く。)」とあるのは「支給決定障害者(厚生労働大臣が定める者を除く。)」と読み替えるものとする。

別表第9 (第4条関係)

就労移行支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準 1~4 省略

- 5 求職活動の支援等の実施
 - (1)~(5) 省略
 - (6) 指定就労移行支援事業者は、利用者に対し、指定計画相談支援を 行う者と連携し、定期的に就労選択支援に関する情報の提供を行う こと。
- 6 省略

別表第10以下 省略

滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の従業者ならびに設備および運営に 関する基準等を定める条例新旧対照表(第7条関係)

旧	新
本則・付則 省略	本則・付則 省略
別表(第4条関係)	別表 (第4条関係)
1 省略	1 省略
(新設)	2 設置者は、利用者の自己決定の尊重および意思決定の支援に配慮しつ つ、利用者の地域生活への移行に関する意向を把握し、当該意向を定期 的に確認するとともに、法第77条第3項各号に掲げる事業を行う者また は一般相談支援事業もしくは特定相談支援事業を行う者と連携を図り つつ、利用者の希望に沿って地域生活への移行に向けた措置を講ずるこ と。 3 設置者は、利用者の当該指定障害者支援施設以外における指定障害福
	祉サービス等の利用状況等を把握するとともに、利用者の自己決定の尊重および意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の当該指定障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向を定期的に確認し、一般相談支援事業または特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、必要な援助を行うこと。
2 省略	4 省略
<u>3</u> 従業者	<u>5</u> 従業者
(1) 省略	(1) 省略

(2) 生活介護を提供する場合

ア 設置者は、医師、看護職員(保健師または看護師もしくは准看護師をいう。以下同じ。)、理学療法士または作業療法士(利用者に対して日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を提供する場合に限る。)、生活支援員およびサービス管理責任者(施設障害福祉サービスの提供に係るサービスの管理を行う者として厚生労働大臣が定める者をいう。以下同じ。)を置くこと。ただし、理学療法士または作業療法士を確保することが困難な場合は、これらの者に代えて、当該訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

イ 省略

ウ 看護職員、<u>理学療法士または作業療法士</u>(アただし書の規定により置かれる機能訓練指導員を含む。オにおいて同じ。) および生活支援員の総数は、生活介護の単位(生活介護であって、その提供が同時に1または複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。以下同じ。) ごとに、常勤換算方法(指定障害者支援施設の従業者のそれぞれの勤務延べ時間数の総数を当該指定障害者支援施設において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該指定障害者支援施設の従業者の数を常勤の従業者の数に換算する方法をいう。以下同じ。) で、次の(ア) および(イ) に掲げる数を合計した数以上とすること。

(2) 生活介護を提供する場合

ア 設置者は、医師、看護職員(保健師または看護師もしくは准看護師をいう。以下同じ。)、理学療法士等(理学療法士、作業療法士または言語聴覚士をいう。以下同じ。)(利用者に対して日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を提供する場合に限る。)、生活支援員およびサービス管理責任者(施設障害福祉サービスの提供に係るサービスの管理を行う者として厚生労働大臣が定める者をいう。以下同じ。)を置くこと。ただし、理学療法士等を確保することが困難な場合は、これらの者に代えて、当該訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

イ 省略

ウ 看護職員、<u>理学療法士等</u>(アただし書の規定により置かれる機能訓練指導員を含む。オにおいて同じ。)および生活支援員の総数は、生活介護の単位(生活介護であって、その提供が同時に1または複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。以下同じ。)ごとに、常勤換算方法(指定障害者支援施設の従業者のそれぞれの勤務延べ時間数の総数を当該指定障害者支援施設において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該指定障害者支援施設の従業者の数を常勤の従業者の数に換算する方法をいう。以下同じ。)で、次の(ア)および(イ)に掲げる数を合計した数以上とすること。

(ア)・(イ) 省略

工 省略

オ <u>理学療法士または作業療法士</u>の数は、生活介護の単位ごとに、 利用者に対する日常生活を営む上で必要な機能の減退を防止する ための訓練の提供に必要な数とすること。

カ・キ 省略

- (3) 自立訓練(機能訓練)を提供する場合
- ア 設置者は、看護職員、<u>理学療法士または作業療法士</u>、生活支援 員およびサービス管理責任者を置くこと。ただし、<u>理学療法士ま</u> たは作業療法士を確保することが困難な場合は、これらの者に代 えて、利用者に対して日常生活を営む上で必要な機能の減退を防 止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓 練指導員として置くことができる。
- イ 看護職員、<u>理学療法士または作業療法士</u>(アただし書の規定により置かれる機能訓練指導員を含む。エにおいて同じ。)および 生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を6で除して 得た数以上とすること。

ウ 省略

エ 理学療法士または作業療法士の数は、1人以上とすること。

オ~キ 省略

(4)~(16) 省略

(ア)・(イ) 省略

工 省略

オ <u>理学療法士等</u>の数は、生活介護の単位ごとに、利用者に対する 日常生活を営む上で必要な機能の減退を防止するための訓練の提 供に必要な数とすること。

力・キ

- (3) 自立訓練(機能訓練)を提供する場合
- ア 設置者は、看護職員、<u>理学療法士等</u>、生活支援員およびサービス管理責任者を置くこと。ただし、<u>理学療法士等</u>を確保することが困難な場合は、これらの者に代えて、利用者に対して日常生活を営む上で必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。
- イ 看護職員、<u>理学療法士等</u>(アただし書の規定により置かれる機能訓練指導員を含む。エにおいて同じ。)および生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を6で除して得た数以上とすること。

ウ 省略

エ 理学療法士等の数は、1人以上とすること。

オ~キ 省略

(4)~(16) 省略

4 入退所等

- (1) 設置者は、支給決定障害者から施設障害福祉サービスの利用の申込みがあったときは、障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該支給決定障害者に対し、施設障害福祉サービスの種類ごとに、第1 4項第1号に規定する運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の支給決定障害者の施設障害福祉サービスの選択に資すると認められる重要事項を記載した文書を交付するとともに、その内容を説明し、当該支給決定障害者の同意を得ること。
- (2)~(10) 省略
- <u>5</u> 省略
- 6 施設障害福祉サービス計画等
 - (1) 省略
 - (2) サービス管理責任者は、次に掲げるところにより、施設障害福祉サービス計画の作成等を行うこと。

ア 省略

(新設)

イ 省略

<u>ウ</u> 施設障害福祉サービス計画の作成に当たっては、利用者が自立 した日常生活を営むことができるよう、適切な支援の内容につい

6 入退所等

- (1) 設置者は、支給決定障害者から施設障害福祉サービスの利用の申込みがあったときは、障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該支給決定障害者に対し、施設障害福祉サービスの種類ごとに、<u>第16項第1号</u>に規定する運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の支給決定障害者の施設障害福祉サービスの選択に資すると認められる重要事項を記載した文書を交付するとともに、その内容を説明し、当該支給決定障害者の同意を得ること。
- (2)~(10) 省略
- 7 省略
- 8 施設障害福祉サービス計画等
 - (1) 省略
 - (2) サービス管理責任者は、次に掲げるところにより、施設障害福祉サービス計画の作成等を行うこと。

ア 省略

イ 課題把握に当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、意思決定の支援を適切に行うため、当該利用者の意思および選好ならびに判断能力等について丁寧に把握すること。

ウ 省略

<u>工</u> 施設障害福祉サービス計画の作成に当たっては<u>、利用者の自己</u> <u>決定の尊重および意思決定の支援に配慮しつつ</u>、利用者が自立し て検討を行うこと。

工 省略

<u>オ</u> 利用者への施設障害福祉サービス等の提供に当たる担当者等による会議を開催し、施設障害福祉サービス計画の原案について、当該担当者等に対し意見を求めること。この場合において、当該会議の開催は、テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を用いて行うことができる。

力 省略

<u>キ</u> 施設障害福祉サービス計画を作成したときは、当該施設障害福祉サービス計画を利用者に交付すること。

ク~コ 省略

<u>サ</u> アから<u>キ</u>までの規定は、<u>コ後段</u>の変更について準用する。

(3) 省略

(新設)

た日常生活を営むことができるよう、適切な支援の内容について 検討を行うこと。<u>この場合においては、第5号に規定する地域移</u> 行等意向確認担当者が把握した利用者の地域生活への移行に関す る意向等を踏まえるものとする。

才 省略

力 利用者および当該利用者への施設障害福祉サービス等の提供に 当たる担当者等 (第5号に規定する地域移行等意向確認担当者を 含む。)による会議を開催し、当該利用者の生活に対する意向等 を改めて確認するとともに、施設障害福祉サービス計画の原案に ついて、当該担当者等に対し意見を求めること。この場合におい て、当該会議の開催は、テレビ電話装置その他の情報通信機器(以 下「テレビ電話装置等」という。)を用いて行うことができる。

キ 省略

<u>ク</u> 施設障害福祉サービス計画を作成したときは、当該施設障害福祉サービス計画を利用者<u>および当該利用者に対して指定計画相談</u> <u>支援を行う者</u>に交付すること。

ケ〜サ 省略

<u>シ</u>アから<u>ク</u>までの規定は、<u>サ後段</u>の変更について準用する。

- (3) 省略
- (4) サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己 決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困 難を抱える場合には、利用者への意思決定の支援が適切に行われるよ

(4) 設置者は、次に掲げるところにより、施設障害福祉サービス計画に基づき、施設障害福祉サービスを提供すること。

ア~ウ 省略

(新設)

う努めること。

- (5) 設置者は、利用者の地域生活への移行に関する意向の把握、利用者の当該指定障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等の把握および利用者の当該指定障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向の定期的な確認(以下この項において「地域移行等意向確認等」という。)を適切に行うため、地域移行等意向確認等に関する指針を定めるとともに、地域移行等意向確認担当者(当該指定障害者支援施設において地域移行等意向確認等を行う者をいう。次号および第7号において同じ。)を選任すること。
- (6) 地域移行等意向確認担当者は、前号の指針に基づき、地域移行等 意向確認等を実施し、課題把握の際に地域移行等意向確認等において 把握または確認をした内容をサービス管理責任者に報告するととも に、当該内容を第2号カに規定する会議に報告すること。
- (7) 地域移行等意向確認担当者は、地域移行等意向確認等に当たって は、法第77条第3項各号に掲げる事業を行う者または一般相談支援事業もしくは特定相談支援事業を行う者と連携し、地域における障害福祉サービスの体験的な利用に係る支援その他の地域生活への移行に向けた支援を行うよう努めること。
- (8) 設置者は、次に掲げるところにより、施設障害福祉サービス計画に基づき、施設障害福祉サービスを提供すること。

ア~ウ 省略

エ~ク 省略

7~19 省略

- 20 記録の整備
 - (1) 設置者は、設備、従業者および会計に関する記録を整備すること。
 - (2) 設置者は、次に掲げる記録を整備し、施設障害福祉サービスを提供した日から5年間保存すること。
 - ア 施設障害福祉サービス計画
 - イ 第4項第10号ケおよびコの規定によるサービスの提供の記録
 - ウ 第6項第4号力の規定による身体的拘束等の記録
 - エ <u>第23項第2号</u>の規定による事故の状況および当該事故に際して 講じた措置の記録
 - オ 第24項第2号の規定による苦情の内容等の記録
 - カ 第25項第2号の規定による市町村への通知の記録

<u>21</u>~<u>24</u> 省略

- 25 連携等
 - (1) 省略

(新設)

(新設)

工 利用者が自立した日常生活または社会生活を営むことができる よう、利用者の意思決定の支援に配慮すること。

オ~ケ 省略

9~21 省略

- 22 記録の整備
 - (1) 設置者は、設備、従業者および会計に関する記録を整備すること。
 - (2) 設置者は、次に掲げる記録を整備し、施設障害福祉サービスを提供した日から5年間保存すること。
 - ア 施設障害福祉サービス計画
 - イ 第6項第10号ケおよびコの規定によるサービスの提供の記録
 - ウ 第8項第8号キの規定による身体的拘束等の記録
 - エ <u>第25項第2号</u>の規定による事故の状況および当該事故に際して 講じた措置の記録
 - オ 第26項第2号の規定による苦情の内容等の記録
 - カ 第27項第7号の規定による市町村への通知の記録

23~26 秘密保持等

- 27 連携等
 - (1) 省略
 - (2) 設置者は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、地域住民等との連携および協力を行う等の地域との交流を図ること。
 - (3) 設置者は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者お

(新設)

(新設)

(2) 省略

- (3) 設置者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、省 令第34条の24第1項第12号に規定する協力医療機関を定めること。
- (4) 設置者は、あらかじめ、省令第34条の24第1項第12号に規定する 協力歯科医療機関を定めるよう努めること。

よびその家族、地域住民の代表者、施設障害福祉サービスについて 知見を有する者ならびに市町の担当者等により構成される協議会 (以下この号および次号において「地域連携推進会議」という。) を開催し、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議において、 事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を 聴く機会を設けること。この場合において、当該地域連携推進会議 の開催は、テレビ電話装置等を用いて行うことができる。

- (4) 設置者は、地域連携推進会議の開催のほか、おおむね1年に1回 以上、地域連携推進会議の構成員が指定障害者支援施設等を見学す る機会を設けること。
- (5) 設置者は、第3号の規定による報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表すること。
- (6) 前3号の規定は、設置者がその提供する施設障害福祉サービスの 質に係る第三者による評価および当該評価の実施状況の公表または これに準ずる措置として知事が定めるものを講じている場合には、 適用しない。

(7) 省略

- (8) 設置者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、省 令第34条の24第1項第12号に規定する協力医療機関<u>(第11号におい</u> て「協力医療機関」という。)を定めること。
- (9) 設置者は、あらかじめ、省令第34条の24第1項第12号に規定する協力歯科医療機関を定めるよう努めること。

(新設)

26 雑則

- (1) 設置者およびその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この表において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この項において同じ。)で行うことが規定され、または想定されているもの(第4項第7号および第10号イならびに次号に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。
- (2) 省略

- (10) 設置者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関(次号において「第2種協定指定医療機関」という。)との間で、新興感染症(同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症または同条第9項に規定する新感染症をいう。次号において同じ。)の発生時等の対応を取り決めるよう努めること。
- (11) 設置者は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合 においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の 発生時等の対応について協議を行うこと。

28 雑則

- (1) 設置者およびその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この表において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この項において同じ。)で行うことが規定され、または想定されているもの(第6項第7号および第10号イならびに次号に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。
- (2) 省略

滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備および運営に関する基準を 定める条例新旧対照表(第8条関係)

旧

第1条~第3条 省略

(設備および運営に関する基準)

第4条 省略

2 多機能型(生活介護の事業、自立訓練(機能訓練)の事業、自立訓練(生活訓練)の事業、就労移行支援の事業、就労継続支援A型の事業および就労継続支援B型の事業ならびに滋賀県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例(平成25年滋賀県条例第6号。以下「指定通所支援基準条例」という。)別表第1第1項第1号に規定する指定児童発達支援(以下「指定児童発達支援」という。)の事業、指定通所支援基準条例別表第2第1項第1号に規定する指定医療型児童発達支援(以下「指定医療型児童発達支援(以下「指定医療型児童発達支援」という。)の事業、指定通所支援基準条例別表第3第1項第1号に規定する指定放課後等デイサービス(以下「指定放課後等デイサービス」という。)の事業、指定通所支援基準条例別表第4第1項に規定する指定居宅訪問型児童発達支援の事業および指定通所支援基準条例別表第5第1項に規定する指定保育所等訪問支援の事業のうち2以上の事業を一体的に行うこと(指定通所支援基準条例に規定する事業のみを行う場合を除く。)をいう。以下同じ。)に

新

第1条~第3条 省略

(設備および運営に関する基準)

第4条 省略

2 多機能型(生活介護の事業、自立訓練(機能訓練)の事業、自立訓練(生活訓練)の事業、就労移行支援の事業、就労継続支援A型の事業 および就労継続支援B型の事業ならびに滋賀県児童福祉法に基づく指 定通所支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を 定める条例(平成25年滋賀県条例第6号。以下「指定通所支援基準条例」という。)別表第1第1項第1号に規定する指定児童発達支援(以下「指定児童発達支援」という。)の事業、指定通所支援基準条例別表第3第1項第1号に規定する指定放課後等デイサービス(以下「指 定放課後等デイサービス」という。)の事業、指定通所支援基準条例 別表第4第1項に規定する指定居宅訪問型児童発達支援の事業および 指定通所支援基準条例別表第5第1項に規定する指定保育所等訪問支援の事業のうち2以上の事業を一体的に行うこと(指定通所支援基準条例に規定する事業のみを行う場合を除く。)をいう。以下同じ。) により、前項各号に掲げる障害福祉サービス事業を行う場合における 基準の特例については、別表第8のとおりとする。

より、前項各号に掲げる障害福祉サービス事業を行う場合における基 準の特例については、別表第8のとおりとする。

付 則

1 省略

2 第1号の厚生労働大臣が定める者に対して生活介護が提供される別表第2第2項第1号に規定する生活介護事業所に置く同表第4項第1号に規定する看護職員、理学療法士または作業療法士および生活支援員の総数は、同項第4号の規定にかかわらず、当分の間、同号に規定する生活介護の単位ごとに、常勤換算方法(障害福祉サービスの事業を行う事業所の従業者のそれぞれの勤務延べ時間数の総数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の数を常勤の従業者の数に換算する方法をいう。以下同じ。)で次に掲げる数を合計した数以上とする。

(1) • (2) 省略

3 省略

4 この条例の施行の日以後に新たに開始する障害福祉サービス事業 (療養介護の事業、自立訓練(生活訓練)の事業(宿泊型自立訓練の みを提供する事業に限る。) および就労継続支援A型の事業を除く。) を行う事業所(別表第2第2項第1号ただし書(別表第3第5項、別 表第5第6項および別表第7第3項において準用する場合を含む。)、 別表第4第2項第1号ただし書および別表第8第1項第4号の規定の 付 則

1 省略

2 第1号の厚生労働大臣が定める者に対して生活介護が提供される別表第2第2項第1号に規定する生活介護事業所に置く同表第4項第1号に規定する看護職員、理学療法士等(理学療法士、作業療法士または言語聴覚士をいう。以下同じ。) および生活支援員の総数は、同項第4号の規定にかかわらず、当分の間、同号に規定する生活介護の単位ごとに、常勤換算方法(障害福祉サービスの事業を行う事業所の従業者のそれぞれの勤務延べ時間数の総数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の数を常勤の従業者の数に換算する方法をいう。以下同じ。)で次に掲げる数を合計した数以上とする。

(1) • (2) 省略

3 省略

4 この条例の施行の日以後に新たに開始する障害福祉サービス事業 (療養介護の事業、自立訓練(生活訓練)の事業(宿泊型自立訓練の みを提供する事業に限る。)および就労継続支援A型の事業を除く。) を行う事業所(別表第2第2項第1号ただし書(別表第3第5項およ び別表第7第3項において準用する場合を含む。)、別表第4第2項 第1号ただし書および別表第8第1項第4号の規定の適用を受ける事 適用を受ける事業所を除く。)の規模は、別表第1第2項第1号(別表第3第5項、別表第5第6項および別表第7第3項において準用する場合を含む。)および別表第4第2項の規定にかかわらず、当分の間、当該障害福祉サービス事業を開始した日から3年間に限り、10人以上とすることができる。

別表第1 (第4条関係)

療養介護の事業の設備および運営に関する基準

1~6 省略

- 7 療養介護計画等
 - (1) 省略
 - (2) サービス管理責任者は、次に掲げるところにより、療養介護計画の作成等を行うこと。

ア 省略

(新設)

イ 省略

<u>ウ</u>療養介護計画の作成に当たっては、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう、適切な支援の内容について検討を行うこと。

業所を除く。)の規模は、別表第1第2項第1号(別表第3第5項および別表第7第3項において準用する場合を含む。)および別表第4第2項の規定にかかわらず、当分の間、当該障害福祉サービス事業を開始した日から3年間に限り、10人以上とすることができる。

別表第1 (第4条関係)

療養介護の事業の設備および運営に関する基準

1~6 省略

- 7 療養介護計画等
 - (1) 省略
 - (2) サービス管理責任者は、次に掲げるところにより、療養介護計画の作成等を行うこと。

ア 省略

イ 課題把握に当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、意思決定の支援を適切に行うため、当該利用者の意思および選好ならびに判断能力等について丁寧に把握すること。

<u>ウ</u> 省略

工 療養介護計画の作成に当たっては、利用者の自己決定の尊重お よび意思決定の支援に配慮しつつ、利用者が自立した日常生活を 営むことができるよう、適切な支援の内容について検討を行うこ と。

工 省略

<u>オ</u> 利用者に対する療養介護の提供に当たる担当者等による会議を 開催し、療養介護計画の原案について、当該担当者等に対し意見 を求めること。この場合において、当該会議の開催は、テレビ電 話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。) を用いて行うことができる。

力 省略

<u>キ</u> 療養介護計画を作成したときは、当該療養介護計画を利用者に 交付すること。

ク~コ 省略

<u>サ</u> アから<u>キ</u>までの規定は、<u>コ後段</u>の変更について準用する。

(3) 省略

(新設)

(4) 療養介護事業者は、次に掲げるところにより、療養介護計画に基

才 省略

力 利用者<u>および当該利用者</u>に対する療養介護の提供に当たる担当者等による会議を開催し、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに、療養介護計画の原案について、当該担当者等に対し意見を求めること。この場合において、当該会議の開催は、テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を用いて行うことができる。

キ 省略

ク 療養介護計画を作成したときは、当該療養介護計画を利用者<u>お</u>よび当該利用者または障害児の保護者に対して指定計画相談支援 または指定障害児相談支援(児童福祉法(昭和22年法律第164号) 第24条の26第2項に規定する指定障害児相談支援をいう。)を行 う者(以下これらを「指定特定相談支援事業者等」という。)に 交付すること。

ケ〜サ 省略

<u>シ</u> アから<u>ク</u>までの規定は、<u>サ後段</u>の変更について準用する。

- (3) 省略
- (3) の2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の 自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定すること に困難を抱える場合には、利用者への意思決定の支援が適切に行われ るよう努めること。
- (4) 療養介護事業者は、次に掲げるところにより、療養介護計画に基

づき、療養介護を提供すること。

ア~ウ 省略

(新設)

エ~ク 省略

8~14 省略

- 15 記録の整備
 - (1) 省略
 - (2) 療養介護事業者は、次に掲げる記録を整備し、療養介護を提供した日から5年間保存すること。

ア 省略

イ 第7項第4号カの規定による身体的拘束等の記録

ウ・エ 省略

16~20 省略

別表第2 (第4条関係)

生活介護の事業の設備および運営に関する基準

1~3 省略

- 4 職員
- (1) 省略
- (2) 生活介護事業者は、利用者に対して日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を提供する場合には、<u>理学療法士</u>

づき、療養介護を提供すること。

ア~ウ 省略

工 利用者が自立した日常生活または社会生活を営むことができる よう、利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めること。

オ~ケ 省略

8~14 省略

- 15 記録の整備
 - (1) 省略
 - (2) 療養介護事業者は、次に掲げる記録を整備し、療養介護を提供した日から5年間保存すること。

ア 省略

イ 第7項第4号キの規定による身体的拘束等の記録

ウ・エ 省略

16~20 省略

別表第2 (第4条関係)

生活介護の事業の設備および運営に関する基準

1~3 省略

- 4 職員
 - (1) 省略
- (2) 生活介護事業者は、利用者に対して日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を提供する場合には、理学療法士

<u>または作業療法士</u>を置くこと。ただし、<u>理学療法士または作業療法</u> <u>士</u>を確保することが困難な場合は、これらの者に代えて、当該訓練 を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置く ことができる。

(3) 省略

(4) 看護職員、理学療法士または作業療法士(第2号ただし書の規定により置かれる機能訓練指導員を含む。第6号において同じ。)および生活支援員の総数は、生活介護の単位(生活介護であって、その提供が同時に1または複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。以下同じ。)ごとに、常勤換算方法で、次のアからウまでに掲げる利用者の平均障害支援区分に応じ、当該アからウまでに定める数以上とすること。

ア~ウ 省略

- (5) 省略
- (6) <u>理学療法士または作業療法士</u>の数は、生活介護の単位ごとに、第 2号に規定する訓練の提供に必要な数とすること。

(7)~(9) 省略

5~10 省略

11 別表第1第6項、第7項、第9項第1号、第10項、第11項、第13項 から第18項までおよび第20項の規定は、生活介護の事業について準用 する。この場合において、同表第7項第1号、第2号および第4号中 「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、同表第10項第2号 等を置くこと。ただし、<u>理学療法士等</u>を確保することが困難な場合は、これらの者に代えて、当該訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

(3) 省略

(4) 看護職員、<u>理学療法士等</u>(第2号ただし書の規定により置かれる機能訓練指導員を含む。第6号において同じ。)および生活支援員の総数は、生活介護の単位(生活介護であって、その提供が同時に1または複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。以下同じ。)ごとに、常勤換算方法で、次のアからウまでに掲げる利用者の平均障害支援区分に応じ、当該アからウまでに定める数以上とすること。

ア~ウ 省略

- (5) 省略
- (6) <u>理学療法士等</u>の数は、生活介護の単位ごとに、第2号に規定する 訓練の提供に必要な数とすること。

(7)~(9) 省略

5~10 省略

11 別表第1第6項、第7項、第9項第1号、第10項、第11項、第13項 から第18項までおよび第20項の規定は、生活介護の事業について準用 する。この場合において、同表第7項第1号、第2号および第4号中 「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、同表第10項第2号 中「事項を」とあるのは「事項ならびにサービスを提供する日および時間ならびに通常の事業の実施地域を」と、同表第15項第2号ア中「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、同号イ中「第7項第4号力」とあるのは「別表第2第11項において準用する第7項第4号力」と、同号ウ中「第17項第2号」とあるのは「別表第2第11項において準用する第17項第2号」と、同号エ中「第18項第2号」とあるのは「別表第2第11項において準用する第11項において準用する第18項第2号」と読み替えるものとする。

別表第3(第4条関係)

自立訓練(機能訓練)の事業の設備および運営に関する基準

- 1 省略
- 2 職員
- (1) 自立訓練(機能訓練)事業者は、当該自立訓練(機能訓練)の事業を行う事業所(以下「自立訓練(機能訓練)事業所」という。)ごとに、自立訓練(機能訓練)事業所の管理者(以下この表において「管理者」という。)、看護職員、理学療法士または作業療法士、生活支援員およびサービス管理責任者を置くこと。ただし、理学療法士または作業療法士を確保することが困難な場合は、これらの者に代えて、利用者に対して日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。
- (2) 看護職員、理学療法士または作業療法士(前号ただし書の規定に

中「事項を」とあるのは「事項ならびにサービスを提供する日および時間ならびに通常の事業の実施地域を」と、同表第15項第2号ア中「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、同号イ中「第7項第4号キ」とあるのは「別表第2第11項において準用する第7項第4号キ」と、同号中「第17項第2号」とあるのは「別表第2第11項において準用する第17項第2号」と、同号エ中「第18項第2号」とあるのは「別表第2第11項において準用する第18項第2号」と読み替えるものとする。

別表第3 (第4条関係)

自立訓練(機能訓練)の事業の設備および運営に関する基準

- 1 省略
- 2 職員
 - (1) 自立訓練(機能訓練)事業者は、当該自立訓練(機能訓練)の事業を行う事業所(以下「自立訓練(機能訓練)事業所」という。)ごとに、自立訓練(機能訓練)事業所の管理者(以下この表において「管理者」という。)、看護職員、理学療法士等、生活支援員およびサービス管理責任者を置くこと。ただし、理学療法士等を確保することが困難な場合は、これらの者に代えて、利用者に対して日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。
 - (2) 看護職員、理学療法士等 (前号ただし書の規定により置かれる機

より置かれる機能訓練指導員を含む。次号において同じ。) および 生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を6で除して得 た数以上とすること。

(3) <u>理学療法士または作業療法士</u>の数は、1人以上とすること。 (4)~(7) 省略

3 · 4 省略

5 別表第1第3項(第2号を除く。)、第5項から第7項まで、第9 項第1号、第10項から第12項(第4号を除く。)までおよび第13項か ら第20項までならびに別表第2第2項(第3号を除く。)、第3項(第 4号を除く。)、第5項第1号、第7項第3号および第4号、第8項、 第9項(第3号を除く。)ならびに第10項第1号の規定は、自立訓練 (機能訓練)の事業について準用する。この場合において、別表第1 第7項第1号、第2号および第4号中「療養介護計画」とあるのは「自 立訓練(機能訓練)計画」と、同項第2号コ中「6月」とあるのは「3 月」と、同表第10項第2号中「事項を」とあるのは「事項ならびにサ ービスを提供する日および時間ならびに通常の事業の実施地域を」と、 同表第12項第3号中「他の専門の医療機関」とあるのは「医療機関」 と、同表第15項第2号ア中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(機 能訓練)計画」と、同号イ中「第7項第4号カ」とあるのは「別表第 3第5項において準用する第7項第4号カ」と、同号ウ中「第17項第 2号」とあるのは「別表第3第5項において準用する第17項第2号」 と、同号エ中「第18項第2号」とあるのは「別表第3第5項において

能訓練指導員を含む。次号において同じ。) および生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を6で除して得た数以上とすること。

(3) 理学療法士等の数は、1人以上とすること。

(4)~(7) 省略

3 · 4 省略

5 別表第1第3項(第2号を除く。)、第5項から第7項まで、第9 項第1号、第10項から第12項(第4号を除く。)までおよび第13項か ら第20項までならびに別表第2第2項(第3号を除く。)、第3項(第 4号を除く。)、第5項第1号、第7項第3号および第4号、第8項、 第9項(第3号を除く。)ならびに第10項第1号の規定は、自立訓練 (機能訓練)の事業について準用する。この場合において、別表第1 第7項第1号、第2号および第4号中「療養介護計画」とあるのは「自 立訓練(機能訓練)計画」と、同項第2号サ中「6月」とあるのは「3 月」と、同表第10項第2号中「事項を」とあるのは「事項ならびにサ ービスを提供する日および時間ならびに通常の事業の実施地域を」と、 同表第12項第3号中「他の専門の医療機関」とあるのは「医療機関」 と、同表第15項第2号ア中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(機 能訓練)計画」と、同号イ中「第7項第4号キ」とあるのは「別表第 3第5項において準用する第7項第4号キ」と、同号ウ中「第17項第 2号」とあるのは「別表第3第5項において準用する第17項第2号」 と、同号エ中「第18項第2号」とあるのは「別表第3第5項において

準用する第18項第2号」と読み替えるものとする。

別表第4(第4条関係)

自立訓練(生活訓練)の事業の設備および運営に関する基準 1~4 省略

5 別表第1第5項から第7項まで、第9項第1号、第10項から第12項 (第4号を除く。)までおよび第13項から第20項まで、別表第2第2 項第2号、第5項第1号、第7項第3号および第4号、第8項、第9 項(第3号を除く。)ならびに第10項第1号ならびに別表第3第3項 および第4項の規定は、自立訓練(生活訓練)の事業について準用す る。この場合において、別表第1第7項第1号、第2号および第4号 中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(生活訓練)計画」と、同 項第2号コ中「6月」とあるのは「3月」と、同表第10項第2号中「事 項を」とあるのは「事項ならびにサービスを提供する日および時間な らびに通常の事業の実施地域を」と、同表第12項第3号中「他の専門 の医療機関」とあるのは「医療機関」と、同表第15項第2号ア中「療 養介護計画」とあるのは「自立訓練(生活訓練)計画」と、同号イ中 「第7項第4号カ」とあるのは「別表第4第5項において準用する第 7項第4号カ」と、同号ウ中「第17項第2号」とあるのは「別表第4 第5項において準用する第17項第2号」と、同号エ中「第18項第2号」 とあるのは「別表第4第5項において準用する第18項第2号」と、別 表第2第2項第2号中「6人」とあるのは「宿泊型自立訓練以外の自 立訓練(生活訓練)にあっては6人以上、宿泊型自立訓練にあっては1 準用する第18項第2号」と読み替えるものとする。

別表第4(第4条関係)

自立訓練(生活訓練)の事業の設備および運営に関する基準 1~4 省略

5 別表第1第5項から第7項まで、第9項第1号、第10項から第12項 (第4号を除く。)までおよび第13項から第20項まで、別表第2第2 項第2号、第5項第1号、第7項第3号および第4号、第8項、第9 項(第3号を除く。)ならびに第10項第1号ならびに別表第3第3項 および第4項の規定は、自立訓練(生活訓練)の事業について準用す る。この場合において、別表第1第7項第1号、第2号および第4号 中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(生活訓練)計画」と、同 項第2号サ中「6月」とあるのは「3月」と、同表第10項第2号中「事 項を」とあるのは「事項ならびにサービスを提供する日および時間な らびに通常の事業の実施地域を」と、同表第12項第3号中「他の専門 の医療機関」とあるのは「医療機関」と、同表第15項第2号ア中「療 養介護計画」とあるのは「自立訓練(生活訓練)計画」と、同号イ中 「第7項第4号キ」とあるのは「別表第4第5項において準用する第 7項第4号キ」と、同号ウ中「第17項第2号」とあるのは「別表第4 第5項において準用する第17項第2号」と、同号エ中「第18項第2号」 とあるのは「別表第4第5項において準用する第18項第2号」と、別 表第2第2項第2号中「6人」とあるのは「宿泊型自立訓練以外の自 立訓練(生活訓練)にあっては6人以上、宿泊型自立訓練にあっては1 0人」と読み替えるものとする。

別表第5 (第4条関係)

就労移行支援の事業の設備および運営に関する基準

1 省略

(新設)

2 第6項において準用する別表第2第3項の規定にかかわらず、認定 就労移行支援事業所(あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等 に関する法律(昭和22年法律第217号)第2条第1項の文部科学大臣が 認定した学校または厚生労働大臣もしくは知事が認定した養成施設で ある就労移行支援事業所(就労移行支援事業者が当該就労移行支援の 事業を行う事業所をいう。以下同じ。)をいう。以下同じ。)におい て就労移行支援が提供される場合にあっては、当該学校または養成施 設として必要な設備を設けること。

3 職員

(1)~(6) 省略

(7) 前各号に定めるもののほか、就労移行支援の事業の職員については、別表第1第4項第2号、第6号から第8号までおよび第12号から第15号まで、別表第2第4項第8号および第9号ならびに別表第3第2項第5号の規定を準用する。この場合において、別表第1第4項第7号中「前3号」とあるのは、「別表第5第3項第2号およ

0人」と読み替えるものとする。

別表第5 (第4条関係)

就労移行支援の事業の設備および運営に関する基準

- 1 省略
- 2 就労移行支援事業者が当該就労移行支援の事業を行う事業所(以下 「就労移行支援事業所」という。以下同じ。)の規模は、10人以上の 人員が利用できるものとすること。
- 3 第7項において準用する別表第2第3項の規定にかかわらず、認定 就労移行支援事業所(あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等 に関する法律(昭和22年法律第217号)第2条第1項の文部科学大臣が 認定した学校または厚生労働大臣もしくは知事が認定した養成施設で ある就労移行支援事業所をいう。以下同じ。)において就労移行支援 が提供される場合にあっては、当該学校または養成施設として必要な 設備を設けること。

4 職員

(1)~(6) 省略

(7) 前各号に定めるもののほか、就労移行支援の事業の職員については、別表第1第4項第2号、第6号から第8号までおよび第12号から第15号まで、別表第2第4項第8号および第9号ならびに別表第3第2項第5号の規定を準用する。この場合において、別表第1第4項第7号中「前3号」とあるのは、「別表第5第4項第2号およ

び同項第7号において準用する前号」と読み替えるものとする。

4 実習等の実施

- (1) 就労移行支援事業者は、<u>第6項</u>において読み替えて準用する別表 第1第7項第1号に規定する就労移行支援計画に基づく実習の受入 先を確保すること。
- (2) (3) 省略
- 5 求職活動の支援等の実施
 - (1)~(5) 省略
- 6 別表第1第3項(第2号を除く。)、第5項から第7項まで、第9項第1号、第10項から第12項(第4号を除く。)までおよび第13項から第20項まで、別表第2第2項(第3号を除く。)、第3項、第5項第1号、第7項(第3号および第4号を除く。)から第9項(第3号を除く。)までおよび第10項第1号ならびに別表第3第3項の規定は、就労移行支援の事業について準用する。この場合において、別表第1第7項第1号、第2号および第4号中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同項第2号コ中「6月」とあるのは「3月」と、同表第10項第2号中「事項を」とあるのは「事項ならびにサービスを提供する日および時間ならびに通常の事業の実施地域を」と、同表第12項第3号中「他の専門の医療機関」とあるのは「医療機関」と、同表第15項第2号ア中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同号イ中「第7項第4号力」とあるのは「別表第5第6項において準用する第7項第4号力」と、同号ウ中「第17項第2号」とあるの

び同項第7号において準用する前号」と読み替えるものとする。

- 5 実習等の実施
 - (1) 就労移行支援事業者は、<u>第7項</u>において読み替えて準用する別表 第1第7項第1号に規定する就労移行支援計画に基づく実習の受入 先を確保すること。
 - (2) (3) 省略
- 6 求職活動の支援等の実施
 - (1)~(5) 省略
- 7 別表第1第3項(第2号を除く。)、第5項から第7項まで、第9項第1号、第10項から第12項(第4号を除く。)までおよび第13項から第20項まで、別表第2第2項第2号、第3項、第5項第1号、第7項(第3号および第4号を除く。)から第9項(第3号を除く。)までおよび第10項第1号ならびに別表第3第3項の規定は、就労移行支援の事業について準用する。この場合において、別表第1第7項第1号、第2号および第4号中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同項第2号サ中「6月」とあるのは「3月」と、同表第10項第2号中「事項を」とあるのは「事項ならびにサービスを提供する日および時間ならびに通常の事業の実施地域を」と、同表第12項第3号中「他の専門の医療機関」とあるのは「医療機関」と、同表第15項第2号ア中「療養介護計画」とあるのは「別表第5第7項において準用する第7項第4号キ」とあるのは「別表第5第7項において準用する第7項第4号キ」と、同号ウ中「第17項第2号」とあるのは「別

は「<u>別表第5第6項</u>において準用する第17項第2号」と、同号エ中「第 18項第2号」とあるのは「<u>別表第5第6項</u>において準用する第18項第 2号」と、<u>別表第2第2項第1号中「生活介護事業所」とあるのは「就</u> <u>労移行支援事業所(認定就労移行支援事業所を除く。)」と</u>読み替え るものとする。

別表第6 (第4条関係)

就労継続支援A型の事業の設備および運営に関する基準

1~4 省略

5 職員

(1) • (2) 省略

(3) 前2号に定めるもののほか、就労継続支援A型の事業の職員については、別表第1第4項第2号、第6号から第10号までおよび第12号から第15号まで、別表第2第4項第7号および第8号、別表第3第2項第5号ならびに<u>別表第5第3項第3号</u>および第5号の規定を準用する。この場合において、別表第1第4項第7号中「前3号」とあるのは「別表第6第5項第2号および同項第3号において準用する前号」と、同項第10号中「生活支援員およびサービス管理責任者」と、別表第2第4項第8号中「もしくは同法」とあるのは「、同法」と、「者または」とあるのは「者もしくは企業を経営した経験を有する者または」と読み替えるものとする。

6~9 省略

表第5第7項において準用する第17項第2号」と、同号エ中「第18項第2号」とあるのは「<u>別表第5第7項</u>において準用する第18項第2号」と読み替えるものとする。

別表第6 (第4条関係)

就労継続支援A型の事業の設備および運営に関する基準

1~4 省略

5 職員

(1) • (2) 省略

(3) 前2号に定めるもののほか、就労継続支援A型の事業の職員については、別表第1第4項第2号、第6号から第10号までおよび第12号から第15号まで、別表第2第4項第7号および第8号、別表第3第2項第5号ならびに別表第5第4項第3号および第5号の規定を準用する。この場合において、別表第1第4項第7号中「前3号」とあるのは「別表第6第5項第2号および同項第3号において準用する前号」と、同項第10号中「生活支援員およびサービス管理責任者」とあるのは「サービス管理責任者」と、別表第2第4項第8号中「もしくは同法」とあるのは「、同法」と、「者または」とあるのは「者もしくは企業を経営した経験を有する者または」と読み替えるものとする。

6~9 省略

10 別表第1第3項(第2号を除く。)、第5項から第7項まで、第9 項第1号、第10項から第12項(第4号を除く。)までおよび第13項か ら第20項まで、別表第2第5項第1号、第8項、第9項(第3号を除 く。) および第10項第1号、別表第3第3項ならびに別表第5第4項 および第5項(第5号を除く。)の規定は、就労継続支援A型の事業に ついて準用する。この場合において、別表第1第7項第1号、第2号 および第4号中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」 と、同表第10項第2号中「事項を」とあるのは「事項ならびにサービ スを提供する日および時間、通常の事業の実施地域ならびに利用者の 賃金および工賃ならびに労働時間および作業時間を」と、同表第12項 - 第3号中「他の専門の医療機関」とあるのは「医療機関」と、同表第1 5項第2号ア中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」 と、同号イ中「第7項第4号カ」とあるのは「別表第6第10項におい て準用する第7項第4号カ」と、同号ウ中「第17項第2号」とあるの は「別表第6第10項において準用する第17項第2号」と、同号エ中「第 18項第2号」とあるのは「別表第6第10項において準用する第18項第 2号」と、別表第5第4項第1号中「第6項」とあるのは「別表第6 第10項 | と、「就労移行支援計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」 と、「受入先を確保すること」とあるのは「受入先の確保に努めるこ と」と、同表第5項第1号中「を支援する」とあるのは「の支援に努 める」と読み替えるものとする。

別表第7(第4条関係)

就労継続支援B型の事業の設備および運営に関する基準

10 別表第1第3項(第2号を除く。)、第5項から第7項まで、第9 項第1号、第10項から第12項(第4号を除く。)までおよび第13項か ら第20項まで、別表第2第5項第1号、第8項、第9項(第3号を除 く。) および第10項第1号、別表第3第3項ならびに別表第5第5項 および第6項(第5号を除く。)の規定は、就労継続支援A型の事業に ついて準用する。この場合において、別表第1第7項第1号、第2号 および第4号中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」 と、同表第10項第2号中「事項を」とあるのは「事項ならびにサービ スを提供する日および時間、通常の事業の実施地域ならびに利用者の 賃金および工賃ならびに労働時間および作業時間を」と、同表第12項 第3号中「他の専門の医療機関」とあるのは「医療機関」と、同表第1 5項第2号ア中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」 と、同号イ中「第7項第4号キ」とあるのは「別表第6第10項におい て準用する第7項第4号キ」と、同号ウ中「第17項第2号」とあるの は「別表第6第10項において準用する第17項第2号」と、同号エ中「第 18項第2号」とあるのは「別表第6第10項において準用する第18項第 2号」と、別表第5第5項第1号中「第7項」とあるのは「別表第6 第10項」と、「就労移行支援計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」 と、「受入先を確保すること」とあるのは「受入先の確保に努めるこ と」と、同表第5項第1号中「を支援する」とあるのは「の支援に努 める」と読み替えるものとする。

別表第7 (第4条関係)

就労継続支援B型の事業の設備および運営に関する基準

1 • 2 省略

3 別表第1第3項(第2号を除く。)、第4項第2号、第6号から第1 0号までおよび第12号から第15号まで、第5項から第7項(第4号ウを 除く。)まで、第9項第1号、第10項から第12項(第4号を除く。) までならびに第13項から第20項まで、別表第2第2項第1号、第3項 第1号から第3号まで、第4項第7号および第8号、第5項第1号、 第8項、第9項(第3号を除く。)ならびに第10項第1号、別表第3 第2項第5号および第3項、別表第5第3項第3号および第5号、第 4項ならびに第5項(第5号を除く。)ならびに別表第6第3項第4 号、第4項第1号および第5項(第3号を除く。)の規定は、就労継 続支援B型の事業について準用する。この場合において、別表第1第4 項第7号中「前3号」とあるのは「別表第7第3項において準用する 前号および別表第6第5項第2号」と、同項第10号中「生活支援員お よびサービス管理責任者」とあるのは「サービス管理責任者」と、同 表第7項第1号、第2号および第4号中「療養介護計画」とあるのは 「就労継続支援B型計画」と、同表第10項第2号中「事項を」とあるの は「事項ならびにサービスを提供する日および時間ならびに通常の事 業の実施地域を」と、同表第12項第3号中「他の専門の医療機関」と あるのは「医療機関」と、同表第15項第2号ア中「療養介護計画」と あるのは「就労継続支援B型計画」と、同号イ中「第7項第4号カ」と あるのは「別表第7第3項において準用する第7項第4号カ」と、同 号ウ中「第17項第2号」とあるのは「別表第7第3項において準用す る第17項第2号」と、同号エ中「第18項第2号」とあるのは「別表第

1・2 省略

3 別表第1第3項(第2号を除く。)、第4項第2号、第6号から第1 0号までおよび第12号から第15号まで、第5項から第7項(第4号ウを 除く。)まで、第9項第1号、第10項から第12項(第4号を除く。) までならびに第13項から第20項まで、別表第2第2項第1号、第3項 第1号から第3号まで、第4項第7号および第8号、第5項第1号、 第8項、第9項(第3号を除く。)ならびに第10項第1号、別表第3 第2項第5号および第3項、別表第5第4項第3号および第5号、第 5項ならびに第6項(第5号を除く。) ならびに別表第6第3項第4 号、第4項第1号および第5項(第3号を除く。)の規定は、就労継 続支援B型の事業について準用する。この場合において、別表第1第4 項第7号中「前3号」とあるのは「別表第7第3項において準用する 前号および別表第6第5項第2号」と、同項第10号中「生活支援員お よびサービス管理責任者」とあるのは「サービス管理責任者」と、同 表第7項第1号、第2号および第4号中「療養介護計画」とあるのは 「就労継続支援B型計画」と、同表第10項第2号中「事項を」とあるの は「事項ならびにサービスを提供する日および時間ならびに通常の事 業の実施地域を」と、同表第12項第3号中「他の専門の医療機関」と あるのは「医療機関」と、同表第15項第2号ア中「療養介護計画」と あるのは「就労継続支援B型計画」と、同号イ中「第7項第4号キ」と あるのは「別表第7第3項において準用する第7項第4号キ」と、同 号ウ中「第17項第2号」とあるのは「別表第7第3項において準用す る第17項第2号」と、同号エ中「第18項第2号」とあるのは「別表第

7第3項において準用する第18項第2号」と、別表第2第4項第8号中「もしくは同法」とあるのは「、同法」と、「者または」とあるのは「者もしくは企業を経営した経験を有する者または」と、<u>別表第5</u>第4項第1号中「第6項」とあるのは「別表第7第3項」と、「就労移行支援計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、「受入先を確保すること」とあるのは「受入先の確保に努めること」と、同表第5項第1号中「を支援する」とあるのは「の支援に努める」と読み替えるものとする。

別表第8 (第4条関係)

多機能型に関する特例

- 1 規模に関する特例
- (1) 多機能型による生活介護事業所(以下「多機能型生活介護事業所」という。)、多機能型による自立訓練(機能訓練)事業所(以下「多機能型自立訓練(機能訓練)事業所」という。)、多機能型による自立訓練(生活訓練)事業所(以下「多機能型自立訓練(生活訓練)事業所」という。)、多機能型による就労移行支援事業所(以下「多機能型就労移行支援事業所」という。)、多機能型による就労継続支援A型事業所」という。) および多機能型による就労継続支援B型事業者が当該就労継続支援B型事業を行う事業所(以下「多機能型就労継続支援B型事業所」という。) (以下これらを「多機能型事業所」という。)については、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員(多機能型による指

7第3項において準用する第18項第2号」と、別表第2第4項第8号中「もしくは同法」とあるのは「、同法」と、「者または」とあるのは「者もしくは企業を経営した経験を有する者または」と、<u>別表第5</u>第5項第1号中「第7項」とあるのは「別表第7第3項」と、「就労移行支援計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、「受入先を確保すること」とあるのは「受入先の確保に努めること」と、同表第5項第1号中「を支援する」とあるのは「の支援に努める」と読み替えるものとする。

別表第8 (第4条関係)

多機能型に関する特例

- 1 規模に関する特例
 - (1) 多機能型による生活介護事業所(以下「多機能型生活介護事業所」という。)、多機能型による自立訓練(機能訓練)事業所(以下「多機能型自立訓練(機能訓練)事業所」という。)、多機能型による自立訓練(生活訓練)事業所(以下「多機能型自立訓練(生活訓練)事業所」という。)、多機能型による就労移行支援事業所(以下「多機能型就労移行支援事業所」という。)、多機能型による就労継続支援A型事業所」という。) および多機能型による就労継続支援B型事業者が当該就労継続支援B型事業を行う事業所(以下「多機能型就労継続支援B型事業所」という。) については、 ないにまます。 (会様な知事業所」という。) については、 ないにまます。 (会様な知事業所) という。) については、
 - 一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員(多機能型による指

定児童発達支援の事業、多機能型による指定医療型児童発達支援の事業または多機能型による指定放課後等デイサービスの事業(以下これらを「多機能型児童発達支援事業等」という。)を一体的に行う場合にあっては、自立訓練(生活訓練)(宿泊型自立訓練を除く。)の利用定員を除き、当該多機能型児童発達支援事業等を行う事業所の利用定員を含む。)の合計が20人以上である場合にあっては、当該多機能型事業所の利用定員は、別表第2第2項第1号(別表第3第5項、別表第5第6項および別表第7第3項において準用する場合を含む。)、別表第4第2項および別表第6第3項第1号の規定にかかわらず、次のアからウまでに掲げる多機能型事業所の区分に応じ、当該アからウまでに定める人数以上とすることができる。

ア~ウ 省略

(2)~(4) 省略

- 2 省略
- 3 職員の員数等の特例
- (1) 多機能型事業所(一体的に事業を行う多機能型事業所のうち厚生 労働大臣が定めるものに限る。)のサービス管理責任者の数は、別 表第2第4項第9号、別表第3第2項第7号、別表第4第4項第6 号、<u>別表第5第3項第7号</u>、別表第6第5項第3号および別表第7 第3項において準用する別表第1第4項第6号の規定にかかわら ず、当該多機能型事業所を1の事業所であるとみなして、当該1の 事業所とみなされた事業所ごとに、次のアまたはイに掲げる当該多

定児童発達支援の事業または多機能型による指定放課後等デイサービスの事業(以下これらを「多機能型児童発達支援事業等」という。)を一体的に行う場合にあっては、自立訓練(生活訓練)(宿泊型自立訓練を除く。)の利用定員を除き、当該多機能型児童発達支援事業等を行う事業所の利用定員を含む。)の合計が20人以上である場合にあっては、当該多機能型事業所の利用定員は、別表第2第2項第1号(別表第3第5項、別表第5第7項および別表第7第3項において準用する場合を含む。)、別表第4第2項および別表第6第3項第1号の規定にかかわらず、次のアからウまでに掲げる多機能型事業所の区分に応じ、当該アからウまでに定める人数以上とすることができる。

ア~ウ 省略

(2)~(4) 省略

- 2 省略
- 3 職員の員数等の特例
 - (1) 多機能型事業所(一体的に事業を行う多機能型事業所のうち厚生 労働大臣が定めるものに限る。)のサービス管理責任者の数は、別 表第2第4項第9号、別表第3第2項第7号、別表第4第4項第6 号、別表第5第4項第7号、別表第6第5項第3号および別表第7 第3項において準用する別表第1第4項第6号の規定にかかわら ず、当該多機能型事業所を1の事業所であるとみなして、当該1の 事業所とみなされた事業所ごとに、次のアまたはイに掲げる当該多

機能型事業所の利用者の数の合計の区分に応じ、当該アまたはイに 定める数以上とすることができる。この場合においても、この号の 規定により置くべきサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤 の者としなければならない。

ア・イ 省略

- (2) 利用定員(多機能型児童発達支援事業等を一体的に行う場合にあっては、当該多機能型児童発達支援事業等を行う事業所の利用定員を含む。)の合計が20人未満である多機能型事業所の職員(管理者、医師およびサービス管理責任者を除く。)については、別表第2第4項第9号および別表第3第2項第7号において準用する別表第1第4項第10号、別表第3第2項第6号、別表第4第4項第5号ならびに別表第5第3項第5号(別表第6第5項第3号および別表第7第3項において準用する場合を含む。)および第6号の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置く職員(多機能型児童発達支援事業等を一体的に行う場合にあっては、指定通所支援基準条例の規定により当該多機能型児童発達支援事業等を行う事業所に置くこととされる職員(指定通所支援基準条例別表第1第1項第4号イ(ア)aに規定する児童発達支援管理責任者を除く。)を含む。)のうち、1人以上は、常勤の者とすることができる。
- (3) 第1項第4号後段の規定により多機能型事業所の利用定員を1 人以上とすることができることとされた多機能型事業所の生活支援 員の数は、別表第2第4項第5号(別表第3第2項第7号において

機能型事業所の利用者の数の合計の区分に応じ、当該アまたはイに 定める数以上とすることができる。この場合においても、この号の 規定により置くべきサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤 の者としなければならない。

ア・イ 省略

- (2) 利用定員(多機能型児童発達支援事業等を一体的に行う場合にあっては、当該多機能型児童発達支援事業等を行う事業所の利用定員を含む。)の合計が20人未満である多機能型事業所の職員(管理者、医師およびサービス管理責任者を除く。)については、別表第2第4項第9号および別表第3第2項第7号において準用する別表第1第4項第10号、別表第3第2項第6号、別表第4第4項第5号ならびに別表第5第4項第5号(別表第6第5項第3号および別表第7第3項において準用する場合を含む。)および第6号の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置く職員(多機能型児童発達支援事業等を一体的に行う場合にあっては、指定通所支援基準条例の規定により当該多機能型児童発達支援事業等を行う事業所に置くこととされる職員(指定通所支援基準条例別表第1第1項第4号イ(ア)aに規定する児童発達支援管理責任者を除く。)を含む。)のうち、1人以上は、常勤の者とすることができる。
- (3) 第1項第4号後段の規定により多機能型事業所の利用定員を1 人以上とすることができることとされた多機能型事業所の生活支援 員の数は、別表第2第4項第5号(別表第3第2項第7号において

読み替えて準用する場合を含む。)、別表第4第4項第2号ならびに別表第7第3項において準用する<u>別表第5第3項第3号</u>および別表第6第5項第2号の規定にかかわらず、常勤換算方法で、アに掲げる利用者の数を6で除して得た数とイに掲げる利用者の数を10で除して得た数とを合計した数以上とすることができる。

ア・イ 省略

読み替えて準用する場合を含む。)、別表第4第4項第2号ならびに別表第7第3項において準用する<u>別表第5第4項第3号</u>および別表第6第5項第2号の規定にかかわらず、常勤換算方法で、アに掲げる利用者の数を6で除して得た数とイに掲げる利用者の数を10で除して得た数とを合計した数以上とすることができる。

ア・イ 省略

滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備および運営に関する基準を 定める条例新旧対照表(第9条関係)

旧

第1条・第2条 省略

(基本方針)

第3条 障害福祉サービス事業を行う者(以下「障害福祉サービス事業者」と<u>いう。)は</u>、地域および家庭との結び付きを重視した運営を行い、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画(以下「個別支援計画」という。)を作成し、これに基づき利用者に対して障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより、利用者に対して適切かつ効果的に障害福祉サービスを提供しなければならない。

(設備および運営に関する基準)

第4条 法第80条第1項の条例で定める基準は、前条に定めるもののほか、次の各号に掲げる障害福祉サービス事業の種類の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める別表のとおりとする。

(1)~(4) 省略

(新設)

(5)~(7) 省略

2 省略

新

第1条・第2条 省略

(基本方針)

第3条 障害福祉サービス事業を行う者(以下「障害福祉サービス事業者」という。)(次条第1項第1号から第4号までおよび第5号から第7号までに掲げる事業を行う者に限る。)は、地域および家庭との結び付きを重視した運営を行い、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画(以下「個別支援計画」という。)を作成し、これに基づき利用者に対して障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより、利用者に対して適切かつ効果的に障害福祉サービスを提供しなければならない。

(設備および運営に関する基準)

- 第4条 法第80条第1項の条例で定める基準は、前条に定めるもののほか、次の各号に掲げる障害福祉サービス事業の種類の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める別表のとおりとする。
 - (1)~(4) 省略
 - (4)の2 就労選択支援 別表第4の2
 - (5)~(7) 省略
- 2 省略

付則 省略 別表第1~別表第4 省略 (新設) 付則 省略

別表第1~別表第4 省略

別表第4の2 (第4条関係)

就労選択支援の事業の設備および運営に関する基準

- 1 就労選択支援の事業を行う者(以下「就労選択支援事業者」という。) は、利用者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、就労移行支援または就労継続支援を利用する意向を有する者および現に就労移行支援または就労継続支援を利用している者に対して、短期間の生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に関する適性、知識および能力の評価ならびに省令第6条の7の3に規定する事項の整理(以下「就労に関する評価および整理」という。)を行い、またはこれに併せて、当該就労に関する評価および整理の結果に基づき、省令第6条の7の4に規定する便宜を適切かつ効果的に供与すること。
- 2 就労選択支援事業者は、就労移行支援または就労継続支援に係る 指定障害福祉サービス事業者であって、過去3年以内に当該事業者 の事業所の3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用された ものまたはこれと同等の障害者に対する就労支援の経験および実 績を有するものであること。
- 3 就労選択支援事業者が当該就労選択支援の事業を行う事業所(以下 「就労選択支援事業所」という。)の規模は、10人以上の人員が利用 できるものとすること。

4 職員

- (1) 就労選択支援事業者は、就労選択支援事業所ごとに、就労選択支援 事業所の管理者および就労選択支援員(就労選択支援の提供に当たる 者として厚生労働大臣が定める者をいう。以下同じ。) を置くこと。
- (2) 就労選択支援員の数は、常勤換算方法で、利用者の数を15で除して得た数以上とすること。
- (3) 前2号に定めるもののほか、就労選択支援の事業の職員について は、別表第1第4項第2号、第7号、第8号および第12号から第15 号まで、別表第2第4項第8号ならびに別表第3第2項第5号の規定 を準用する。この場合において、別表第1第4項第7号中「前3号」 とあるのは、「別表第4の2第4項第2号」と読み替えるものとする。
- 5 就労に関する評価および整理の実施
 - (1) 就労選択支援事業者は、短期間の生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に関する評価および整理を行うものとする。
 - (2) 障害者就業・生活支援センターその他の機関が就労に関する評価および整理と同様の評価および整理を実施した場合には、就労選択支援事業者は、当該同様の評価および整理の実施により、就労に関する評価および整理の実施に代えることができる。この場合において、就労選択支援事業者は、次号の規定による会議の開催、就労に関する評価および整理の結果の作成または指定障害福祉サービス事業者その他の関係機関との連絡調整を行うに当たり、当該障害者就業・生活支援センターその他の機関に対し、当該会議への参加その他の必要な協力を求めることができる。
 - (3) 就労選択支援事業者は、就労に関する評価および整理の結果の作成

に当たり、利用者および市町村、指定特定相談支援事業者等、公共職業安定所その他の関係機関の担当者等を招集して会議を開催し、当該利用者の就労に関する意向を改めて確認するとともに、当該担当者等に意見を求めること。この場合において、当該会議の開催は、テレビ電話装置等を用いて行うことができる。

- (4) 就労選択支援事業者は、就労に関する評価および整理の結果を 作成したときは、当該結果に係る情報を利用者および指定特定相 談支援事業者等に提供すること。
- (5) 就労選択支援事業者は、就労に関する評価および整理の結果を 踏まえ、必要に応じて公共職業安定所、障害者就業・生活支援セ ンターその他の関係機関との連絡調整を行うこと。
- 6 就労選択支援事業者は、法第89条の3第1項の規定に基づき県が 設置する協議会への定期的な参加、公共職業安定所への訪問等によ り、地域における就労支援に係る社会資源、雇用に関する事例等に 関する情報の収集に努めるとともに、利用者に対して進路の選択に 資する情報の提供を行うよう努めること。
- 7 別表第1第3項(第2号を除く。)、第5項、第6項、第7項第4 号、第9項第1号、第10項から第12項(第4号を除く。)まで、第13 項から第15項(第2号アを除く。)までおよび第16項から第20項まで ならびに別表第2第3項第1号から第3号(ア(ウ)を除く。)まで、 第5項第1号、第7項(第3号および第4号を除く。)から第9項(第 3号を除く。)までおよび第1号の規定は、就労選択支援の 事業について準用する。この場合において、別表第1第7項第4号中

別表第5 (第4条関係)

就労移行支援の事業の設備および運営に関する基準

1~5 省略

- 6 求職活動の支援等の実施
- (1)~(5) 省略

(新設)

7 省略

別表第6以下 省略

「より、療養介護計画に基づき」とあるのは「より」と、同表 第10 項第2号中「事項を」とあるのは「事項ならびにサービスを提供する日および時間ならびに通常の事業の実施地域を」と、同表第12項第3号中「他の専門の医療機関」とあるのは「医療機関」と、同表第15項第2号イ中「第7項第4号キ」とあるのは「別表第4の2第7項において準用する第7項第4号キ」と、同号ウ中「第17項第2号」とあるのは「別表第4の2第7項において準用する第17項第2号」と、同号エ中「第18項第2号」とあるのは「別表第4の2第7項において準用する第17項第2号」と、同号エ中「第18項第2号」とあるのは「別表第4の2第7項において準用する第18項第2号」と読み替えるものとする。

別表第5 (第4条関係)

就労移行支援の事業の設備および運営に関する基準

- 1~5 省略
- 6 求職活動の支援等の実施
- (1)~(5) 省略
- (6) 就労移行支援事業者は、利用者に対し、指定計画相談支援を行う 者と連携し、定期的に就労選択支援に関する情報の提供を行うこと。
- 7 省略

別表第6以下 省略

滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備および運営に関する基準を 定める条例新旧対照表 (第10条関係)

IΒ	新	
(趣旨)	(趣旨)	
第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第80条第1項の規定に基づき、地域活動支援センター(法 <u>第5条第27項</u> に規定する地域活動支援センターをいう。以下同じ。)の設備および運営に関する基準(次条において「基準」という。)について定めるものとする。	第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第80条第 1項の規定に基づき、地域活動支援センター(法 <u>第5条第28項</u> に規定する地域活動支援センターをいう。以下同じ。)の設備および運営に関する基準(次条において「基準」という。)について定めるものとする。	
第2条 省略	第2条 省略	
付則省略	付則 省略	
別表 省略	別表 省略	

滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備および運営に関する基準を定める条例 新旧対照表(第11条)

IΒ	新
(趣旨)	(趣旨)
第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第80条第1項の規定に基づき、福祉ホーム(法第5条第28項に規定する福祉ホームをいう。以下同じ。)の設備および運営に関する基準(次条において「基準」という。)について定めるものとする。	第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第80条第1項の規定に基づき、福祉ホーム(<u>法第5条第29項</u> に規定する福祉ホームをいう。以下同じ。)の設備および運営に関する基準(次条において「基準」という。)について定めるものとする。
第2条 省略	第2条 省略
付則 省略	付則 省略
別表 省略	別表 省略

滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備および運営に関する基準を定める 条例新旧対照表 (第12条関係)

旧	新
本則・付則 省略	本則・付則 省略
別表(第3条関係)	別表(第3条関係)
1 省略	1 省略
(新設)	2 設置者は、利用者の自己決定の尊重および意思決定の支援に配慮しつ
	<u>つ、利用者の地域生活への移行に関する意向を把握し、当該意向を定期</u>
	的に確認するとともに、法第77条第3項各号に掲げる事業を行う者また
	は一般相談支援事業もしくは特定相談支援事業を行う者と連携を図り
	<u>つつ、利用者の希望に沿って地域生活への移行に向けた措置を講ずるこ</u>
	<u> と。</u>
(新設)	3 設置者は、利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サ
	<u>ービス等の利用状況等を把握するとともに、利用者の自己決定の尊重お</u>
	よび意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の当該障害者支援施設以外に
	おける指定障害福祉サービス等の利用に関する意向を定期的に確認し、
	一般相談支援事業または特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、
	<u>必要な援助を行うこと。</u>
<u>2</u> 規模	<u>4</u> 規模
(1) 障害者支援施設の規模は、次のアまたはイに掲げる障害者支援施	(1) 障害者支援施設の規模は、次のアまたはイに掲げる障害者支援施
設の区分に応じ、当該アまたはイに定める人員が利用できるものと	設の区分に応じ、当該アまたはイに定める人員が利用できるものと

すること。

ア 入所を目的とする他の社会福祉施設等に併設する障害者支援施設 (第3項第5号に規定する認定障害者支援施設を除く。) 10 人以上

イ 省略

(ア)・(イ) 省略

(2)~(4) 省略

3 省略

4 職員

(1)~(2) 省略

(3) 生活介護を提供する場合

ア 設置者は、医師、看護職員(保健師または看護師もしくは准看護師をいう。以下同じ。)、理学療法士または作業療法士(利用者に対して日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を提供する場合に限る。)、生活支援員およびサービス管理責任者(施設障害福祉サービスの提供に係るサービスの管理を行う者として厚生労働大臣が定める者をいう。以下同じ。)を置くこと。ただし、理学療法士または作業療法士を確保することが困難な場合は、これらの者に代えて、当該訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

イ 省略

すること。

ア 入所を目的とする他の社会福祉施設等に併設する障害者支援施設 (第5項第5号に規定する認定障害者支援施設を除く。) 10 人以上

イ 省略

(ア)・(イ) 省略

(2)~(4) 省略

5 省略

6 職員

(1)~(2) 省略

(3) 生活介護を提供する場合

ア 設置者は、医師、看護職員(保健師または看護師もしくは准看護師をいう。以下同じ。)、理学療法士等(理学療法士、作業療法士または言語聴覚士をいう。以下同じ。)(利用者に対して日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を提供する場合に限る。)、生活支援員およびサービス管理責任者(施設障害福祉サービスの提供に係るサービスの管理を行う者として厚生労働大臣が定める者をいう。以下同じ。)を置くこと。ただし、理学療法士等を確保することが困難な場合は、これらの者に代えて、当該訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

イ 省略

ウ 看護職員、<u>理学療法士または作業療法士</u>(アただし書の規定により置かれる機能訓練指導員を含む。オにおいて同じ。) および生活支援員の総数は、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法(障害者支援施設の職員のそれぞれの勤務延べ時間数の総数を当該障害者支援施設において常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該障害者支援施設の職員の数を常勤の職員の数に換算する方法をいう。以下同じ。) で、次の(ア) および(イ) に掲げる数を合計した数以上とすること。

(ア)・(イ) 省略

工 省略

オ <u>理学療法士または作業療法士</u>の数は、生活介護の単位ごとに、 利用者に対する日常生活を営む上で必要な機能の減退を防止する ための訓練の提供に必要な数とすること。

カ・キ 省略

- (4) 自立訓練(機能訓練)を提供する場合
 - ア 設置者は、看護職員、<u>理学療法士または作業療法士</u>、生活支援 員およびサービス管理責任者を置くこと。ただし、<u>理学療法士ま</u> たは作業療法士を確保することが困難な場合は、これらの者に代 えて、利用者に対して日常生活を営む上で必要な機能の減退を防 止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓 練指導員として置くことができる。
 - イ 看護職員、理学療法士または作業療法士(アただし書の規定に

ウ 看護職員、<u>理学療法士等</u>(アただし書の規定により置かれる機能訓練指導員を含む。オにおいて同じ。)および生活支援員の総数は、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法(障害者支援施設の職員のそれぞれの勤務延べ時間数の総数を当該障害者支援施設において常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該障害者支援施設の職員の数を常勤の職員の数に換算する方法をいう。以下同じ。)で、次の(ア)および(イ)に掲げる数を合計した数以上とすること。

(ア)・(イ) 省略

工 省略

オ <u>理学療法士等</u>の数は、生活介護の単位ごとに、利用者に対する 日常生活を営む上で必要な機能の減退を防止するための訓練の提 供に必要な数とすること。

カ・キ 省略

- (4) 自立訓練(機能訓練)を提供する場合
- ア 設置者は、看護職員、<u>理学療法士等</u>、生活支援員およびサービス管理責任者を置くこと。ただし、<u>理学療法士等</u>を確保することが困難な場合は、これらの者に代えて、利用者に対して日常生活を営む上で必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。
- イ 看護職員、理学療法士等(アただし書の規定により置かれる機

より置かれる機能訓練指導員を含む。エにおいて同じ。) および 生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を6で除して 得た数以上とすること。

ウ省略

エ 理学療法士または作業療法士の数は、1人以上とすること。

オ~キ 省略

(5)~(18) 省略

5・6 省略

- 7 施設障害福祉サービス計画等
 - (1) 省略
 - (2) サービス管理責任者は、次に掲げるところにより、施設障害福祉サービス計画の作成等を行うこと。

ア 省略

(新設)

イ 省略

<u>ウ</u> 施設障害福祉サービス計画の作成に当たっては、利用者が自立 した日常生活を営むことができるよう、適切な支援の内容につい て検討を行うこと。 能訓練指導員を含む。エにおいて同じ。) および生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を6で除して得た数以上とすること。

ウ省略

エ 理学療法士等の数は、1人以上とすること。

オ~キ 省略

(5)~(18) 省略

- 7・8 省略
- 9 施設障害福祉サービス計画等
 - (1) 省略
 - (2) サービス管理責任者は、次に掲げるところにより、施設障害福祉サービス計画の作成等を行うこと。

ア 省略

イ 課題把握に当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、意思決定の支援を適切に行うため、当該利用者の意思および選好ならびに判断能力等について丁寧に把握すること。

ウ 省略

工 施設障害福祉サービス計画の作成に当たっては、利用者の自己 決定の尊重および意思決定の支援に配慮しつつ、利用者が自立し た日常生活を営むことができるよう、適切な支援の内容について

工 省略

<u>オ</u> 利用者への施設障害福祉サービス等の提供に当たる担当者等による会議を開催し、施設障害福祉サービス計画の原案について、当該担当者等に対し意見を求めること。この場合において、当該会議の開催は、テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を用いて行うことができる。

<u>力</u> 省略

<u>キ</u> 施設障害福祉サービス計画を作成したときは、当該施設障害福祉サービス計画を利用者に交付すること。

<u>ク</u>~<u>コ</u>

<u>サ</u> アから<u>キ</u>までの規定は、<u>コ後段</u>の変更について準用する。

(3) 省略

(新設)

検討を行うこと。<u>この場合においては、第5号に規定する地域移</u> <u>行等意向確認担当者が把握した利用者の地域生活への移行に関す</u> <u>る意向等を踏まえるものとする。</u>

才 省略

力 利用者および当該利用者への施設障害福祉サービス等の提供に 当たる担当者等 (第5号に規定する地域移行等意向確認担当者を 含む。)による会議を開催し、当該利用者の生活に対する意向等 を改めて確認するとともに、施設障害福祉サービス計画の原案に ついて、当該担当者等に対し意見を求めること。この場合におい て、当該会議の開催は、テレビ電話装置その他の情報通信機器(以 下「テレビ電話装置等」という。)を用いて行うことができる。

キ 省略

<u>ク</u> 施設障害福祉サービス計画を作成したときは、当該施設障害福祉サービス計画を利用者<u>および当該利用者に対して指定計画相談</u> 支援を行う者に交付すること。

ケ〜サ

<u>シ</u> アから<u>ク</u>までの規定は、<u>サ後段</u>の変更について準用する。

- (3) 省略
- (4) サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己 決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困 難を抱える場合には、利用者への意思決定の支援が適切に行われるよ う努めること。

(新設)

(新設)

(4) 設置者は、次に掲げるところにより、施設障害福祉サービス計画に基づき、施設障害福祉サービスを提供すること。

ア~ウ 省略

(新設)

- (5) 設置者は、利用者の地域生活への移行に関する意向の把握、利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等の把握および利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向の定期的な確認(以下この項において「地域移行等意向確認等」という。)を適切に行うため、地域移行等意向確認等に関する指針を定めるとともに、地域移行等意向確認判当者(当該指定障害者支援施設において地域移行等意向確認等を行う者をいう。以下同じ。)を選任すること。
- (6) 地域移行等意向確認担当者は、前号の指針に基づき、地域移行等 意向確認等を実施し、課題把握の際に地域移行等意向確認等において 把握または確認した内容をサービス管理責任者に報告するとともに、 当該内容を第2号カに規定する会議に報告すること。
- (7) 地域移行等意向確認担当者は、地域移行等意向確認等に当たって は、法第77条第3項各号に掲げる事業を行う者または一般相談支援事業もしくは特定相談支援事業を行う者と連携し、地域における障害福祉サービスの体験的な利用に係る支援その他の地域生活への移行に向けた支援を行うよう努めること。
- (8) 設置者は、次に掲げるところにより、施設障害福祉サービス計画に基づき、施設障害福祉サービスを提供すること。

ア~ウ 省略

工 利用者が自立した日常生活または社会生活を営むことができる よう、利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めること。 エ~ク 省略

8~20 省略

- 21 記録の整備
 - (1) 省略
 - (2) 設置者は、次に掲げる記録を整備し、施設障害福祉サービスを提供した日から5年間保存すること。
 - ア省略
 - イ 第7項第4号カの規定による身体的拘束等の記録
 - ウ <u>第23項第2号</u>の規定による事故の状況および当該事故に際して 講じた措置の記録
 - エ 第24項第2号の規定による苦情の内容等の記録

<u>22</u>~<u>24</u> 省略

25 連携等

(1) 省略

(新設)

(新設)

<u>オ</u>~<u>ケ</u> 省略

10~22 省略

- 23 記録の整備
 - (1) 省略
 - (2) 設置者は、次に掲げる記録を整備し、施設障害福祉サービスを提供した日から5年間保存すること。
 - ア 省略
 - イ 第9項第8号キの規定による身体的拘束等の記録
 - ウ <u>第25項第2号</u>の規定による事故の状況および当該事故に際して 講じた措置の記録
 - エ 第26項第2号の規定による苦情の内容等の記録

24~26 省略

- 27 連携等
 - (1) 省略
 - (2) 設置者は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、地域住民等との連携および協力を行う等の地域との交流を図ること。
 - (3) 設置者は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者およびその家族、地域住民の代表者、施設障害福祉サービスについて知見を有する者ならびに市町の担当者等により構成される協議会 (以下この号および次号において「地域連携推進会議」という。) を開催し、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議において、

(新設)

(新設)

- (2) 省略
- <u>(3)</u> 省略

(新設)

(新設)

事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を 聴く機会を設けること。この場合において、地域連携推進会議の開 催は、テレビ電話装置等を用いて行うことができる。

- (4) 設置者は、地域連携推進会議の開催のほか、おおむね1年に1回 以上、地域連携推進会議の構成員が障害者支援施設等を見学する機 会を設けること。
- (5) 設置者は、第3号の規定による報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表すること。
- (6) 前3号の規定は、設置者がその提供する施設障害福祉サービスの 質に係る第三者による評価および当該評価の実施状況の公表または これに準ずる措置として知事が定めるものを講じている場合には、 適用しない。
- (7) 省略
- <u>(8)</u> 省略
- (9) 設置者は、感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関(以下「第2種協定指定医療機関」という。)との間で、新興感染症(同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症または同条第9項に規定する新感染症をいう。以下同じ。)の発生時等の対応を取り決めるよう努めること。
- (10) 設置者は、第7号に規定する医療機関が第2種協定指定医療機関

		である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新
		興感染症の発生時等の対応について協議を行うこと。
<u>26</u> 省略	<u>28</u>	省略